

はじめに

京都府教育委員会では、平成9年に阪神淡路大震災の教訓を踏まえた地震防災安全指導資料「地震」を発行し、また、生活安全の領域においては「幼児児童生徒を凶悪な事件から守るための手引」を平成13年に発行、平成16年に改訂、平成22年に新改訂する等、子どもたちの安全確保を図るための取組を進めてきました。また毎年発行の「京都府児童生徒の健康と体力の現状」で、交通事故災害の現状と課題を示してきました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震に加え大津波が東日本太平洋側沿岸部を襲い、多くの学校に甚大な被害をもたらすとともに、子どもたちの尊い命が失われ、あらためて災害安全に関する取組の見直しが重要かつ喫緊の課題となりました。

大震災に直面する中、岩手県釜石市における取組は、在校中の児童生徒等ほぼ全員が的確な避難行動をとり自らの命を守ったことから、それまでの**計画的、継続的な防災教育の取組**が子どもたちの**危険に対する実践的な力の育成**につながったこと、**地域の人々と協働した訓練等の取組**が多くの**人々の命を救うこと**につながったこと、**年上の子どもたちが率先して行動し**、年下の子どもや高齢者等の弱者を気づかったこと、**想定にとらわれない避難のあり方等**、多くの教訓を得ました。

学校安全は、「生活安全(防犯を含む)」「交通安全」「災害安全(防災と同義)」の3領域で構成されます。子どもたちの安心・安全を脅かす出来事が起こったときに、「何が起こったのかについて信頼できる情報を入手」し、「子どもたちが自らの安全を確保」し、その後「他の人の安全に貢献する」ことは、すべての領域に共通する普遍的な行動であり、また、学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月文部科学省)にも、「生きる力」すなわち「基礎基本の習得」「主体的な判断」「問題解決能力」「自立性と協調性」「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康・体力」が3領域の共通基盤であると示されています。この普遍的な行動と共通基盤をもとに、3領域それぞれの特性を踏まえつつ、三位一体とした安全教育を推進するため、京都府の「いのちを守る『知恵』をはぐくむために ～学校における安全教育の手引～ 東日本大震災の教訓をふまえて」を作成いたしました。

本手引が各学校等において、管理職、安全教育を担当する教職員はもとより、広く教職員の方々に活用され、学校における安全教育の充実の一助となることを願います。

全体編

学校安全は「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3領域で構成されています。この全体編では、おのこの領域の特性を踏まえ、普遍的な行動と共通基盤を整理し、3領域を三位一体として取り組むべき事項について記述しています。

【全体編】

I 学校における安全教育

1 安全教育の意義とねらい	1
2 学校安全の構造	2
3 各校で準備しなければならない計画等	5

II 学校における安全教育の視点

1 幼児	7
2 小学生	7
3 中学生	9
4 高校生	9
5 障害のある児童生徒等	10
6 日常の学校生活における具体的な安全指導の留意点<参考>	11

III 学校における安全管理の推進

1 安全点検と改善措置	13
2 学校生活の安全管理	14
3 危険等発生時の「対応チーム」の編成	16
4 危険等発生時対処要領の整備	18
5 危険等発生時の対処行動	19
6 登下校時、在宅時における事件・事故災害への対応	20
7 事後の対応や措置	21

IV 安全教育・安全管理を進める組織活動の充実

1 教職員研修の充実	25
2 家庭、PTAとの連携	26
3 地域社会や地域関係機関等との連携	28

V 危険等発生時の心のケア

1 組織的な心のケア対策と基本的な体制	31
2 児童生徒等の心の健康状態の把握	33
3 児童生徒等の心のケアの実際	34

I 学校における安全教育

学校における安全教育は

わかる 安全確保のために必要な事項を実践的に理解する
助かる 危険予測に基づいた安全な生活を送る基礎を培う
みんなで助かる
 安全な社会づくりへの資質・能力を育てる

を目標としています。

*平成23年3月に策定された「京都府教育振興プランーつながり、創る、京の知恵ー」で提起された3つの「はぐくみたい力」の、「展望する力」を「**わかる**」、「挑戦する力」を「**助かる**」、「つながる力」を「**みんなで助かる**」とそれぞれ関連付けて設定しています。

*学校とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を指します。

1 学校安全の意義とねらい

(1) 学校安全の意義

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。（『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」平成22年3月 文部科学省）

人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体としての安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

学校をはじめとして、家庭や社会生活における様々な場面において、誘拐や傷害等の犯罪による被害、交通事故、火災、自然災害、原子力災害等多くの事件・事故災害による危険が幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする。）を取り巻いている。

これまでから、学校、家庭、地域社会では、児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害を教訓として、様々な対策を講じ、児童生徒等の犯罪被害発生数、交通事故死者数、通学路を含めた学校での死者数を減少させる努力をしている。しかし、児童生徒等が被害者となる事件・事故災害は依然として後

を絶たず、これらは、安全に関する取組の継続、充実が不可欠であることを示している。そのためには、これまで積み重ねてきた安全に対する知識や技術といった**生命を守るための「力」や「知恵」**を理解した上で、**最新の情報や知識**を加えて、児童生徒等が安心・安全で充実した教育環境で学習することができるよう、**不断の「努力」**を重ねていくことが必要である。

(2) 学校安全のねらい

学校安全は、

- ・児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる**資質や能力を育成すること**
- ・児童生徒等の安全を確保するための**環境を整えること**

をねらいとしている。

また、児童生徒等の安全を守るための取組を進めていくには、

- ・安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための**事前の危機管理**
- ・事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための**発生時の危機管理**
- ・危機が一旦収束した後、心のケアや授業再開等、通常の生活の再開を図るとともに、**再発の防止に向けた危機管理**

の三段階の危機管理に対応して、**安全教育、安全管理、組織活動**（次ページ図1参照）のすべての面から取組を行うことが必要である。

2 学校安全の構造

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す**安全教育**、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す**安全管理**、そして両者の活動を円滑に進めるための**組織活動**という三つの主要な活動から構成されている。

また、学校安全の領域としては、「**生活安全（防犯を含む）**」「**交通安全**」「**災害安全（防災と同義）**」の3つの領域があげられる。

学校安全の構造は図1に示す。

学 校 安 全

学 校 安 全

安全教育

- ・日常生活全般における安全確保に必要な事項の実践的理解
- ・自他の生命尊重を基盤とした、生涯を通じた安全な生活を送る基礎の育成
- ・進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献する資質・能力の涵養

対人管理

- ・児童生徒等の心身の状態の管理及び様々な生活や行動の管理

安全管理

- ・児童生徒等を取り巻く環境の整備
- ・事故の要因となる学校環境や学校生活における行動の危険の早期発見
- ・危険の速やかな除去
- ・万が一、事件・事故災害が発生した場合の、適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立と、児童生徒等の安全の確保

対物管理

- ・学校の環境管理

組織活動

- ・安全教育や安全管理を効果的に進めるための、教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制の構築、家庭、地域社会との密接な連携などの活動

生活安全領域

- ・日常生活で起こる事件・事故災害
- ・誘拐や傷害などの犯罪被害防止

交通安全領域

- ・様々な交通場面における危険と安全

災害安全領域

- ・地震、津波、火山活動、風水(雪)害、火災、原子力災害

学校防災計画

- ・京都府地域防災計画
- ・市町村防災計画
- ・学校の管理運営に関する規則等に基づく

の 構 造

学校安全計画

学校保健安全法
第二十七条に基づく

安全学習

・安全についての適切な意志決定を目指した、基礎的・基本的事項の系統的理解、思考力・判断力の向上

- 体育科保健領域(小学校3年～6年)
- 保健体育科保健分野(中学校)
- 保健体育科科目保健(高等学校)
- 関連教科
- 総合的な学習の時間
- 自立活動(特別支援学校)

安全指導

・安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成

- 学級(ホームルーム)活動
- 学校行事等
- 児童会、生徒会活動等
- 個別指導
- 随時指導

心身の安全管理

・児童生徒等の心身の健康状態の把握と、その安定や改善

- 要因となる心身の状態の把握、分析
- 日常の行動観察
- 応急処置と緊急体制

生活や行動の安全管理

・学校におけるすべての教育活動(学習時間、休憩時間、クラブ活動、部活動、学校行事等)を対象とした、児童生徒等の行動によって生じる危険の早期発見と、事故の未然防止

- 学校生活
 - ・ 休憩時間
 - ・ 始業前、放課後
 - ・ 教科等の学習
 - ・ 学校行事
 - ・ クラブ活動、部活動
- 校外生活
 - ・ 通学路の設定と安全確保
 - ・ 危険箇所(区域)の指定
 - ・ 遊びや運動の規則
- 応急処置と緊急体制

学校環境の安全管理

・安全点検の実施とその事後措置

- 校舎内外の点検と事後措置
 - ・ 定期・臨時の安全点検
 - ・ 日常の安全点検
- 学校環境の美化等情操面

校内の協力体制 家庭、地域社会との連携

・学校と家庭、地域との情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守る、児童生徒等が安心して生活を送れる環境の整備

- 教職員の共通理解
- 教職員研修
- 家庭・PTAとの連携・協力
- 地域学校安全委員会の組織と実践

等

危険等発生

危険等発生時対処要領

・学校保健安全法第二十九条に基づく

- リスクマネジメント(事前の危機管理)
- クライシスマネジメント(発生時の危機管理・再発の防止に向けた危機管理)

図1 <学校安全の構造図>

3 各校で準備しなければならない計画等

図1に示すとおり、法的根拠等に基づき、学校安全活動に関わって準備しなければならない計画等については主に次のようなものがある。

(1) 学校安全計画

学校保健安全法に基づき、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画で、安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を含め策定する。

—学校保健安全法 第二十七条（学校安全計画の策定等）—

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(2) 危険等発生時対処要領（学校危機管理マニュアル）

学校保健安全法に基づき、事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領で、不審者の侵入事件や防災をはじめ、様々な危険等を想定し、各校の実情に応じて作成する。

—学校保健安全法 第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）—

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(3) 学校防災計画

各校における防災体制の整備、施設・設備等の災害予防対策、防災訓練の実施等に関する計画で、学校が所在する自治体の地域防災計画で定める事項に基づいて作成する。

—京都府地域防災計画一般計画編 第2編災害予防計画 第31章学校等の防災計画 第1節計画の方針—
 学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

各計画等については、各校で教職員の共通理解のもとに立案、策定し、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域の人々との連携が適切に進められていたか等、定期的に取り組状況を評価し、見直しを行うとともに、保護者等に周知するなどして連携を図ることが必要である。

具体的には、PLAN(計画)－DO(実施)－CHECK(評価)－ACTION(改善)のサイクルをとおして、効果的に学校安全活動を充実させていくことが必要である。

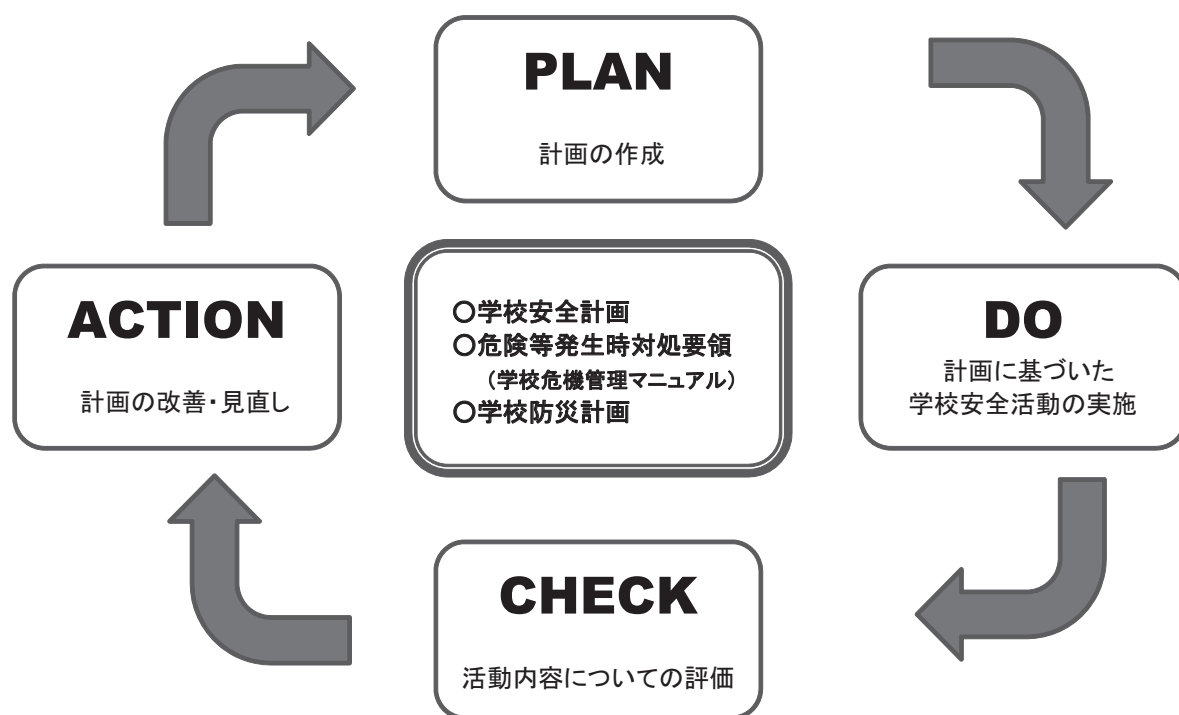


図2 <PDCAサイクル>

II 学校における安全教育の視点

「わかる」「助かる」「みんなで助かる」力をはぐくむ安全教育は、児童生徒等の発達段階に応じて取組を進める必要があります。

1 幼児 ～危険に気づき、大人に伝える～

「あぶないことがあったら 先生におしえてね」

保護者の日常的な保護を離れ始めたばかりの幼児は、外界の危険との直接的遭遇の少なさから、大人の援助のもとで自ら遊ぶ体験をとおして何が危険であるかを理解し、様々な危険に対する対処方法を身に付けていく時期である。

身体の安全と心の安全に関して最も敏感な時期であることや、1つの事柄に注意や認知が固定化し、それ以外のことに対して複数の視点からの情報処理ができにくいという認知の中心化といった特徴を踏まえ、幼児が生活する環境内に潜在する危険について、できるだけ具体的な題材を示して理解させ、気付いた危険について大人に伝える姿勢を身に付けさせることが大切である。

また、教材や遊具等の使用の仕方等について、きめ細やかな指導と配慮が必要である。

<具体的目標>

- (1) 日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができる。
- (2) 危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者等の大人の指示に従い行動することができる。
- (3) 危険な状態を発見したときには教職員や保護者等近くの大人に伝えることができる。

2 小学生 ～危険を理解し、身を守る～

「どうして気を付けなければならないか わかる？」

脳の抑制回路も発達し、衝動的な行動も減少する小学生期は、保護者や教職員のしつこさを素直に受ける時期であり、身の回りの危険についてひととおりの教育が可能な時期である。

しかし、低学年の児童は危険を読み取る技能に未熟さがあり、潜在的危険に対する判断に弱さがある。

また、中学年になると、意識される生活空間は広がるが、身近な場所での危険についての知識を未知の場所での危険予測や判断につなげる力がまだ未熟である。

高学年では冒険心や仲間への同調行動からあえて危険な行動をとることもあるが、日常生活の様々な場面での危険を理解する能力も身に付く時期でもある。安全に行動することの大切さに加えて、**自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気を配る**ことをとおして、安全に対して「**展望する力**」をはぐくむことができる。

<具体的目標>

(1) 低学年

ア 安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができる。

イ 危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者等近くの人に速やかに連絡し指示に従う等、適切な行動をとることができる。

(2) 中学年

ア 「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防ぎ方について理解し、危険を察知するとともに、自ら安全な行動をとることができる。

(3) 高学年

ア 中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動をとることができる。

イ 自分の安全だけでなく、家族等身近な人々の安全にも気配りができる。

ウ 簡単な応急手当をすることができる。

3 中学生 ～危険を予測し身を守り、率先して行動する～

「きみたちを頼りにしてるからね」

思春期を迎え、心身ともに大きな変化を示す中学生に対する安全教育においては、指示的な指導だけでなく、安全規則を遵守することの意義や、安全な行動をとることの理由を明確に示すことが大切である。居住している地域を中心として府内の具体的な場所や様々な場面を想定し、自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば安全が確保できるのかなどの、安全に関する様々な「知恵」を理解させ、大切にさせることが重要である。

また、個別化、複雑化する傾向にある中学生の特徴にあった題材を生徒の関心と安全教育との接点を見出しながら、自然、人、社会とのつながりを意識した教育内容を設定し、教材を提示することが求められる。

更に、中学生は居住している地域の最も年長の子どもであることの自覚を促し、自らの行動が社会に影響を与える可能性についても触れた意識付けを行う。東日本大震災において中学生の日常の学習に基づいた避難行動が率先した行動となり、地域の人々の避難行動につながった事などを例にして、社会と自己とのつながりを大切にす態度も醸成させることが大切である。

＜具体的目標＞

- (1) 小学校までに学習した内容を更に深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとることができる。
- (2) 応急手当の技能を身に付ける。
- (3) 災害安全への日常の備えや的確な避難行動ができる。
- (4) 自己の安全だけでなく、他の人々の安全に配慮する力を身に付ける。

4 高校生 ～自他の安全を守り、社会と共生する～

「高校生としての役割を果たそう」

高校生に対しての安全教育は、社会的貢献や社会の一員としての役割を意識させるなど、より大きな視点に立った生き方を促す取組が必要である。人間としての在り方や生き方を発見していくことが求められる高校生にとって、行動の規範が自分の利害や興味・関心のみに傾かないためにも、人を思いやり共に助け合い、

積極的に社会と関わる安全教育が求められる。

東日本大震災の際も、自ら被災しているにも関わらず、避難所の運営にボランティアとして参加する高校生の姿があり、本府においても高校生自身が地域社会において各種交通安全や防犯の啓発や啓蒙活動に参加している事例がある。こういった活動に取り組むことは、**社会人としての自覚を高め、より広い視野から安全をとらえる機会**となり、自然、人、社会と「**つながる力**」となる。

＜具体的目標＞

- (1) 自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域の人々の安全に貢献する大切さについて一層理解を深める。
- (2) 心肺蘇生等の応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できる。
- (3) 安全で安心な社会をつくることの重要性について理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できる。

5 障害のある児童生徒等 ～危険を避ける力を付ける～

「危ないときこそ 身を守る」

障害には、一般的には視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等があり、近年、児童生徒等の障害は重度・重複化、多様化してきている。

また、通常の学級にも、特別な支援や配慮を要する児童生徒等が増えている。

障害のある児童生徒等が、あらゆる危険を回避し安全に行動するためには、環境の安全確保とともに、自らの力を最大限に生かし、危険から回避できる能力を身に付けさせることが必要である。

冷静に考える力、前後の事情を総合して物事をどう進めるのかを決める力を育てることや、話し言葉に限らないコミュニケーション能力等を日常の学習活動とおして育成し、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を身に付けさせることが重要である。

また、障害のある児童生徒等の一人一人の状態を、学級担任や養護教諭、児童生徒等に日常的に接する教職員との間で継続的な観察と情報交換をおして適切に把握することが大切である。

＜具体的目標＞

(1) 幼稚部

ア 情緒の安定を図り、遊びをとおして状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができる。

イ 危険な場所や事物等が分かり、安全についての理解を深める。

(2) 小・中学部

ア 教職員と一緒に、また教職員の援助を受けながら健康で安全な生活を送ることができる。

イ 健康や身体の変化に関心を持ち、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解する。

(3) 高等部

ア 教職員と一緒に健康で安全な生活を送ることができる。

イ 健康や身体の変化に関心を持ち、健康・安全に関する事柄を一層理解する。

6 日常の学校生活における具体的な安全指導の留意点 <参考>

(1) 「朝の会」「終わりの会」「ショートホームルーム」等の安全指導の留意点

ア 児童生徒等の安全に対する意識を喚起する題材の提示、表現の仕方

イ 1 単位時間の学級活動の内容や、日常の学校生活における指導との関連

ウ 学校行事等における指導内容との関連への配慮

エ 児童生徒等の日常生活での安全な行動実践の評価とその後の指導

(2) 「休み時間」等の安全指導の留意点

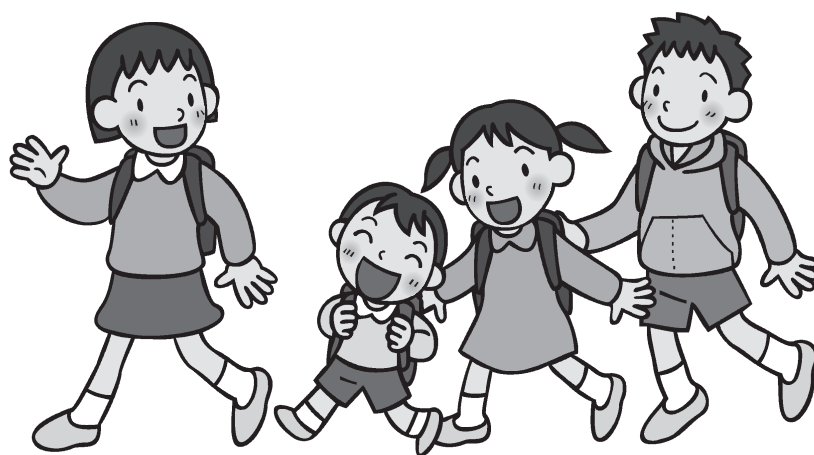
ア 児童生徒等の問題となる行動の改善

イ 児童生徒等の安全に対して望ましくない行動の教材化

(3) 安全に関する個別指導の配慮

特別支援学校や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがある。これらの児童生徒等に対する安全指導では、次の点に留意して指導をすすめる。

- ア 特別支援学校や医療、福祉等、関係機関の助言や援助を活用
- イ 個々の児童生徒等の障害の状態に応じた指導内容や方法の計画的、組織的な工夫



Ⅲ 学校における安全管理の推進

児童生徒等の安全を確保するための環境を整える安全管理は、安全教育との一体的な活動を通じて、取組を進めなければなりません。

1 安全点検と改善措置

学校環境における安全の確保については、学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。

したがって学校長は、施設及び設備の安全点検を定期的実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、

- (1) 危険物の除去
- (2) 施設・設備の修繕
- (3) 危険箇所の明示
- (4) 立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更

を行う等の適切な措置を講じなければならない。

また、大規模な改修を伴う場合等、学校で対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。

更に、補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要がある。経過や補修・改修箇所を明記した文書を作成・保存しておき、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

安全点検の対象や項目の設定については、校種の違い、学校の置かれている環境やその地域の実情を考慮し、定期、臨時、日常の安全点検において適宜追加・変更等を行わなければならない。

学校開放等により一般者が校内施設を使用する場面も増えているが、開放部分と非開放部分の進入禁止場所等の明示や施錠に加え、開放前後の施設の点検を入念に行うようにする。

2 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。そのため、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。これらは、全国、京都府内、あるいは各校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動等の実態を踏まえ、全教職員の共通理解を図った上で、定めることが必要である。

(1) 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握の観点

- ア 運動や遊び等の活動内容、活動場所等の実態調査
- イ 学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録
- ウ 健康観察や保健室来室状況等の記録
- エ 教職員による行動観察等の情報
- オ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計・事故事例

(2) 行動や場所の規制の観点

- ア 規制についての教職員の共通理解
- イ 教職員の協力体制の確立
- ウ 規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守の徹底

(3) 情緒の安定及び良好な健康状態把握の観点

- ア 情緒の不安定が顕在化した際の積極的な指導
 - (ア) 気分転換やリラクゼーションによる情緒の安定の促進
 - (イ) 情緒の安定に関する学習の充実
 - (ウ) 日常的な児童生徒等の理解
 - (エ) 望ましい生活習慣の形成
 - (オ) 相談活動やカウンセリング体制の整備
 - (カ) 美化活動等の環境整備による情緒の安定の促進
 - (キ) 保護者との連絡・連携
- イ 日常の健康観察、健康相談や健康診断に関する情報等の活用

(4) 学校生活ごとの学校管理の留意点

ア 休憩時間

- (ア) 校舎内で活動している場合
 - a 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものの不備や危険
 - b 校舎内での施設の利用や児童生徒等の危険な行動

- c ひさしや天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりする等の危険な行動
- (イ) 運動場、体育館等で活動している場合
 - a 運動や遊びをしている者と他の者との間の危険
 - b 運動や遊びの種類と場所
 - c 休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動
 - d 人目に付きにくいところでの運動や遊び
 - e 新しく児童生徒等の間に流行している遊び
- (ウ) 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合
 - a 遊具、固定施設そのものの不備や危険
 - b 利用の仕方
 - c 利用している者の行動
 - d 固定施設の近くにいる者の危険
 - e 移動施設の転倒防止のための固定方法

イ 各教科等の学習時間

- (ア) 始業前や各教科等の指導前の児童生徒等の心身の状態の把握、服装及び学習中に予想される危険に対する配慮
- (イ) 施設、用具、教材・教具等の整備と児童生徒等のその扱い方の理解
- (ウ) 情緒不安傾向の児童生徒等、特に注意を要する者に対する適切な個別的配慮

ウ 園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動時間

- (ア) 参加する人員の完全な確認
- (イ) 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険
- (ウ) 場所、時刻、時間等の無理や危険
- (エ) 用具や使用施設・設備の安全の状態の確認
- (オ) 参加する者の健康状態の十分な把握
- (カ) 活動をしている者相互間の危険

エ 学校給食の時間

- (ア) 検食による異物等の確認
- (イ) 食かん、食器等の受け渡しやコンテナの移動の際の危険
- (ウ) 食事を運搬する方法、運搬する通路等の危険
- (エ) 食事を配膳するときの取扱いの危険
- (オ) 食事における誤嚥や異物等の誤飲等による危険

オ 清掃活動等作業時

- (ア) 道具や用具の正しく安全な使用
- (イ) 適切な作業時等の服装
- (ウ) 肥料や薬剤の安全な取扱い
- (エ) 作業している場所及びその周辺の危険
- (オ) 作業している者と他の者との間の危険

3 危険等発生時の「対応チーム」の編成

対応チームとは、事故等（事故、加害行為、災害等）により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（以下「危険等発生時」という）に、役割分担に基づいた対応を行う教職員体制の総称である。

チームの編成については事件・事故災害ごとに教職員の役割を変えるのではなく、同系統の任務に固定し、職員の任務の熟知と円滑な遂行を図ることが重要である。

また、基本の役割をもとにした、臨機応変な行動も求められるので、混乱が生じないようにリーダーによる指示やお互いの声掛けによる任務の確認を大切にしなければならない。

(1) 危険等発生時の対応チームの編成の留意点

- ア 対応チームの編成を全教職員に明らかにし、年度当初に必ず確認しておくこと。
- イ 出張等による不在教職員がいる場合でも運用できるような体制を構築すること。
- ウ 学校の規模に応じ、役割を工夫して編成すること。
- エ 児童生徒等の対応にあたる教職員がいない学年、フロアがないように留意すること。
- オ それぞれのチームのリーダーを中心とした指示系統を確立しておくこと。

表1 <チーム編成(例)>

	災害発生時(不審者発見時)	児童生徒等避難後
対策本部	校内緊急放送 情報収集、整理 関係機関へ連絡(消防・警察等) 避難の判断(避難場所、下校の判断) 児童生徒等への行動の連絡(放送等) 新たに発生する事案への対応と指示 負傷者の保護者への連絡	情報収集 下校の指示 児童生徒等・教職員の安否の確認 搬送先への付添いの指示、把握 関係機関へ連絡(教育委員会等)
不審者・災害対応チーム	児童生徒等へ指示後、災害発生場所に急行 初期消火・不審者対応 校内巡回(災害発生場所確認、不審者対応) 状況報告(携帯電話・インターホン・伝令による)	消火活動 救護、救助へ移行 不審者対応(警察へ引渡すまで)
児童生徒等対応チーム	児童生徒等へ指示 避難経路を判断・指示 避難誘導	安全確認 負傷者対応 児童生徒等の観察 心のケア 保護者への緊急連絡
救助チーム	児童生徒等へ指示後、校内巡視 →負傷者への応急手当・救護所へ搬出 行方不明児童生徒等、教職員の搜索 情報収集と状況報告	状況報告 救急車へ同乗
救護チーム	救護体制の確立(救急用品準備、救護所設置) 負傷者の全体把握 救急、医療機関への連絡 心のケア	負傷者搬送先確認 負傷者の保護者へ連絡

4 危険等発生時対処要領の整備

(1) 作成の必要性

学校においては、学校保健安全法第29条で危険等発生時対処要領を作成することと規定されている。

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた**実効性のある対策**を講じなければならない。その中心となるのは学校が行う危機管理であり、事前に、学校は**適切かつ確実な危機管理体制**を確立し、**危険等発生時対処要領の周知、訓練の実施等**、教職員が**様々な危機に適切に対処**できるようにする必要がある。

学校は事件・事故災害発生時には**迅速かつ適切に対応**することが求められる。危険等発生時対処要領に沿って、危機管理責任者である学校長（副校長・教頭）を中心に対応チームを機能させ、**児童生徒等の安全を確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等**を実施する。

事態が収拾した直後から、**保護者及び関係者への連絡・説明**を速やかに行い、**教育再開の準備**や**事件・事故災害の再発防止対策**を実施する。

また、**心のケア**等必要な対策を講じることが必要である。

(2) 見直しのポイント

学校独自の危険等発生時対処要領の見直し・改善について、文部科学省は次の5つのポイントを示している。（「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」平成19年11月）

これらが実際に機能するかどうか、**訓練等をもとに検証し、定期的に見直し・改善を行う必要がある。**

- ア 人事異動等による**対応チームの分担や組織の変更**はないか
- イ **施設・設備や通学路、児童生徒等の状況**に変化はないか
- ウ **地域や関係機関との連携**に変更はないか
- エ **訓練、研修会等の机上訓練（図上訓練）で、問題点や課題の発見**はなかったか
- オ **先進校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目**はないか

5 危険等発生時の対処行動

事件・事故災害が発生した場合、教職員は危険等発生時対処要領等に基づき適切に行動しなければならない。危険等発生時対処要領を確認している時間のない一刻を争う状況下において、時間の空費で児童生徒等の安全を左右することのないよう、教職員一人一人が自分の役割分担を熟知し、危険等が発生した際、迅速かつ適切に行動できるよう備えておく必要がある。

また、各対応チームがどのように行動しているか、危険等がどのように推移しているかを全員が共通理解できる体制づくりが重要である。

(1) 危険等発生時の対処行動の留意点

ア 本部の対処行動

- (ア) 正確な状況把握による冷静な判断
- (イ) 迅速かつ適切な教職員・児童生徒等への行動指示
- (ウ) 本部での状況把握が困難な場合の、現場における臨機応変な対応の指示

イ 各対応チームの対処行動

- (ア) 対処行動の熟知
- (イ) 対処行動を整理したフロー図等の掲示や縮小版の携帯
- (ウ) 危険等発生時の「声掛け」「相互確認」等による連携した行動
- (エ) 臨機応変な行動が求められる際の適切な判断と本部への速やかな連絡

ウ 状況・情報の共有

- (ア) 本部で時系列に対応を記録（模造紙、小黒板等を活用）
- (イ) 全ての教職員が短時間で状況を把握できる体制の構築（放送、トランシーバー、インターホン、携帯電話、インターネット等の活用）

エ 児童生徒等の実態を考慮した行動

- (ア) 避難時に配慮を要する児童生徒等の対応方法の確立と全教職員への周知
- (イ) 障害のある児童生徒等に係る「個別の教育支援計画」への安全に関する配慮事項の記入と活用

オ 校内各施設における避難方法の確認と児童生徒等への指導

- (ア) 校内施設ごとの避難方法の指導内容を統一し、児童生徒等の混乱を防止

カ 緊急下校の判断基準・方法についての保護者、地域の人々等への周知と引渡し方法の確立

- (ア) 通信機能不通の際、学校と保護者の緊急下校の判断基準・方法についての共通理解の徹底
- (イ) 確実に保護者へ引渡すための引渡確認表等の準備と活用
- (ウ) 緊急下校の際の下校先確認カード等の準備と活用（特に幼稚園児・小学生に有効）

キ 学校待機の場合の対処

- (ア) 待機する児童生徒等のための緊急時対応物資の備蓄
- (イ) 教職員の対応体制の確立
- (ウ) 保護者への連絡可能な方法による迅速な連絡

6 登下校時、在宅時における事件・事故災害への対応

事件・事故災害は児童生徒等の登下校時、在宅時に発生する可能性もある。その際、学校は、いつ、どこで、誰が、どんな事件・事故災害に遭ったのか正確な情報を得る必要があり、より迅速に対応するためには事前に**関係機関や地域の協力**も加え、**多重の安全確認体制**を構築しておくことが重要である。

その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関や保護者への連絡等の対応を素早く行うことが求められる。

そのため、前もって事件・事故災害発生時の対応について検討し、**緊急事態に即対応**できるようにしておくことが重要である。登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害等の犯罪被害や交通事故、地震等の自然災害等が想定される。

7 事後の対応や措置

(1) 事件・事故災害対策本部の設置

事件・事故災害対策本部を速やかに設置し、事実の確認・整理、役割分担の確認と指示、今後の対応の決定、関係機関との連絡及び教育再開準備を行う。

(2) 情報収集と整理

情報の混乱を避けるため、窓口を一本化し、事件・事故災害の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置等を整理しておく。

(3) 記録の整理

個人情報の取扱いについては、十分に配慮を行う。

(4) 保護者への連絡や説明

被害にあった児童生徒等の保護者には、速やかに連絡し、学校又は病院等に急行してもらう。事件・事故災害の深刻さ等を勘案し、必要な場合は保護者説明会を開催する。

(5) 報道機関への対応

報道機関へは、情報を整理し、適宜提供する。事件・事故災害の深刻さ等を勘案し、必要に応じて記者会見を開催する。

また、取材等による二次被害の拡大を防止するため報道機関との連携を図る。

(6) 教育再開の準備及び事件・事故災害の再発防止対策の実施

事件・事故災害の発生状況や対応の経過等を把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故災害の再発防止に向けた対策を講じる。

ア 応急手当と心のケアに対する体制等の見直し

イ 緊急時に備えた校内体制の再構築

ウ 安全教育の内容・指導体制等の見直し

エ 来校者への対応等不審者侵入防止策の改善と共通理解

オ 緊急安全点検の実施による問題点の整理と環境等の改善

カ 地域の人々、保護者、ボランティア等との連携方策等の改善

(7) 報告書の作成

事故災害報告書は、学校管理運営規則等に基づいて作成し、教育委員会に報告する。

(8) 災害共済給付請求

災害共済給付については、所定の様式で作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

(9) 京都府学校危機支援チーム（CCST）派遣依頼

発生した事故・事件災害等が、学校だけでは解決困難であり、児童生徒等の多くが心に傷を受ける可能性があるとして判断した場合、京都府学校危機支援チームの派遣を依頼する。

ア 府立学校においては、学校長から府教育委員会へ直接依頼する。市町（組合）立学校（小・中学校）においては、学校長から市町（組合）教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。

イ 京都府学校危機支援チームは、指揮監督隊及び直接ケア隊から構成され、二次被害の拡大防止と心の応急処置を行う。

ウ 学校は、校内チームの態勢を整え、京都府学校危機支援チームと連携して危機対応にあたる。



<京都府学校危機支援チーム（CCST）の概要>

- | | |
|---------|---|
| 1 名 称 | 京都府学校危機支援チーム
略称CCST (Combined Crisis Support Team) |
| 2 目 的 | 学校危機へのサポート（緊急対応） |
| 3 対 象 | 京都府の公立（京都市立を除く）小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に所属する子どもたちの多くが心に傷を受ける可能性がある事故・事件等（おおむね表2レベルⅡ以上）。ただし、表3の事案についても派遣することがある。 |
| 4 依頼方法 | 学校長から市町（組合）教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。（府立学校においては、校長から府教育委員会へ依頼する。） |
| 5 派遣隊員 | 京都府学校危機支援チームに登録されている隊員 |
| 6 派遣期間 | 3日間以内（その後の支援は従来のスクールカウンセラー活用事業の緊急配置によるものとする。） |
| 7 支援内容 | 二次被害の拡大防止と心の応急処置
① 被害評価とケアプラン策定の手助け
② 教職員への助言、サポート
③ 保護者への支援
④ 子どもと保護者への応急対応
⑤ その他（報道対応サポート） |
| 8 そ の 他 | 京都府学校危機支援チーム（CCST）は、市町（組合）教育委員会と連携し、校内チームの各班に指導・助言を行う。 |

表2 <学校危機対応のレベル>

●学校管理下 ○学校管理外

事件規模	レベル	事 案 例	京都府
大規模	VI	●北オセチア共和国学校テロ	
	V	●大阪池田小事件	
中規模	IV	●佐世保市の小6殺害事件（全国マスコミ殺到） ●寝屋川市教師殺害事件（〃） ●仙台ウォークラリー事故、3人死亡、20人以上重軽傷（〃） ●山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送（〃）	●日野小事件 ●宇治小事件
	III強	●校内での飛び降り自殺、目撃多数、学校に報道殺到 ●小学校のプールで水死、児童目撃多数、学校に報道殺到	
	III弱	●児童の列に車、1人死亡、2人怪我、目撃数名、学校に報道多数 ○親子心中事件、学校に報道多数	○宇治学習塾事件
小規模	II	○親子心中事件、学校に取材なし～僅か ○自宅での自殺、学校に取材なし～僅か ●体育中に児童が倒れ、搬送先の病院で死亡 ○夏休み中に川での水の事故、複数児童目撃	
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で児童死亡 ○自宅で家族の自殺を児童が目撃	

出典 全国CRT標準化委員会

表3 <学校危機支援チームの派遣を検討する事案>

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模事案（レベルII以下）や個人被害事案 ◆ 単発的でない事案 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめなどの継続的トラウマ ・感染症による死亡などの事案 ・児童の行方不明 ◆ 背景の問題が重要となる事案 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での自殺 ・自殺未遂 ・子どもによる加害 ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不祥事 ・災害 ・時間が経ってからの派遣依頼
--

IV 安全教育・安全管理を進める組織活動の充実

安全教育、安全管理の両活動を円滑に進めるためには、学校における組織活動の充実が不可欠です。校内組織の整備、教職員研修の推進、家庭、地域社会との連携を図り、学校安全を充実させなければなりません。

1 教職員研修の充実

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域においてすべての教職員がそれぞれ役割を分担し、それらを統合できるようにしなければならない。

その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要であり、管理職や安全教育を担当する教職員を核とし、安全に関する各種計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について推進する体制を整備することが大切である。

そのためには、安全教育を担当する教職員等、学校安全の中核となる教職員等が安全に関する研修を深め、他の教職員に対し情報や話題を提供し、日常的また定期的に、職員会議、学年会議、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、教職員の資質向上を図ることが大切である。

中でも校内研修を行う際には、

- (1) 事前の危機管理（リスクマネジメント）
- (2) 発生時の危機管理（直後のクライシスマネジメント）
- (3) 再発の防止に向けた危機管理（事後のクライシスマネジメント）

の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。

それぞれの研修としては、次のような事が考えられ、学校の実態に応じて計画、実施する必要がある。

また、安全教育を担当する教職員等は、教育委員会等が実施する学校安全についての研修に参加し、研鑽に努め、自校の取組の充実を図る必要がある。

(1) 事前の危機管理（リスクマネジメント）

ア 校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等による実態把握と、それに基づく安全な環境の整備等、具体的な解決策の構築

イ 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解

(2) 発生時の危機管理（直後のクライシスマネジメント）

ア 危険等発生時対処要領に基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練

イ A E Dを含む心肺蘇生等の応急手当に関する研修

(3) 事後の危機管理（再発防止を含んだクライシスマネジメント）

ア 心のケア等に関する研修

イ 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解（再掲）

2 家庭、PTAとの連携

児童生徒等の安全を確保するためには、学校における日常の安全指導の取組を保護者や地域社会に発信し、連携を図るとともに、保護者の学校安全に関する意見を的確に把握し、学校の活動に生かすことが大切である。その際、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。

また、児童生徒等の事件・事故災害は、学校内だけでなく、校外の生活で起こることも少なくない。教職員自らが地域社会やPTAの行事等に参加する等、日常的な連携を積み重ね、教職員と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切である。

学校では、児童生徒等が発達段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや家庭、地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導していることを家庭に知らせ、家庭でも同じような指導が行われるように働きかけていくことが肝要である。

学校と家庭との連携では、次のような活動が必要である。

(1) 広報・情報提供

ア 家庭訪問や各種の会合（授業参観、保護者懇談会）、地域学校安全委員会等の機会を利用した保護者への情報提供

イ 学校だよりや学年・学級通信等による学校安全の趣旨の保護者への周知

ウ アンケート調査等による事故の実態や原因の追究と、児童生徒等の行動特性の例やその誘因等についての情報提供

(2) P T A 活動

ア 校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加

イ P T A 広報誌やステッカー、標語ポスター等の活用による普及啓発

ウ 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加や、P T A 主催の研修会の実施

エ 水の事故につながるおそれのある河川やため池等の危険区域や、交通事故発生等の危険箇所の明示（ハザードマップ等の配布、標識の設置等）

オ 道路の横断や自転車の利用についての交通安全パトロール等の実施

カ 通学路や遊び場等で「入りやすく・見えにくい」という犯罪が起こりやすい場所の巡回と注意の喚起

キ 地域での犯罪被害の防止のための「こども110番のいえ」との連携等の活動の促進

ク 予想される集中豪雨や台風等の自然災害へ対応するための連絡体制の構築

ケ 災害発生時の児童生徒等の保護者への引渡しについての調整

コ 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び訓練の促進等に関する啓発

サ 学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロール等）

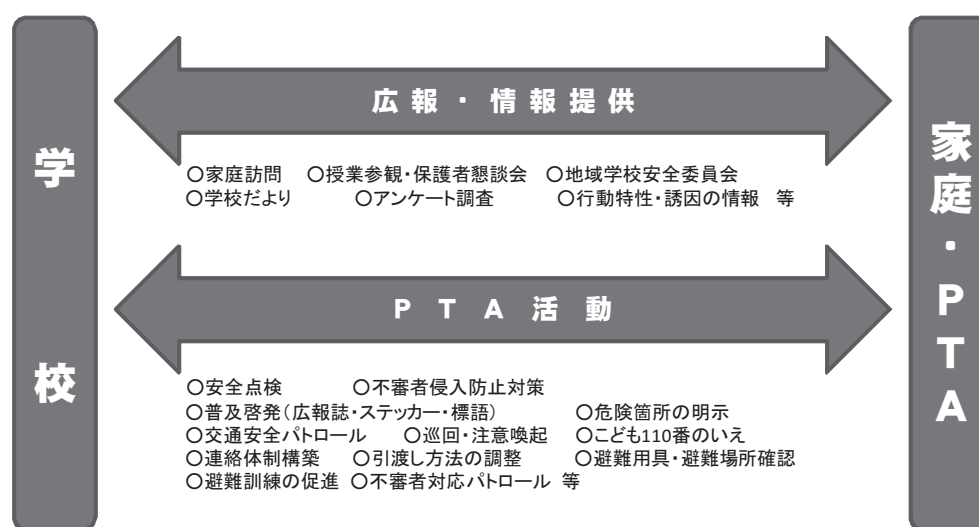


図3 <家庭、PTAとの連携>

3 地域社会や地域関係機関等との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、教職員自らが地域社会の行事等に参加するなど、日常的な地域関係機関・団体との連携を深めておくことが大切である。

学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意事項を次に示す。

(1) 安全指導

ア 交通安全指導・生活安全指導

- (ア) 各地域の警察署
- (イ) 自治会や民間の関係団体
- (ウ) 保護者や地域の人々で組織する団体

【留意点】

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。

また、安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。

イ 災害安全

- (ア) 各地域の消防署・市町村の防災担当部局
- (イ) 自治会等の関係団体
- (ウ) 防災ボランティアや消防団等、地域の人々で組織する団体

【留意点】

消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会であり有効である。

また、自治会等との連携により近隣住民の参加が可能であれば、地域としての災害に対する対応力の向上が見込まれる。

ウ 避難訓練

- (ア) 各地域の警察署（防犯）、各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- (イ) 自治会等の関係団体
- (ウ) 近隣の学校等

【留意点】

学校の危険等発生時対処要領に沿って実施する避難訓練では、専門家の

評価により、訓練の検証、危険等発生時対処要領の点検、改善につながる。大規模な自然災害、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。

近隣住民の訓練への参加は、避難所（避難場所）となった場合、学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

(2) 安全確保

ア 登下校時

- (ア) 各地域の警察署・都道府県や市町村の関係部局
- (イ) スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体
- (ウ) 近隣の学校等

【留意点】

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所等の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察署、道路管理者、地域の人々、近隣の学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。

また、自然災害の際の道路・交通状況等についての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署等の地域関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

イ 校外で学校行事を行う場合

- (ア) 実施先の各警察署
- (イ) 実施先の各市町村関係部局
- (ウ) 保護者等の協力者

【留意点】

遠足、修学旅行、持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成に当たり、上記連携先や医療機関に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。行事によっては各種届けが必要な場合もあるので、確認することが大切である。

ウ 事件・事故災害発生時

- (ア) 各地域の警察署（防犯）、各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- (イ) 近隣の学校等

【留意点】

各校の危険等発生時対処要領を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体

制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。

エ 学校が避難所(避難場所)となった場合

- (ア) 各地域の警察署(防犯)、各地域の消防署、防災担当部局(防災)
- (イ) 自治会等の関係団体

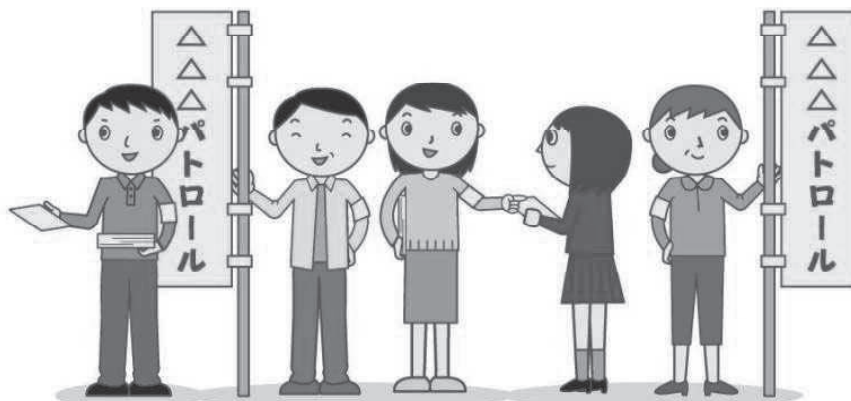
【留意点】

学校が避難所(避難場所)となった場合の対応について、各市町村の防災担当部局と打合せが必要である。

また、避難所として利用する自治会等の長とも連携し、自主的な運営体制が構築されることが、児童生徒等の安全確保にも有効である。

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場等を家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法には次のようなものがあり、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければならない。

- (1) 学校で行う安全教育や訓練に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- (2) 安全に関する施設(防災館等)を教材として活用する。
- (3) 地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- (4) 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする。
- (5) 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の人々等との助け合いの精神を育てる。



V 危険等発生時の心のケア

危険等発生時の児童生徒等に対する心のケアは、即座に取り組を進めなければなりません。発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の予防と早期発見に努めなければなりません。

1 組織的な心のケア対策と基本的な体制

児童生徒等の心のケア対策は、教職員の共通理解のもと、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時の指導に留意し、事件・事故災害時や事後の対応を適切に行うことが必要である。

(1) 事件・事故災害時の対応

支援を必要としている児童生徒等を早期に発見し、適時に対応することが重要である。対応のポイントとしては次の6点が考えられる。

ア 初期対応

迅速に適切な救急・救命措置を行い、生命の安全を最優先する。

イ 正確な情報収集と情報の共有化

正確で詳細な情報を収集し、整理・共有化を図る。

ウ 保護者、地域の人々、関係機関との連携

連絡方法を明確化し、協力体制を整備する。

エ 校内体制整備

危険等発生時対処要領に基づいて役割分担を明確化し、迅速に適切、組織的な対応を行う。集団及び個に応じた支援を行い、指示伝達経路を徹底する。

オ PTSDの予防・対応

普段の生活のリズムを取り戻すことにより、症状は必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。

また、対応・支援時に児童生徒等が嫌がることをさけることにより、PTSDの予防に努める。

カ 管理職のリーダーシップ

役割分担についての的確な指示をし、責任の所在を明確にする。

(2) 事後の対応

対応・支援が長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画を立案し、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策が必要である。

(3) 平常時の指導

日常の健康観察、質問紙による調査、保健室の来室状況及び保護者等の情報等により心の健康状態の把握を行い、心の健康について発達の段階に応じた指導がされているか、個々の児童生徒等の心をいかに理解しているかを点検することが重要である。

(4) 学校及び教育委員会の役割

ア 学校

学校は、児童生徒等の心のケアを危機管理の一環としてとらえ、危険等発生時対処要領の中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。

- (ア) 平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事件・事故災害発生時の迅速な対応につながる。
- (イ) 地域にどのような専門家・専門機関等が地域資源としてあるか把握しておき、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。
- (ウ) 保護者と連絡調整しながら、専門家・専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような連携を図っておく。

イ 教育委員会

域内の学校の情報を平常時から広範に把握するとともに、多くの心のケアに関する情報を平素から収集し、学校等に提供する。

- (ア) 心のケアに関する教職員の研修を実施し、事件・事故災害に備えておく。
- (イ) 事件・事故災害発生時に適切に対応できるよう、学校へスクールカウンセラーをはじめとする専門家を派遣する支援体制を、平常時から築いておく。

2 児童生徒等の心の健康状態の把握

児童生徒等に対しては、普段から柔軟な心をもって危険等発生時を乗り切ることができるように指導しておくことが大切である。発達段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係の持ち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。

(1) 平常時の留意点

平常時の心の健康づくりの留意点として、以下に3点示す。

- ア 発達段階に応じ、児童生徒等に事件・事故災害発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、心の健康づくりを図る。
- イ 教職員が児童生徒等の話を十分に聞き、体験や不安な感情を分かち合っ
て心に安心感を与えることが重要である。
- ウ 平常時から児童生徒等の心の動きを把握し、気になる児童生徒等に気を配る等、日頃から信頼関係を築いておく。

(2) 危険等発生時の留意点

事件・事故災害発生時及びその後に、児童生徒等の心身の健康状態を把握する際、以下の4点に留意して取り組む。

- ア 健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題や対応の方法を明らかにする。
- イ 把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図る。
- ウ 適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平常時から体制を整えておく。
- エ 個別及び長期的ケアが必要な児童生徒等を見落とさないようにする。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項の他に、イライラの有無、落ち着きのなさ等を追加して観察する。保健調査は、各校、地域の事件・事故災害時の状況に応じて、適切な時期を検討して実施することが望ましい。

また、対象者に大きな負担をかけたり心を傷つけることのないよう配慮が必要である。

3 児童生徒等の心のケアの実際

事件・事故災害発生時及びその後は、心の不安からくる様々な行動の変化が現れることに配慮し、児童生徒等の理解の上に立った学級経営の一つとして心のケアに対応する必要がある。教職員は、児童生徒等が気軽に相談できる身近な存在として、平素から信頼関係を深めておくことが大切である。

また、保護者に対しても児童生徒等の心の変化に気付いて対応することの重要性を伝える必要がある。

心のケアの対応の内容や方法は、発達段階や事件・事故災害の特性、心のケアが必要な症状の軽重等により異なる。以下、学校種別等にみた対応の例をあげる。

(1) 幼児

- ア やさしい言葉掛けを増やして安心させる。
- イ 抱きしめる等、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
- ウ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
- エ 一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

(2) 小学生

- ア 児童の言うことによく耳を傾ける。
- イ 甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。
また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
- ウ 遊びや身体活動の機会を与える。
- エ できるだけ言葉を掛けるようにし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多く持つ。
また、ほめるような言葉で、自信を持たせる。
- オ 事件・事故災害の出来事を放映しているテレビを見せる等、児童が嫌がることは無理にさせない。

(3) 中学生

- ア 元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
- イ 勉強ができなくなったり、手伝いができなくても、しばらくの間は静観し、暖かく見守る。
- ウ 友人と遊んだり、話したりしやすい機会をつくる。
- エ 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

(4) 高校生

ア 勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、温かく見守る。

イ 事件・事故災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。

ウ 趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉掛けをする。

エ うつ的になって自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携する。

(5) 障害のある児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聞くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切であり、次のような対応が望まれる。

ア 周囲の大人（教職員や保護者）が注意深く観察し、児童生徒等の変化を読み取り、積極的に対応する。

イ 個別に言葉掛けや身体接触の機会を多く持ち、自分一人ではないと言って安心感を与える。

ウ 視覚障害や聴覚障害などのある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。

エ 教職員や友達との関わり等を多くして、心のケアを図る。

オ 地域の人々との関わり等によって、ストレスを軽減する。

カ 個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。

キ 地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。

ク 本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れる。



領域別編

安全教育は、「災害安全（防災と同義）」「生活安全（防犯を含む）」、「交通安全」の3つの領域で構成されています。

危機を予測し、その危機を回避することで傷害を防ぎ生命を守ることが安全教育の究極のねらいです。さらには自然災害が発生した時に、その復旧・復興に力を注ぐ態度も安全教育をとおしてはぐくまれます。

3領域における指導の視点や、避難行動の違いはあるものの、児童生徒等の危機予測能力、危機回避能力は、安全教育全体をとおしてはぐくまれるもので、3領域に偏りがないよう、学校安全計画に基づいて計画的に進めなければいけません。

災害安全領域

【領域別編 災害安全領域】

I 学校における災害安全

- 1 災害安全のねらい…………… 41
- 2 災害安全の構造 …………… 42

II 学校における災害安全教育の視点

- 1 関連する教科等における災害安全学習 …………… 43
- 2 災害安全指導 …………… 47
 - (コラム)学校行事等における工夫した実践例 …………… 49
- 3 地域の特性をふまえた災害安全教育の展開 …………… 50
- 4 災害安全指導における防災避難訓練 …………… 58

III 災害安全管理

- 1 災害発生時の安全措置 …………… 62
- 2 災害発生時の対処行動 …………… 64
 - (コラム)危機に対する認知 …………… 67
- 3 児童生徒等の保護者への引渡し …………… 68
- 4 登下校時、校外学習時、在宅時に発生する災害 …………… 70
- 5 原子力災害(参考) …………… 73

IV 災害安全領域における組織活動

- 1 教職員研修の充実 …………… 74
- 2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携 …………… 75

V 学校が避難所となる場合の対応

- 1 初動体制 …………… 76
- 2 福祉避難所としての役割 …………… 76

Ⅰ 学校における災害安全

1 災害安全のねらい

災害安全においては地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害や火災、原子力災害に関する内容を取り扱い、児童生徒等が災害に対する心身の備え、災害発生時の対処行動等、**自らの命を守る能力**を身に付けるための取組を進めることが大切である。

また、**災害発生後の生活や復旧、復興を支援する**という視点から、それらを実践できる能力をはぐくむことも必要である。

災害安全は

(1) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項が理解できる。

・・・・・・・・**わかる**

(2) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動をとることができる。

・・・・・・・・**助かる**

(3) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる。

・・・・・・・・**みんなで助かる**

の3点をねらいとしている。

我が国では地震や台風の襲来による風水害等の自然災害が毎年発生しており、これらの災害に重点を置く傾向が見られるが、地域の特性等によって起こる災害は多種多様である。児童生徒等は将来、現在居住する地域とは異なった地域に生活基盤を置くことも考えられることから、災害安全教育ではあらゆる災害を取り扱う必要がある。

2 災害安全の構造

災害安全の構造は図4のとおりである。

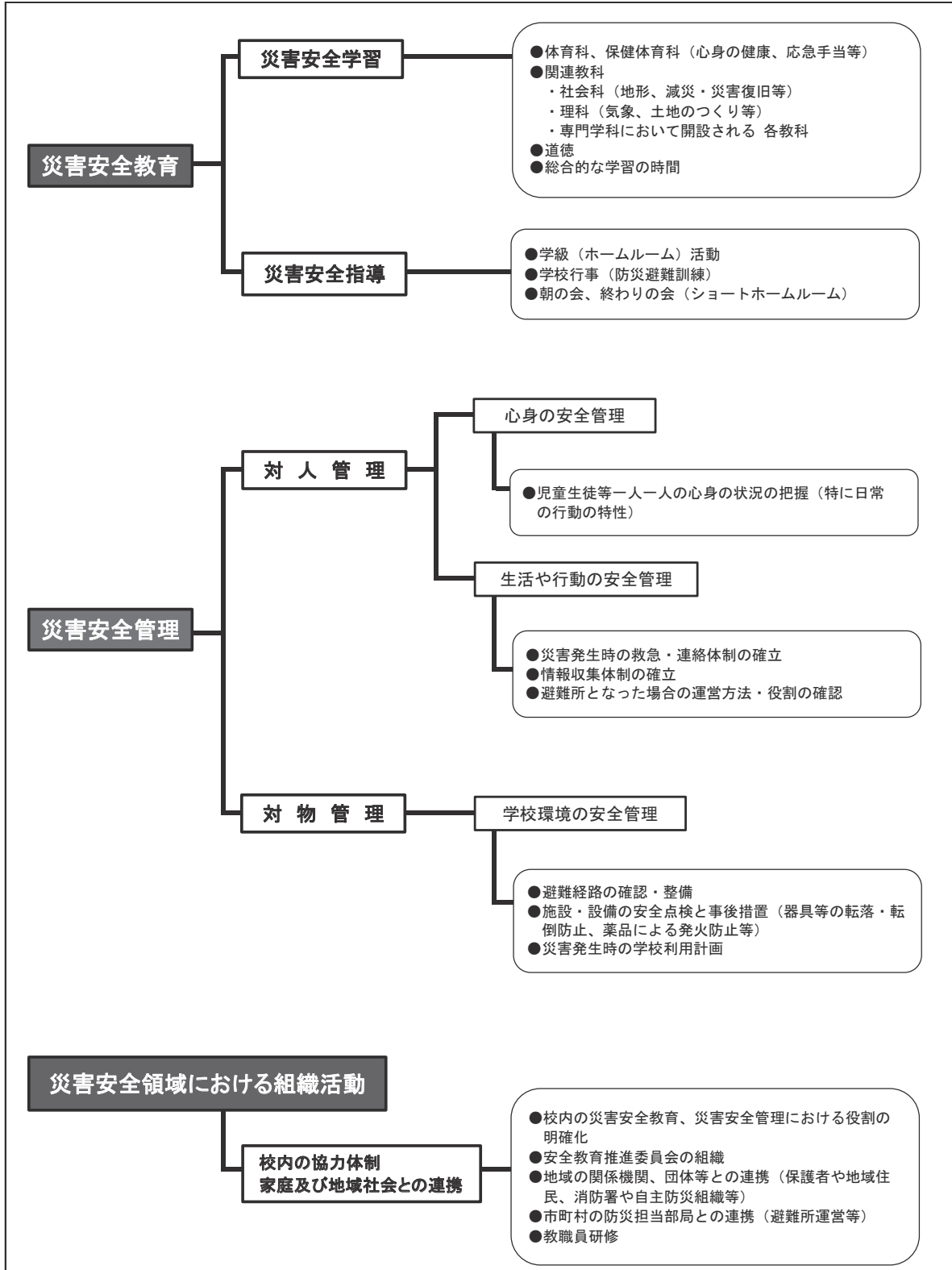


図4 <災害安全の構造図>

II 学校における災害安全教育の視点

1 関連する教科等における災害安全学習

(1) 学習の必要性

東日本大震災で発生した津波からの避難において、岩手県釜石市では、中学生が災害に関する正しい知識に基づいた避難行動をとることにより、まちな人々の避難を促し、自らの命のみならず多くの命を救うことにつながった事例があった。災害発生時に児童生徒等が、計画的・継続的な災害安全学習に基づいた正しい判断のもと、地域社会の一員として自主的に行動する態度を身に付けることは、この大震災の教訓として重要なものである。

災害安全について関連する教科等（各教科、道徳、総合的な学習の時間を含む、以下省略）において効果的な学習が進められるよう、積極的に取り扱うことが必要である。

(2) 学習の視点

応急手当や心身の健康等の内容は保健体育（小学校3年から6年では体育科保健領域、中学校では保健体育科保健分野、高等学校では保健体育科科目保健）において取り扱う。理科では災害に関する科学的な視点、社会科や技術・家庭科では防災や復旧・復興、情報に関する視点からの学習について取り扱う。

また、学習指導要領を踏まえ、教科間の関連性も考慮する必要がある。

(3) 指導上の留意点

学習にあたっては、次の4点について特に留意する。

ア 災害による被害の指導だけにとどまらず、自然の脅威と向き合いつつ、自然の恩恵を受けて生活しているという、人間と自然の関わりについても指導する。

イ 各校の所在地の地域特性から起こりうる可能性の高い災害についてのみだけでなく、災害全般にわたって取り扱うようにする。

ウ 各校の所在地の防災担当部局職員や大学教員等の専門家を活用し、学習の充実を図る。

エ 授業参観で災害安全に関する内容を取り扱うなど、保護者への啓発についても考慮する。

(4) 学習の実際

以下に各学習指導要領に示されている指導内容を踏まえ、関連する教科等で取り扱う災害安全学習の例を校種別に取りまとめた。

教科等において災害と関連付けて学ぶことができる内容について、各校で十分検討し、学習を進める必要がある。

関連する教科等における災害安全学習（小学校）

資料編「関連する教科書等における安全学習」参照

社 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する人々の安全を守るための関係機関の働きと、そこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力についての調査や資料を活用した学習 ・ 社会保障、災害復旧への取組、地域の開発等に関する国や地方公共団体の働きについての学習
算 数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量や津波の高さ等を例示(雨量はmmで表されることを単位換算の際取扱う等)した長さや量についての学習 ・ 風速や流速、移動距離（避難時の移動距離）と時間等を例示した速さについての学習
理 科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨の降り方により河川を流れる水の速さや量が変わることや、河川の増水で土地の様子が大きく変化することについての学習 ・ 雲の様子や動きによる天気の変化についての学習 ・ 土地が火山の噴火や地震によって変化すること等土地のつくりと変化についての学習
生 活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分たちの生活と同じ地域で生活したり働いている人々との関わりについての学習 ・ 児童の安全を見守っている人々に対して親しみや感謝の気持ちを持って接することが安全な生活につながることにについての学習
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいの整理・整頓や家具の転倒防止、避難経路確保のため、家具の配置などについての学習
体 育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 ・ 心の発達及び不安、悩みへの対処についての学習 ・ けがの簡単な手当についての学習 ・ 集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の仕方を身に付け、集団としての能率的で安全な行動の学習
道 徳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 ・ 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応える心情をはぐくむ学習
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な言語で「助けてください。」と言えるようにするなど、言語を用いてコミュニケーションを図ることを体験する学習
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の視点で安全マップを作成する学習 ・ 地域のハザードマップを活用した地域の災害の特性を知る学習 ・ 安全に生活するための地域の知恵についての学習

関連する教科等における災害安全学習（中学校）

<p>国 語</p>	<p>【読むこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を得るための多様な方法や、それぞれの特徴を生かした情報収集の仕方についての学習 ・適切な情報を得るため、集めた情報について、その真偽や適否を見極めながら整理したり分類したりすることの大切さを知る学習 ・安全に関する情報を収集し、その情報をもとに自分の考えを整理し、行動に結びつける学習
<p>社 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本の様々な地域」・・・自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観する学習 ・「日本の諸地域」・・・自然環境を中核とした考察を通じ、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることを学ぶ学習
<p>理 科</p>	<p>【第1分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「科学技術と人間」・・・人間は、水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であることを認識する学習（放射線の性質と利用にも触れる） <p>【第2分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解する学習 ・身近な気象の観察、観測をとおして、気象要素と天気の変化の関係を見いだすとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性について認識する学習 ・自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間の関わり方について考察する学習
<p>保 健 体 育</p>	<p>【体育分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 ・集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の仕方を身に付け、集団としての能率的で安全な行動の学習 <p>【保健分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神と身体が相互に影響を与え、関わっていることを理解する学習 ・自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じることを理解する学習 ・自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できることを理解する学習 ・適切な応急手当により傷害の悪化防止ができることを理解する学習 ・応急手当には心肺蘇生等があることを理解する学習
<p>技 術 ・ 家 庭</p>	<p>【技術分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを理解する学習（災害発生時の情報システムについて） <p>【家庭分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、関わり方を工夫する学習（災害発生時に助け合う視点をもつ。） ・家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫する学習（家具の倒壊防止の工夫など）
<p>道 徳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる心情をはぐくむ学習 ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 ・自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める学習
<p>総 合 的 な 学 習 の 時 間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の視点で安全マップを作成する学習 ・地域のハザードマップを活用した地域の災害の特性を知る学習 ・安全に生活するための地域の知恵についての学習

関連する教科等における災害安全学習(高等学校)

<p>地 理 歴 史</p>	<p>【世界史B】 ・「自然環境と人類の関わり」・・・仕事や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げた学習</p> <p>【日本史A】 ・「現代からの探究」・・・先人が自然環境と付き合いしてきた知恵を現代に活かす方法についての学習</p> <p>【地理A】 ・我が国の自然環境の特色と自然災害との関わりをもとに、特徴的な自然災害の事例をとおり、地域性を踏まえた災害対応の重要性について理解する学習</p> <p>【地理B】 ・世界の地形、気候、植生などに関する諸事象をとおり、それらの分布や人間生活との関わりについての学習</p>
<p>公 民</p>	<p>・人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間との関わり、民主社会における人間のあり方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについての倫理的な見方や考え方についての学習</p>
<p>理 科</p>	<p>【科学と人間生活】 ・身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けた学習（流水の作用、地震や火山活動に関連付けて扱う。「自然災害」については防災にも触れる。）</p> <p>【物理基礎】 ・人類が利用可能な水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性や利用などについての学習（原子力については、関連して放射線及び原子力の利用とその安全性の問題にも触れる。）</p> <p>【地学基礎】 ・火山活動と地震の発生の仕組みについての学習 ・日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについての学習</p> <p>【地学】 ・プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動についての学習</p>
<p>保 健 体 育</p>	<p>【体育】 ・危険を予測し、その危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 ・集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の仕方を身に付け、集団としての能率的で安全な行動の学習</p> <p>【保健】 ・精神と身体の密接な関連について理解する学習 ・精神の健康を保持増進するためには、欲求やストレスに適切に対処するとともに、自己実現を図るよう努力していくことが重要であることを理解する学習 ・適切な応急手当により、傷害や疾病の悪化を軽減できることを理解する学習 ・応急手当には、正しい手順や方法があることを理解する学習 ・心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があることを理解する学習（自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて学習する。） ・心肺停止状態においては、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AEDの使用などが必要であることを理解する学習</p>
<p>専門学科において開設される教科</p>	<p>それぞれの専門性に関わる災害安全について取上げられる。（資料編「関連する教科等における安全学習」を参照）</p>

2 災害安全指導

(1) 指導の必要性

災害に備える安全指導は、安全に関する「より実践的な能力や態度」さらには「望ましい習慣の形成」を目指して行う。特に、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、**児童生徒等の安全確保のために必要な知識、態度、習慣等**を確実に身に付けさせるためのものであり、最も実践的、具体的に展開されなければならない。

防災避難訓練の事前・事後指導はもちろん、日常の朝の会、終わりの会、ショートホームルーム等を有効に活用し、**継続して指導**することが必要である。

(2) 指導の視点

児童生徒等にそれぞれの**災害の特性に応じた避難行動**を理解させ、実践できる能力を身に付けさせることが、最も重要な指導の視点である。気象に関する注意報や警報、警戒情報等に興味・関心をもたせ、災害発生時に正確な情報に基づき、適切な避難行動をとることが、自らの命を守ることにつながり、その行動が他の人の命を守ることにもつながることを理解させることが大切である。

加えて、災害発生時、情報機器の不通等により情報が少ない中でも、自らの置かれている状況を分析し、これから起こりうる**危険を予測、回避できる能力**を身に付けさせなければならない。

また、災害はいつ発生するかわからないことから、登下校時、在宅時の対応を理解させることも大切である。学校管理外での災害対応を児童生徒等に指導することで、保護者の意識が高まり、さらには**地域の防災意識の向上**が図られることも期待できる。

(3) 指導上の留意点

ア 日常から教職員が災害に関する情報を敏感にとらえ、児童生徒等への日常の指導に活かす。

イ 朝の会、終わりの会、ショートホームルーム等を使う短時間の指導内容と、学級（ホームルーム）活動や学校行事等、じっくりと長い時間を使う指導内容を整理し、系統性・継続性を意識した指導を行う。

ウ 消防署や市町村の防災担当部局との連携を密にしておく。

エ 気象情報を活用し、その情報に基づく適切な避難行動を具体的に示すようにしておく。（気象庁のホームページ等の有効活用）

(4) 指導の実際

災害発生時及び避難後の安全についての指導に関する目標と指導事項を図5に示す。それぞれの発達段階の目標に応じて、工夫した指導をすることが必要である。

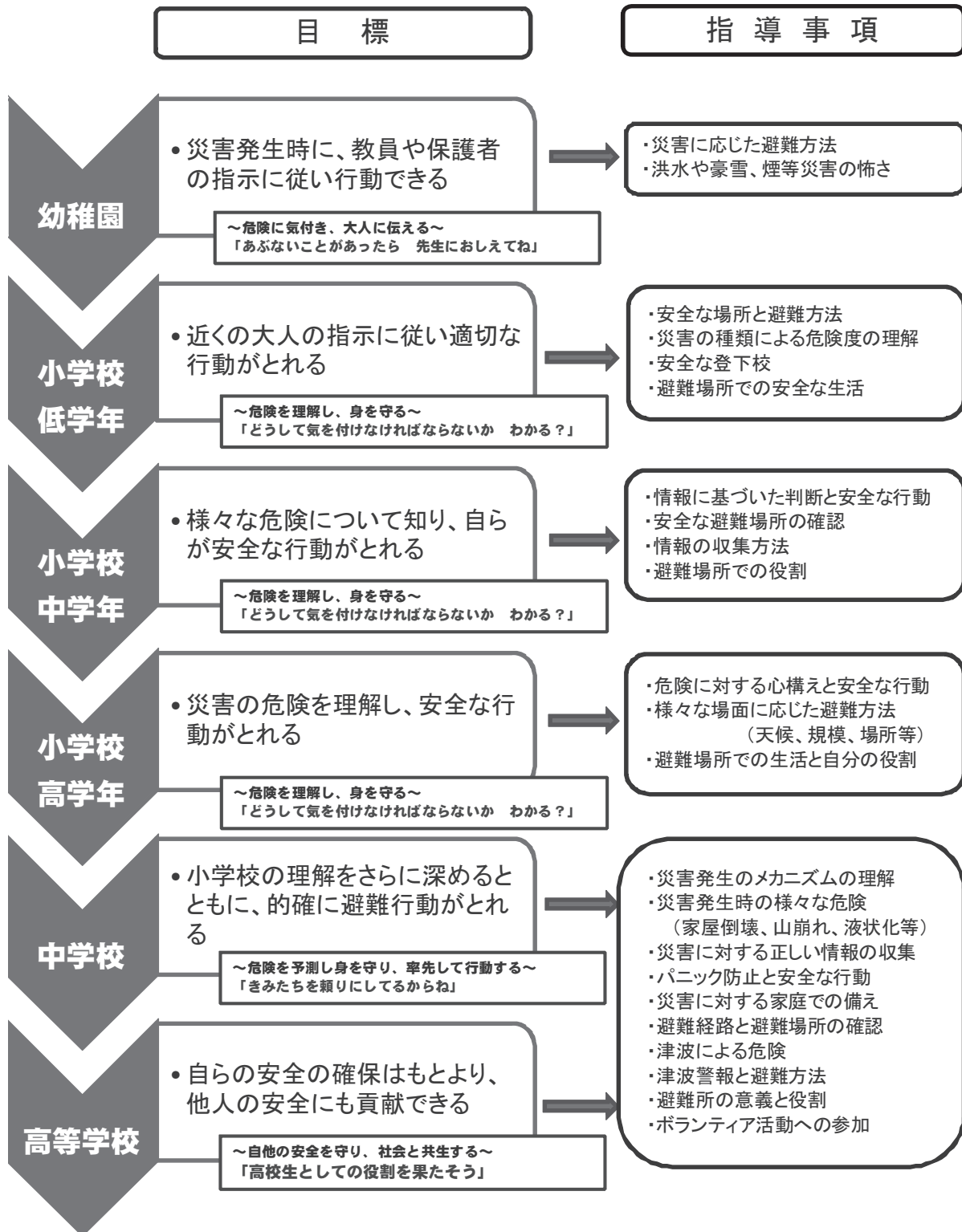


図5<災害安全指導に関する目標と指導事項>

コラム：学校行事等における工夫した実践例

児童生徒等の日常の活動や、避難訓練以外の学校行事（遠足、修学旅行等）の事前・事後指導に、災害安全の視点を取り入れることで、災害安全に興味関心をもって実践的能力や態度が育成されると考えられます。以下実際に学校で取り組まれた例を示します。

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居や絵本を使って、「地震」「火事」がどのように危険な状態なのかがわかるようにする。 ・社団法人日本損害保険協会の「防災ダック」等を参考にして、避難行動を身に付けさせる。 ・園内の防災に関する設備や機材を見つける。 ・避難訓練の際に「卵の殻」を敷き、割れたガラスの上を歩いてくる感覚を疑似体験させ、足元の危険を認識する。（小学校の低学年でも有効）等
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災設備（消火栓や避難所等）を見つける。 ・遠足、修学旅行の事前指導で、突然の雷雨、地震、津波等現地の予想される自然災害についても取扱う。（具体的な避難行動も含める。） ・災害発生後の3日間を過ごすために必要な物を考える。 いくつかの品物の中（20まで）から必要と思う物を9～10個選ぶ。 例）非常食、水、タオル、トイレットペーパー、下着、救急セット、家族の写真等
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会などの学校行事の1週間程度前から、天気予報係を決め、1週間の天気傾向を発表させる。 ・地域の河川の状態を撮影し、記録する。 ・地域の老人共助につながるため、地域のお年寄りに出会ったら、必ず挨拶などの声を掛ける、という呼び掛けをする。等
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習の事前指導で、活動中に災害が発生した時の避難マニュアル（考えられる災害、避難行動、連絡体制等）を自分たちで考える。 ・様々な国の危険を知らせる言葉や、助けを求める言葉を知る。等
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人日本損害保険協会の「防災ダック」等を参考にして、避難行動を身に付けさせる。 ・クイズやカルタなどで、危険な場所や安全な避難の方法等を理解させる。等

3 地域の特性を踏まえた災害安全教育の展開

(1) 指導の必要性

児童生徒等の身近な地域の特性を踏まえた災害安全教育は、学校で学んだことが、直接的にその地域で発生しやすい災害に対する避難行動等に活用される実践的な教育特性をもつ。また、児童生徒等にとって身近な題材であることから、理解が深まりやすく、他の災害について学習する際にも、対比した学習効果が期待できる。その地域で過去に発生した災害を取上げたり、地域のハザードマップを活用したりして、**児童生徒等の生活に根ざした指導**をすることが大切である。

(2) 指導の視点

児童生徒等が自分たちの住んでいる地域の地形や自然環境、社会環境、防災対策等を知ることが大切である。その際、災害安全学習同様、災害による被害の指導についてだけにとどまらず、自然の脅威と向き合いつつ、自然の恩恵を受けて生活しているという、**人間と自然との関わり**についても指導することが大切である。そうすることで、自然を大切にし、その自然とうまく付き合うという心を持ち、自然の脅威から自分たちの生命を守るという姿勢がはぐくまれていくと考えられる。

(3) 指導上の留意点

ア 過去の災害を取扱う際には、単にその被害の指導のみにとどまらず、**その災害を教訓とした現在に伝わる地域の工夫（先人の知恵）**についても取上げる。

イ ハザードマップを活用する際は、あくまでも目安であることを伝え、ハザードマップの記載を超えることも起こりうることを指導する。併せて、災害発生時には、**状況を見て判断することの大切さ**についても指導し、想定を絶対的なものとして過信しないよう指導する。

(4) 指導の実際

京都府内で発生した過去の災害をもとに、学校の所在する地域での実践指導例を示す。

ア 都市部におけるゲリラ豪雨災害についての指導例

イ 過去の大規模水害についての指導例

ウ 過去の大規模地震についての指導例

エ 沿岸部における津波についての指導例

【都市部におけるゲリラ豪雨災害】

地 域	向 日 市
<p>地域の特性</p>	<p>平成20年7月に、第3向陽小学校区内、京都府向日市森本町下森本で、JR東海道線下を通る府道トンネルが雨で冠水し、幼稚園の送迎バスや乗用車が立ち往生して水没したこと等を踏まえ、いわゆるゲリラ豪雨などによる危険性も含めた指導を行っている。 また、その後も激しい雨により学校前の水路があふれ、正門前道路が膝下まで冠水したため、急遽教職員引率による一斉下校を行ったことがある。 都市部住宅密集地における豪雨災害に対する備えが必要な地域である。</p>
<p>指導のポイント</p>	<p>身近に起こった災害を踏まえて、通学路の危険箇所やとるべき行動について確かめる。</p>
<p>題材となる災害</p>	<p>風水害</p>
<p>対象校種・学年</p>	<p>小学校・全学年</p>
<p>指導する時間</p>	<p>特別活動 安全指導・訓練（地区集会、一斉下校）</p>
<p>目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害の際の避難方法を学ぶ。
<p>展 開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年発生したゲリラ豪雨による水害について話し合う。 ・校区、通学路の危険箇所について話し合う。 ・激しい雨により、一気に増水する危険があること、水の力は大変大きく転倒などの危険も大きいことを知らせる。 ・暴風警報、大雨警報、洪水警報が発令されたときは、あらかじめ定めた帰宅する地区ごとに教室に集まり、集団下校を行うことを確認する。 ・下校における注意事項として次の3点を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 傘を差したときは両手で持つ 2 一列縦隊で歩行する 3 側溝の増水に気を付ける ・一斉登下校班でまとまって下校し、途中の危険箇所（川、水路、ガード下等）を確認する。
<p>資料・その他</p>	<p>本指導とともに、保護者には暴風・大雨警報等発令時における登下校についてのお知らせを配布し、警報が発令された場合の下校（児童の引き取り）についての事前調査を行う。</p>

【過去の大規模水害】

地 域	井 手 町
地 域 の 特 性	樋門及びポンプ場の完成や河川改修が終了するまでは、木津川より低く川の水があふれやすい地域であった。
指導のポイント	実際に南山城水害の被害を受けられた方に当時の様子を話していただく。
題材となる災害	昭和28年 南山城水害
対象校種・学年	小学校・第4学年
指導する時間	社会（10）
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・南山城水害の様子を知る。 ・地域社会における災害から人々の安全を守る工夫や努力について理解する。 ・自分が社会の一員として地域の安全な生活の維持について考えようとする。
展 開	<p>【1】井手町の川と水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井手町の川の様子と天井川の成り立ちについて理解する。 <p>【2】南山城水害</p> <ol style="list-style-type: none"> ①南山城水害の被害の様子 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科副読本掲載の老人の証言を読む。 ・当時、実際に被害を受けられた方に来ていただいて証言を聞く。 ・記録映像（動画・静止画）を見る。 ②南山城水害の原因 <ul style="list-style-type: none"> ・水害が複合的な要因で発生したことを理解する。 ③水害を起こさないために <ul style="list-style-type: none"> ・水害を起こさないために、町・府・国が連携して取り組んでいることを理解する。 ④水害に備えて <ul style="list-style-type: none"> ・様々な災害に備えて、町では「防災会議」を組織し、消防団等と協力して取り組んでいることを理解する。 <p>【3】合藪ポンプ場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の氾濫を防ぐための取組を理解する。 <p>【4】災害に備えて（まとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習したことをもとにして、いつ起こるかわからない災害に対して、どのように備えたらよいのかについて考え、話し合う。
資料・その他	社会科副読本 当時の映像（動画・静止画） 被害を受けられた地元の方々の協力

【過去の大規模水害】

地 域	亀 岡 市
地域の特性	<p>詳徳小学校は亀岡盆地の南東部に位置する。校区は旧山陰道沿いの古くからの町並みとベッドタウンとして開発された新しい住宅地が混在していて、学校の周りに田畑が広がる一方、交通量の多い道路が通学路となっている。</p> <p>過去の大きな災害としては、今から60年前に本校校区（篠町柏原地区）をおそった「平和池水害」がある。国が全国のモデルケースとして建設した防災・灌漑用溜池「平和池」が、西日本をおそった梅雨明け前の記録的な豪雨で決壊。下流に濁流が押し寄せ、80戸ほどの集落を一呑みにし、地区住民の2割にあたる75人が亡くなった。</p>
指導のポイント	<p>柏原区長、区民有志の方々と地元消防署と連携をとりながら指導内容を検討し、指導当日は区長をゲストティーチャーとして迎える。</p> <p>平和池水害以来、区に常備されるようになった救命用ボートを膨らませ、乗艇し避難する体験を通して、水害を身近に感じるとともに、水害・水難事故防止についても考える。</p>
題材となる災害	<p>1951年（昭和26年）7月11日 梅雨明け期の低気圧がもたらした局地的豪雨による河川（年谷川）の氾濫と防災・灌漑用溜池（平和池）の決壊</p>
対象校種・学年	<p>小学校・第4学年</p>
指導する時間	<p>社会</p>
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・「平和池水害」の概要を知り、救命用ボートの乗艇体験をすることによって、今後の学習に対する関心・意欲を高める。 ・水害事故防止や水害事故に遭遇した場合の行動のあり方について理解する。
展 開	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方から話を聞く。 平和池水害の概要と救命ボートの果たす役割について知る。 ・交代しながら全員で救命用ボートに空気を入れる。 ・ボートの漕ぎ方などについて話を聞く。 グループごとにプールに浮かべたボートを漕ぐ。 ・ボート乗艇体験をした感想を発表する。 みんなで力を合わせてまっすぐ漕ぐのが難しかった。 等 ・消防署員から水難事故に遭っている人に遭遇したときの対処について話を聞く。 自分も水に入っておぼれている人を助けようとはしない。 近くにいた大人の人に知らせる。 ひもを付けたペットボトル（少し水を入れた）をおぼれている人より少し遠くに投げ、相手が見つかったらひもを引きよせる。 ・気を付けなければならないことを話し合う。 子どもだけで川や池では遊ばない。 浅いところでも流れのある川では危険なことがある。 等 ・消防署員から実際の水難事故の話聞き、川や池遊びでの危険性について理解する。
資料・その他	<p>平和池水害の写真 「柏原75人の鎮魂歌」（編者：柏原区平和池水害資料収集・編纂特別委員会） 水害で亡くなった方の名簿など ※他の指導時間で実施</p>

【過去の大規模水害】

地 域	舞 鶴 市
地域の特性	<p>由良川流域に位置し清流から豊かな恵みを受けている地域であるが、山地河川である由良川は洪水による氾濫が起こりやすく、過去に幾度も被害がもたらされてきた。</p> <p>近年では特に大きな爪痕を残したのが昭和28年の台風13号、また、記憶に新しい平成16年の台風23号である。</p>
指導のポイント	<p>台風23号で被災された方をゲストティーチャーとして招くとともに、写真集や作文集、資料、体験者の聞き取りを活用して指導する。</p>
題材となる災害	<p>平成16年 台風23号による由良川の氾濫</p>
対象校種・学年	<p>小学校・第4学年</p>
指導する時間	<p>総合的な学習の時間</p>
目 標	<p>被災当時の悲惨な状況から自然災害の恐ろしさを知り、それを防ぐための備えの必要性を実感するとともに、災害から自分の身を守るために日ごろからどんなことに気をつければいいか、また、協力して防災に取り組むにはどうすればいいか理解する。</p>
展 開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 由良川について知っていることを出し合い由良川の特徴を知る。 自然災害だけではなく、自然の恵みにも目を向けさせる。 ・ 平成16年の台風23号について知っていることや事前に聞いたことを出し合う。 被害の様子や状況を知る。 ゲストティーチャーから被災したときの様子や被災された人を救出した時の様子を聞いたりプレゼンテーションを見たりして自然災害の恐ろしさや助け合う大切さを実感する。 ・ 日頃から気を付けておくことや、台風・大雨の時に協力して取り組むべきことを話し合う。 ハザードマップで身近な危険箇所を知る。 ハザードマップで安全に避難できる道を確認する。 避難所、避難経路、方法を学校で確かめたり家族で話し合ったりしておく。 非常持ち出しの品の準備をしておく。 立ち入り禁止の場所には近づかない。 少しの雨でも上流からの増水が予想されるため、むやみに川に近づかない。 大雨の時などは気象情報、避難情報に注意する。 いざというときは二人以上で動きやすい服装で避難する。 洪水の時は建物の上の階や近所の高い場所へ移動する。 ・ 洪水へのふだんからの心構えと自分たちや地域で取り組むことをまとめる。
資料・その他	<p>当時の被害状況の写真 新聞記事 児童の作文 ハザードマップ</p>

【過去の大規模水害】

地 域	福 知 山 市
地 域 の 特 性	<p>校区の大江町内を流れている由良川は、古来より「母なる川」である反面「荒れ川」として大江町内を水害常襲地として洪水をもたらしてきた。</p> <p>中でも、昭和28年9月の台風13号と平成16年10月の台風23号による大水害によって、大江町は甚大な被害を受けた。</p>
指導のポイント	<p>台風13号と23号の災害記録文集、大江町風土記、記録写真集等の資料と台風13号と23号両方の水害を経験された地域住民の方にゲストティーチャーとしてビデオ出演していただく。</p>
題材となる災害	昭和28年9月の台風13号と平成16年10月の台風23号による大水害
対象校種・学年	中学校
指導する時間	道徳
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが住んでいる町の人々が「洪水」という災害をいかに乗り越え、住みよい町にするために努力されてきたのかを知ることにより、郷土を大切にし、自らも郷土の発展のためにできることをしようとする意欲を育てる。
展 開	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが住んでいる大江町について思っていることを交流する。 ・平成16年の台風23号の災害記録集に掲載されている中学生の作文を読み、感じたことや自分自身が当時経験したことを思い起こす。 ・昭和28年の台風13号の災害記録文集に掲載されている作文や当時の写真をとおして、災害の恐ろしさを実感する。 ・大江町の人々の願いであった橋(大雲橋)を完成させるまでの歴史を知り、地域の発展に尽力した先人の思いを考える。 ・地域の方の話を聞き、自分たちが住んでいる大江町のすばらしさと地域に対する思いの強さを実感する。 ・大江町をより良い町にするために自分にできることを考え、発表する。
資 料 ・ そ の 他	<p>「大江町災害記録文集 台風13号」(昭和29年) 「大江町風土記」(昭和48年) 「台風23号 災害記録文集」(平成16年) 国土交通省 記録写真 ビデオレター(ゲストティーチャー)</p>

【過去の大規模地震】

地 域	京 丹 後 市
地 域 の 特 性	日本海のすぐそばに位置し、校区のほとんどが海拔5メートル前後の平坦な地域である。これまでに大きな津波による被害はないものの、1927年の3月7日には、「丹後大震災」で大きな被害を受け、市内各校において毎年その日の前後に訓練を実施している。
指導のポイント	地域の「丹後大震災」を経験した人による地震の体験を聞いたり、東日本大震災の支援活動を経験した市職員に話を聞いたりすることを通し、地震発生の場合の具体的な行動について考えさせる。
題材となる災害	地震及び津波
対象校種・学年	小学校・全学年
指導する時間	学級活動
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の被害状況をもとに、災害時への備えの必要性を理解する。 ・地震による津波の危険性を理解し、避難の際に気を付けることを考える。
展 開 例	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や津波の怖さについて考える。 東日本大震災時の情報や当時のテレビ報道などについて話し合う。 これまでに学習した丹後大震災や阪神淡路大震災、東日本大震災などについて思い起こす。（家庭や地域での聞き取りをもとに話し合わせることも考えられる。） ・突然、災害が起こった場合にどうすればいいか、話し合う。 【地震が起こったら】 ・大きな揺れを感じたらどうすればいいだろう。 まず、身を守る。揺れが収まるのを待つ。情報をしっかり聞く。 ・揺れが収まったらどうすればいいだろう。 建物の外（物が落ちてこない場所）へできるだけ早く避難する。安全な場所へ避難するまでは、周りに注意を払いながら整然と行動する。 ・地震が起きると、どんなことが考えられるだろう。 様々な物が落ちてきて危ない。建物などが壊れたり、曲がったりして動きにくくなる。行く手を様々な物が阻み、通りにくくなる。 【津波が来るとわかったら】 ・できるだけ早く、少しでも高い場所へ避難する。 地震により家屋の倒壊や避難する自動車の渋滞など通常でないことが予想できる。安全な場所に避難するまでは指示に従い、整然と行動する。自分の命を守ることを一番大事にする。 ・学校より高い場所はどこだろう。 中学校、高校、近くの民宿 ・家から近い場所にいた場合はどうすればいいだろう。 相談できる大人が近くにいるか確かめる。情報を確かめ、どこに避難すればいいか考える。周りに注意を払いながら、目的地まで避難する。 ・登下校中の場合はどうすればいいだろう。 相談できる大人が近くにいるか確かめる。情報を確かめ、どこに避難すればいいか考える。周りに注意を払いながら、目的地まで避難する。 ・地震や津波などの災害が起こったとき、どんなことが大切になるのか考える。 今、本当に地震や津波が起こったらどうなるか考える。 これまでの経験をもとに、判断できなくなるのが予想できる。 ・そんなときに気をつけることについて考える。 いつか、自分の周りにも災害が起こるかもしれないと考える。 災害が起きたときの危険や避難の場所や避難の仕方について繰り返し考える。 避難するときには整然と行動するようにする。（どうすればいいか判断し、行動できるように） ・市の防災課職員（東日本大震災復興支援活動に参加された方）に、震災による被害について話を聞く。
資料・その他	丹後大震災及び阪神淡路大震災及び東日本大震災時の津波に関する資料・写真 京丹後市防災マップ、ハザードマップ等

【沿岸部における津波】

地 域	伊 根 町
地域の特性	伊根湾に沿って舟屋が立ち並ぶ地区で、家のすぐ前の舟屋は3m～5mの深さの海である。過去の北海道南西沖地震では40cmの津波が押し寄せ、舟屋の漁具が流されたり、舟屋の中に海水が入ったりした被害があった。
指導のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携しながら安全を確保できる避難場所（第一次避難場所〔標高15m〕・第二次避難場所〔標高20m〕）の設定を行った。 ・地域の事業所に対して、全校児童が集合できる避難場所への協力依頼を行った。 ・児童には高台への迅速な避難を心がけさせる。
題材となる災害	1993年 北海道南西沖地震による津波被害 2011年 東日本大震災による津波被害
対象校種・学年	小学校・全学年
指導する時間	学級活動
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況を知るとともに、災害への備えの必要性を理解する。 ・避難場所及び避難方法について学ぶ。
展 開 例	<ul style="list-style-type: none"> ・伊根の自然環境で自慢できるものは何かを発表する。 ・海の自然の良さとともに、沿岸部に関係する災害について知る。 ・北海道南西沖地震による伊根での津波被害についての状況を知る。 ・東日本大震災の様子や状況について知る。 ・津波や高潮の被害をもとに、海の危険性について考える。 ・海のそばで暮らす自分たちが、日頃から気を付けなければならないことについて話し合う。 ・万が一、津波情報（警報・注意報）が出た場合の避難先や避難方法について知る。 ※家庭や地域にいる時などについても検討する。 ・海とともに暮らす自分たちが安全に過ごすには、常日頃どんなことに心がけなければならないかをまとめ、万が一の津波に対しての避難場所や避難方法などについて正しく理解する。
資料・その他	当時の新聞記事 伊根町のハザードマップ、避難場所の図

4 災害安全指導における防災避難訓練

防災避難訓練は、児童生徒等が自然災害（火災を含む）の発生に際して、適切な対処行動がとれるようになるための資質や能力を養うことを目的として行われる、最も重要な実践の場である。

災害はいつ発生するか予想することができないことから、避難訓練は様々な状況を想定して実践的に実施するべきである。様々な想定のもとでの訓練をとおして体得する知識（例えば地震発生後には建物が倒壊したり、津波が発生したりすること）の習得は、危険に対する感性を高め、児童生徒等自らの避難行動を促すことにつながる。

学校の地域特性や立地条件、児童生徒等の実態に合わせて実効性のある避難訓練を計画的に実施する必要がある。

(1) 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施

実効性のある訓練にするためには、多様な想定に基づく訓練を実施する必要がある。しかし、各校の訓練に関わる実態調査（京都府教育委員会 平成23年5月実施）から、多様な想定の実効性は感じているものの、それぞれの訓練を実施する時間を確保することが難しいという課題が明らかになった。次に示す多様な想定や、訓練方法の工夫等の改善が必要である。

<多様な想定の場合>

- ア 複数の災害（地震→津波、火災、土砂災害）（大雨→洪水、土砂災害）が連鎖して発生する場面を想定
- イ 地域の特性や立地条件を踏まえた災害の想定
- ウ 訓練方法の工夫（(2)に示す）
- エ 不明者を確認した場合
 - (ア) 的確に不明者を把握する方法
 - (イ) 不明児童生徒等・教職員の救助方法の確認と役割分担
- オ 負傷者がいる場合の対応
 - (ア) 養護教諭が緊急時に主として行う任務とそれを支援する役割分担
 - (イ) 養護教諭が不在時の対応
 - (ウ) 複数（多数）の負傷者がいる場合の役割分担

(2) 訓練方法の工夫

防災避難訓練は災害が発生した際の避難方法を体得したり、避難経路を確認するための大切な指導であるが、各校で訓練にあてることのできる時間には限りがある。そのため1年を単位として実施するだけでなく、例えば3年を1サイクルとし、毎年2つの想定、3年間で6つの想定のもとでの避難訓練を実施する等、工夫して取り組む必要がある。

また、訓練方法についても通常の授業時間中の実施だけでなく、次にあげるような様々な方法が考えられる。

<訓練方法の例>

ア 通常訓練

- (ア) 避難方法・経路を児童生徒等と確認をするための訓練
- (イ) 学級（ホームルーム）での授業中、全教職員参加、児童生徒等・教職員に負傷者・不明者なしという一般的な訓練

イ 緊急訓練

- (ア) 児童生徒等、教職員に災害の種類、発生場所等を事前予告なしで実施し、対応を検証する訓練
- (イ) 特別な教育的支援を要する児童生徒等に過度な負担にならないよう工夫して実施する訓練

ウ 机上（図上）訓練

- (ア) 多様な場面の設定が可能な訓練
 - 不在教職員が多数、放送設備使用不可、通信機器使用不可、登下校時、在宅時（児童生徒等の安全確認を含む）等

エ 市町村の関係機関（消防署、自主防災組織等）、保護者と連携した訓練

- (ア) 二次避難場所や避難の方法等の指導・助言を受けることが可能な訓練
- (イ) 近隣学校、自治会等との合同訓練
- (ウ) 登下校時等、教職員が速やかに保護・指導できない場面の訓練
- (エ) 児童生徒等が在宅時に被災した際の安全確認の訓練
 - P T A地域委員、民生児童委員、自治会役員等による安全確認と学校との連携

オ 集合・点呼訓練

- (ア) 児童生徒等が速やかに集合することを主眼に置いた訓練
- (イ) 担任不在でも点呼・指導等が円滑に行えるようにするための訓練

カ 関係機関・家庭への緊急連絡の訓練

- (ア) 通常連絡方法の迅速性を確認する訓練
- (イ) 通常連絡方法が不通の際の連絡方法の確立
- (ウ) 災害用伝言ダイヤル、情報ネットワーク等を活用した連絡方法の構築と通信訓練
- (エ) 児童生徒等の保護者への引渡し訓練

(3) 訓練後の検証

児童生徒等の安全に関する対応の評価は、避難行動（避難訓練）をとおして行うことが有効である。

訓練実施ごとに検証を行い改善策を講じるとともに、計画的に訓練を重ねる中で検証を繰り返し（P D C Aサイクル）、より実効性のあるものにならなければならない。（図6参照）

検証すべき内容には、次のようなものがあげられる。

ア 避難の迅速性の確認

避難指示から安全に避難し、点呼が完了するまでの時間

イ 人数確認の方法とその迅速性

- (ア) 的確で素早い点呼方法
- (イ) その日（時間）の出席状況の共有方法
- (ウ) 出席簿、健康観察簿、小黒板等を活用しての確認方法

ウ 設備・器材等の点検

- (ア) 緊急用放送機器等が正常に作動するか点検
- (イ) 避難に使用する設備（救助袋等）に不具合がないか点検

エ 避難誘導、救助・救護体制等の円滑な運用

- (ア) 役割分担に沿った教職員の行動
- (イ) 不測の事態への対応（負傷者・不明者あり、教職員の不在、多重災害の発生等）

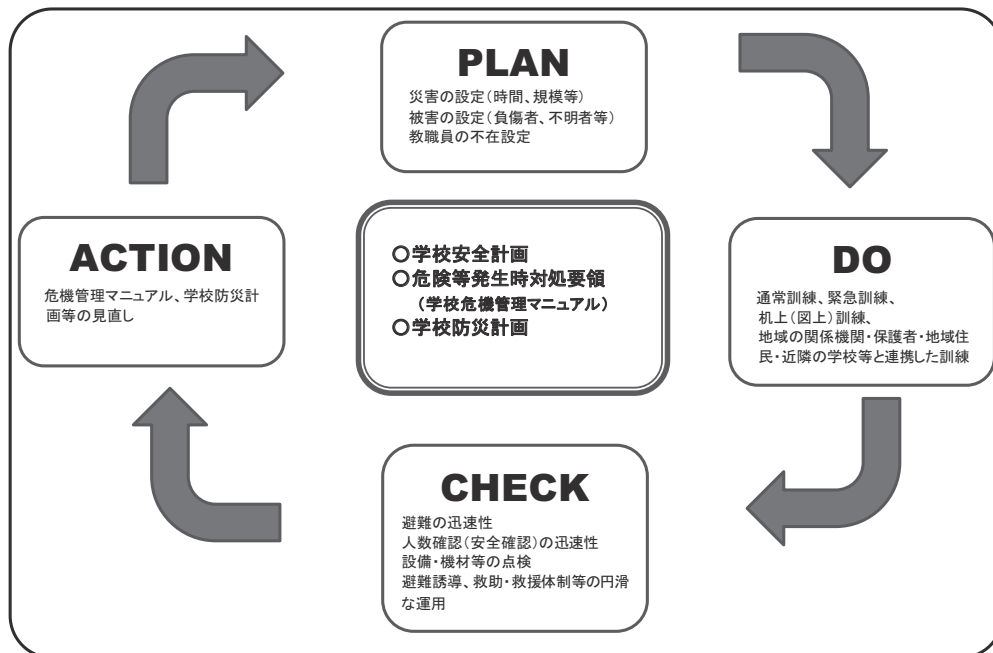


図6 <避難訓練のP D C Aサイクル>

Ⅲ 災害安全管理

災害安全管理は、災害等発生に備えた安全管理で、災害発生時の児童生徒等及び教職員の状況把握と安全措置の確立を行う対人管理と、施設・設備の点検や整備を主とする対物管理がある。

その内容には次のようなものがある。

【対人管理】

- ・ 児童生徒等一人一人の心身の状況の把握
- ・ 災害（規模、被災場所等）に応じた安全措置の確立
- ・ 関係機関との連絡体制・連絡機能の確保
- ・ 避難経路の設定（校内、校外）
- ・ 「緊急地震速報」を受信した際の対応 等

【対物管理】

- ・ 学校施設の耐震化
- ・ 「緊急地震速報」機器の整備
- ・ 避難経路や防災施設等の周辺の整備
- ・ 避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止
- ・ 学校で学習指導上、一般的に扱われている毒物及び劇物の地震等による転倒防止
- ・ 緊急放送設備の整備
- ・ 非常用物資の備蓄 等

ここに示した災害安全管理のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、災害安全教育と一体的な活動を展開することによって安全を確保する必要がある。

また、災害発生時に学校が避難所となった場合を想定して、避難に使用する場所についての優先順位を市町村の防災担当部局や教育委員会等と十分協議するとともに衛生管理にも配慮した安全管理について検討しておかなければならない。

1 災害発生時の安全措置

災害が発生した場合には、それぞれの災害に応じた安全措置が講じられるよう、関係機関との連絡体制や情報収集体制を含めて防災のための組織を確立しなければならない。

教職員は、避難方法を熟知し、児童生徒等の安全を優先しつつ、教職員自らの安全も確保し、冷静かつ的確に指示を行うことが重要である。

災害発生に備えるためには、教職員が防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物等、体制の整備及び対処法について共通理解を図っておく必要がある。

そのため、年度当初の危険等発生時対処要領やその他安全に関する計画や事項の見直し、避難訓練・職員研修による災害発生時の行動の確認等は、児童生徒等や教職員自身の安全確保に欠かせないものである。

具体的な安全措置には、次のようなものがある。

(1) 地震、津波

… 資料編「地震発生時における対応フロー（在校中）」172, 175, 176 ページ参照

- ア 震動が収まった後、校内の防災本部の指示及び避難要領にしたがって迅速かつ安全に避難
- イ 不明者や負傷者について確認
- ウ 負傷者への応急手当、医療機関への連絡
- エ 二次的に起こる火災を防ぐため、給食の調理場、調理実習室、理科実験室等の火気の始末の徹底
- オ 津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象等二次災害の原因となる状況の確認と注意喚起

【特に地震発生後】

- ア 規模や震源等の情報の収集
- イ 応急手当、関係者や医療機関を含む関係機関への連絡・対応
- ウ 必要に応じた第二次避難場所への避難
- エ 校内及び近隣の被災状況の把握
- オ 避難所となった場合の運営や被災者への対応

(2) 火山活動による災害及び風水害、豪雪等

… 資料編「水害・土砂災害発生時における対応フロー（在校中）」173 ページ参照

- ア 教育委員会からの指示や関係機関等との連絡により児童生徒等の緊急下校や避難

イ 緊急下校の際の通学路の安全確認

ウ 下校のタイミングや方法の的確な判断（場合によっては学校待機）

エ 始業前の災害発生を想定した登校・自宅待機についての確認事項をもとにした対応の徹底

(3) 火災 … 資料編「火災発生時における対応フロー（在校中）」174 ページ参照

ア 発見者による他の教職員や周囲への火災発生の伝達と消防署への通報、または発見者による通報依頼

イ 初期消火（可能ならば）

ウ 児童生徒等の動揺の抑制と、安全な避難

エ 負傷者への応急手当

オ 役割分担に応じた全教職員の対応（不審者侵入等の際の役割分担と統一）

役割分担例: 災害対策本部、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護等

カ 不明者や負傷者の有無の確認と適切な措置

キ 災害対策本部による状況の変化の把握と的確な指示

(4) 原子力災害

… 資料編「原子力災害発生時における対応フロー（在校中）」177 ページ参照

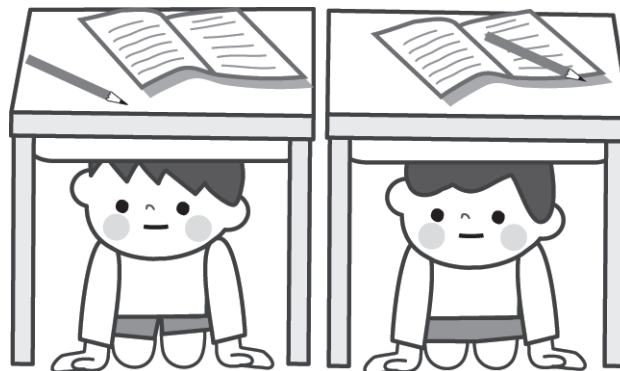
ア 近隣の原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置についての把握

イ 災害発生時における府や市町村等の対応、学校や保護者への指示や情報の伝達方法、伝達された情報の内容確認の方法、児童生徒等の取るべき行動等についての確認

ウ 自治体災害対策本部からの情報による状況等の把握と、屋内退避・避難等対応方針の決定

エ 対応方針に応じた、児童生徒等に対しての指示

例) 戸や窓を閉める、換気扇・空調設備等を止める、外気を遮断する



2 災害発生時の対処行動

災害が発生した場合の教職員の行動は、危険等発生時対処要領等に基づいて行わなければならない。一刻を争う状況にあつては、その時点で危険等発生時対処要領を確認している時間もなく、時間の空費が児童生徒等の安全を左右することになりかねないことから、教職員一人一人が自分の役割分担を熟知し、災害が発生した際、適切に行動できるよう備えておく必要がある。

(1) 校内災害対策本部の迅速かつ適切な情報収集と教職員・児童生徒等への指示

- ア 被害の状況や負傷者等正確な状況把握による冷静な判断
- イ 迅速かつ適切な教職員・児童生徒等への指示
- ウ 本部での状況把握が困難な場合の現場における臨機応変な対応の指示
- エ 校内放送機器不通の場合、他の方法による全校指示

(2) 各対応チームの対処行動

- ア 対処行動の熟知
- イ 対処行動を整理したフロー図等の掲示や縮小版の携帯
- ウ 危険等発生時の「声かけ」「相互確認」等による連携した行動
- エ 教職員自らの安全確保

(3) 状況・情報の共有

- ア 本部で時系列に対応を記録（模造紙、小黒板等を活用）（表4参照）
- イ 全ての教職員が短時間で状況を把握できる体制の構築（放送、トランシーバー、インターホン、携帯電話、ホームページ等の活用）

(4) 児童生徒等の実態を考慮した行動

- ア 避難時に配慮を要する児童生徒等の対応方法の確立と全教職員への周知
- イ 児童生徒等に係る「個別の教育支援計画」への安全に関する配慮事項の記入と活用

(5) 校内各施設における避難方法の確認と児童生徒等への指導

- ア 校内施設ごとの避難方法の指導内容を統一することによる、児童生徒等の混乱の防止（表5参照）

(6) 学校待機の場合の対処

- ア 待機する児童生徒等のための緊急時対応物資の備蓄
- イ 教職員の対応・体制の確立
- ウ 保護者への連絡可能な方法による迅速な連絡

表 4 <情報共有黒板の記入（例）>

時刻	事象・内容	対応者	記入者
14:00	地震発生 運動場へ避難指示	本部(副校長・教頭)	本部(事務山下)
14:05	避難終了 不明児童確認 2-3(女、山田) 5-2(男、田中)	救助班搜索	山下
14:08	給食室、理科室より出火確認 初期消火 消防署連絡	災害対応班 本部(山下)	山下 山下
14:12	不明児童山田2-3教室で発見 負傷・意識あり 応急手当 救急車要請	救護班 山下	山下 山下
14:15	消防車到着		教頭
14:17	負傷児童3名 1-1(女、鈴木) 3-1(男、佐藤) 4-2(男、山本) 救護所で応急手当	救護班 同乗者(高橋)	山下 山下
14:18	負傷児童(山田)搬送		
14:20	不明児童5-2(男、田中) 図書室机の下で発見	救助班3名図書室へ	山下
14:30	山田搬送先決定 京都病院へ		山下
14:30	山田保護者へ連絡		教頭
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.

表5 <地震の際の一次避難（例）>

基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落下したり倒れたりする可能性のあるものから離れる （落ちてこない・倒れてこない） ・ 頭を保護する ・ 姿勢を低くして、自分が倒れないようにする
----	--

被災場所	避難の際の留意点
教室	机の下への避難時、机の脚の対角線を保持(倒れにくい)
理科室 家庭科室	身を隠す場所がない場合の避難方法 実験器具・薬品、調理器具の取扱い 消火については臨機応変に対応(自分の安全確保優先)
音楽室	机を配置していない音楽室での避難方法 ピアノ(脆弱な重量物)の下への避難は不可
保健室	診察台等の下への避難 ベッドで寝ている場合の避難方法
図書室	本棚からの安全な距離の保持
廊下・階段	掃除ロッカーなどが置いてある場合の対応 窓ガラスからの安全な距離の保持 上階からの落下物
運動場	遊具から離れることを優先
体育館	照明や天井パネルなどの落下物や、窓ガラスに対する注意
トイレ	出口の確保(個室の場合)

コラム：危機に対する認知

学校では自然災害、火災、不審者の侵入など様々な危険が起こる可能性があります。それぞれの危険を正しく認知することが被害を最小限にとどめたり、未然に防止することにつながります。

しかし、認知の特性により必ずしも危険を正しくとらえられず、学校での安全対策を阻害してしまうことがあるといわれています。認知の特性を理解し、危険に対する備えに活かすことが望まれます。

楽観バイアス

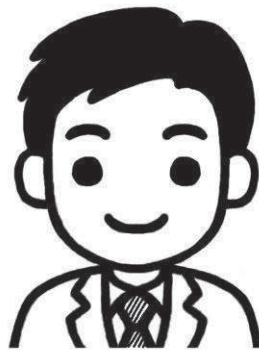
実際よりも危機に対する見とおし
が甘いことを言います。

例えば、「地震が発生しても自分の
身の回りに大きな被害はないだろ
う。」「テレビで報道されているよう
な事件は、うちの校区では起こらな
いだろう」と考えてしまうことです。

事件・事故災害が発生する確率から
すると身近で発生する可能性は低
いかもしれません。

しかし、発生がゼロ
でない限り、発生す
る確率はどの場所
でも平等なはず
です。

「うちだけは大丈夫！！」
ということ
はありません。



正常化バイアス

異常な事態が発生しても異常事
態と認識することができず、日常
的な解釈を続けてしまう傾向のこ
とを言います。

例えば、警報（非常）ベルが鳴
っても「異常」だととらえずに、
「誤作動」だととらえ、避難行動
をしないようなことです。

「誤作動だったから避難して損
をした。」ととらえるので
はなく、「避難したけれど、
誤作動でよかった。」とと
らえるようになることで、
避難の遅れ等の防止につ
ながると考えられます。

このような認知の特性を理解し、各校で起こりうる危険を正しく予想し、無理のない対策の計画を立てることが大切です。

3 児童生徒等の保護者への引渡し

学校管理下で災害が発生した場合、学校は児童生徒等の安全な場所への避難や、心のケア等、児童生徒等の安全確保に努めなければならない。

また、災害の度合いにより、市町村の防災担当部局や教育委員会と連携して緊急下校、学校待機の措置を講じる必要も生じる。

緊急下校の際には、校種によって違いはあるが、児童生徒等を確実に保護者へ引渡す方法についてあらかじめ確立し、保護者に周知しておかなければならない。
(直接引き渡す方法や、帰宅したことを確認できる方法等)

なお、迎えに来る保護者の安全についても配慮することが大切である。

直接引き渡す場合には表6、図7、表7を参考に各校で体制を整えることが必要である。

表6 <児童生徒等の下校の判断基準(例)>

レベル	災害の大きさ	児童生徒等	教職員	保護者
4 甚大な レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域を中心に震度6弱以上の地震が発生 ・校区内で広域的な火災が発生 ・通信機能、交通機関が不通 ・原子力災害発生 	学校待機 場合により二次避難場所へ避難	児童生徒等の保護	学校(二次避難場所)まで迎え (保護者の安全確保のため、そのまま児童生徒等と学校(二次避難場所)で待機することもある。)
3 重大な レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域を中心に震度5弱以上の地震が発生 ・交通機関は乱れがあるが、運行を維持 ・台風などの自然災害により警報が発令 ・校区内の河川が氾濫 ・地震等で土砂災害が発生 ・校内で火災が発生 	学校待機あるいは地域別一斉下校 場合により二次避難場所へ避難	児童生徒等の保護 学校待機児童生徒等の保護あるいは地域別引率	学校(二次避難場所)まで迎え あるいは事前に学校待機を申請している場合は速やかに迎え
2 警戒 レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫等を警戒(警報未発令) ・地震等による土砂災害を警戒 ・校区内で気象条件等によりなだれを警戒 	複数下校	下校引率	
1 注意 レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・その他警戒すべき事案が発生 	複数下校	学校周辺の巡回	

4 登下校時、校外学習時、在宅時に発生する災害

災害は児童生徒等が学校のいる時だけでなく、登下校時、在宅時に発生する可能性もある。その際、学校は一刻も早く児童生徒等の安全を確認し、迅速に対応するため、**事前に体制を構築**しておくことが重要である。

東日本大震災では交通・通信網の寸断により、想定していた安全確認の方法が機能せず、教職員が児童生徒等の避難している現地へ自転車や徒歩等に出向いて安全確認、状況把握を行うことが多かったと言われている。従って、児童生徒等の住居の自治会等、**地域の協力も加えた多重の安全確認体制**を検討する必要がある。

(1) 登下校時に被災した場合の行動

…資料編「地震発生時における対応フロー（登下校中）」176 ページ参照

- ア 児童生徒等は、自宅、学校、地域の避難場所で最寄りのところに避難
- イ 教職員は、役割任務分担で定められた地域に出向き、児童生徒等を避難場所へ誘導
- ウ 学校へ避難してきた児童生徒等の保護

(2) 在宅時に被災した場合の行動（避難が必要な場合）

- ア 児童生徒等は、保護者や近隣の大人と避難場所へ避難（保護者が不在の場合は、あらかじめ家庭で決めておいた避難場所へ避難）
- イ 児童生徒等または保護者は、可能であれば担任に状況を連絡
- ウ 教職員は、自らの安全を確保し、速やかに学校またはあらかじめ役割分担で定められた避難場所（地域）へ出向き対応

(3) 校外学習時に被災した場合の行動

…資料編「地震発生時における対応フロー（校外学習中）」175 ページ参照

- ア 公共交通機関（鉄道やバス、航空機）を利用する場合、災害発生時の対応について事前に確認
- イ 学習地及び宿泊地の避難経路・場所や防災計画を事前に確認
- ウ 学校や関係機関、保護者等との連絡体制を整備

(4) 多重の安全確認体制の構築

- ア 通常通信機器（電話、携帯電話、電子メール等）の利用
- イ 上記ア以外の情報ネットワーク（学校ホームページ、緊急災害用伝言メール、ツイッター等のソーシャルネットワーク等）の利用
- ウ 教職員が地域の役割分担に従って現地に出向き確認
- エ あらかじめ依頼しておいたPTA地域委員や自治会役員と教職員が連携して確認

(5) 教職員の体制

- ア 勤務時間外の場合は、自らの安全を確保し、学校またはあらかじめ役割分担で定められた避難場所（地域）へ集合し対応
- イ 必要とされる行動に基づき対応（表 8 参照）
- ウ 後着の教職員のための情報伝達（小黒板や模造紙等を使った状況伝達表の作成が有効。表 9 参照）
- エ 事前の役割分担を基本とし、迅速に行動できるよう柔軟な対応の展開

(6) 地域の避難場所の確認（事前指導）

- ア 定期的な避難場所の確認（地域の避難場所に集合してから登校する等の方法の活用）

表 8 <教職員に必要とされる登下校・在宅時被災の場合の行動（例）>

場面	必要とされる行動
登校途中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅を離れている児童生徒等の安全確認 ・ 地域団体との連携による児童生徒等の避難（事前に確認） ・ 保護者への連絡 ・ 学校での待ち受け、保護 ・ 通学路の安全点検 ・ 警察、消防救急等の関係機関への救援要請 ・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索
下校途中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の所在の確認 ・ 下校途中の児童生徒等へ避難の指示 ・ 地域団体との連携による児童生徒等の避難（事前に確認） ・ 通学路の安全点検 ・ 学校に戻って来る児童生徒等の待ち受け、保護 ・ 保護者への連絡 ・ 警察、消防救急等の関係機関への救援要請 ・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索
下校後の勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の安全確認 ・ 外出している児童生徒等への避難の指示 ・ 警察、消防救急等の関係機関への救援要請 ・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校またはあらかじめ役割分担で定められた地域避難場所へ緊急集合 ・ 児童生徒等の安全確認 ・ 不明児童生徒等がいる場合、関係機関・団体と連携して捜索

表9 <退勤後被災の場合、学校へ後着する教職員への状況伝達表（例）>

時刻	事象・内容	対応者	その他
	本部	校長	
17:30	南地区	鈴木(自転車)	鈴木よりあと2名支援の要請
17:30	北地区	山田	TELがつながらない 確認必要
17:30	校内見回り	佐藤	
17:32	校内児童生徒保護	井上	体育館で保護
17:40	中地区	山下(徒歩)	
17:45	北地区自治会長よりTEL	田中	配置後、見え消しで示す
	小学生が公民館に避難してきている	高橋受け	
17:46	北地区公民館へ	佐藤(自転車)	西地区、東地区・・・教員未配置
18:00	西地区へ	坂本(車)	
18:15	3の2井上保護者(東地区地域委員)よりTEL		
	地域の子どもの確認ができない	校長受け	
18:20	東地区	大西(バイク)	
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.

5 原子力災害（参考）

東日本大震災では、地震・津波で原子力発電所が被害を受け、原子力災害が発生した。これを受けて京都府においても地域防災対策の見直しに係る専門家会議により原子力災害の対応について検討が行われている。

ここでは、暫定的な対応について参考として示す。

(1) 原子力災害が発生した場合の対処

- ア 市町村の防災担当部局等からの避難内容の確認
- イ 放射線予測線量レベルごとの防護対策の内容に基づき退避・避難
- ウ 登下校中の場合は、学校または自宅のいずれか近い方に速やかに退避・避難（自宅に保護者等が不在の場合は、学校に避難）
- エ 当該地域住民の区域外への避難開始までに保護者へ引渡し
- オ 上記エで保護者等が不在の場合は、教職員が市町等であらかじめ指定している避難場所まで引率
- カ 多重災害（地震と原子力災害、地震と津波と原子力災害等）発生の場合は、差し迫った危険等を回避した後、原子力災害に対する避難を開始

(2) 放射性物質の除去と体内への取込み防止（原子力発電所から放射性物質が放出された場合）

- ア 屋外から屋内へ入る際、付着した放射性物質は、ほこりをぬぐうようにはらう。
- イ 可能であれば屋外で着用していた衣服を着替え、靴を履きかえる。
着用していた衣服や靴は、ビニール袋等に入れて密封し児童生徒等が触れないよう保管する。外履き（一足制の場合）で校舎内に入る際は靴底を中心に付着した放射性物質をブラシ等で洗い落とす。
- ウ 石鹸での手洗い、うがいを行う。
- エ マスクを着用する。
- オ 室内の気密性を高める。（閉扉、閉窓、閉カーテン、換気扇等からの外気を遮断）
- カ 降雨時は雨に濡れないように注意する。

(3) 市町村防災担当部局との事前の緊密な連携

原子力災害発生時の避難等に対する指標や、退避・避難場所、避難時の移動手段等、学校の所在する自治体の防災担当部局との緊密な連携が必要である。

IV 災害安全領域における組織活動

災害安全教育及び災害安全管理を円滑に行い、その充実を図るために重要となるのが防災に関する組織活動である。校内の教職員の災害安全教育及び災害安全管理における役割を明らかにするとともに、平常時及び災害発生時の防災体制の確立を図る必要がある。

また、日ごろから開かれた学校づくりに努めるとともに、災害教育推進委員会等を組織して計画の検討や実施に当たるなど、保護者や地域住民、消防署や自主防災組織等市町村の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な災害安全教育や災害安全管理の充実に努めることが重要である。

1 教職員研修の充実

学校における災害安全教育の推進は、安全教育と安全管理に携わる教職員の災害に対する知識・理解が大きく関係する。そのためにも、教職員研修は重要な意義をもっている。

(1) 校外における研修

ア 国や府・市町（組合）教育委員会、教育局等が開催する研修会や、府総合教育センター講座への参加及び校内での伝達講習 等

(2) 地域関係機関による研修

ア 地域での防災研修及び防災訓練への参加

イ 各消防署が主催する救命救急法等の研修への参加 等

(3) 校内研修

ア 校外の研修に参加した教職員による伝達講習

イ 多様な場面を想定した机上

(図上) 訓練

ウ 市町村の防災担当部局職員と避難所運営に係る研修 等



2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携

災害安全教育を推進し、充実するためには校内の指導体制の整備と家庭及び市町村の防災担当部局、自主防災関係団体等との連携が図れるような体制を整備する必要がある。

(1) 各校で指導計画や指導内容を工夫するとともに、教職員、保護者、市町村の防災関係者及び専門有識者等と連携

- ア 消防署、自主防災組織等、関係機関・団体等との密接な連携
- イ 市町村の防災担当部局と連携
- ウ 地域住民と合同の防災避難訓練の実施
- エ 防災専門家等の活用
- オ 備蓄倉庫等の防災施設設備の確認
- カ 地域行事への児童生徒等の積極的な参加

(2) 近隣の学校との連携

- ア 災害時の避難行動の統一化
- イ 合同の避難訓練の実施
- ウ 避難所運営の分担または協働の確立



V 学校が避難所となる場合の対応

学校は教育施設であるが、多くの学校が避難所としての指定を受けており、災害発生時には避難所として重要な役割を果たす。また、指定を受けていない学校も緊急に避難所になることが予想される。災害発生時における教職員の役割は、児童生徒等の安全を確保すること、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所の運営については防災担当部局が責任を有するものである。しかし、担当が配置されるまで初動対応においては、教職員が中心となって避難所運営に係る業務の全部または一部について対応することが想定され、具体的な対応方策について事前に定めておく必要がある。

また、児童生徒等の安全を確保するために、災害によっては学校で待機させる場合もある。その際、食料や保温用品（毛布、使い捨てカイロ、新聞紙等）等、待機時に必要と考えられるものを準備しておかなければならない。

避難所運営については緊密に市町村の防災担当部局と連携をとる必要がある。

安全教育においては、「避難所の役割と安全」という区分で、災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解させ、児童生徒等が安全に行動できるようにしなければならない。

1 初動体制

災害発生の時間帯や規模等によっては、市町村の防災担当部局の職員の配置や教職員の参集が困難な状況になることも予想される。そのため、少人数での避難所の開設等の業務に対応するため、事前に体制についても整えておく必要がある。その際、児童生徒等が在校中に学校が避難所となり、児童生徒等への対応と避難者への対応が同時に求められる場合も想定しておく必要がある。

災害時における学校の初動体制について、図8に示す。

2 福祉避難所としての役割

学校によっては福祉避難所に指定されることが考えられる。福祉避難所の対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者がこれに該当する。

なお、災害時における要援護者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所等が考えられるが、避難生活中の要援護者の身体状態等の変化に留意

し、必要に応じて福祉避難所への入所等を図るなど、適切に対応する必要がある。

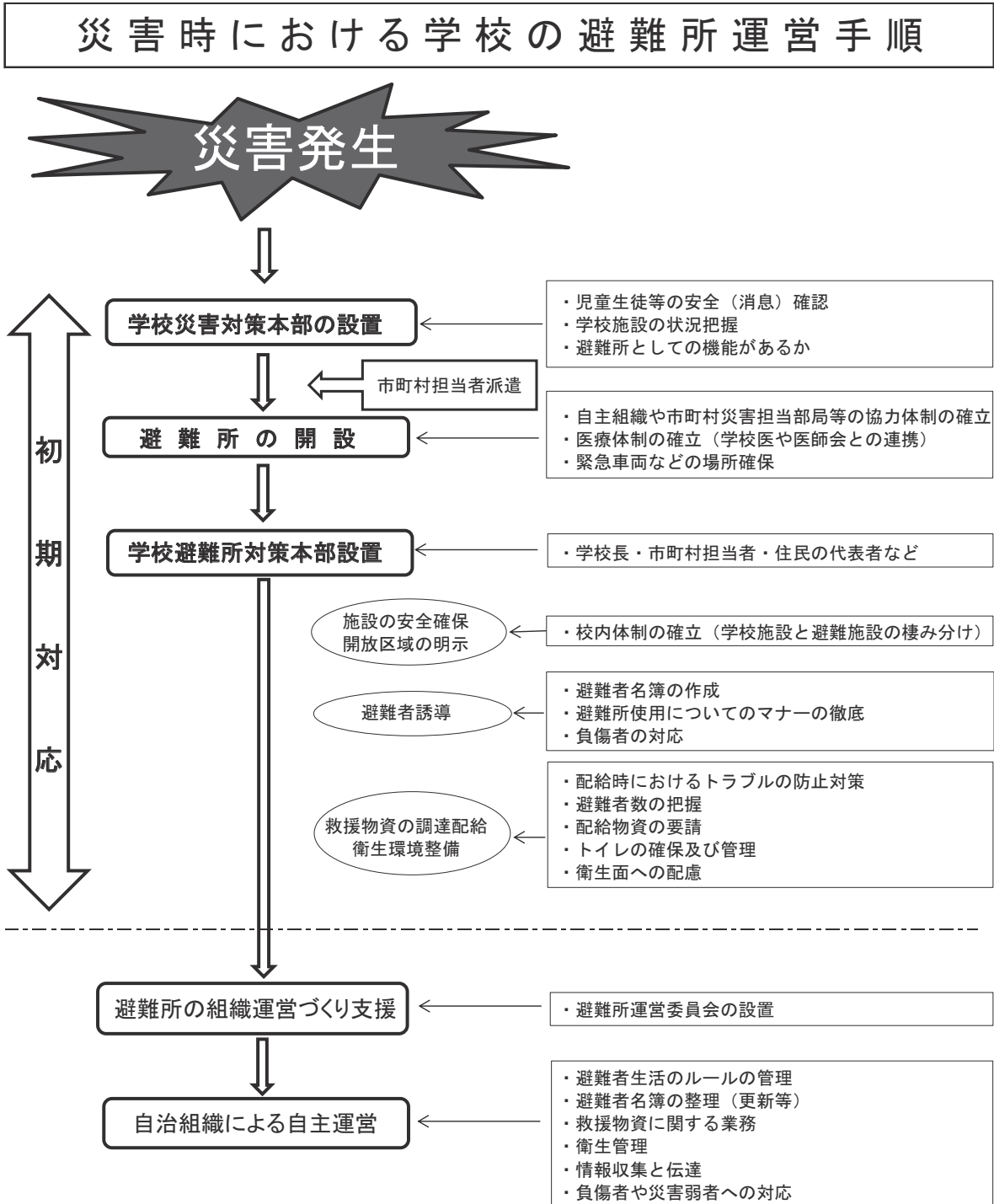


図8 <災害時における学校の避難所運営手順>

災害時における学校避難所運営の教員の役割(例)

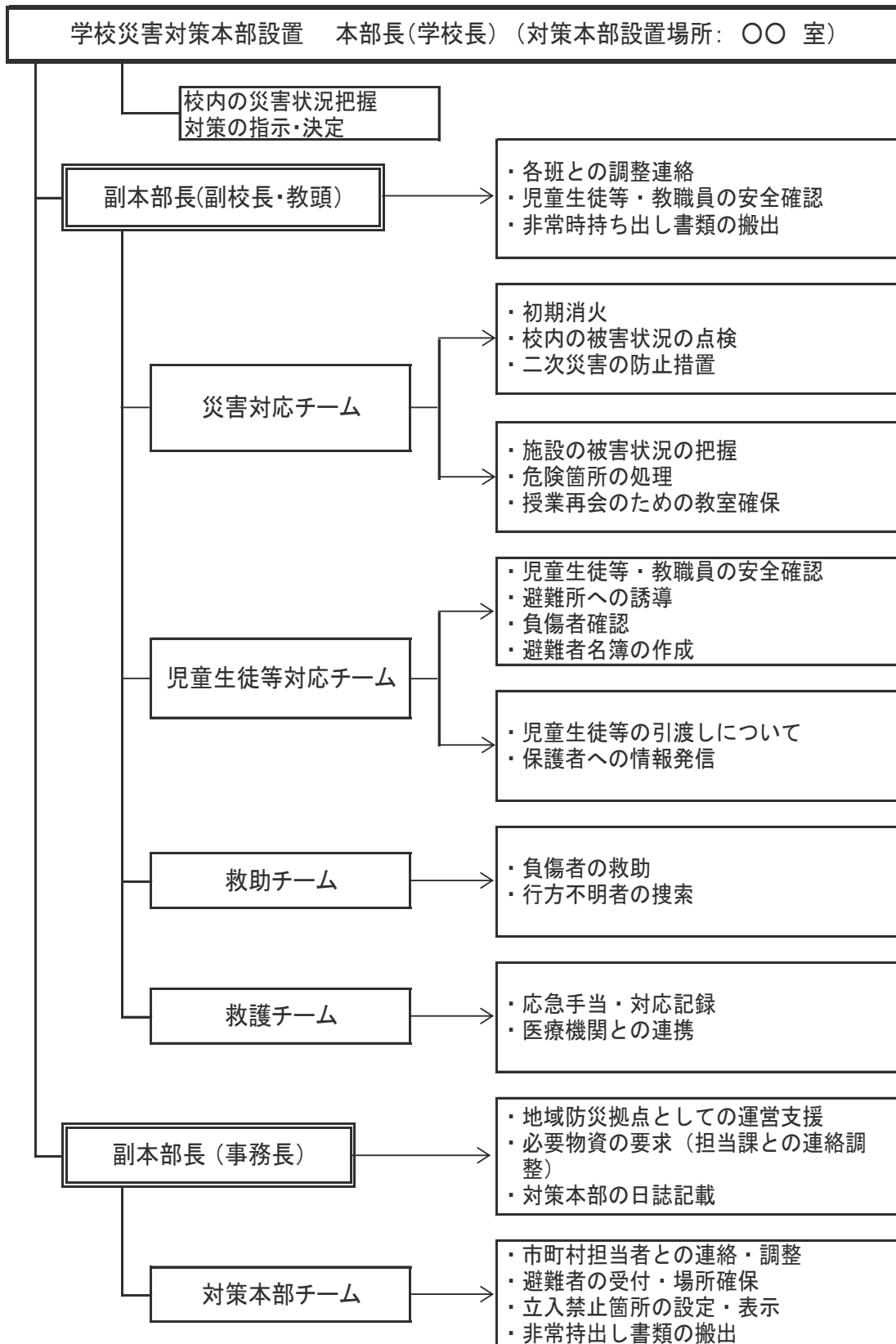


図9 <災害時における学校避難所運営の教員の役割(例)>

生活安全領域

【領域別編 生活安全領域】

I 学校における生活安全

- 1 生活安全のねらい…………… 83
- 2 生活安全の構造…………… 84

II 学校における生活安全教育の視点

- 1 関連する教科等における生活安全学習…………… 85
- 2 生活安全指導…………… 89
 - (コラム)遊びをとおした防犯指導例…………… 92
 - (コラム)「入りやすく見えにくい場所」が危ない…………… 92

III 生活安全管理

- 1 学校生活の安全管理…………… 93
- 2 学校環境の安全管理…………… 96
 - (コラム)事故発生の要因と未然防止…………… 103
- 3 防犯(不審者侵入防止)に関する安全管理…………… 105
- 4 登下校時の安全管理…………… 109

IV 生活安全領域における組織活動

- 1 教職員研修の充実…………… 111
- 2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携…………… 112

Ⅰ 学校における生活安全

1 生活安全のねらい

生活安全（防犯含む、以下同じ）は児童生徒等を取りまく全ての生活を対象としており、日常生活で起こりうる事件・事故の内容や発生原因、被害防止と安全確保の方法について理解し、児童生徒等自らが安全な行動をとる能力を身に付けるための取組を進めることが大切である。

また、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても取り扱う必要がある。

生活安全は

(1) 日常生活における事件・事故や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め適切な判断に基づく意思決定や行動選択ができる。

・・・・・・・・わかる

(2) 日常生活の中に潜在する様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、危険な環境を改善することができる。

・・・・・・・・助かる

(3) 自他の生命の尊重と、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に貢献できる。

・・・・・・・・みんなで助かる

の3点をねらいとしている。

学校での日々の生活において教職員が身の回りの危険に対して敏感になることが、児童生徒等の安全に対する意識の高まりに大きく影響を与え、事故の未然防止につながると考えられる。

防犯については、学校に不審者の侵入があった場合の児童生徒等及び教職員の行動を確立しておくことが重要であるとともに、登下校中、在宅時に犯罪に巻き込まれないための行動も身に付けさせる必要がある。過去の学校への不審者侵入事件を教訓として、各校での対応は危険等発生時対処要領をとおして共通認識が図られている。しかし、年度初めの人事異動等による役割の変更や各校独自の不審者侵入時の対応行動、侵入を未然に防ぐための対策等、訓練や検証をとおして確認し、より実効性のあるものにする必要がある。

生活安全教育は日常生活におけるきめ細かな指導が大切であり、課題に対して一つ一つ丁寧に改善、指導することが大切である。

2 生活安全の構造

生活安全の構造は、図 10 のとおりである。

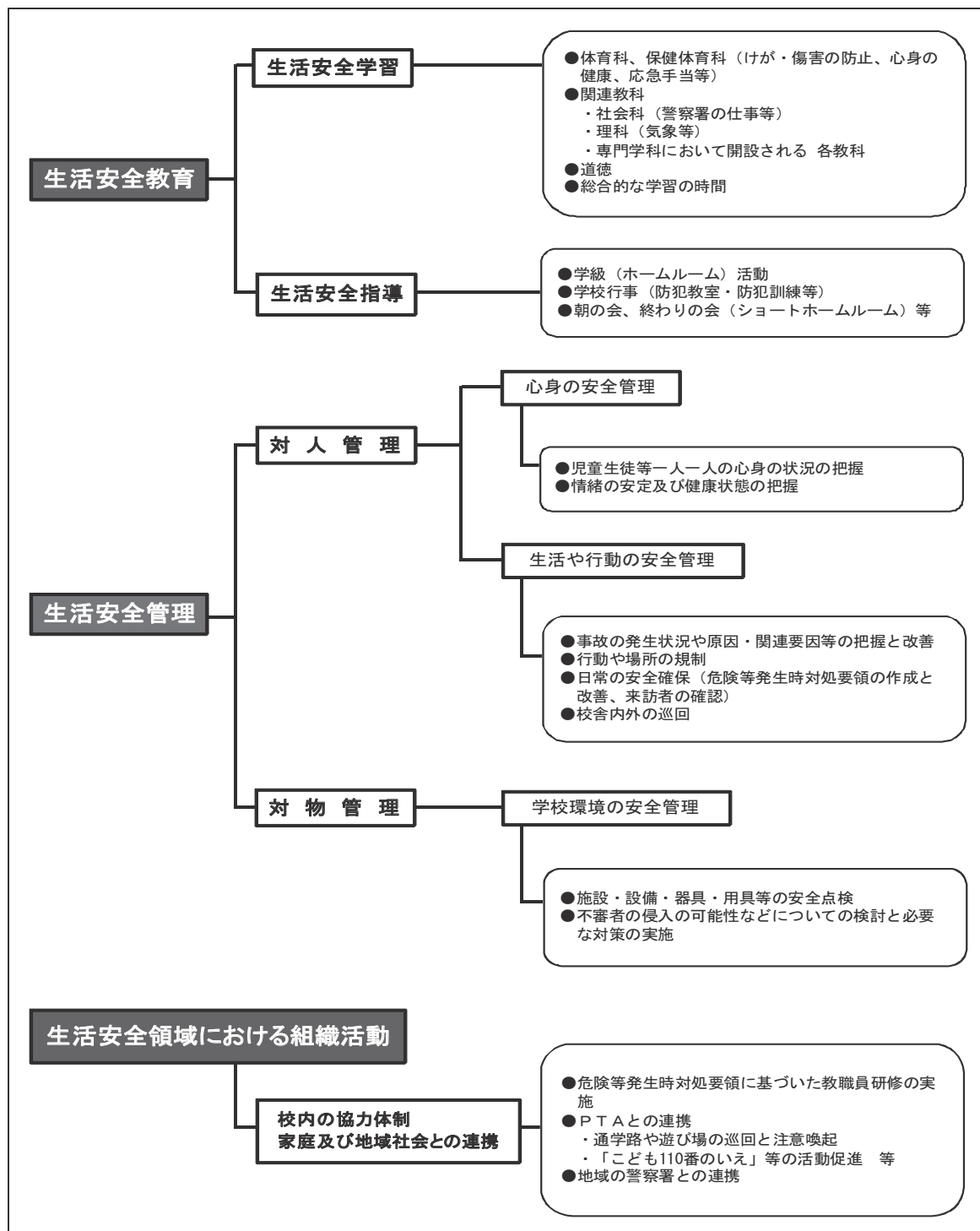


図 10<生活安全の構造図>

II 学校における生活安全教育の視点

1 関連する教科等における生活安全学習

(1) 学習の必要性

学校では関連する教科等において、様々な器具を使ったり、体験的な活動をする事が多い。様々な器具の特性を知り、正しい取扱い方を学ぶことで、安全に使用することができる。

また、体験的な活動を行う際には児童生徒等の行動を予測し、事故防止につながる行動について事前に指導する。

(2) 学習の視点

生活安全領域は学校におけるあらゆる教育活動を対象とする。体育科、保健体育科の「けがの防止」「傷害の防止」などが直接的な学習になるが、体験活動に限らず、日常の学習場面においても常に様々な危険に配慮する必要がある。

(3) 学習上の留意点

ア 教科等において、教職員が起こりうる危険を予測する。

イ 児童生徒等の事故防止のため、複数の教職員で細やかに指導することも有効である。(特に、道具や器具を初めて使う場面)

(4) 学習の実際

以下に各学習指導要領に示されている指導内容を踏まえ、関連する教科等で取り扱う生活安全学習の例を校種別に取りまとめた。

教職員が常に危機管理意識をもって指導に当たることが、事故やけがのない安全な学校生活の維持につながる。



関連する教科等における生活安全学習（小学校）

資料編「関連する教科等における安全学習」参照

社 会	<ul style="list-style-type: none"> 人々の安全を守るための関係機関（警察署等）の働きとそこに従事している人々の工夫や努力について、調査や資料を活用して考える学習
算 数	<ul style="list-style-type: none"> コンパスやはかり、メジャー等算数で使用する器具の安全な使用、保管の方法について理解する学習
理 科	<ul style="list-style-type: none"> 雨の降り方によって流れる水の速さや水の量が変化的ことや増水による河川付近での危険性について考える学習 1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化による危険について理解する学習 実験に使用する器具の安全な扱い方を理解する学習
生 活	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの生活と同じ地域で生活したり働いている人々との関わりについて考える学習（児童の安全を見守っている人々について取り扱う） 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれを支えている人々がいることについて考える学習 公共物や公共施設を大切に、安全に気をつけて正しく利用することができるようにするための学習
音 楽	<ul style="list-style-type: none"> 楽器を正しく安全に使用、保管することについて理解する学習
図 画 工 作	<ul style="list-style-type: none"> 刃物類、塗料、器具などを適切な活動場所で、安全に使用し、保管することができるようにするための学習
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> 服装を整え、用具の手入れや保管を適切に行う必要性について理解する学習（実習の指導について） 熱源や用具、機械などの正しく安全な取扱いを理解する学習
体 育	<ul style="list-style-type: none"> 危険回避に必要な運動能力を身に付ける学習 心の発達及び不安、悩みの対処について理解する学習 けがの簡単な手当について理解する学習 集合、整頓、列の増減など、効率的、安全に集合できる行動の学習
道 徳	<ul style="list-style-type: none"> 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応える心情をはぐくむ学習 約束や社会の決まりを守り、公德心をもつことができるような心情をはぐくむ学習
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> 防犯の視点で安全マップを作成する学習

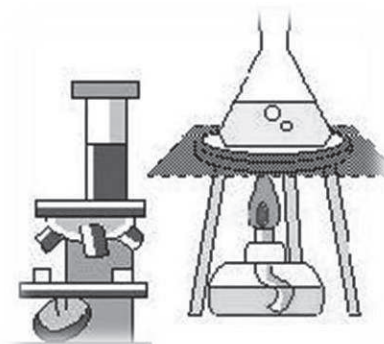
関連する教科等における生活安全学習（中学校）

理 科	<p>【第2分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な気象の観察、観測をとおして、気象要素と天気の変化の関係を見出させる学習や、気象現象が起こる仕組みと規則性について理解する学習 ・自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、多面的、総合的に自然と人間の関わり方について考察する学習 <p>【第1分野】 【第2分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験や観察に使用する薬品、器具の安全な扱い方を理解する学習
保 健 体 育	<p>【体育分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を避けることができるような運動能力を身につけるための学習 ・集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の仕方を身につけ、集団としての能率的で安全な行動の学習 <p>【保健分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神と身体が相互に影響を与え、関わっていることを理解する学習 ・適切な応急手当による傷害の悪化防止を理解する学習 ・応急手当には心肺蘇生等があることを理解する学習
技 術 ・ 家 庭	<p>【技術分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを理解する学習（事件発生時の情報システムについて取り扱う。） <p>【家庭分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児の危険を予測し、未然防止事故につながる行動を考えるための、幼児の発達と生活の特徴について理解を深める学習 ・幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、関わり方を工夫する学習（地域で危険な様子を見かけた時、関わりを持ちやすいようにする。）
道 徳	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる心情をはぐくむ学習 ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 ・法やさまりの意義を理解し遵守するとともに、自他の権利を重んじ、義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努めるような心情をはぐくむ学習
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯の視点で安全マップを作成する学習



関連する教科等における生活安全学習（高等学校）

<p>公 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分と社会の関わりで事故を未然に防ぐことができることや、社会のための行動について理解する学習
<p>理 科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「探究活動」で報告書を作成させたり発表を行う機会を設ける場合、情報の収集やデータの分析等をする際、コンピュータや情報通信ネットワーク等の適切な活用を理解する学習 ・実験や観察に使用する薬品、器具の安全な扱い方を理解する学習
<p>保 健 体 育</p>	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を予測し、その危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 ・集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の仕方を身に付け、集団としての能率的で安全な行動の学習 <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神と身体の密接な関連について理解する学習 ・精神の健康を保持増進するためには、欲求やストレスに適切に対処するとともに、自己実現を図れるよう努力していくことが重要であることを理解する学習 ・傷害の疾病に対する適切な応急手当についての学習 ・応急手当の正しい手順や方法についての学習 ・傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、心肺蘇生等の応急手当は速やかに行う必要があることを理解する学習 ・心肺停止状態においては、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AEDの使用などが必要であることを理解する学習
<p>専 門 学 科 に お いて 開 設 さ れ る 教 科</p>	<p>それぞれの専門性に関わる生活安全について取り上げられる。 (資料編「関連する教科等における安全学習」を参照)</p>



2 生活安全指導

(1) 指導の必要性

生活安全指導は、児童生徒等が学校生活はもとより、生涯にわたって安全に生活するために不可欠なものである。安全を確保するために正しい行動を身に付けることが必要であり、行動を規制する場合は、発達段階に応じてその必要性を指導し、裏付けのある規制であることを理解させることが大切である。

(2) 指導の視点

生活安全指導の視点は「けがや事故を未然に防ぐための指導である。」と教職員が共通認識し、指導することが大切である。教職員が日常生活に潜在している危険に気づき、その危険を回避するための行動を身に付けている必要がある。

更には、発達段階に応じて、児童生徒等が自ら潜在している危険に気づき、回避できる能力を育成しなければならない。

(3) 指導上の留意点

ア 学校での生活だけではなく、登下校時、在宅時等の生活にも視点をあてるようにする。

イ 防犯に関わる指導をする際は、恐怖心のみを与えることなく、犯罪に巻き込まれないための行動や、巻き込まれそうになったときの対処行動などを具体的に指導するようにする。

ウ 児童生徒等の地域での安全を確保するための見守り活動について触れ、自分たちは多くの人々に守られている大切な存在であることに気付かせるようにする。

エ 不審者情報等があった場合は、同一地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校との連携を図るようにする。

オ 特別な教育的支援が必要な児童生徒等に対しては、個別に配慮するようにする。



(4) 指導の実際

昨今、不審者により児童生徒等が被害に遭う事件が後を絶たない。そのため、生活安全指導において、防犯教育・防犯訓練は必要不可欠となっており、その実施に当たっては、学校安全計画に適切に位置付けて行う必要がある。

ア 日常生活における被害の状況、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する防犯上の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測するとともに、危険を回避し安全な行動をとることができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して学校・家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

エ 防犯教育・防犯訓練をとおして以下の点に留意して指導する。

(ア) 防犯教育の内容と指導時間

自他の生命の尊重の理念に基づき、緊急時に自分の身を守るための対処法等について、幼稚園では健康の領域で、小・中・高等学校では保健、特別活動等で児童生徒等の発達段階に応じて具体的な指導を行う。

また、不審者等に係る指導に際しては発達段階を十分考慮し、恐怖心を抱かせるだけの指導にならないことに留意し、人権教育的視点にも十分配慮する。

(イ) 防犯訓練の実施

学校が企画立案し警察署等の協力を得て、緊急事態を想定した訓練を定期的に実施する。

不審者から身を守るということは、児童生徒等が「**不審者に近づかない(不審者から離れる)**。」ことが大原則であり、不審者に対応している教職員は不審者を児童生徒等に近づけないことが重要である。その際、児童生徒等の安全を第一に考え、避難経路、避難場所、誘導方法・通報手段等を確認し、問題点があれば改善する。

不審者侵入を想定した防犯訓練は、児童生徒等と実施する前に、教職員のみで行い、不審者への対応や児童生徒等の指示等の基本の行動を身に付けておくことが大切である。

(IV 生活安全領域における組織活動 1 教職員研修の充実 参照)

(ウ) 放送での指示

不審者侵入の際、不審者を刺激することなく、児童生徒等や教職員に情報を伝えるため、放送での指示を工夫する方法がある。以下に例を示す。

授業中の緊急放送（例）

「〇〇先生、自宅からお電話が入っております。職員室まですぐにお戻りください。」

〇〇先生の学級付近に不審者がいることを示唆する。

授業中に教職員の自宅からの電話は放送で取り次がないことをあらかじめ児童生徒等に伝えておき、〇〇先生の学級付近で危険なことが発生していることを示す方法の例である。「自宅からの電話」を緊急用のキーワードとしている。

放送の後、担任の指示に従うように指導しておく。

休憩時間中の緊急放送（例）

「ただいま□□先生が正門で花の水やりをしています。足を滑らさないようにしてください。」

正門付近に不審者がいることを示唆する。

「花の水やり」「足を滑らさないように」をキーワードとして、不審者が正門付近にいることを示す方法の例である。「□□先生」は自校に在籍しない教職員の姓を使用し、不審者のキーワードとして固定しておくとうわかりやすい。

コラム：「入りやすく見えにくい場所」が危ない

犯罪は「入りやすく見えにくい場所」で発生すると言われていています。防犯の視点で安全マップを作成する際、子どもたちへのキーワードとして指導することがあります。

「入りやすい」場所は誰もが簡単に入ることができるため、不審者にとっても逃げやすい場所となり、また「見えにくい」場所は危ない目にあっても誰にも気付いてもらえないので、ともに危険な場所だと考えられます。

学齢の低い子どもたちにとっては、「入りやすい」「見えにくい」という2つの条件を一度に確認することは容易ではないので、「入りやすい場所」「見えにくい場所」のどちらかに観点をしぼるとイメージしやすくなります。

不審者（危険なことをするかもしれない人）は見ただけではわかりませんが、危険な場所はいつでも認識することができます。

教室での安全マップづくりだけでなく、校外学習等の際に子どもたちとともに確認することをおして、どうしてもその「入りやすく見えにくい場所」を通らなければいけないときの注意すべき行動等について考えさせましょう。



コラム：遊びをとおした防犯指導例

防犯指導は犯罪の恐ろしさだけを伝えてしまうと、小さい子どもたちには恐怖心を抱かせるだけになってしまう可能性があります。そのため、次のような遊びをとおして、防犯に関する感覚を身に付けさせることが考えられます。

かくれんぼ	校内での「かくれんぼ」遊びでは、隠れた場所は「入りやすく見えにくい」犯罪の起こりやすい場所ということを確認できる。
新聞チャンバラ	新聞紙を丸めて棒状（1メートル程度）にしたものでチャンバラごっこをすることで、知らない人に接するときの距離感を確認することができる。

その他、児童生徒等が興味をもつ紙芝居や、人形劇、寸劇等を防犯ボランティア等の協力を得て実施し、その内容を学ぶ方法もあります。

Ⅲ 生活安全管理

生活安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立し、児童生徒等の安全の確保を図ることである。

【対人管理】

- ・ 児童生徒等一人一人の心身の状況の把握
- ・ 事故の発生状況や原因・関連要因の把握、改善
- ・ 行動の規制等
- ・ 日常の安全確保（危険等発生時対処要領の作成・改善及び来校者の確認等）
- ・ 校舎内外の巡回 等

【対物管理】

- ・ けがを防止するための施設や設備の点検、改善
- ・ 不審者の侵入を未然に防止するための施設や設備の点検、改善
- ・ 進入禁止場所の明示や施錠 等

1 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動、学校行事等、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故の未然防止のために行うものである。

(1) 校内体制の確立

学校においては、何よりも児童生徒等の安全確保が最優先されなければならない。

そこで、あらゆる事態を想定し危険の早期発見に努め、学校長が中心となりすばやく対応できる危機管理体制を日ごろから確立し、機能させておくことが極めて重要である。

(2) 危険等発生時対処要領の作成や校内体制の整備

安全教育を担当する教職員を明確にし、組織の充実・整備を図り、自校の危機管理上の課題を明らかにし、学校独自の危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 安全管理（対人管理）の具体的な対象と項目

【休憩時間】

対象	項目
校舎内での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や施設の安全な利用法 ・遊び等における行動の危険性 ・児童生徒等が使用する道具や遊具等の危険性（禁止されているものや危険な物の使用）等
運動場・園庭、体育館等での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育動物の安全な扱い方 ・運動や遊びの種類と場所の危険性 ・運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との危険性 ・休憩時間から学習時間に移る時の児童生徒等の行動 ・新しく流行している遊びの危険性 ・人目に付きにくい場所での児童生徒等の行動 等
運動場・園庭、体育館等での固定施設・移動施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の仕方や危険性（無理な利用、誤った利用） ・固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性 等
粗暴な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 ・粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあいなど暴力の前兆の有無 ・発生時の対応策 等

【教科等の学習時間】

対象	項目
始業前・学習前	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・児童生徒等などの服装の確認 ・学習中に予想される危険に対する備え（予防策、発生時の対処策、児童生徒等などへの周知） 等
施設・用具などの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、用具、教材・教具の整備 ・施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 ・施設や用具等の扱い方における危険性 等
個別的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 ・当日の心身の健康状態や情緒の安定に対する配慮 等



【園外保育、クラブ・部活動、学校行事の活動等】

対 象	項 目
一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動場所やその経路に関する事前の実地調査 ・ 活動場所やその経路における児童生徒等の行動 ・ 参加する児童生徒等の人数の把握 ・ 学年、体力、技術等に差がある児童生徒等がともに活動することの危険性 ・ 児童生徒等の自主的な行動に対する安全管理上の配慮（最低限の管理の徹底、児童生徒等の自己管理の指導等） 等
状況に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の場所や時刻・時間等における危険性 ・ 児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・ 活動環境の状態の把握（天候、温度、湿度、明るさ等） ・ 活動している児童生徒等間の危険性 等

【学校給食の時間】

対 象	項 目
準備時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食当番の服装 等
調理室からの受渡し時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理室の窓口前における危険の有無など ・ 食缶、食器の受渡し、コンテナ移動などの際の危険の有無 等
運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬方法における危険の有無 ・ 運搬経路における危険の有無 等
配膳時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配膳時の取扱い 等
食事時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤嚥や異物等の誤飲 等

【清掃活動等作業時】

対 象	項 目
作業者の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びやふざけ等の危険な行動の有無 ・ 道具や用具の使い方 ・ 作業時の服装 ・ 肥料や薬剤、洗剤等の取扱い方 ・ 作業の方法や手順などにおける危険の有無 等
場や周囲との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業している場所及びその周辺の危険性 ・ 作業している児童生徒等間の危険性 等

2 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。安全点検には表10に示す3つの点検がある。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（学校保健安全法施行規則（以下「規則」とする。）28条第1項）
	毎月1回 計画的に教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上等	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要がある時 ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災等の災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火等）の発生時等	必要に応じて点検項目を設定	必要がある時は、臨時に安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

表10<安全点検の種類>

対象や項目の設定では、校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要があり、適宜、追加・変更等を行うことが必要である。

(1) 学校施設面における安全確保

来校者を確認し不審者侵入を未然に防止するとともに、万一不審者が侵入した場合に、早期に発見できるよう施設・設備の管理に努める。

ア 門扉の管理

登下校時以外は門扉を閉めるなど、敷地や校舎への出入を管理可能な場所に限定する。また、敷地の境界を告知することによって、不審者侵入を未然に防ぐよう努める。

イ 防犯設備の状況

警報装置や防犯監視システム等を設置している場合、作動状況を点検する。

ウ 施設・設備の点検補修

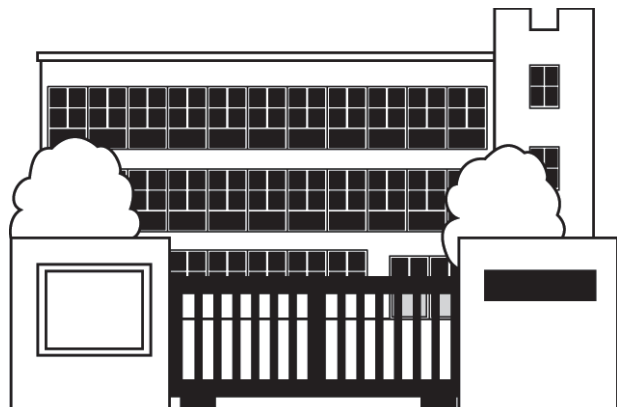
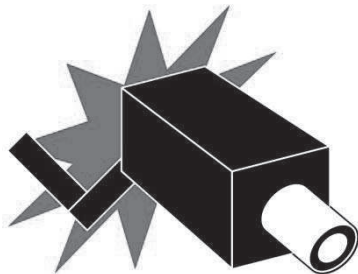
校門・フェンス・外灯・センサーライト・鍵等を定期的に点検し、必要な補修を行う。

エ 環境整備

侵入時の死角の原因となる障害物を撤去するとともに、日頃から整理整頓に努める。

オ 緊急時における部屋の確保

危害を加えるおそれがある者が侵入した場合、一時的に隔離しておく部屋を決めておく。



(2) 安全点検の具体的な対象と項目

【校舎の安全点検】

対 象	項 目
教室・保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道具の破損、整理状態 ・ エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・ 床や腰板の状態（滑りやすさ、破損等） ・ 釘やびょう等の突起物 ・ 教室の窓枠、ガラス等の破損 ・ 窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 ・ 出入口の扉における危険の有無 ・ 机、戸棚、その他の備品の配置 ・ 机、いすの破損 ・ 施錠、鍵の故障の有無 等
廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の窓枠、ガラス等の破損 ・ フェンスの破損や劣化 ・ 廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無 ・ 雨天時の滑りやすさ 等
便所、水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滑りやすさ（水飲み場、洗口場、手洗い場等） 等
屋上、バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェンスの高さや、足がかりの有無 ・ 床やフェンス、トップライト（天窓）などの破損や劣化 ・ 出入口の施錠 等
給食室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止等の観点から） ・ 電源やガス等の安全 等
特別教室など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管・管理方法 ・ 電源やガス等の安全装置の作動性 ・ 危険標識等の整備 ・ 刃物類の管理 ・ 出入口の施錠 ・ パソコン利用にかかわる情報の管理 等
体育館・遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床板や壁面（ステージを含む）の破損 ・ 電源等の安全 ・ 体育施設や体育用具の破損や劣化 ・ 机、テーブル、いす等備品の破損 ・ 大型遊具、楽器等の整理状態 ・ ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態等） 等
校舎・園舎等の外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎等の外壁やひさしの亀裂や剥落の危険性 ・ 表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・ 雨どいの破損 等

【校舎以外の安全点検】

対象	項目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場における危険物の有無 ・校門等の施錠、錠の故障の有無、鍵の管理 ・地面の勾配や凹凸 ・地面の排水状態 ・危険物（ガラス、石、釘等）の有無 ・フェンスやその支柱の破損や劣化 ・学校に用のない者や動物の侵入の有無 等
遊具、体育等で使用する 固定施設・移動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、固定施設（鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネット）の支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚柱の破損や劣化 等 ・移動施設（サッカー、バスケット、ハンドボールなどのゴールポスト）の固定の状態、テント、展示物の破損や劣化 等
運動用具等の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫や用具室の整理、整頓 ・倉庫の施錠、錠の故障の有無、鍵の管理 ・石灰の保管状況や取扱い方 ・児童生徒等の出入りの管理 等
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性 ・プールへの危険物や異物などの混入 ・プールの排（環）水口の蓋等の固定 ・プールサイドやプールの周辺の危険性 ・出入口等の施錠 ・プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 ・連絡用電話等の接続状況 等
足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場における危険の有無 ・周囲における障害物の有無 ・滑りやすさ ・排水状態 等
花壇、農場、飼育場等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁、板面の破損や劣化 ・棚やフェンスの破損や劣化 ・農機具等の整備 ・飼育場や倉庫の整理・整頓 ・出入口等の施錠 等



(3) 安全点検表

安全点検表の一例を示す。各校の実態に応じて点検項目を追加、整理し、毎月点検し、安全な環境を維持するようにする。

【教室等の安全点検表】

場所

平成 ○ ○ 年度

年 組 教室

点検者 ○ ○ ○ ○

点検の観点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	床板の異常、破損はないか												
2	机・いすの破損はないか												
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障はないか												
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか												
5	窓下に足がかりになるものはないか												
6	カーテン、カーテンレールに損傷はないか												
7	蛍光器具、スクリーン、時計、スピーカー等が落ちそうになっていないか												
8	戸棚、ロッカー等の転倒の危険はないか												
9	戸棚、ロッカー等からの落下物の危険はないか												
10	柱や内壁に剥離、亀裂はないか												
11	天井の破損、雨漏りはないか												
12	防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか												
13													
14													
15													
16													
17													
	確認サイン(安全担当)												
	確認サイン (教頭)												
<p>*「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。</p> <p>* できれば、2人以上で点検を行うようにする。</p>													

【運動場・校地の安全点検表】

場所

平成 ○ ○ 年度

運動場・校地

点検者 ○ ○ ○ ○

点検の観点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	石、ガラス片、凸凹などによる危険はないか												
2	排水口や側溝につまりはないか												
3	水飲み場、足洗いの破損はないか												
4	サッカーゴールは固定されているか												
5	サッカーゴールの溶接部分に破損はないか												
6	バックネットに破損はないか												
7	掲揚柱等の腐食や転倒のおそれはないか												
8	樹木に邪魔な枝はないか												
9	校門、柵の破損はないか												
10	訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損はないか												
11	登下校時以外は校門が閉められているか												
12	防犯カメラ、インターホンは正しく作動しているか												
13	死角の原因となる立木等の障害物はないか												
14													
15													
16													
17													
確認サイン(安全担当)													
確認サイン (教頭)													
<p>*「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。</p> <p>*できれば、2人以上で点検を行うようにする。</p>													

【遊具等の安全点検表】

場所

平成 ○ ○ 年度

運動場の遊具

点検者 ○ ○ ○ ○

点検の観点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 ブランコ												
支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか												
着地面や周辺に石などはないか												
着座部の破損、金具の摩耗・緩みはないか												
吊り金具、チェーンの破損・摩耗はないか												
2 すべり台												
支柱、登行部、落下防止柵などのぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか												
着地面や周辺に石などはないか												
滑降面に突起物などはないか												
ひも等が引っ掛かりやすい隙間等はないか												
3 ジャンゲルジム												
支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか												
着地面や周辺に石などはないか												
4												
確認サイン(安全担当)												
確認サイン (教頭)												
*「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。												
*できれば、2人以上で点検を行うようにする。												

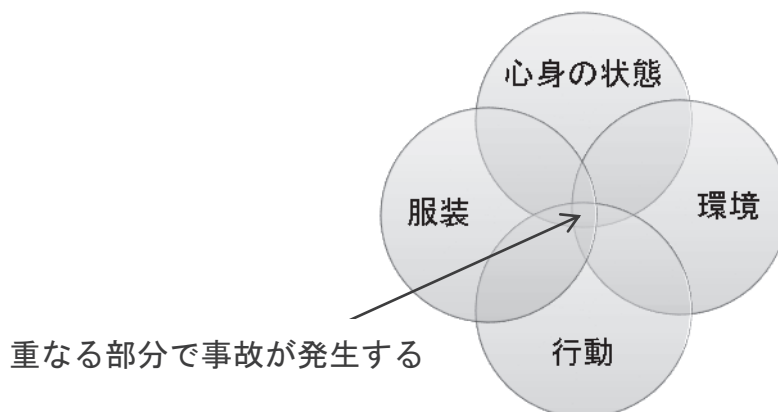
コラム：事故発生の要因と未然防止

事故・災害が発生するメカニズムには疫学的な要因分析と時系列的な分析の2つの理論があり、これらを理解することが、未然防止につながると考えられています。しかし、理解するだけでなく、教職員や児童生徒等が「危険である」「ヒヤリとした」「ハッとした」などの感覚を身に付けておくと同時に、その要因を分析し、改善することの大切さを心にとめておかなければなりません。

潜在危険論

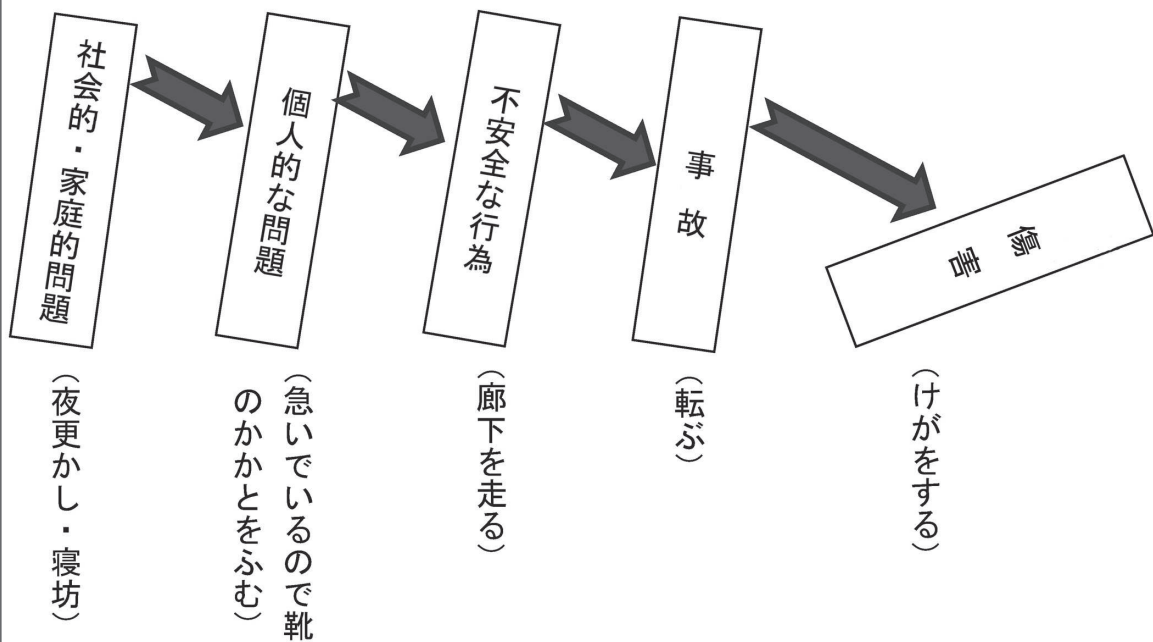
(疫学的な要因分析)

疫学理論とは事故・災害の原因について探ろうとするもので、複雑な事故・災害の発生要因を明確に分析する理論です。その理論に「潜在危険論」があります。「潜在危険」とは、ぼんやり見ていたのでは目に付きにくく、うかつな心構えでは気付きにくい存在で、それが大きくなったり、増加したりすれば事故の原因に「なりそう」な危険のことです。「心身の状態」「環境」「行動」「服の4つの領域に分けることができ、**単独で孤立した状態では事故・災害の発生には至りません。**(例外もあります。)4つの領域の危険とはどの領域も「すぎる」ことが危険と考えられます。例えば「心身の状態」であれば、「集中しすぎる」「散漫すぎる」など、「環境」では「高すぎる」「低すぎる」など、「服装」では「長すぎる」「短すぎる」など、「行動」は「無知であったり」「機能未発達の状態であったり」ということです。これらの4つの潜在危険が重なり合ったときに、事故・災害の発生に至るという理論から、「未成熟の事故」とも言われています。



(時系列的な要因分析)

時系列的な要因分析の代表的なものに「ハインリッヒのドミノ理論」があげられます。「社会的・家庭的問題」「個人的な問題」「不安全な行為」「事故」「傷害」の時系列の順で事故・災害が発生することを示しています。



最後のドミノを倒さないためには（傷害を阻止するためには）、途中のドミノ（要因）を倒れないようにする（要因を取り除く）ことが有効な対策であると考えられる理論です。

教職員自らの安全意識

子どもに上靴の履き方を指導することがあります。もちろん「危ないから」という理由で正しく履くことを指導しますが、教職員自身の足下がどうか確認してみてください。かかとを踏んで上靴を履いていることはないでしょうか、草履（サンダル）ではないでしょうか。児童生徒等の避難誘導ができるか、更には、負傷している子どもを抱えて安全に避難することができるのかという視点で考えてみてください。

3 防犯（不審者侵入防止）に関する安全管理

児童生徒等の生命や安全を守ることは、全ての教育活動における基礎となり、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。

(1) 学校における防犯危機管理体制の確立

児童生徒等と教職員の生命、学校への信頼、日常の学習活動を守るため、学校、家庭、地域社会が連携し、安全に対する意識を高め、不審者侵入等の緊急時にすばやく対応できる危機管理体制を確立しなければならない。

(2) 緊急時の対応における留意点

… 資料編「不審者侵入時における対応フロー」178ページ参照

緊急時においては、教職員は児童生徒等の安全を確保するとともに、自らへの危険を回避しながら、次の点に留意して対応する。

- ア 防犯ブザーや非常ベル等により、事件の発生を周囲に知らせ注意を喚起するとともに、避難場所を具体的に指示して児童生徒等を避難させる。
- イ 一人で対処しようとせず、大声をあげたり児童生徒等に指示したりして、110番通報や他の教職員の応援を求める。
- ウ 刃物等の凶器を持った不審者と対峙する場合は、さすまた等防御できる道具を活用し、児童生徒等に近付かせないようにして応援を待つ。
- エ 事件発生情報を速やかに伝達し、あらかじめ決められた指示系統に基づいて対応する。
- オ 負傷者が発生した場合（所在が不明で、負傷している可能性が大きい場合も）は、119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し必要な応急手当を行う。
- カ 危険の回避後は、児童生徒等の動揺を鎮める。

(3) 来校者への対応

学校内に不審者が侵入することのないよう、保護者や地域の人々の理解を得ながら来校者の確認を徹底する。

ア 出入口・受付の明示

「敷地や校舎への関係者以外立入り禁止」の立札を明示したり、出入口を限定するなど、来校者に出入口や受付場所が分かるよう案内表示を行う。

イ 来校者名簿の設置

来校者名簿を職員室（事務室）等の前に設置して、来校者の出入りを確認する。

ウ 胸章（リボン、腕章、名札等）の着用

来校者へ胸章の着用を依頼することにより、来校者の存在を確認する。

また、保護者、学校支援ボランティア及び業者等の来校者ごとに名札の色を変えるなどの工夫をすることも有効である。これらは、年度当初、保護者に対し十分説明を行い協力を求めておく。

なお、教職員も名札の着用を徹底し、来校者からも教職員かどうか分かるようにすることが大切である。

エ 来校者へのあいさつ

教職員は、不審者を早期に発見するためにも、来校者を見掛けたら積極的にあいさつをしたり、声を掛けたりする。

(4) 校内巡回体制の強化

不審者侵入の未然防止と万一侵入した場合に早期発見・早期対応を可能にするよう校内巡回体制の強化を図る。

ア 教職員による学校内外の巡回

教職員による学校内外の巡回を徹底し、特に、校長室や職員室（事務室）から死角となる区域を定期的に巡回する。

その際、普段と異なるところがないかなどに注意し、複数の目で見たり巡回経路や巡回時間を変えたりするなどの工夫をする。

イ 保護者等による巡回

保護者、関係機関・団体等の協力を得て、学校内外の巡回を行い、不審者侵入を未然に防ぐ。

(5) 校外学習等における安全確保

… 資料編「地震発生時における対応フロー(校外学習中)」175ページ参照

校外学習等の学校行事においては、教職員間の共通理解を十分図り、児童生徒等の安全確保を徹底する。

ア 事前計画と安全確認

事前に綿密な計画を立てるとともに、**現地の安全**を十分に確認する。

イ 安全指導の徹底

児童生徒等に対する事前の安全指導を徹底する。

ウ 非常時の連絡体制の整備

万一の事態が発生した場合の現場での責任者や連絡方法等を予め定めておく。

(6) 安全に配慮した学校開放

学校開放（授業日）に当たって、児童生徒等の安全が確保されるよう措置を講じる。

ア 不審者侵入防止のための方策

開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分からの侵入を防止する。

イ 保護者や地域の人々による協力

安全確保について、保護者や地域の人々に協力を依頼する。

(7) 防犯に関する安全管理の具体的な対象と項目

【学校において取り組むべきこと】

＜日常の安全確保＞

項目	具体的な取組内容
来訪者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 ・施設や校舎への入口等の管理 ・来訪者への声掛けや名札等による識別 等
不審者情報に係る関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携、近接する学校等間の情報提供体制の整備 等
授業中、始業前、休憩時間、放課後等における安全確保の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による校内巡回等の実施 等
校外学習や学校行事における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 ・児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 ・緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 等
安全に配慮した学校開放	<ul style="list-style-type: none"> ・開放部分と非開放部分との区別の明確化と不審者の侵入防止策（施錠等）の実施 ・保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力の推進 等
学校施設面における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 ・警報装置、防犯監視システム、通信機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等の連絡・通報体制の整備 ・死角の原因となる立木等の障害物の有無、隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施 等

<緊急時の安全確保>

項目	具体的な取組内容
不審者情報がある場合の連絡等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・警察へのパトロール等の要請など速やかな連携 ・緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定 ・保護者やPTA、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 等
不審者の立ち入りなど緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、副校長（教頭）または他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 ・警察、消防署等の関係機関や、教育委員会への通報体制の整備 ・緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等の実施 ・警備員等を配置している場合、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 等
緊急時の安全確保の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・危険等発生時対処要領に基づいたチェックや対応 等

【家庭や地域社会の協力を得て取り組むべきこと】

<日常の安全確保>

項目	具体的な取組内容
家庭への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達、危険な場所の確認や屋外での行事の注意事項の家庭での話し合い 等
学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得ての校区内の機関箇所の点検や「声かけ運動」等の取組 等
登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力の下での巡回指導等の取組の実施 ・「こども110番のいえ」等の地域のボランティアの体制の整備・充実 等

<緊急時の安全確保>

項目	具体的な取組内容
不審者の情報がある場合の取組体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体の協力を得ての各家庭への注意喚起 ・授業中や放課後等における学校内や周辺、校区内の巡回指導、集団登下校への同伴などの取組体制の整備 ・学校や関係機関等からの注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備 等

4 登下校時の安全管理

学校においては、児童生徒等が充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、市町村の関係団体等との連携を図り、登下校時の安全を確保しなければならない。

(1) 登下校時の安全確保

保護者や地域の人々の協力を得ながら、児童生徒等の安全確保の取組の強化を図る。

ア 集団登下校の実施

学校の実態に応じ、決められた通学路を集団又は複数で登下校するよう指導する。万一の事態が発生した場合を想定して、「大声を出す」「逃げる」等の指導も行う。

イ 通学路安全マップの活用

通学路の安全について再点検を行うとともに、安全マップを巡回等に活用する。

また、定期的な一斉下校や学年下校を実施して、通学路の危険箇所や緊急時に駆け込める「こども 110 番のいえ」や近所の店舗の位置等について指導するとともに、万一の事態が発生した場合に「こども 110 番のいえ」の機能が十分発揮されるよう確認を行う。

ウ 街頭指導

教職員は、日常的に保護者と連携を図りながら、必要に応じて登下校時の街頭指導を行う。

エ 防犯パトロール

保護者や学校安全ボランティア等による防犯パトロールを実施する。

オ 通報・連絡体制の整備

緊急事態発生時における教育委員会、警察等関係機関への通報とともに学校を中心とした連絡体制を整備する。

(2) 地域住民、保護者、ボランティア等と連携した危機管理体制の確立

登下校時において緊急事態が発生した場合、最初に児童生徒等の安全確保を行うことができるのは、現場付近にいる地域の人々である。したがって、日頃から地域の人々の協力が得られる体制を構築しておき、緊急事態発生時には、地域の人々、保護者、ボランティア等と連携して、児童生徒等の被害を防止することが重要である。

(3) 緊急時の対応における留意点

… 資料編「登下校中の不審者情報・事件対応フロー」179ページ参照

緊急時において、教職員は児童生徒等の安全を確保するとともに、自らの危険を回避し、次の点に留意して対応する。

ア 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には110番通報を行う。

イ ボランティア等に電話、電子メール等で支援を依頼する。

ウ 現場（病院等含む）に急行し、児童生徒等（周辺の児童生徒等も含む）の置かれている状況や不審者の様子、動向を把握し、不審者が近辺にいると考えられる場合は、警察到着までの間、児童生徒等の安全確保を図る。

エ 教育委員会への第一報と支援要請を行う。

オ 負傷者がいる場合には119番通報し、救急車が到着するまでの間に傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。

カ 必要であれば心肺蘇生を含んだ救急救命の措置をとる。

キ 危険の回避後は、他の教職員と連携して児童生徒等の動揺を鎮める。

ク 負傷した児童生徒等の保護者への連絡を行う。

(4) 具体的な対象と項目

【通学路の設定と安全確保】

項目	具体的な取組内容
通学路の設定 【通学路の条件】	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しの悪い危険箇所がない ・犯罪の可能性が低い (・歩車道の区別がある。区別のない場合、交通量が少なく、幅員が広く、児童生徒等の通行が確保できる) (・遮断機のない無人踏切を避ける) (・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されている。警察官等が誘導している) 等
通学路の安全確保 【防犯に関わる安全確保のための方策】	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路を通過の登下校の指導 ・複数下校の指導 ・通学路の要注意箇所や危険箇所の把握 ・通学路の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒への周知 ・「こども110番のいえ」等の登下校時の緊急避難場所の児童生徒等への周知 ・登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導と訓練の実施 等

IV 生活安全領域における組織活動

1 教職員研修の充実

(1) 危険等発生時対処要領の作成・確認による教職員の共通理解

学校への不審者の侵入事件等突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件発生時の危機管理については、管理職を中心として学校全体で対応に当たる体制を構築しておくことが必要である。

各校においては、緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策の具体的内容と実施体制等を定めた危険等発生時対処要領を作成しなければならない。作成に当たっては事件・事故災害の種別によって教職員の担当する任務が大きく異なることのないように留意することが求められる。

危険等発生時対処要領について職員会議や研修会等で、情報交換や意見交換を行うことにより共通理解を深め、教職員一人一人の危機管理意識の高揚を図るとともに、日常における安全対策や不審者侵入及び登下校時における緊急事態発生時の危機管理の対応等について熟知するようにする。

(2) 防犯訓練

ア 教職員のみでの訓練の実施

実際に不審者の侵入を想定した訓練を実施する場合は、あらかじめ教職員のみで何度か訓練を行い、不審者の対応、避難の方法等の基礎を教職員が身に付けた後、児童生徒等を含めた訓練を行うようにする。

イ 避難場所

不審者侵入の場合、必ずしもグラウンドや体育館に避難することが最善とは限らない。

特に、教室で学習中の場合は教室の窓や戸を閉め施錠して、椅子やほうきなどを使用して侵入を防ぐことも考えられる。

ウ 不審者への対応

不審者の状態によっても異なるが、不審者への刺激はできるだけ避けるようにする。学校内で不審者を知らせる合図（放送）等をあらかじめ決めておき、児童生徒等へも周知するようにする。

エ 警察との連携

充実した訓練をするためには場面設定を工夫することが大切である。警察と連携し、不審者の行動パターン等を考え、適切な場面を設定することで、

訓練を充実させることができる。

また、終了後は検証によって課題を明らかにして、より実効性のあるものへ改善しなければならない。

(3) 教職員研修の留意点

ア 教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全教育や安全管理に関わるようにする。

イ 事件発生時には全教職員が各校の危険等発生時対処要領に基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施するようにする。

ウ 学校安全の中核となる教職員等が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、定期的に職員会議、学年会議、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して積極的に話し合いを進めるようにする。

エ 全ての教職員の安全に関する知識・技術を向上させるため、学校安全計画に校内研修を位置づけるようにする。

2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携

(1) 保護者への啓発、PTAとの協力

生活安全領域においては、あらゆる生活場面で児童生徒等が発達段階に応じた危険予測・危険回避できるようにするとともに、学校のみならず家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導することが大切である。これらのことを家庭に知らせ、家庭でも同一歩調で指導が行われるよう働きかけ、学校と家庭が同じ認識のもとで指導することが重要である。

生活安全教育に係るPTA活動には以下のようなことがあげられる。

ア 校内外の安全点検や校内への不審者等の侵入防止対策への参加

イ 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域の明示（地図の配布、標識の設置等）

ウ 通学路や遊び場など、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起

エ 地域での犯罪被害防止のための「こども110番のいえ」等の活動の促進

オ 不審者対応パトロールなど学校における安全管理への保護者の積極的な参加

(2) 地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関、団体との連携を普段から深めておくことが大切である。

ア 防犯教室

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感が生まれることから、大きな効果が見込まれる。

また、防犯教室等の機会に次のような地域の協力者の参加を得ることで、各関係機関相互の連携にもつながり効果が高い。

- (ア) 各地域の警察署
- (イ) 自治体や民間の関係団体
- (ウ) 保護者や地域の人々で組織する団体

イ 登下校時の安全確保

通学路の設定、犯罪被害防止、野犬等危険動物の出没、その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡を取り、協力を得る必要がある。

- (ア) 各地域の警察署、消防署、医療機関、府や市町村の関係部局
- (イ) スクールガード・リーダーやスクールガード、保護者等の協力団体
- (ウ) 近隣の学校等

ウ 校外での学校行事

遠足、修学旅行、持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、次のような関係機関に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。

- (ア) 実施先の各警察署、消防署、医療機関
- (イ) 実施先の各市町村担当部局
- (ウ) 保護者等の協力者

エ 事件・事故災害発生時

各校の危険等発生時対処要領を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制等を確認しておくことが必要である。

- (ア) 各地域の警察署
- (イ) 近隣の学校等

(3) 登下校の安全確保における留意点

登下校の安全確保のための緊急対応が必要であると判断した場合は、教職員はもちろん地域の人々、保護者、ボランティア等が連携して、防犯パトロールや児童生徒等の引率等を実施することが必要である。

- ア 安全確保までの児童生徒等の保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。
- イ 地域の人々、保護者、ボランティア、警察署、教育委員会への支援要請を行う。
- ウ 必要に応じ、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

(4) 学校の安全を守るための連携

開かれた学校づくりを推進する際には、学校における日常の安全指導の取組を保護者や地域社会に発信し、協力を得ることが大切である。

また、教職員自らが地域社会やPTAの行事等に参加するなど、日常的な連携の積み重ねにより、保護者や地域の人々と情報交換ができるよう心がける。

ア 校種間連携

同一地域内の学校が連携を図り、地域全体の安全を確保するための情報交換を積極的に行う。

イ 関係機関・団体との連携

警察、PTA、青少年健全育成団体等との連携強化を図り、児童生徒等の登下校時、授業時、部活動時などに、それぞれの学校の実態に応じた安全対策について協力を求める。

ウ 地域の団体・個人の支援

学校開放事業で学校施設を使う地域住民、自治会、老人クラブ、子ども会指導者、退職教職員、学校支援ボランティアなど地域の関係団体や個人に対して、学校安全について具体的な協力を求める。

(5) 地域との具体的な連携方策

地域の人々に対して積極的に情報提供を行うとともに、関係機関・団体等との情報交換を進め、学校の危機管理について協力を依頼するなど連携を強化する。

ア 広報の活用

広報紙等の活用により、学校の安全管理に関する情報を家庭や地域社会に積極的に発信し、協力を呼び掛ける。

イ 学校安全のための地域のネットワークづくり

警察、保護者、地域の人々等を含めた学校安全のための連絡会等を開催するなど、危険等発生時対処要領への意見の聴取、不審者情報の収集と共有等に努めるとともに、緊急時には協力要請をスムーズに行えるような体制づくりに努める。

ウ 警察や消防等との連携

学校周辺のパトロール、不審者情報の提供、防犯教室、防犯訓練等の指導、救急要請など、安全管理についての支援・協力を依頼する。

エ 「こども110番のいえ」の周知

地域で児童生徒等の安全を確保する体制を整えるためにも、「こども110番のいえ」など、児童生徒等の緊急避難場所を地域の人々にも知らせる。

交通安全領域

【領域別編 交通安全領域】

I 学校における交通安全

- 1 交通安全のねらい 119
- 2 交通安全の構造 120

II 学校における交通安全教育の視点

- 1 関連する教科等における交通安全学習 121
- 2 交通安全指導 123
- 3 自転車に関する指導 126
- 4 京都府における交通安全対策 130

III 交通安全管理

- 1 通学路の設定と安全確保 132
- 2 安全な通学方法の確立 133

IV 交通安全領域における組織活動

- 1 教職員研修の充実 135
- 2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携 135

I 学校における交通安全

1 交通安全のねらい

交通安全領域では様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにすることを目標としている。

事故を教材化した事故防止教育を行うにとどまらず、児童生徒等の交通安全に対する意識を高め、**自ら安全な行動をとる能力**を身に付けるための取組を進めることが大切である。

交通安全は

- (1) 交通事故の現状、原因及び防止方法について理解を深め、交通法規を遵守し、マナーを守って歩行、自転車走行及び乗車（二輪車、乗用車等）ができる。
・・・・・・・・・・ **わかる**
- (2) 二輪車・自動車の特性や自転車の安全な利用・点検及び整備について理解し、事故防止に努める。
・・・・・・・・・・ **助かる**
- (3) 地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている安全な交通社会を築くための対策や活動を理解し、積極的に参加できる。
・・・・・・・・・・ **みんなで助かる**

また、交通安全の内容は以下の 10 項目があげられ、発達段階に応じて指導することが大切である。

- ・ 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動
- ・ 踏切での危険の理解と安全な行動
- ・ 交通機関利用時の安全な行動
- ・ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ・ 二輪車の特性についての理解と安全な利用
- ・ 自動車の特性についての理解と自動車乗車時の安全な行動
- ・ 交通法規の正しい理解と遵守
- ・ 運転者の義務と責任についての理解
- ・ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
- ・ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

2 交通安全の構造

交通安全の構造は、図 12 のとおりである。

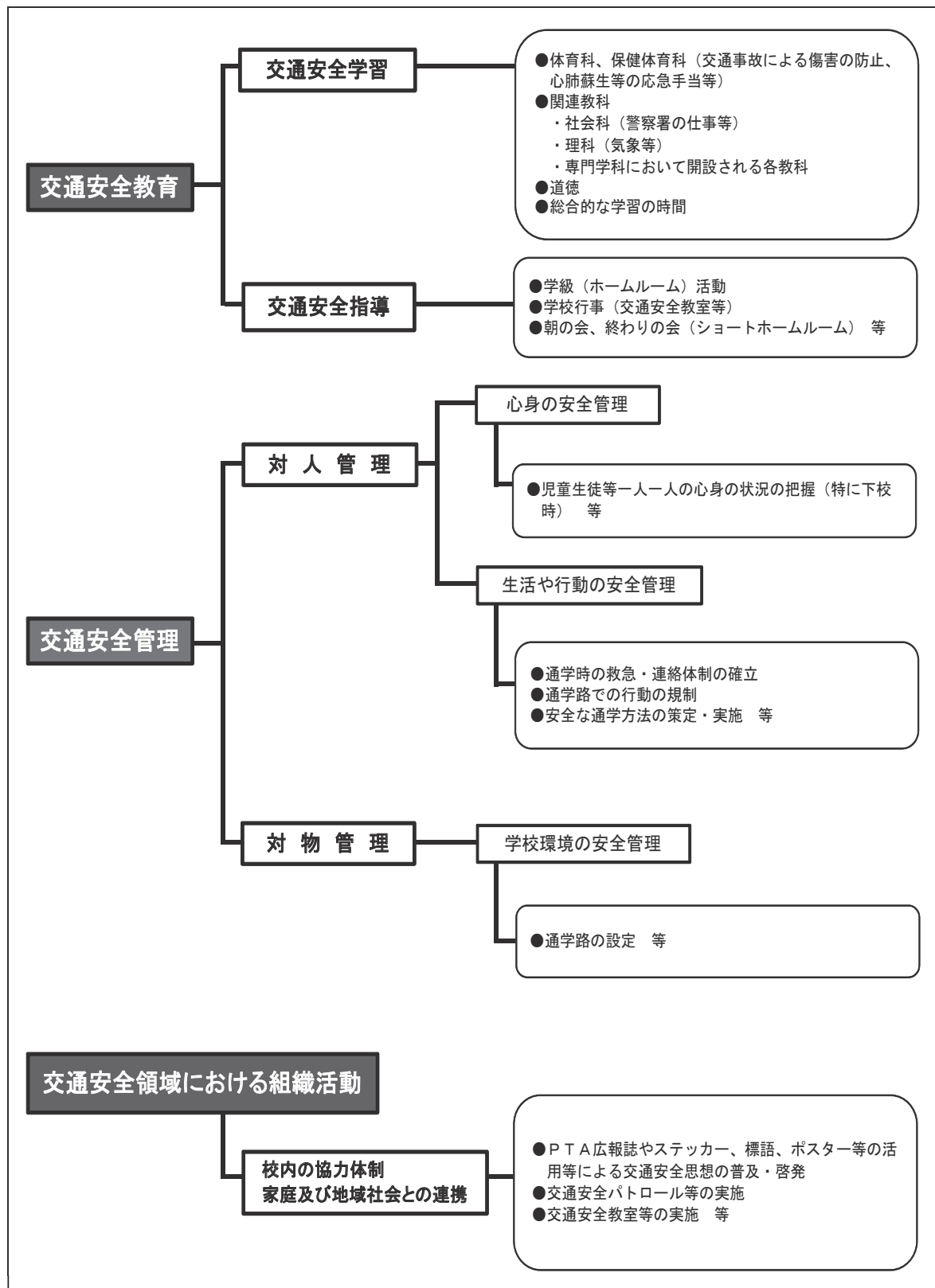


図 11 <交通安全の構造図>

II 学校における交通安全教育の視点

1 関連する教科等における交通安全学習

(1) 学習の必要性

学校では関連する教科等において、「交通機関の安全な利用の方法」「交通安全に関わっている機関」などの学習をとおして、安全に行動することの大切さや、交通社会の一員として行うべきこと等について指導しなければならない。

(2) 学習の視点

交通安全領域では、交通安全指導が中心であるが、体育科、保健体育科等では交通事故の原因を取り扱い、交通事故防止のための行動を身に付けさせるようにする。

(3) 学習上の留意点

ア 総合的な学習の時間等で安全マップを作成する活動の際、単に危険箇所を探すだけでなく、危険を回避するために「どう行動するのか」、また「どのような工夫がされているのか」を見童生徒等の発達段階に応じて考えさせる必要がある。

イ 交通事故写真等を教材として使用する場合は、見童生徒等の発達段階、心理状態等に配慮し、恐怖心を与えるだけにならないようにする。

(4) 学習の実際

以下に各学習指導要領に示されている指導内容を踏まえ、関連する教科等で取り扱う交通安全学習の例を校種別に取りまとめた。

交通事故の未然防止を図り、事故の際の連絡方法や応急手当等を理解させることが大切である。

関連する教科等における交通安全学習（小学校）

資料編「関連する教科書等における安全学習」参照

社 会	・人々の安全を守るための関係機関（警察署等）の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考える学習
理 科	・天気の変化（雨、雪、霧、凍結等）が、交通に及ぼす影響についての学習
生 活	・自分たちの生活と同じ地域で生活したり働いている人々との関わりを理解する学習（見童の安全を見守っている人々について取り扱う。） ・公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれを支えている人々がいることを知る学習 ・公共施設（公共交通機関を含む）を大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする学習
体 育	・危険回避に必要な運動能力を身に付けるための学習 ・心の発達及び不安、悩みの対処についての学習 ・けがの簡単な手当についての学習
道 徳	・生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 ・日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる心情をはぐくむ学習 ・約束や社会の決まりを守り、公德心をもつことができるような心情をはぐくむ学習
総合的な学習の時間	・交通安全の視点で安全マップを作成する学習

関連する教科等における交通安全学習（中学校）

保健体育	<p>【体育分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 ・集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の方法を身に付け、集団としての能率的で安全な行動の学習 <p>【保健分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神と身体が相互に影響を与え、関わっていることを理解する学習 ・適切な応急手当による傷害の悪化を防止することを理解する学習 ・応急手当には心肺蘇生等があることを理解する学習 ・交通事故による傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生することを理解する学習 ・交通事故等による傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できることを理解する学習
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる心情をはぐくむ学習 ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する心情をはぐくむ学習 ・法やまじりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たし、社会の秩序と規律を高める心情をはぐくむ学習
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の視点で安全マップを作成する学習

関連する教科等における交通安全学習（高等学校）

公民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分と社会の関わりで事故の未然防止ができるということや、社会に貢献するための行動について理解する学習
保健体育	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を予測し、その危険を避けることができるような運動能力を身に付けるための学習 <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神と身体には密接な関連があることを理解する学習 ・精神の健康を保持増進するためには、欲求やストレスに適切に対処するとともに、自己実現を図るため努力することが重要であることを理解する学習 ・適切な応急手当による傷害や疾病の悪化を軽減することを理解する学習 ・応急手当の正しい手順や方法についての学習 ・心肺蘇生等の応急手当は、速やかに行う必要があることを理解する学習 ・車両の特性などの理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備など交通事故を防止するための学習 ・交通事故の責任や補償問題についての学習 ・心肺停止状態においては、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AEDの使用などが必要であることを理解する学習
専門学科において開設される教科	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの専門性に関わる交通安全について取り上げられる。（資料編「関連する教科等における安全学習」を参照）

2 交通安全指導

(1) 指導の必要性

交通安全指導のねらいは「自転車運転時などの交通法規を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。」である。心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養^{かん}、体力の向上などに資するような活動を行うという健康安全全般のねらいとともに指導することが必要である。

(2) 指導の視点

学校行事としての交通安全指導は、学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などに関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などがあげられる。

以下に示す内容について、学年または全校的な規模の集団活動として指導し、その効果を一層高めるよう配慮することが大切である。

- ・交通事故の実態
- ・道路の歩行・横断
- ・信号機等交通安全施設の利用
- ・自転車の安全な乗り方
- ・ヘルメットの着用や自転車の点検・整備
- ・二輪車・自動車の機能や特性 等

(3) 指導上の留意点

交通安全指導は日々のこまやかな指導の積み重ねが大切である。例えば児童生徒等が下校する際に「車に気を付けて」「ヘルメットのおごひもをしっかりとしめるように」「傘をさして歩くときは、一列で」などの日常の声掛けをする指導が、交通安全に関する意識を高めることになる。

(4) 指導の実際

ア 交通安全教室

「交通安全教室」の実施については、外部機関による交通安全教室を活用する方法がある。各警察署や近隣の自動車教習所に協力を依頼したり、企業等が募集する交通安全教室を効果的に活用したりするなど、児童生徒等の実態に応じて体験的な指導を行うことが大切である。

中学校、高等学校ではスタントマンによるスケアードストレート方式(※1)での安全指導を実施することも有効である。実施に際しては、ただ事故に対し

に対しての恐怖心を与えるだけにならないよう、事前・事後の指導を充実させて取り組む必要がある。

また、幼児及び小学校低学年児童に対しての交通安全教室は家庭でも同じ認識で指導できるように**保護者の参加**も有効である。

イ 交通事故の対応

交通事故の未然防止が交通安全指導の最たるねらいであるが、偶発的に発生する事故等により、児童生徒等は自分が交通事故に遭うだけでなく、他の人の交通事故に遭遇したり、その瞬間を目撃したりすることもあり、その際の対応について指導することも交通安全指導の一環である。

そのため、事故に遭遇した場合は以下のような行動がとれるよう指導することも大切である。

- (ア) 周囲の大人に救急車の要請を依頼する。
- (イ) 周囲に大人が見当たらない場合は自分の携帯電話や公衆電話から救急車を要請する。

【救急車を要請する時には】

まず 119 番をする。

慌てずゆっくり話すようにする。

- ① 救急車の要請か火災かを伝える。
- ② 今いる場所を正確に伝える。住所がわからないときは目印になる建物を伝える。
- ③ どのような状況かを伝える。
例)「車とバイクがぶつかりました。頭から血が流れていて、動けない状況です。」
「車と自転車がぶつかりました。呼びかけても返事がありません。」
「車が歩道に突っ込んできました。けがをして倒れている人が3人います。」
- ④ 自分の名前と電話番号を伝える。公衆電話から電話のときはその旨を伝える。

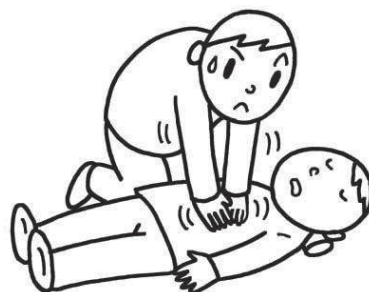
- (ウ) 中学生、高校生については必要に応じて心肺蘇生を含む応急手当を行う。

- (エ) 登下校中の場合は学校にも連絡をする。(してもらう)
学校の教職員が現場に到着するまで待ち、その後は指示に従う。
- (オ) 交通事故の目撃者として状況を尋ねられた場合は、事実のみを伝え、憶測や不確かなことは答えないようにする。
- (カ) 事故現場の近くを通る場合は警察官等の指示に従い、二次的な被害を受けないよう安全に配慮して通行する。
- (キ) 119番で救急車を要請することで、警察にも連絡されるので、110番通報は不要である。

※1 スケアードストレート方式

「恐怖を直視させる」ことで、受講者に結果の恐怖を実感させ、それにつながる危険行為や望ましくないことを行わせないようにする教育手法。

事故現場を再現する交通安全教室などが行われている。



3 自転車に関する指導

自転車と歩行者による接触事故の増加が大きな社会問題となっている。

京都府内の学校における交通事故報告の7割以上が自転車乗車時の事故である。

また、環境問題の解決にもつながる交通手段として改めて自転車が注目されるようになっている。そのため、各校での交通安全指導でしっかりと「自転車」について取り扱い、児童生徒等が生涯を通じて安全に自転車を利用できるよう指導することが大切である。

(1) 自転車の点検

ア 日常点検

自転車の整備不良は大きな事故につながる可能性があるため、日常点検はたいへん重要である。自分の使用する自転車については、発達段階に応じて自分で点検し、安全に使用しようとする姿勢を育てることが大切である。児童生徒等には表11のようなチェック項目を示し、日常点検を意識させるとともに、不備がある場合には自転車販売店等家に修理を依頼するよう指導する。

チェック	チェック箇所	点検の観点
	サドル	・またがってハンドルを持った場合、両足先が軽く地面にとどき、状態が少し前に傾くよう調整され、固定されているか
	ハンドル	・前の車輪と直角に固定されているか
	ペダル	・曲がっていたり、すり減って足が滑るおそれがないか
	ブレーキ	・前・後輪ともよくきくか
	チェーン	・張り具合は適切か
	タイヤ	・傷や穴はないか 溝と空気は十分か
	警音器	・よく鳴るか
	前照灯(ライト)	・点灯するか
	変速機	・きちんと作動するか
	尾灯	・反射器材がついているか 汚れていないか・後方からよく見えるか
① 目で見て、曲がり、へこみ、よごれなどの状態を確かめる。 ② 音を聞いて、ガタツキ、ゆるみなどを調べる。 ③ さわってみて、タイヤの空気圧や締め付けのゆるみなどを点検する。 ④ 乗ってみて、バランス、ブレーキの具合などを確かめる。		

表11 <自転車日常点検項目(例)>

(2) 交通のきまり

道路交通法においては、自転車は自動車やバイクなどと同じ車両の一種であることを踏まえ、交通のきまりは、道路を安全、円滑に通行するためにお互いに守るべき共通の約束事として決められていることを以下の観点から指導する。

ア お互いに譲り合うこと

交通安全のためには、相手の立場を考え、譲り合う精神が大切である。歩道や横断歩道を通行する時は特に注意し、交通が混雑している所では、自転車から降りて押して歩くようにする。

横断歩道では歩行者を優先して通行する。

イ 信号や標識・標示に従うこと

自転車は車両用の信号に従わなければならないが、「歩行者・自転車専用」の表示がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用の信号に従わなければならない。

自転車に関わる標識等については、発達段階に応じて指導するようにする。

ウ 警察官などの指示に従うこと

警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合は、これに従わなければならないことを指導する。

エ 自転車の正しい乗り方

自転車の通行方法は特別の場合を除き車両という面から自動車と同じであり、以下に示すことに気を付けるように指導する。

<p>乗ってはいけない自転車</p> <p>自転車に乗ってはいけない場合</p> <p>やってはいけない運転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備できていない自転車（ブレーキが故障、前照灯が点灯しない、反射器材がない等） ・サドルにまたがった時に足先が地面に届かないような、体に合わない自転車 ・疲れが激しい時 ・二人乗り（ただし、大人が幼児用の座席に幼児を乗せている時（二人まで）を除く） ・手放し運転 ・傘をさしたり、傘を自転車に固定しての運転 ・物を手やハンドルに下げての運転 ・犬などの動物を引きながらの運転
<p>自転車乗車用のヘルメットの着用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童は自転車乗車用のヘルメットを着用する。 ・幼児児童に限らず、安全のためにできるだけヘルメットを着用する。
<p>自転車に乗る時の服装</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材を使用する。 ・草履や下駄を履いて乗らない。 ・つばの大きい帽子は避ける。（風に飛ばされそうになった時、気を取られて危険） ・ズボンのすそがタイヤやチェーンに絡まらないように気を付ける。

荷物を積む時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・前カゴや荷台に固定し、歩行者の迷惑にならない。 ・視野を妨げ運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならない。 ・荷台のひもが車輪などに巻き込まれない。 ・野球のバットや釣竿などは手に持って乗らず、筒にバットや釣竿を入れ、荷台にくくる。
安全の確認と合図	<ul style="list-style-type: none"> ・進行中にいきなり進路を変えることは危険なので行わない。 ・走行中は合図をする場合の他は両手でハンドルを握り、前方ばかりでなく、側方や後方の車の動きにも注意する。 ・合図を早めに正しく行う。 停止・・・右腕を斜め下に出す。 右折・・・手のひらを下にして右腕を横に水平に出す。 左折・・・右肘を垂直に上に曲げる。
正しい発進と停止の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発進…見通しのきく道路の左側で、左側から自転車にまたがり右足をペダルにかかる。後方と前方の安全を確かめ、右足から踏み出す。 ・停止…後方の安全を確かめ、早めに合図を行い、静かに後輪ブレーキをかけ速度を落としながら道路の左端に沿って左足を地面につけ停止し、左側になる。
ブレーキのかけ方	<ul style="list-style-type: none"> ・徐行したり停止したりする場合は、後輪ブレーキ(左ブレーキ)を静かにしめてスピードを加減する。 ・やむを得ず急停止する場合には、両方のブレーキを強くかける。 ・急停止する場合以外は後輪ブレーキ(左ブレーキ)を使用する。

オ 安全な走行

自転車交通事故の原因で最も多いのは、安全確認を十分に行わず飛び出すことによるものである。ルールを守り、安全に走行することを指導することで、事故の未然防止を図るようにする。

自転車が通行するところ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車と同じく車道を通ることが原則 ・路側帯を通ることができるが、車道に出た時、右側通行にならない。 ・「自転車歩道通行可」の標識や表示がある時は歩道も通行できる。 ・普通自転車の運転者が幼児や児童の場合は歩道も通行できる。 ・警察官や交通巡視員の指示に従って通行する。 ・歩道を走行する場合は歩行者を優先し、徐行（ふらつかない程度のもっとも遅い速度、直ちに停止できる速度、大人の早足程度）しなければならない。 ・歩道を走行する場合、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しなければならない。
横断の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通る。 ・自転車横断帯がなく横断歩道がある場合は、歩行者がいなければ自転車に乗って横断歩道を渡ることができる。（歩行者がいる場合は自転車から降りて横断する。） ・自転車横断帯も、横断歩道もない場合は、左右の見通しの良い所を選び、自動車が来ないことを確認し、直角に渡る。（斜め横断はしない。）

<p>交差点の通り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信号が青になってから横断する。 ・信号がない交差点の場合、「一時停止」の標識がある場合は一時停止をして安全を確かめる。（標識がなくても必ず一時停止をして安全を確かめるようにする。） ・右折、左折は合図を早めに行い、右折は二段階で（直進してから横断）、左折は道路の左端に沿って進行する。 ・交差点では後方から左折する自動車に巻き込まれる危険があるので、必ず後方の安全を確かめ、左折車がある場合は、交差点の手前で一時停止し、車を先に左折させる。
<p>走行上の注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走行する。 ・前照灯の点灯は前方の安全を確認するだけでなく、自動車の運転者や歩行者に知らせるものでもあるので、必ず点灯する。 ・並走運転やジグザグ運転、自転車同士の競走はしないようにする。 ・「並走可」の標識があるところでは、2台まで並んで走行することができる。 ・携帯電話の通話や操作、傘さし、物を担ぐなど片手で運転することやヘッドフォンの使用などによる外の音が十分に聞こえない状態での運転はやめる。 ・警音器は見通しの悪い交差点などを進行するときや危険を防止するため、やむを得ない時のみに使用する。（みだりに鳴らさない。） ・駐車車両の側方を通過する場合などで進路変更をするときは、後方の安全を必ず確かめる。 ・乗客の乗降中のための停車バスなどに近付いた時は、進路変更するのではなく、道路の左端に停止して待つ。 ・車道では接近してくる自動車を意識してできるだけ運転者の死角にならないように走行する。
<p>歩行者に対する注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道や路側帯を走行する時は、歩行者の通行を妨げないように注意し十分速度を落とす。 ・駐車車両の側方を通過する場合は、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがあるので徐行する。 ・ぬかるみ、水たまりなどのあるところを通行する時は、泥や泥水をとばして他人に迷惑をかけることのないようにする。
<p>自転車を停めるところ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車禁止以外の場所で歩行者や他の車の通行の邪魔にならないように駐輪する。 ・放置自転車は町の美観を損ねたり、交通の妨害になるばかりでなく、災害時等に消防車、救急車の通行を妨げるので絶対にしないようにする。 ・自転車を駐車中に盗まれないように必ず鍵をかける。（できれば2つ） ・必ず防犯登録をする。
<p>踏切の渡り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手前で停止し、自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押して渡る。



4 京都府における交通安全対策

「第9次京都府交通安全計画」(※2)では、「交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。」と示されている。

また、「交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して府民一人一人が交通安全の確保を自らの課題としてとらえるよう意識の改革を促すことが重要である。」とも示されている。つまり、「**自分の安全は自分の行動や意識で守る。**」ということを指導しなければならない。

更に、自転車を使用することが多い児童生徒等に対しては運転者教育の基礎となるような自転車の安全利用に関する指導を行うとともに発達段階に応じた指導が重要である。

以下に「第9次京都府交通安全計画」示された校種別の交通安全教育の内容を示す。

<p>幼児に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させる。 ・ 日常において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させる。 ・ 紙芝居や人形劇、腹話術、視聴覚教材などを利用したり、親子で体験型の実習をしたりする。 ・ 保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭においても指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等を実施する。
<p>小学生に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させる。 ・ 道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高める。 ・ 小学生に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるように保護者を対象として交通安全講習会等を開催する。 ・ 小学生向け「自転車運転免許証交付」制度を活用した交通安全教室を行う。自転車運転免許証は、平成27年までに30,000人に交付することを目標とする。 (京都府自転車安全利用促進計画) (※3)
<p>中学生に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させる。 ・ 道路を通行する場合、思いやりをもって自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにする。 ・ 学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当などについて交通安全教育を実施する。

<p>高校生に対する交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させる。 ・ 交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できる健全な社会人を養成する。 ・ 将来の運転者として備えておくべき安全意識を醸成するため、免許取得前の高校生に対して、参加・体験型の交通安全教育を推進する。 ・ 小中学校等との交流を図るなど、高校生として果たしうる役割を考えさせるとともに交通安全活動への積極的な参加を促す。
----------------------	--

※2 第9次京都府交通安全計画

京都府が策定した『明日の京都』の長期ビジョンや中期計画などを考慮しながら、安全で円滑・快適な交通社会を実現するための陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱。京都府交通安全対策会議が策定したもの。

平成23年度から同27年度を計画期間としている。

※3 京都府自転車安全利用促進計画

平成23年から2同7年までの5年間の計画期間とした自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため計画。京都府が作成したもの。



Ⅲ 交通安全管理

児童生徒等が充実した学校生活を送るために、保護者や警察署等の関係機関、地域の人々との連携を図り、通学時の安全を確保することは重要である。

具体的には、安全な通学路の設定、設定した通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握・周知などを行う必要がある。

1 通学路の設定と安全確保

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。

また、通学の安全確保には児童生徒等の行動が大きく関わるため、児童生徒等の行動の自己管理が極めて重要となる。したがって、安全管理だけでなく計画的な安全指導が不可欠であり、これらを密接に関連付けなければならない。

更に、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、責任をもって児童生徒等の指導に当たることが重要である。

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情のみならず、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮するなど、安全な通学路を設定する。

なお、児童生徒等の通学路が一人一人違うため、保護者が状況等を把握し、児童生徒等に安全確保のための指導を行うことも重要である。

通学路の安全が恒常的に確保されるよう、交通安全施設の新設や改修などを含め、保護者、警察や地域の関係者等の協力も求めて、対策を講じていく必要がある。

項目	具体的な取組内容
通学路の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩車道の区別がある。 ・ 区別がない場合、交通量が少なく、児童生徒等の通行のための幅員が確保されている。 ・ 遮断機のない無人踏切を避ける。 ・ 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官等の誘導が行われたりしている。 ・ 人通りが少なく、外灯が少ない道を避ける。等
交通事故防止等に関わる安全確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。 ・ 場所や状況により安全確保のための交通規則を要請する。 ・ 特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。 ・ 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。 ・ 保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。等

2 安全な通学方法の確立

通学の安全を確保するためには通学路の設定等の他に、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに、犯罪防止の視点で適切な安全管理のもとに通学するようにする。

(1) 徒歩、バス及び電車等交通機関利用による通学の安全確保

利用する交通機関は、地域や学校の実情により大きく異なる。これらの実情に応じて安全管理を行うとともに、悪天候時における安全確保についても検討しておく。

項目	具体的な取組内容
一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等一人一人の通学方法の把握 ・ 集団登下校における集合場所の安全性や集団の人数の適切性 ・ 校外指導での家庭や地域の関係機関・団体等との連携 ・ 校外指導の計画的実施 ・ 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方や保護者への連絡方法（交通事情や防犯等への配慮） ・ 児童生徒等の行動の自己管理の指導 等
通学方法等に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園での徒歩通園の場合の保護者から教職員へ、教職員から保護者への幼児の引渡し ・ 交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定） ・ バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知（乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動 等） ・ 歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 等
悪天候や自然災害発生時における安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報や災害情報の入手 ・ 状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学路の変更等の対処 ・ 状況に応じた保護者同伴の登下校、教職員の引率等の対処 等

(2) 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保は、通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関連法規の遵守、車両の点検整備、駐輪の管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う必要がある。

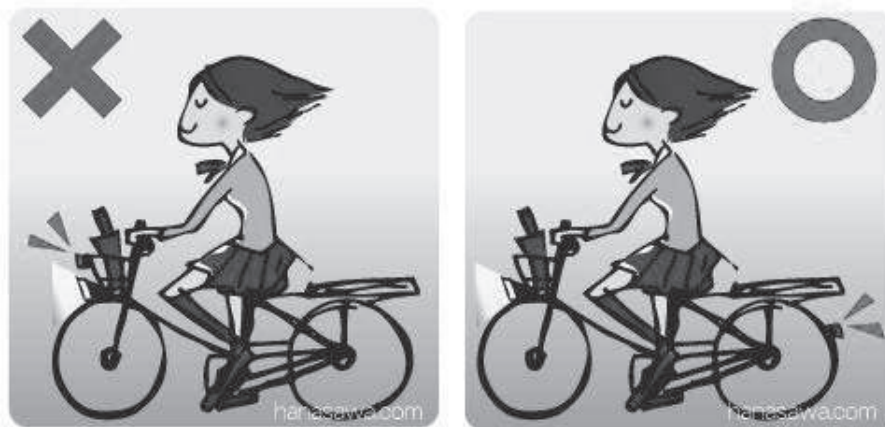
項目	具体的な取組内容
通学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車通学に関するきまり等の設定 等
点検、駐輪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の歩行者と自転車等の混雑緩和（時差通学等）や交錯の回避（駐輪場や経路等の調整等） ・ 定期的な点検と不良箇所の修理 ・ 駐輪場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理等） 等
乗車時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメットの着用 ・ 雨天時の服装（雨具の着用、傘さし運転の禁止） ・ 防犯登録、保険への加入 ・ 悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・ 交通法規の遵守（スピード抑制、無灯火や二人乗りの禁止等） ・ 歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 等

(3) 許可を受けた二輪車や自動車による通学の安全確保

居住する場所によって徒歩や自転車での通学が困難な生徒や定時制、通信制の生徒については、二輪車、自動車免許の取得及び通学が許可される場合がある。そのため二輪車や自動車による通学での安全確保についても、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う必要がある。

二輪車や自動車は歩行者等に対する甚大な加害事故を起こしやすいことに留意する。

項目	具体的な取組内容
通学	・ 二輪車や自動車による通学に関するきまり等の設定 等
点検、駐車	・ 登下校時の歩行者と車両等の混雑緩和や交錯の回避（駐車場や経路等の調整等） ・ 定期的な点検と不良箇所の修理 ・ 駐車場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理など） 等
乗車時の行動	・ ヘルメットやシートベルトの着用 ・ 保険への加入 ・ 悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・ 交通法規の遵守 ・ 歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たち及び自転車、他の車両などへの配慮 等



赤いライトは、後ろにつけよう

IV 交通安全領域における組織活動

1 教職員研修の充実

(1) 交通安全に関わる情報の共有

教職員は交通安全に関する法律やその改正について、十分理解しておく必要がある。発達段階に応じて、法に定められたルールを直接指導したり、そのルールを踏まえて、児童生徒等がとるべき安全な行動について指導する必要がある。

交通安全に関わる法律や計画は以下のものがあげられる。

- 「道路交通法」
- 「交通安全教育指針」 国家公安委員会告示
- 「第9次京都府交通安全計画」
- 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」
- 「京都府自転車安全利用促進計画」 等

また、財団法人日本交通安全教育普及協会のホームページでは、交通安全指導例が閲覧できるので、指導の参考にすることができる。

2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携

(1) 地域関係機関・団体との連携

学校における交通安全教育、交通安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を普段から進めておくことが大切である。

ア 交通安全指導

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、交通安全教室等の機会に地域の協力者の参加を得ることで、顔合わせにもなり、安全管理の面からも大切な機会となる。

<連絡先>

- (ア) 各地域の警察署
- (イ) 自治体や民間の関係団体
- (ウ) 保護者や地域の人々で組織する団体

イ 登下校時の安全確保

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等危険動物の出没、その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域の人々、近隣学校等と連絡を取り、協力を得る必要がある。また、地震、津波や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの地域関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

<連携先>

- (ア) 地域の警察署・消防署、府や市町村の関係部局
- (イ) スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等で組織する団体
- (ウ) 近隣の学校等

(2) P T A 活動

P T A活動としては以下のようなことが考えられる。

ア P T A広報紙やステッカー、標語ポスターなどの活用による交通安全教育の普及・啓発

イ 交通事故発生等の危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）

ウ 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロールの実施

(3) バイク「4ない運動プラス1」

京都府では、府立高等学校P T A連合会がバイク「4ない運動プラス1」を策定し、各府立高等学校P T Aが推進している。各高等学校ではその趣旨を踏まえ、二輪車についての指導を行うことが重要である。

4 ない運動プラス1

バイクに乗らない

バイクを買わない

免許を取らない

バイクに乗せてもらわない

プラス1： 子どもの要求に負けない

資料編

【資料編】

I 関連する教科等における安全学習

1 小学校	142
2 中学校	144
3 高等学校(現行課程)	147
4 高等学校(新課程)	153

II 特別活動等における安全指導

1 災害安全	
(1) 幼稚園	161
(2) 小学校低学年(1・2年生)	161
(3) 小学校中学年(3・4年生)	162
(4) 小学校高学年(5・6年生)	162
(5) 中学校	163
(6) 高等学校	164
2 生活安全	
(1) 幼稚園	165
(2) 小学校低学年(1・2年生)	165
(3) 小学校中学年(3・4年生)	166
(4) 小学校高学年(5・6年生)	166
(5) 中学校	167
(6) 高等学校	167
3 交通安全	
(1) 幼稚園	168
(2) 小学校低学年(1・2年生)	168
(3) 小学校中学年(3・4年生)	169
(4) 小学校高学年(5・6年生)	169
(5) 中学校	170
(6) 高等学校	171

III 事件・事故災害における対応フロー図

1 地震発生時における対応フロー(在校中)	172
2 水害・土砂災害発生時における対応フロー(在校中)	173
3 火災発生時における対応フロー(在校中)	174

4	地震発生時における対応フロー(校外活動中)	175
5	地震発生時における対応フロー(登下校中)	176
6	原子力災害発生時における対応フロー(在校中)	177
7	不審者侵入時における対応フロー	178
8	登下校中の不審者情報・事件対応フロー	179
9	登下校中の交通事故対応フロー	180

IV 防災に関する取組の見直しのためのチェックシート

1	多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施	181
2	訓練方法の工夫	182
3	訓練後の検証	182
4	対応チームの編成	182
5	危険等発生時の対処行動	183
6	登下校時、在宅時に発生する災害における対応	184

V 学校安全計画例

1	幼稚園	185
2	小学校	187
3	中学校	189
4	高等学校	191
5	特別支援学校高等部(知的障害)	193

VI 危険等発生時対処要領例

1	本校の危険等発生時対処要領	196
---	---------------	-----

Ⅰ 関連する教科等における安全学習

1 小学校

* 学年 低…1, 2年 中…3, 4年 高…5, 6年を表す

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
6	国語	百年後の故郷を守る	<ul style="list-style-type: none"> 「稲村の火」の内容 地震と津波の関連性 先人の知恵を生かした施設や言い伝え 	地域に伝わる先人の知恵を生かした防災を学ばせる。とっさの判断が多くの命を救うことも知らせる。			○
中	社会	地域における災害及び事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故や事件の防止について警察を含む関係機関が努力していること 災害による被害が少なく済むように関係機関が努力していること 事故防止や災害による被害を最小限に抑えるために自分たちにできること 	関係機関の働きを理解することで、事故を未然に防止したり、災害から身を守ったりする方法を身に付けさせる。	災害については火災、風水害、地震等の中から選り取って取り上げる。事故の防止については交通事故などの事故防止や防犯を取り上げる。地域の実態に応じて指導する。		○
5	社会	我が国の国土の自然な様子	<ul style="list-style-type: none"> 国土の様子から考えられる災害(過去の災害を例示) 災害を予防したり、被害を最小限にとどめたりするために国や都道府県が進めている対策や事業 	日本が海に囲まれているために発生する可能性のある災害(津波)や、山林が多いために発生する可能性のある災害(土砂災害、河川氾濫)について理解させ、避妊することが大切であることを理解させる。			○
6	社会	我が国の政治の動き	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧に係る国や地方公共団体の取組(風水害、地震、津波、土砂災害、火山活動などの災害に対する復旧の工事など) 	災害発生時の国や地方公共団体の取組を知り、関連して自分たちができることを考えさせる。			○
5	理科	天気の変化	<ul style="list-style-type: none"> 天気の変化の規則性やこれからの予測 映像や、新聞の情報の活用方法 	天気の変化の規則性を理解することで、災害の発生を予測する力を身に付けさせる。 突然の豪雨や雷等が発生することを理解させ、空模様や雲の変化に注目させる。		○	○
5	理科	流水のはたらき	<ul style="list-style-type: none"> 雨の降り方によって流れる水の速さや水の量が変化的ことや、増水によって土地の様子が大きく変化すること 	川はその場だけでなく山からつながっていることから、その川の上流の天候によって、危険が発生することを理解させる。 川の流れが穏やかに見えても、深さや湾曲によって流れが激しくなることを通して、川の危険を理解させる。			○
5	体育	けがの防止	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故や身の回りの危険が原因となって起こるけがの防止の方法 周囲の危険に気付く 確かな判断のもとに安全に行動する 環境を安全に整える けがの簡単な手当を速やかに行うことの必要性 	傷害の原因を理解し、積極的に予防する態度を身につけさせる。けがの簡単な手当ができるようにさせる。		○	○
低	道徳		<ol style="list-style-type: none"> 主として自分自身に関すること 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする 主として自然や崇高なものとの係わりに関すること 	自他の命を大切に思う気持ちを養わせる。		○	○

1 小学校

*学年 低…1, 2年 中…3, 4年 高…5, 6年を表す

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	交
中	道徳	<p>3 主として自然や崇高なものとの係わりに関すること 3- (1) 生命の尊さを感じ取り、生命ある者を大切に する</p> <p>4 主として集団や社会との係わりに関すること 4- (5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する 心を持つ</p> <p>4- (6) わが国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心 を持つ</p>	<p>自他の命を大切に思う気持ちを養わせる。</p>			○	○
高	道徳	<p>3 主として自然や崇高なものとの係わりに関すること 3- (1) 生命がかげがえのないものであることを知り 自他の生命を尊重する</p> <p>4 主として集団や社会との係わりに関すること 4- (7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人 の努力を知り、郷土や国を愛する心を持つ</p>	<p>自他の命を大切に思う気持ちを養わせる。</p>			○	○
3年～6年	総合的な学習の時間	(各校で定める)	<ul style="list-style-type: none"> 安全マップ作り 領域を明確にする方法と3領域合わせたマップを作成する 方法を知る。 危険ばかりに焦点を当ててではなく、「だからどうする のか」「どうすれば安心か」ということを大切に する 災害に対する地域の工夫 ポランティア活動 安全に生活するための地域の知恵 	<p>地域の安全マップを作ったり、防災に関する取組を調べたり、ポラン ティア活動を行うなど安全意識を高めさせる。</p>		○	○

2 中学校

* 学年欄 空欄は特に学年を定めないものとする

* 教科等欄 社会(地)は地理的分野 理科(2)は第2分野 技術家庭(技)は技術分野、技術家庭(家)は家庭分野とする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
1	社会(地)	日本の様々な地域	<ul style="list-style-type: none"> 海洋に囲まれた日本の国土の特色 地震、津波、風水害の影響を受けやすい国土の状況 	自然災害による被害が地形によって違うことを知り、自分たちの地域の災害特性をとらえさせる。 災害特性に応じて被害を最小限にすることができることを理解させる。			○
2	同上	同上	同上	同上			○
1	社会(地)	日本の様々な地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然環境に関する特色ある地理的事象とそれを中核とした地域的特色 自然環境と人々の生活や産業などの営みとの関係 様々な自然災害に対する防災対策 	自然災害による被害が地形によって違うことを知り、自分たちの地域の災害特性をとらえさせる。 災害特性に応じて被害を最小限にできることを理解させる。			○
2	同上	同上	同上	同上			○
3	理科(1)	科学技術と人間	<ul style="list-style-type: none"> 水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であること 	放射線の性質と利用についても触れる。			
1	理科(2)	大地の成り立ちと変化	<ul style="list-style-type: none"> 日本付近のプレートと火山や地震についての関連 野外観察記録をもとにした地層の重なり方や広がり方 大地の成り立ちと変化 地震や火山活動についての過去の体験や知識、災害に対する防災や減災等の日常生活や社会との関連 	火山活動による地震、プレートの動きによる地震等の特性を知り、減災につながる行動を理解させる。			○
1	理科(2)	気象とその変化	<ul style="list-style-type: none"> 日本の天気の特徴 気象現象の起こる仕組みと規則性 気象現象の規則性及び相互の関連 気象要素の変化及び相互の関連 気象要素の変化と天気の変化の規則性 	気象現象の規則性から天気の変化を予測し、気象災害からの危険を回避することができることを理解させる。			○

2 中学校

* 学年欄 空欄は特に学年を定めないものとする

* 教科等欄 社会(地)は地理的分野 理科(2)は第2分野 技術家庭(技)は技術分野、技術家庭(家)は家庭分野とする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	交
3	理科(2)	自然と人間	<ul style="list-style-type: none"> 地球規模でのプレート運動と火山活動や地震との関係 地学的な事象と自然の恵みや災害との関係 各地域で起きた地震によって生じた現象と被害の特徴 生じた現象と被害との関係 被害を最小限に食い止める方策 津波の発生による地震の規模や、震源との関係 津波が襲来した地域の地形や波の高さと被害の大きさとの関係 火山噴火の記録やハザードマップなどを基にした噴出物の分布域と、集落や田畑、森林などの被害との関係 被害をもたらしただけでなく、台風によって生じた様々な被害との関係 洪水を起こした梅雨、台風、融雪などの特徴 決壊した河川の浸水地域と土地の特徴との関係 地球規模の気候変動などとの関連 災害を減らすための行動 	<p>自然災害発生メカニズムを知ることでの災害の規模やその被害を予測し、被害を回避するための行動を理解させる。</p>		○	○
	保健体育	傷害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故や自然災害による傷害要因 交通事故による傷害の防止 自然災害発生時と二次災害の傷害 自然災害の防止 応急手当の適切な手順や方法 心肺蘇生等の応急手当 	<p>事故の要因を分析し、安全な行動を身に付けさせる。災害への備え、適切な避難の仕方を理解することで被害を最小限にとどめられることができることを理解し、実践させる。自他の命を大切に考え、応急手当の重要性を理解させる。</p>		○	○
2	技術家庭(技)	エネルギー変換に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの変換方法や力の伝達の仕組み 機器の基本的な仕組みと保守点検と事故防止 エネルギー変換に関する技術の適切な評価・活用 	<p>エネルギー変換の仕組みを理解することで、事故を未然に防ぐことができることを理解させる。</p>		○	○
3	技術家庭(家)	衣生活・住生活と自立	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内の事故の防ぎ方や自然災害への備え、室内の空気調節、音と生活との関わり等の視点からの室内環境の整え方 自然災害を含む家庭内の事故やその原因 災害への備えや事故の防ぎ方などの安全管理の方法 安全な生活の工夫 	<p>地震が発生した際の家具等の転倒による危険の防止について理解させる。(非常持ち出し袋等)の準備や整理をし、災害に備えることができるようにさせる。</p>		○	○

2 中学校

* 学年欄 空欄は特に学年を定めないものとする

* 教科等欄 社会(地)は地理的分野 理科(2)は第2分野 技術家庭(技)は技術分野、技術家庭(家)は家庭分野とする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
			<p>1 主として自身に関すること 1- (1) 自身の健康の増進を図り、節度を守り、節制を心がけた調和のある生活 1- (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行することとその結果への責任</p> <p>2 主として他の人との係わりに関すること 2- (2) 温かい人間愛の精神と他の人々に対する思いやりの心 2- (3) 心から信頼できる友達との互いの励まし合いと高め合い</p> <p>3 主として自然や崇高なものとの係わりに関すること 3- (1) 生命の尊厳の理解と、かけがえのない自他の生命の尊重</p> <p>4 主として集団や社会との関わりに関すること 4- (1) 自他の権利を重んじ、義務を確実に果たした社会の秩序と規律の高まり 4- (2) 公德及び社会連帯の自覚の向上と、よりよい社会の実現</p> <p>4- (4) 自己が属する集団の意義についての理解と役割や責任を自覚した集団生活の向上</p> <p>4- (5) 勤労の尊厳や意義の理解、奉仕の精神を持った公共の福祉と社会の発展</p> <p>4- (8) 地域社会の一員としての自覚と郷土への愛を持って郷土の発展へ寄与する</p>	<p>指 導 の 視 点</p> <p>自他の命を大切に思う気持ちを養わせる。災害発生時には地域社会の一員としての自分の役割を理解し、災害発生時には地域の人々と協力する態度を身に付けさせる。</p>			
		<p>道徳</p>					
		<p>総合的な学習の時間 (各校で定める)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区安全マップの作成 ・ 災害安全・生活安全・交通安全の3つの視点を盛り込んだ安全マップの作成 ・ 安全マップを生かした安全確保の取組 ・ 地域の状況から予測される災害と安全対策 ・ 地域、関係機関と連携した安全教室 ・ 災害を想定した校内、地域内での避難訓練 	<p>地域や校区の特色に応じた探求的な学習を通して、安全意識を高めるような課題設定を行い、それを解決するための学習や活動に結び付けさせる。</p>			○ ○ ○

3 高等学校(現行課程)

* 学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
	地理歴史・世界史 A	(3) 現代の世界と日本 力 科学技術と現代文明	・ 災害援助の際の国際協力体制の重要性	災害発生時の科学的な側面からも国際協力ができることに関心させる。	該当事例として自然災害とその対応を取扱う。		○
	地理歴史・世界史 B	(5) 地球世界の形成 科学技術の発達と現代文明	・ 科学技術と自然環境の関係	科学技術の発達にともなって、災害による被害を最小限にできるようにしたことに関心させる。	自然災害を事例としながら取扱う。		○
	地理歴史・地理 A	(2) 地域性を踏まえてとらえる現代世界の課題 イ 地球的課題の地理的考察 (7) 諸地域から見た地球的課題	・ 自然環境と人間生活の関連と自然災害の事例やその仕組み ・ 災害援助や国際協力の必要性	外国で発生した災害をもとに、災害援助や国際協力の必要性に関心させる。	グローバル・イシュー(地球規模の問題)として取扱う。 ローカル・イシュー(地域問題・日本の国内問題)としては、 (2) 地域性を踏まえてとらえる現代世界の課題 イ 地球的課題の地理的考察 (4) 近隣諸国や日本が取り組む地球的課題と国際協力の項目で取扱う。		○
	地理歴史・地理 B	(1) 現代世界の系統地理的考察 ア 自然環境	・ 自然災害の事例やその仕組み ・ 自然災害や防災・減災	日本の自然の特色によって発生する災害について理解させる。	自然環境と人間生活の関連、日本における自然環境の特色について、多くの教科書では、数ページにわたって記載されている。		○

3 高等学校(現行課程)

* 学年欄 空欄は特に学年を定めないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
	公民・現代社会	(2) 現代の社会と人間としての在り方 ア 現代の社会生活と青年	・ 社会参加の具体的事例 (災害援助)	身近な社会である「地域」での社会参加の方法を知り、自分たちができることを考えさせる。	科目のその他の項目においても、災害援助に関する内容を取扱う。	○	○
	公民・倫理	(2) 現代と倫理 ウ 現代の諸課題と倫理	・ 地域社会のあり方等の具体的事例 (災害援助)	生命や環境について考え、よりよく生きるためにはどうすればよいかを考えさせる。	科目のその他の項目においても、災害援助に関する内容を取扱う。	○	○
	公民・政治経済	(3) 現代社会の諸課題 イ 国際社会の政治や経済の諸課題	・ 国際協力を扱う際の災害援助	災害発生時に経済的な側面での国際協力があることに気付かせる。	科目のその他の項目においても、災害援助に関する内容を取扱う。		○
入学年次	保健	現代社会と健康 (健康の考え方、通精神の健康、交通安全、応急手当)	ヘルスプロモーションの考え方 ・ 個人の行動選択とそれを支える社会環境 ・ ストレスの原因と心身への影響 ・ 交通事故の現状 ・ 車両の特性 ・ 運転者や歩行者の安全に対する適切な行動 ・ 自他の生命を尊重する態度 ・ 交通安全の整備 ・ 安全な社会づくりに関する正しい手順や方法 ・ 心肺蘇生等の応急手当	ヘルスプロモーションの考え方に基づき、個人の行動選択やそれを支える社会環境があることを理解させる。 ストレスの原因と心身への影響及び対処法について理解させることにも気付けさせる。 二輪車及び自動車を中心とした交通事故の現状と事故のない社会づくりについて理解させるとともに、自然災害や犯罪被害を防止する社会づくりについて理解させるとともに、実習を通して理解させる。		○	○
1	家庭・家庭総合	住環境の整備	・ 乳幼児や高齢者、障害者などの家庭内事故の防止に配慮した室内環境の整備 ・ 自然災害、火災などへの防災、防犯など安全に配慮した室内環境の整備 ・ 住居の計画的な維持管理の必要性	家庭内での事故を未然に防ぐための方法や防犯対策、災害発生時の家庭内での安全確保対策(耐震や家具が倒れるのを防ぐための工夫)を理解し実践させる。 ただし、それと安心することができないことを強調し、理解させる。		○	○

3 高等学校(現行課程)

*学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域			
						生	交		
1	家庭・生活技術	住生活の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や高齢者、障害者などの家庭内事故の防止に配慮した室内環境の整備 ・自然災害、火災などへの防災、防犯など安全に配慮した室内環境の整備 	家庭内での事故を未然に防ぐための方法や防犯対策、災害発生時の家庭内での安全確保対策(耐震や家具が倒れるのを防ぐための工夫)を理解し実践させる。 ただし、それで安心することがないことを強調し、理解させる。非常時持ち出し袋についても取り扱い、理解させる。	住居の構造や住まい方の関係を取扱う。	○	○		
2				(4)情報機器の発達と生活の変化 イ 情報化の進展が生活に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> ・防災通報システムの役割や故障した際の問題 	情報を効果的に活用することで安全の確保ができることを理解させる。	災害等が発生した場合の情報確保の取扱い。	○	○
3						(4)情報社会を支える情報技術 ア 情報通信と計測・制御の技術	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー、通信、交通、住宅などの日常生活を支える様々なインフラストラクチャーの維持・管理 	情報通信技術や、計測・制御技術が不可欠であることを理解させる。 災害発生の際の情報通信の果たす役割を理解させる。	それぞれの技術の長所だけを取り上げるのではなく、問題点についても取扱う。 災害等が発生した場合の情報確保についてどのようによい考えをえさせる。
1	情報・情報 C	(4)情報化の進展と社会への影響 ア 社会で利用されている情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム全体の機能 ・システムの信頼性と社会に及ぼす影響の観点 	それぞれが独立したシステムとして機能しているだけではなく、情報通信ネットワークに接続されることにより影響を与え合うようになっていることを理解させる。 自分たちの生活の安全と安心を確保できるようにするため、通信ネットワークに接続する有効性と課題を理解させる。	代表的な情報システムを取扱う。 災害等が発生した場合の情報確保の取扱い。			○	○
2				農業・森林科学	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害、生物災害や人為災害などから森林を保護するために必要な知識と技術 ・山地の地形や地質、森林土壌の特性、渓流水理や治山工事の対象地に関する学習を通じた、森林の利水効果や国土保全機能 ・山腹工事、渓流工事や地すべり工事など山地保全を図る土木工事に関する知識と技術 	災害の被害を最小限にとどめるための方法を習得させる。		○	
3									

3 高等学校(現行課程)

* 学年欄 空欄は特に学年を定めないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
2・3	農業・農業土木施工	農業水利	<ul style="list-style-type: none"> 水資源の開発 利水工法や治水工法に関する知識と技術 利水と治水の意義や役割 	<p>水源、農業用水、生活用水、環境用水などの用水と水防並びに洪水調節と堤防について理解させる。 環境保全と災害安全の観点から利水や治水に関する知識や技術を習得させる。</p>		○	○
	工業・衛生・防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用途による防火対象物と消防設備の設置基準、各種消防設備、警報設備などの消防用設備 事務所などの具体的な建築物を取り上げ、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備とそれらの簡単な配管機器の設計 衛生・防災設備に用いられる各種の管・継手類、弁類などの付属品、配管の接合方法などに関する施工 消防法などの法規に基づく衛生・防災設備の試験・検査・保守 	<p>防災設備の機能を理解し適切に使用することで、自他の安全を確保するために行動することができさせる。</p>	<p>実際に活用できるように指導する。</p>	○	○	○
	工業・社会基盤工学	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤整備、社会基盤システム 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の多い日本の国土の特徴、国土総合開発の概要、主な災害と災害防止のために整備されてきた社会基盤の現状 土木技術を活用した電力やガスなどのエネルギー整備 過去の災害と災害の予知・予測、防災に関わる法規と行政の役割、災害対策と防災システム 	<p>被害から回復するための行政の役割について理解させ、回復のために必要なことを考えさせる。</p>	<p>地震災害、風水害、火山災害、土砂災害などの具体的事例を取扱う。</p>	○	○
1～3	専・商業・ビジネス情報	(6) 情報処理機器の導入と管理 ウ データ保護とセキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none"> 組織内におけるデータ管理及びセキュリティ管理の意義と役割 データのバックアップや復旧の方法及びハードウェアやソフトウェアによるセキュリティの管理 	<p>災害発生時における情報機器の有効性とその活用について考えさせる。</p>	<p>災害が発生した場合のデータ保護についてどのようにすればよいか考えさせる。 実習を通して習得させる。</p>	○	○

3 高等学校(現行課程)

* 学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
1 5 3	専・水産・水産情報技術	水産・海洋における情報の応用	<ul style="list-style-type: none"> 船舶識別などの船舶通信機能統合システムや船外通信と船内通信のネットワーク化、小型船位置測定システム、漁具漁網探知、ダイバーの安全潜水管理・監視システムなどの沿岸や海中における安全救助、防災システムなどに関する基礎的な知識と技術 	海上での安全を確保するために、防災システムについての知識や技術を習得させる。		○	○
2 3	専・水産・航海・計器	海流や潮汐の概要	<ul style="list-style-type: none"> 潮汐表による潮時、潮高などに関する算法などの海流と潮汐の概要 	海上での安全を確保するために潮汐表の取扱いや概要を理解させる。		○	○
2 3	専・水産・漁船運用	海上気象と荒天運用、海難と応急	<ul style="list-style-type: none"> 海上の気象と海象の観測、気団と前線、高気圧と低気圧、日本近海の気圧配置と気象、天候図や高層天候図の見方、荒天準備、荒天時の操船、荒天描泊法等の基本的な知識と技術 衝突、乗り揚げ、火災、浸水等の防止対策と応急、舵故障、えい航、人命救助、非常事態等に対処するための基本的事項 	船上での安全を確保できるように、海上気象を予想する能力や、操船の技術、応急処置等の能力を身に付けさせる。		○	○
3	専・家庭・リビングデザイン	住生活と環境	<ul style="list-style-type: none"> 幼児や高齢者に対する事故防止や防災への配慮 	家庭での安全確保につながる具体的な方法（段差をなくす、倒れないように支える等）を学び実践させる。	安全性を考えるとときに配慮する。	○	○

3 高等学校(現行課程)

*学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
1 } 3	専・情報・情報産業と社会	(1) 情報化と社会 ア 情報化と社会生活	・ 情報化が社会生活に与える影響	情報を適切に収集することで、安全かつ安心して生活できることを理解させる。	情報関連機器や情報通信技術が、現代社会のあらゆる分野に普及している実態を取り上げて理解させる。 災害等が発生した場合のデータ保護についてどのようなすればよいか考えさせる	○	○
1 } 3	専・情報・ネットワークシステム	(4) ネットワークの安全対策	・ 地震や洪水などによるネットワーク内の構成要素の損壊・損傷、システムや建物などへの不法侵入や不正アクセスによるデータの破壊、盗難 ・ 自然災害や人為的過失などに対する安全対策の基礎的な内容	ネットワークシステムを利用することで、被害を最小限に抑える方法を理解させるとともに、被害からの回復に有効なネットワークシステムを活用できるようにさせる。	具体的な事例を通して理解させる。	○	○
1	専・福祉・社会福祉基礎	社会福祉分野の現状と課題	・ 高齢者福祉の課題 ・ 障害者福祉の課題	自分や自分以外の人の安全にも気を付けることができるようにさせる。		○	○

4 高等学校(新課程)

*学年欄 空欄は特に学年を定めないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
	地理歴史・世界史A	(1)世界史へのいざない ア 自然環境と歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が人類の活動に与える影響や、人類が自然環境に積極的に働きかけた事象 ・自然環境と人類の活動の相互作用 	人類が自然の恵みを受けて生きてきたことに気付かせる。	<p>該当事例として自然災害を取り扱う。 歴史的に考察させる。</p>		○
	地理歴史・世界史B	(1)世界史への扉 ア 自然環境と人類の係わり	<ul style="list-style-type: none"> ・地形・気候・植生などの自然環境と人類の活動 ・生業や暮らし、交通手段、資源、災害などの歴史的事例から見 た、世界史学習における地理的視点の重要性 ・自然環境と人類の係わり方 	<p>先人が自然環境と関わるうえで築いてきた知恵に気付かせる。</p>	<p>自然の猛威と人類の活動との係わりを取り扱い、噴火、地震、洪水などの突発的な自然の猛威や疫病の流行の実態と、当時の人々の対処法やその後の社会に及ぼした影響などを歴史的に考察させる。人類の生活形態や行動様式の変化と疫病の流行との係わりについで気付かせる。</p>		○
	地理歴史科・日本史A	(3)現代の日本と世界 ウ 現代からの探究	<ul style="list-style-type: none"> ・先人の自然環境との向き合い方 	先人が自然環境とどのように付き合ってきたかを知り、その知恵を現代に生かす方法を考えさせる。	災害遺跡を取り扱う際に学習させる。		○

4 高等学校(新課程)

*学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
	地理歴史・地理 A	(2) 生活圏の諸課題の地理的考察 イ 自然環境と防災	<ul style="list-style-type: none"> 日本で発生する自然災害の典型的な事例を学習するだけでなく、生徒が居住している地域の自然災害についての、自然環境の特色と自然災害との係わり 学習を通しての防災意識の向上 	<p>自分たちの地域の自然の特色を理解することを通して、災害の被害を最小限にとどめることができるとに気付かせる。</p>	<p>あらゆる自然災害に対する備えをすることは困難なため、対応を優先するべきなり、同じような災害に対して、同じ地域によつて対策が異なること、例えば、一般に火山地域では火山活動に伴う災害への備えが優先されるが、海岸地域では高潮や津波への備えが優先されること等をとり扱う。</p> <p>また、同じく地震が発生した場合にも平野の都市では地震に伴う建物の倒壊に対する備えが優先されるが、地震に伴う土砂災害に対する備えが優先されることからの学習も求められる。</p>	○	
	地理歴史・地理 B	(2) 現代世界の系 ア 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 地形を取り上げる場合の、主な平野や山脈の分布やその要因、地形と産業とのかかわりや火山・地震災害に対する適切な対応 気候を取り上げる場合の、豪雨、台風など気象災害の要因、人間生活に与えるデメリット、メリット 	<p>自然環境は災害をもたらすだけでなく、恵みももたらすことに気付かせ、うまく付き合う方法を考えさせる。</p>	<p>教科書には数ページに渡って記載される。</p>	○	
	公民・現代社会	(3) 共に生きる社会を目指して	<ul style="list-style-type: none"> 個人と社会の関係、社会と社会の関係、現役世代と将来世代の関係に着目させた課題設定 	<p>自分と社会の関わりで事故を未然に防ぐことができたり、災害が発生した時には社会のために自分たちにどのようなことができるかということを考えさせる。</p>	<p>科目のあらゆる場面で、災害援助に関わる内容を地域や学校、生徒の実態等にちよじて課題を設定する。特に個人と社会の関係について取り扱う際に、被災時の行動を取り上げ</p>	○	○

4 高等学校(新課程)

*学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
	公民・倫理	(3)現代と倫理	<ul style="list-style-type: none"> 人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間との係わり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについての、倫理的な見方や考え方 他者と共に生きる自己の生き方 論理的思考力や表現力、現代に生きる人間としての在り方、生き方についての自覚 	<p>生命や環境について考え、よりよく生きるためにはどうすればよいか考えさせる。</p>	<p>科目のあらゆる場面で、災害援助に関わる内容を取り扱うことができる。生命、環境、家族、地域社会、情報社会、文化と宗教、国際平和と人類的福祉などにおける倫理的課題を自己の課題とつなげて探究する活動を通して、深めさせる。</p>	○	○
	公民・政治経済	(3)現代社会の諸課題 ア 現代日本の政治や経済の諸課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の変貌と災害への備え 	<p>政治的な側面や、経済的な側面から災害の発生に備えておくことの必要性に気付かせる。</p>	<p>科目のあらゆる場面で、災害援助に関わる内容を取り扱うことができる。</p>	○	
	理科・科学と人間生活	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然景観、その変化と自然災害 「自然景観の成り立ち」について、流水の作用、地震や火山活動と関連 身近な自然景観の成り立ちと自然災害についての、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動 	<p>自然景観の変化を科学的捉え、自然災害との関連を理解させ、地域で発生する災害を予想させる。</p>	<p>観察、実験などを中心に取り扱う。その際、自然景観が長い時間の中で変化してきてきたことにも触れる。「自然災害」については「自然災害」については防災にも触れる。</p>	○	○	
	理科・物理基礎	エネルギーとその利用	<ul style="list-style-type: none"> 人類が利用可能な水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性や利用 	<p>発電の仕組みを扱う際、放射性物質の特性や放射線の利用法、危険等についても触れる。</p>	<p>物理的な視点から理解させる。エネルギーへの変換を中心に取扱うこと。「原子力」については、関連して放射線及び原子力の利用とその安全性の問題にも触れる。</p>	○	○
	理科・地学基礎	変動する地球	<ul style="list-style-type: none"> プレートの変動境界における地震 「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動などの特徴的な現象 	<p>地震発生の変動するメカニズムを科学的にとらえ、発生する可能性のある地震に備えることを理解させる。海底を震源とする地震であれば、津波が発生することを予測できるとも触れる。</p>	<p>自然災害の予測や防災にも触れる。</p>	○	○

4 高等学校(新課程)

* 学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
1	理科・地学	地球の活動と歴史、地球の大気と海洋	<ul style="list-style-type: none"> 地震と地殻変動 日本列島付近におけるプレート間地震やプレート内地震の特徴 人工衛星などから得られる情報を活用した、大気の大循環 	気象の変化を科学的に理解し、気象の変化によって発生する災害の特性を知り、適切に対応する能力を身に付けさせる。	世界の地震帯の特徴をプレート運動と関連付けて取り扱う。 気象災害にも触れる。	○	○
入学年次、その次の年次	保健	現代社会と健康 (健康の考え方、通精神の健康、交通安全、応急手当)	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスプロモーションの考え方 個人の行動選択とそれを支える社会環境 ストレスの原因と心身への影響 ストレスの適切な対処法 交通事故の現状 車面の特異性 安全な運転や歩行など適切な行動 自他の生命を尊重する態度 交通安全の整備 安全な社会の正しい手順や方法 応急手当等の応急手当 心肺蘇生等 	ヘルスプロモーションの考え方に基づき、個人の行動選択やそれを支える社会環境があることを理解させる。ストレスの原因と心身への影響及び対処法について理解させることにも、事故災害後にはストレスにより障害が発生することにも触れる。 二輪車及び自動車を中心とした交通事故の現状と事故のない社会づくりについて理解させるとともに、自然災害などによる傷害や犯罪被害を防止する社会づくりについて理解を深め、迅速に回復の可能性がある状況において、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED(自動体外式除細動器)の使用などが必要であることを理解できるようにする。		○	○
1	情報・社会と情報	(4) 望ましい情報社会の構築 ア 社会における情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの種類、目的や特徴 情報システムが社会生活に果たしている役割と及ぼしている影響 	災害安全や生活安全、交通安全に関わる情報システムの効果的な活用方法を理解させ、実践させる。	交通、防災、産業、行政、教育などの各分野で構築されている情報システムを取り上げる。 災害が発生した場合の情報伝達についてどのようによい考えを伝えさせる。	○	○
1	情報・情報の科学	(4) 情報技術の進展と情報モラル イ 情報社会の安全と情報技術	<ul style="list-style-type: none"> 情報機器や情報通信ネットワークの故障や誤動作などのトラブルに備えて事前にバックアップや二重化などを行うことで障害の復旧を容易にするための障害箇所の特定 情報機器の軽微な障害の箇所を特定するために障害箇所を切り分ける考え方 	情報モラルを徹底させるとともに、情報社会での安全を確保する方法を身に付けさせる。		○	

4 高等学校(新課程)

* 学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
2・3	専・農業・森林科学	森林の多面的機能、森林の保護と山地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 森林の機能は、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能に分類されるように、多面的な機能を持つことが最大の特徴であり、いろいろな機能が複合的に発揮されることで、総合的に大きな効果が得られるものになること 気象災害、生物災害や人為災害などから森林を保護するために必要な知識と技術 森林の理水効果や国土保全機能及び治水との関連 山腹工事、溪流工事や地すべり工事など山地保全を図る土木工事に関する知識と技術 	災害の被害を最小限にとどめるための方法を習得させる。	山地の地形や地質、森林土壌の特性、溪流水理や治山工事の対象地に関する学習を通して習得させる。	○	○
2・3	専・農業・水循環	農業水利	<ul style="list-style-type: none"> 水資源の開発と水源、農業用水、生活用水、環境用水等の用水と水防並びに洪水調節と堤防 広域的な環境保全を考慮した利水や治水に関する知識と技術 利水と治水の意義や役割と自然環境との調和の重要性 	環境保全と災害安全の観点から利水や治水に関する知識や技術を習得させる。		○	○
	専・工業・衛生・防災設備	防災設備、衛生・防災設備の施行	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用途による防火対象物と消防用設備の設置基準、各種消防設備、警報設備、避難設備などの消防用設備 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備 簡易な配管機器の設計 衛生・防災設備に用いられる各種の管・継手類、弁類などの付属品、配管の方法などに関する施工 消防法などの法規に基づく衛生・防災設備の試験・検査・保守について 	防災設備の機能を理解し適切に使用することで、自他の安全を確保するために行動することができることを理解させる。	事務所などの具体的な建築物を取り上げる。実際に活用できるように指導する。	○	○
	専・工業・社会基盤工学	社会基盤整備、社会基盤システム	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の多い日本の国土の特徴、国土総合開発の概要、主な災害 災害防止のために整備されてきた社会基盤の現状 土木技術を活用した電力やガスなどのエネルギー整備 過去の災害と災害の予知・予測、防災に関わる法規と行政の役割 災害対策と防災システム 	被害から回復するための行政の役割について理解させ、回復のために必要なことを考えさせる。	地震災害、風水害、火山災害、土砂災害などの具体的な事例を取り上げる。	○	○

4 高等学校(新課程)

* 学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
1 } 3	専・商業・ビジネス情報管理	(1) ビジネスと情報システム ウェブセキュリティ管理の必要性と方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害や外部からの侵入などから情報システムの関連設備を守る対策 	災害発生時における情報機器の有効性とその活用について考えさせる。		○	○
1 } 3	専・水産・海洋情報技術	水産や海洋における情報の応用	<ul style="list-style-type: none"> 船舶識別などの船舶通信機能統合システムや船外通信と船内通信のネットワーク化、小型船位置測定システム、漁具漁網探知、ダイバーの安全潜水管理・監視システムなどの沿岸や海中における安全救助、防災システムなどに関する基礎的な知識と技術 	海上での安全を確保するために、防災システムについての知識や技術を習得させる。		○	○
2・3	専・水産・航海・計器	海流や潮汐の概要	<ul style="list-style-type: none"> 海流と潮汐の概要 	海上での安全を確保するために潮汐表の取扱いや概要を理解させる。	潮汐表による潮時、潮高などに関する算法などについて取り扱う。	○	○
2・3	専・水産・船舶運用	海上気象と荒天運用、海難と応急	<ul style="list-style-type: none"> 海上の気象と海象の観測、気団と前線、高気圧と低気圧、日本近海の気圧配置と気象、天候図や高層天候図の見方、荒天準備、荒天時の操船、荒天描泊法等の基本的な知識と技術 衝突、乗り揚げ、人命救助、非常事態等に対処するための基本的事項 	船上での安全を確保できるように、海上気象を予想する能力や、操船の技術、応急処置等の能力を身に付けさせる。		○	○

4 高等学校(新課程)

*学年欄 空欄は特に学年を定めのないものとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
3	専・家庭・リビングデザイン	住空間の構造と材料・住空間の環境と整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全な住生活を営むために必要な住空間の構造 安全性などを取り上げた健康で安全であるための住まいの条件 	<p>家庭内での事故を未然に防ぐための方法や防犯対策、災害発生時の家庭内での安全確保策(耐震や家具が倒れるのを防ぐための工夫)を理解し実践させる。ただし、それで安心することがないことを強調するようにする。非常時持ち出し袋についても取り扱う。</p> <p>耐震構造についても理解し、地震発生で考えられる、自宅の被害を予測し、改善、あるいは避難に役立てるようにする。</p>	○	○	
1 } 3	専・情報・ネットワークシステム	(4) ネットワークの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークシステムなどへの不法侵入や不正アクセス、地震や洪水などによる構成要素の損壊・損傷によるデータの破壊、盗難、漏洩などを取り上げ、人為的過失や自然災害などに対する安全対策 	<p>ネットワークシステムを利用することで、被害を最小限に抑える方法を理解させるとともに、被害からの回復に有効なネットワークシステムを活用できるようにさせる。</p>	○	○	
2 あるいは 3	専・福祉・生活支援技術	緊急時の介護	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時における介護の意義や目的 日常生活における危険の予防、緊急時の連絡方法や緊急通報システムに関する基礎的知識と技術 災害時における介護の意義や目的 災害の種類や被災者の身体的状況及び心理状態の把握、他科の職種との連携について取り上げ、災害時の情報伝達や安全確保など 	<p>災害発生時、介助や介護が必要な人に対して自分にできることを考え、避難や、被害からの回復にできることできるようにさせる。</p>	○	○	

4 高等学校(新課程)

*学年欄 空欄は特に学年を定めないのでとする

学年	教科等	単元	指導事項	指導の視点	その他(留意点等)	安全領域	
						生	災
1 3	尊・福祉・こころとからだの理解	緊急時に関するこころとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対象となる人への適切な対応 ・救急時や災害時における被災者及び救援者自身の心身の状態、心的外傷後ストレス障害（PTSD）やストレスのケア 	被害による心的な影響を理解させ、不安を和らげたり、回復の支援をしたりする一助を担えるようにさせる。	具体的な事例を通して適切な対応を取り扱う。	○	○

II 特別活動等における安全指導

1 災害安全

(1) 幼稚園

災害等	目 標	指 導 事 項
地震	地震時及び津波発生時の避難の仕方を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の時に発生する様々な危険に応じた避難の仕方（落下物・家具等の破壊等） ・津波警報と避難の仕方 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・正しい情報の入手（落下物・家屋等の倒壊・陥没・地割れ、山崩れ・液状化現象等）と状況に応じた安全な避難経路と場所を確認し、幼児に明確に指示が出せるようにしておく。
気象災害	暴風雨・洪水、豪雪・雪崩、落雷等の災害発生時の危険を知り、安全な行動ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風雨、洪水時の怖さと安全な行動 看板等の落下物 電線の切断や倒木等 ・豪雪時の安全 屋根からの落雪 地吹雪時の怖さ ・戸外にいるときの落雷の怖さ ・落雷に遭わないための安全な行動 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・登降園時に気付いた危険な場所や状況を連絡し合い、回避できるようにする。
火 災	火災時の避難の仕方を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・煙の怖さ ・安全を確保する行動 ・避難経路、避難場所など様々な場面に応じた避難の仕方 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・煙体験を含む具体的な場面を通して指導する。
原子力災害	原子力災害が発生した際の安全な避難の方法を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に汚染された場合の避難行動の仕方 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は原子力災害について必要な知識を事前に学び、正しい情報の入手と避難場所の確認をする。

(2) 小学校低学年（1・2年生）

災害等	目 標	指 導 事 項
地震	地震の際の危険や、避難の方法を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震のときの危険 ・安全な避難場所と避難の仕方 ・津波による危険
気象災害	気象災害に応じた安全な登下校ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害、豪雪のときの安全な登下校の仕方 ・登下校中の落雷による危険
火 災	火災発生時の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・火のまわり方と煙の危険及び行動の仕方 ・避難の仕方と方法
原子力災害	放射線の存在について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・身に見えない危険 ・安全な避難の仕方 ・放射線の存在
避難所の役割と安全	避難所での安全な生活や自分たちの役割、避難所の役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所での安全な生活（低）

(3) 小学校中学年（3・4年生）

災害等	目 標	指 導 事 項
地 震	地震が発生した際に自分で判断して行動できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報に基づいた判断と安全な行動 ・安全な避難場所の確認 ・津波情報の収集の仕方
気象災害	気象災害の危険を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害、豪雪・雪崩のときの危険 ・雷からの身の守り方
火 災	火災の原因を知り、未然に防ぐための安全な行動を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の原因と危険 ・火災情報に基づいた判断と安全な行動 ・避難場所の確認
原子力災害	自然に存在する放射線や放射線の利用の仕方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・身近にある放射線 ・避難経路や避難場所の確認 ・放射線の使われ方
避難所の役割と安全	地震が発生した際に自分で判断して行動できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難所の役割（中）

(4) 小学校高学年（5・6年生）

災害等	目 標	指 導 事 項
地 震	地震が発生した時に被害を最小限にとどめるための防災ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震のときの危険に対する心構え ・様々な場面に応じた避難の仕方（天候、災害規模、津波の恐れ等）
気象災害	気象災害の危険を知り、安全な行動ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害、豪雪・雪崩のときの安全な行動の仕方 ・落雷に遭わない行動の仕方
火 災	火災発生時に慌てることなく、適切な行動ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した時の心構え ・安全な行動の要素 ・様々な場面に応じた避難の仕方
原子力災害	放射線による事故の危険について理解し、適切に行動ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線による身体への影響と健康被害 ・正しい情報の入手の仕方 ・放射線の安全対策への理解
避難所の役割と安全	地震が発生した際に自分で判断して行動できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の生活と自分の役割（高）

(5) 中学校

災害等	目 標	指 導 事 項
地震	地震発生時の危険を知り、安全に行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生メカニズム ・地震のときに発生する様々な危険 家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物 ・正しい情報の入手 ・緊急地震速報への対応 ・パニック防止と安全な行動 ・地震災害への家庭での備え ・地震に応じた避難経路と避難場所の確認 ・津波による危険 ・津波警報と避難の仕方
気象災害	気象条件によって発生しうる危険について理解し、安全に行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害のときの危険 落下物、電線の切断や倒木、増水による河川の変化、土砂崩れ、河川の崩壊や橋の流出 ・風水害情報と避難の仕方 ・屋根からの落雪や地吹雪等の危険 ・落雷しやすい気象条件 ・落雷による校庭・プール等校舎外での危険 ・落雷に遭わない安全な行動
火災	火災の際、自分たちで避難することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の原因と危険 ・火災に対する心構え ・有害な煙に対する行動の仕方 ・火災の特性 ・救助器具の使い方と初期消火の仕方 ・避難経路、避難場所の確認と様々な場面に応じた避難の仕方
原子力災害	原子力災害と放射線の影響について正しく理解し、安全に行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・身近にある放射線 ・目には見えない危険と身体への影響と健康被害の内容と防止 ・放射線事故に応じた避難の仕方 ・避難経路と避難場所の確認 ・放射線による原子力災害と安全対策 ・モニター制度の仕組みとその係わり ・情報収集の仕方 ・防災訓練への参加
避難所の役割と安全	災害発生時における避難所の役割と生活を理解し、主体的に自分たちの役割について考えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難所の意義と役割 ・避難所での生活 ・自主的な組織活動の必要性和相互扶助 ・ボランティア活動への参加

(6) 高等学校

災害等	目 標	指 導 事 項
地震	地震発生時の危険を知り、安全に行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生メカニズム ・ 地震のときに発生する様々な危険 家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物 ・ 正しい情報の入手 ・ 緊急地震速報への対応 ・ パニック防止と安全な行動 ・ 地震災害への家庭での備え ・ 地震に応じた避難経路と避難場所の確認 ・ 津波による危険 ・ 津波警報と避難の仕方
気象災害	気象条件によって発生しうる危険について理解し、安全に行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害のときの危険 家屋への浸水、家屋の倒壊、高潮、河川の氾濫、土石流、がけ崩れ ・ 風水害情報と避難と避難誘導の仕方 ・ 屋根からの落雪や地吹雪等の危険 ・ 落雷しやすい気象条件 ・ 落雷による屋内外での危険
火 災	火災の発生時、避難するだけでなく、被害を最小限にとどめるための行動をすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の原因と危険 ・ 危険物の取扱い ・ 火災に対する心構え ・ 有害な煙に対する行動の仕方 ・ 火災の特性 ・ パニックの防止と安全な行動 ・ 初期消火の方法 ・ 避難経路、避難場所の確認と様々な場面に応じた避難の仕方
原子力災害	放射線による事故の危険について理解し、安全に行動をすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい情報の入手 ・ 避難経路と安全な避難と避難誘導の仕方 ・ 放射線による原子力災害に係る防災対策 ・ 放射線による健康被害防止対策 ・ 防災訓練への積極的参加
避難所の役割と安全	災害発生時における避難所の役割と生活を理解し、積極的に運営に係ることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所生活と相互扶助 ・ 自主組織の活動への積極的参加 ・ ボランティア活動への積極的参加 ・ 災害安全に関する学校行事の意義の理解 ・ 防災避難訓練等行事への参加の仕方

2 生活安全

(1) 幼稚園

	目 標	指 導 事 項
生活安全	園舎・園庭で安心して生活をするために必要な約束が分かり、守る。 遊具や道具の使い方が分かり、安全に気を付けて使う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に行動できる場所、教職員と一緒に使用する場所などの約束 ・危険な場所、危険な遊びについての意識化 ・危険な状態（場所、環境、行動等）に気付いた場合の教職員等への連絡方法 ・園庭の固定遊具の安全な遊び方 ・遊びに必要な道具や材料（はさみ、鉛筆等）の安全な使い方や扱い方、片付け方 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な行動を見かけたら教職員間の連絡を取り、指導を徹底する。 ・幼児の発達に合わせた道具の選択・設定を工夫する。 ・遊具、道具の使用前と使用後の安全点検を行う。
生活安全 (防犯)	事件や事故が発生した時に自分の身を守る適切な行動が分かる。 不審者の侵入時の避難の仕方や対応の仕方を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・大人（教職員・保護者等）への通報 ・応急処置の必要性 ・基本的な行動 <ul style="list-style-type: none"> 知らない人についていかない 大人に知らせる (い・か・の・お・す・し) ・不審者侵入の合図を知り、教師から離れない ・自分の身を守る適切な行動 <ul style="list-style-type: none"> 一人で遠くへ行かない ・事件や事故に遭遇した時の適切な行動（助けを求める） 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教材、劇的な動きでわかりやすく示す。 ・必要以上に恐怖心を抱かせないようにして理解を図る。 ・家庭との連絡体制を日常から整え、常に点検しておく。

(2) 小学校低学年（1・2年生）

	目 標	指 導 事 項
生活安全	学校及び家庭、地域での決まりを守ることの大切さを知る。 けがをしないような道具の使い方や行動の仕方を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい服装の選び方 ・廊下・階段歩行等学校生活の中での安全な決まり ・清掃用具の安全な使用の仕方 ・給食の安全な運搬の仕方 ・家や家の周囲で安全な行動の仕方
生活安全 (防犯)	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、犯罪に巻き込まれないよう行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難の仕方 ・誘拐に遭わないための行動 ・遊び場やその行き帰りでの安全 ・安全を守ってくれる人々や犯罪防止のため活動する人々

(3) 小学校中学年（3・4年生）

	目 標	指 導 事 項
生活安全	学校及び家庭、地域で安全に行動をすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい服装の選び方 ・休憩時間中の安全な行動の仕方 ・安全な清掃作業の仕方 ・熱いものの配膳の仕方 ・家や家の周囲で起こる事故、犯罪被害と安全な行動の仕方
生活安全 (防犯)	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、自分たちにできることを考えて行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難の仕方と教職員への通報 ・けが人の通報の仕方と簡単な応急手当の仕方 ・誘拐の起こりやすい場所と時間帯 ・安全を守ってくれる機関や団体の仕組み

(4) 小学校高学年（5・6年生）

	目 標	指 導 事 項
生活安全	学校及び家庭、地域での決まりを守ることの大切さを知る。 けがをしないような道具の使い方や行動の仕方を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい服装の選び方 ・廊下・階段歩行等学校生活の中での安全な決まり ・清掃用具の安全な使用の仕方 ・給食の安全な運搬の仕方 ・家や家の周囲で安全な行動の仕方
生活安全 (防犯)	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、犯罪に巻き込まれないよう行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難の仕方 ・誘拐に遭わないための行動 ・遊び場やその行き帰りでの安全 ・安全を守ってくれる人々や犯罪防止のため活動する人々

(5) 中学校

	目 標	指 導 事 項
生活安全	学校、家庭内で発生する事故の原因を知り、防止できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・服装や持ち物等に関わって起こる事故とその防止 ・不安定な健康状態に関わって起こる事故とその防止 ・学校施設での事故とその原因 ・施設設備の安全な利用及び点検・設備 ・始業前等休憩時間中に廊下・階段・窓等で起こる事故とその原因 ・始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方 ・電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取扱い ・家庭内の安全点検
生活安全 (防犯)	学校内で事件が発生した際、適切に行動できるようにする。 犯罪に巻き込まれないために行動できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な場面に応じた避難の仕方と教職員への通報 ・けが人の介助の仕方と通報の仕方 ・止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際 ・誘拐等犯罪が起こりやすい時間帯・場所・手口 ・被害に遭った場合の通報等の適切な行動 ・被害に遭わない日頃からの心構え

(6) 高等学校

	目 標	指 導 事 項
生活安全	学校、家庭内で発生する事故の原因を知り、防止できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・服装や持ち物等に関わって起こる事故とその防止 ・不安定な健康状態に関わって起こる事故とその防止 ・学校施設での事故とその原因 ・施設設備の安全な利用及び点検・設備 ・始業前等休憩時間中に廊下・階段・窓等で起こる事故とその原因 ・始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方 ・電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取扱い ・家庭内の安全点検
生活安全 (防犯)	地域の防犯に目を向け、自分たちも安全な街作りに係わることの必要性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な場面に応じた避難の仕方と教職員への通報 ・けが人の介助の仕方と通報の仕方 ・止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際 ・地域の犯罪被害の現状と安全な行動 ・犯罪被害の防止活動や対策と安全な行動 ・地域・社会生活の安全における自分たちの責任と役割

3 交通安全

(1) 幼稚園

	目 標	指 導 事 項
交通安全	道路での安全な歩行を身に付け、交通ルールを理解する。 雨や雪の日等の安全な歩行の仕方が分かり、身に付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を歩く時の基本的な心構え道路の端・右側を歩く 等 ・交通事故の原因となる危険な行動 飛び出し、路上での遊び 等 ・雨の日の歩き方や雨具の安全な使い方 ・降雪や道路の凍結、強風時の安全な歩き方 ・運転操作の支障となる行動と安全な態度 ・チャイルドシートの着用 ・後部座席に乗車する場合の安全に関する約束 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方法について視聴覚教材等を利用して指導の徹底を図る。 ・交通安全に係る保護者の認識や行動がモデルになることを知らせ、保護者対象の交通安全教室等も開催する。
交通安全 (自転車)	自動車に乗車するときの安全な行動の仕方が分かり、行動する。 自転車を利用するときの約束がわかり行動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で自転車に乗る時の約束 決められた場所で乗る 保護者の付き添い ヘルメットの着用 等 ・補助いすの安全な乗り方 ・補助いすの安全な降り降りの仕方 【留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な約束を保護者とともに確認する。 ・自転車の安全な走行は保護者がモデルとなることを知らせる。

(2) 小学校低学年（1・2年生）

	目 標	指 導 事 項
交通安全	道路の利用のきまりや、危険について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の構造や利用のきまり、安全な歩行の仕方 ・道路を横断するときに手を挙げる等の運転者への合図の仕方 ・雨や雪の日の安全な歩行の仕方 ・白杖や点字ブロック等の意味 ・自動車の死角と内輪差 ・シートベルトの着用 ・夕方や夜間の運転者からの見え方と安全な行動の仕方 ・交通安全に関わる人々と施設の利用の仕方
交通安全 (自転車)	自転車乗車の際の基本的なきまりを理解し、安全な行動ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に合った自転車と安全な練習場所及びヘルメットの着用 ・自転車に乗ってよい場所 ・自転車乗車中に起こりやすい事故 ・自転車の日常点検と手入れ ・自転車に関する規則 ・正しい駐輪の仕方

(3) 小学校中学年（3・4年生）

	目 標	指 導 事 項
交通安全	自分のことだけでなく、自動車の特性や周りの人々の動きによって危険が発生することを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の通行区分の意味と安全な歩行及び飛び出しの危険性 ・信号を守るの意味と交差点の安全な横断の仕方 ・道路の凍結、強風時の安全な行動の仕方 ・幼児、高齢者、障害のある人たちの交通場面における行動の特性 ・自動車の種類による死角と内輪差 ・シートベルトの着用とその効果 ・悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方 ・交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方 ・交通事故が起きた時の通報の仕方
交通安全 (自転車)	自転車乗車の際の危険について理解し、事故を防止するために安全な行動をすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の正しい乗り方と乗ってはいけない場合及びヘルメットの着用 ・自転車の通る所と安全な走行の仕方 ・加害事故および自損事故の状況・原因と事故防止 ・並進・不適切な車間距離の危険性 ・自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ ・自転車に関係のある道路標識と道路標示

(4) 小学校高学年（5・6年生）

	目 標	指 導 事 項
交通安全	気象の違いによる自動車の特性を理解し、安全な行動ができるようになる。安全な交通社会を築くための自分の役割について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点で左折・右折してくる車の危険と安全な通行の仕方 ・薄暮や夜間の安全な歩行の仕方（明るい服装や反射材の効果） ・幼児、高齢者、障害のある人たちの安全な通行のための保護の仕方 ・自動車の速度と停止距離 ・雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方 ・交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方 ・地域の交通安全活動の理解と参加 ・地域の交通安全と小学生の責任と役割
交通安全 (自転車)	自分の自転車走行の仕方が原因で事故が起こることがあることを知り、安全に乗車することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者及び他の車両に対する事故、ヘルメットの効果と着用 ・交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方 ・加害事故の責任と補償 ・集団走行の危険と安全な走行の仕方 ・定期的・乗車前の点検の仕方 ・自転車に関する基本的な交通法規 ・歩行者の安全と正しい駐輪の仕方

(5) 中学校

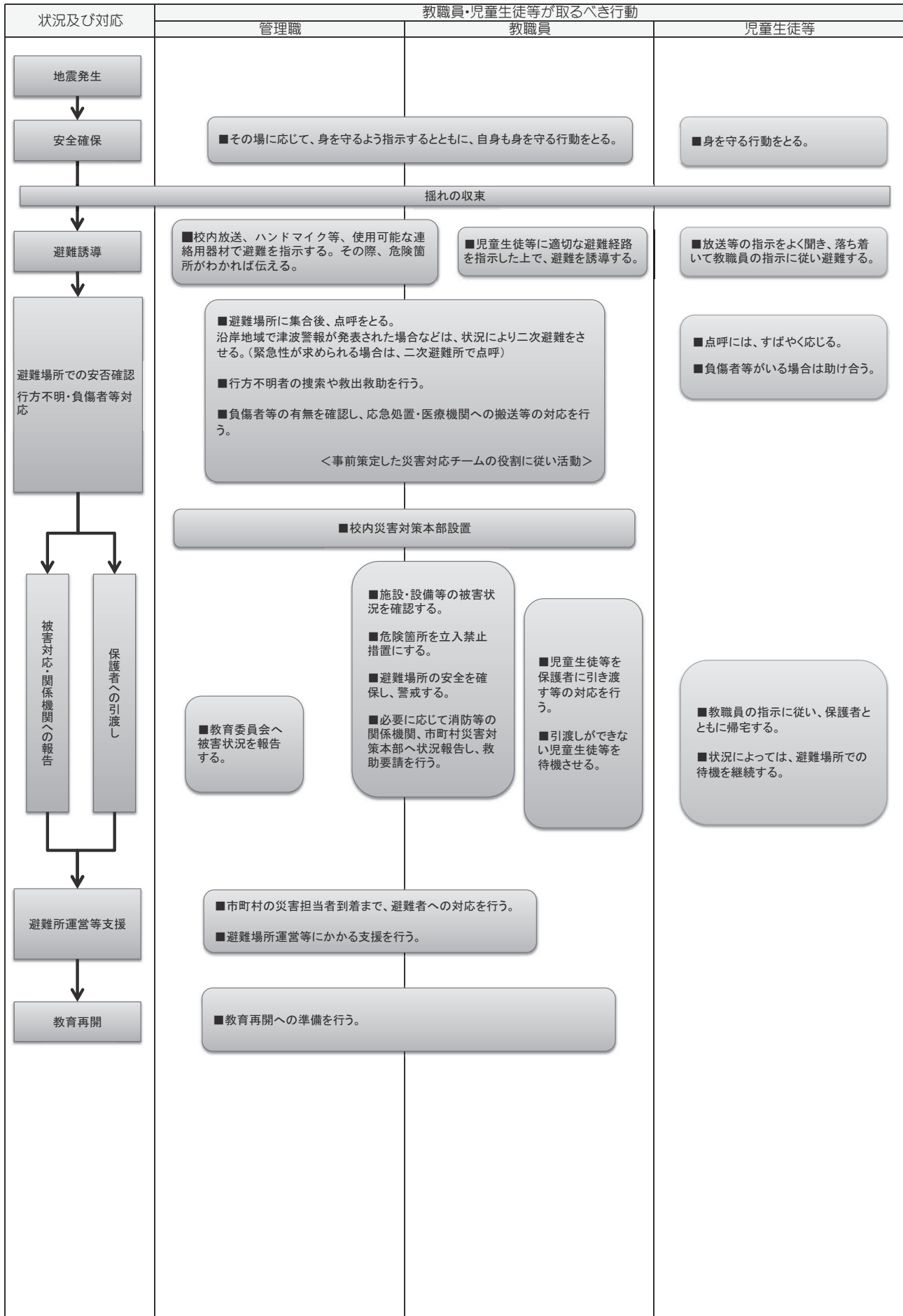
	目 標	指 導 事 項
交通安全	危険を回避するための行動を理解することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設とその役割の理解 ・信号の意味や標識・表示の種類と意味の理解 ・通学路やスクールゾーン設置の意味 ・道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方 ・交差点を横断するときの危機の予測と安全確認の仕方 ・歩行者の心理とその理解 ・雨、降雪、道路の凍結、強風等の交通の危険と安全な歩行の仕方 ・踏切等の安全確認と非常ボタンの取扱い ・白杖や点字ブロック等の理解 ・幼児、児童、高齢者や障害のある人たちの行動の特性の理解と保護及び介助 ・自動車の速度と停止距離および前照灯の照射距離 ・原動機付き自転車や自動二輪車、自動車の事故の特徴 ・交通事故が発生した場合のシートベルト着用による被害軽減効果
交通安全 (自転車)	自転車に関する規則を知り、安全に行動することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生に多い自転車事故の特徴 ・自転車の安全な利用の仕方（選び方等基本的な事項） ・自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 ・加害事故の責任と補償制度 ・単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い ・自転車に関する基本的な交通法規の理解 ・自転車に関する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解 ・違法駐輪・迷惑駐輪の現状と問題点 ・秩序ある駐輪と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難等の防止

(5) 高等学校

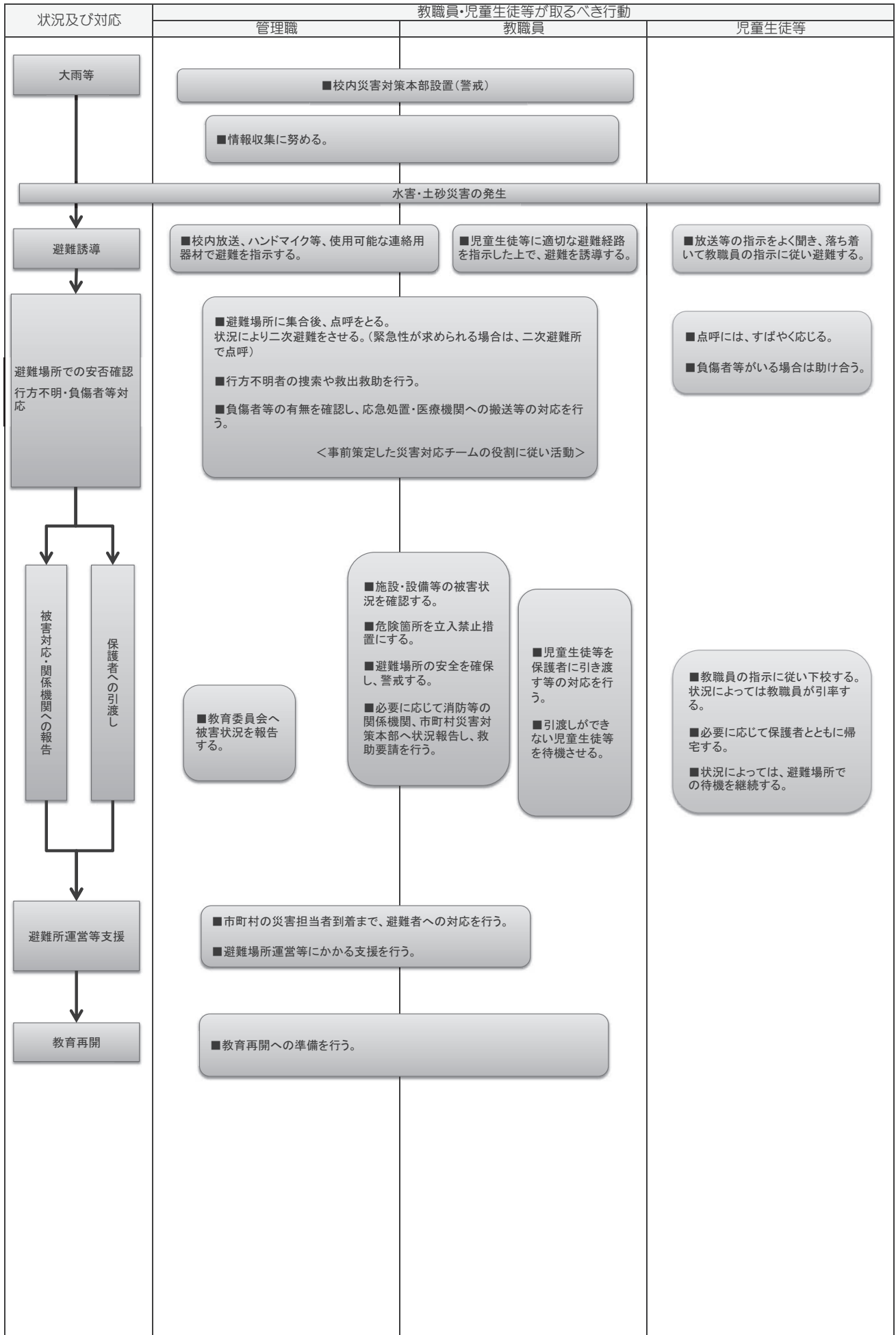
	目 標	指 導 事 項
交通安全	<p>二輪車、自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする。 将来、二輪車や自動車の運転者となることを見据え、運転者の社会的責任と、安全な運転者としての行動について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路施設とその役割の理解 ・ 標識・標示の種類と意味の理解 ・ 通学時の事故の現状の理解と安全な行動 ・ 通学方法に応じた安全な行動の仕方 ・ 交差点の危険性の理解と安全な行動の仕方 ・ 横断中の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 ・ 歩行者の心理とその理解 ・ 気象や環境の変化によって発生する事故の現状の理解と安全な行動 ・ 鉄道（踏切や駅ホーム等）での事故の現状と原因の理解と安全な行動や非常ボタンの取扱い ・ 白杖や点字ブロック等の理解 ・ 幼児、児童、高齢者や障害のある人たちの行動の特性の理解と保護及び介助 ・ 自動車の速度と停止距離および前照灯の照射距離 ・ 二輪車と自動車の事故の現状とその原因 ・ 二輪車と自動車の特性と運転者の条件 ・ 交通事故が発生した場合の被害軽減効果（ヘルメット、シートベルト、エアバック）と正しい着用の仕方 ・ 運転免許制度と安全な通行 ・ 運転者の義務・責任と補償
交通安全 (自転車)	<p>自転車に関する規則を知り、安全に行動することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車事故の現状とその原因の理解と安全な行動 ・ 自転車の安全な利用の仕方（乗ってはならない場合等） ・ 歩行者保護の立場に立った安全な走行の仕方 ・ 自転車通行区分や合図の仕方 ・ 自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 ・ 事故の責任と補償制度 ・ 自転車の用途に合った選び方 ・ 自転車の関係法規の理解 ・ 違法駐輪・迷惑駐輪の現状と問題点 ・ 秩序ある駐輪と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難の防止

III 事件・事故災害における対応フロー図

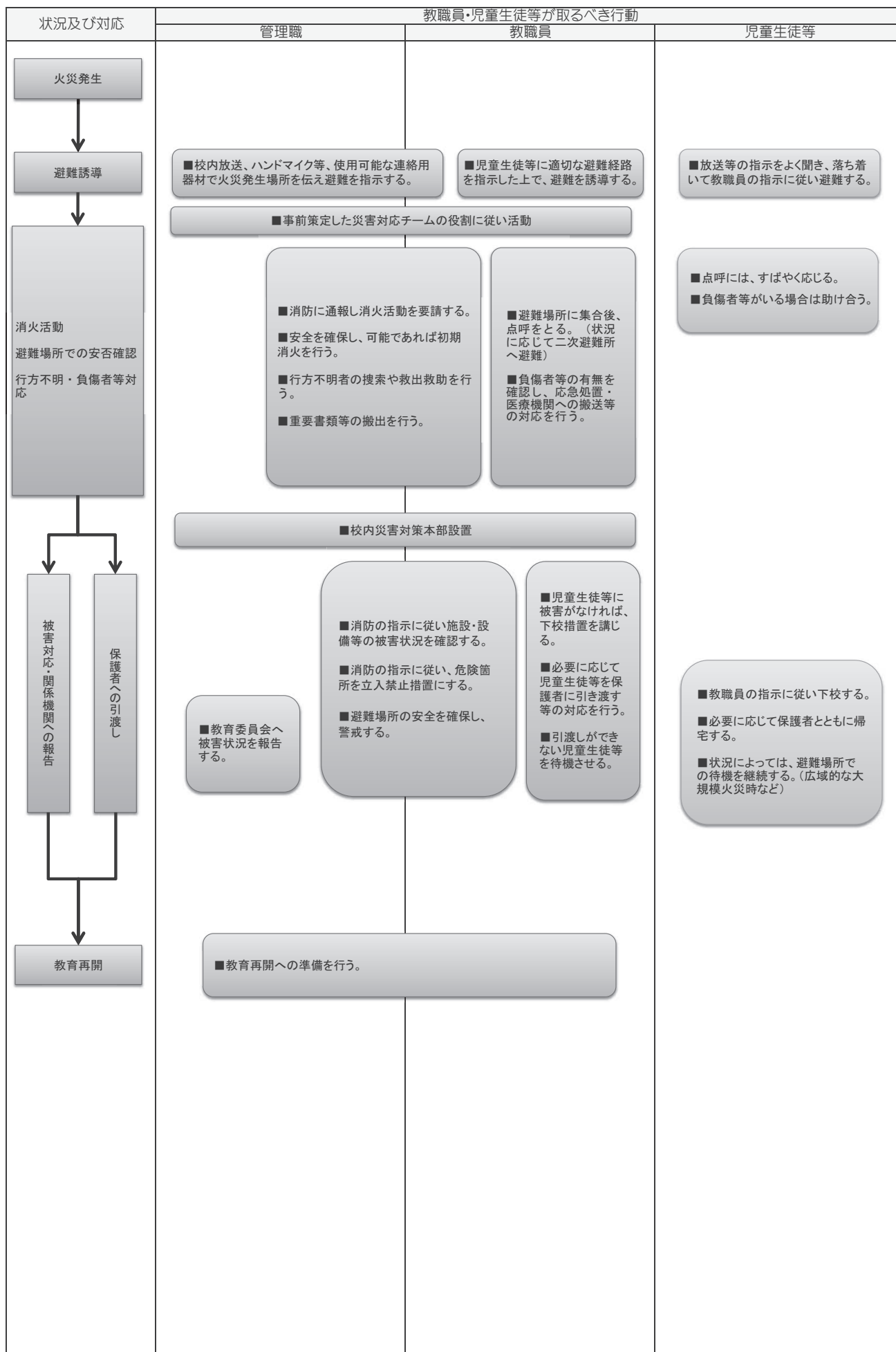
1 地震発生時における対応フロー（在校中）



2 水害・土砂災害発生時における対応フロー（在校中）



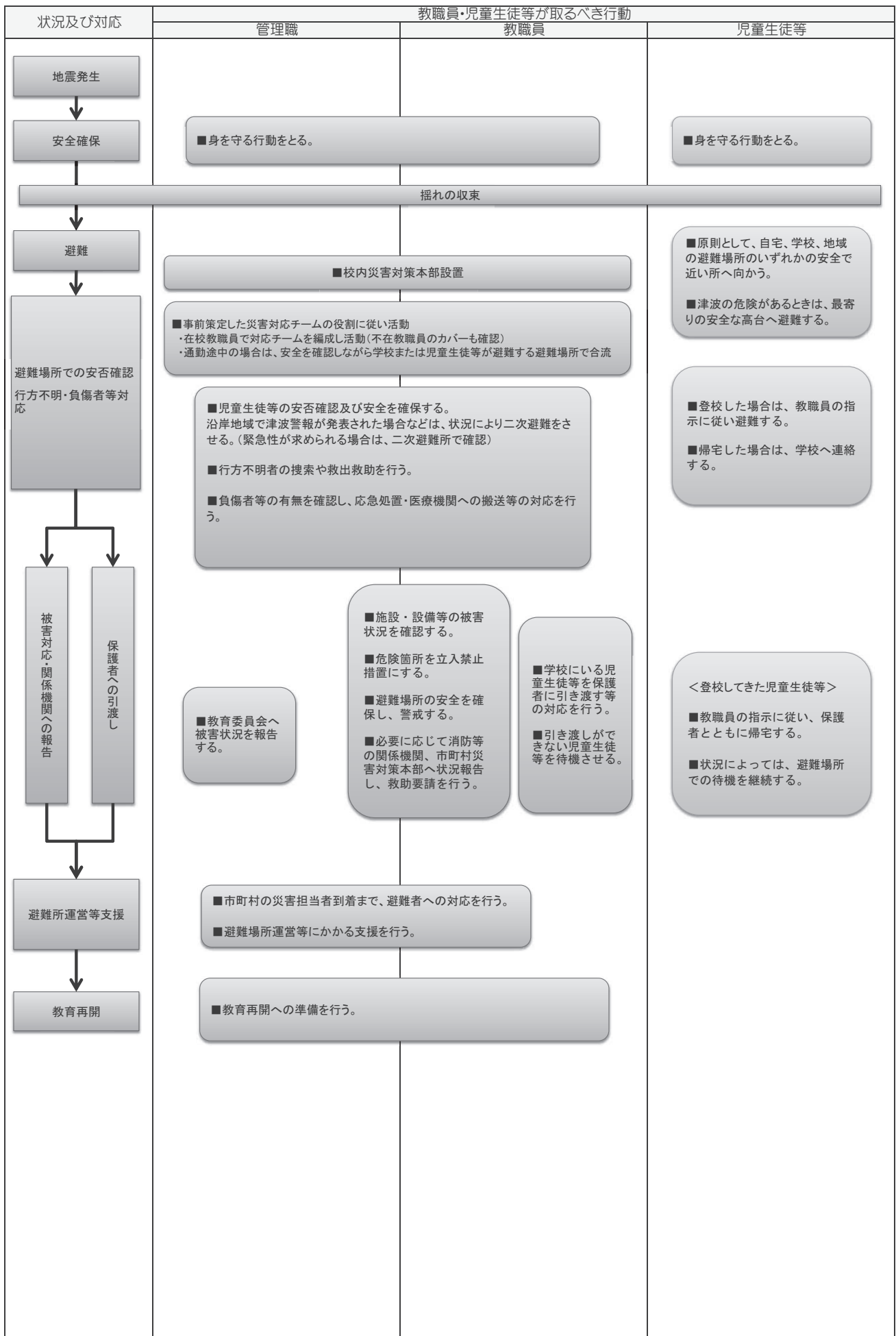
3 火災発生時における対応フロー(在校中)



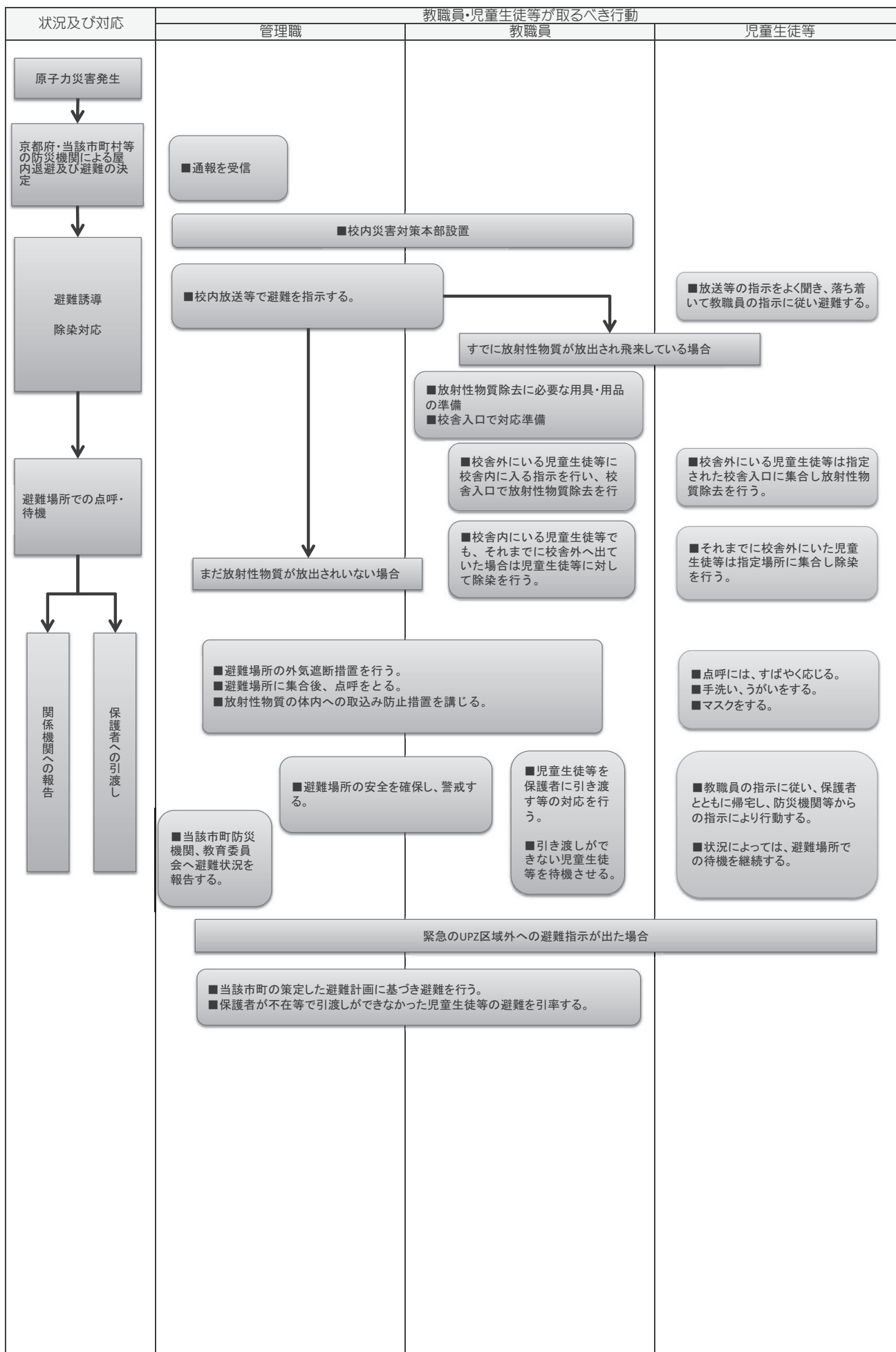
4 地震発生時における対応フロー(校外学習中)

状況及び対応	教職員・児童生徒等が取るべき行動		
	管理職(学校)	引率教職員	児童生徒等
地震発生		<ul style="list-style-type: none"> ■地形や周囲の状況に応じて、身を守るよう指示するとともに、自身も身を守る行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■身を守る行動をとる。
安全確保			
揺れの収束			
避難誘導		<ul style="list-style-type: none"> ■最寄りの安全な場所へ避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員の指示に従い避難する。
避難場所での安否確認 行方不明・負傷者等対応	<ul style="list-style-type: none"> ■あらかじめ決めておいた緊急用連絡方法で現地との連絡体制を確保するとともに、被害情報収集体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■安全な場所に集合後、点呼をとる。沿岸地域で津波警報が発表された場合などは、状況により二次避難をさせる。(緊急性が求められる場合は、二次避難所で確認) ■行方不明者の捜索や救出救助を行う。 ■負傷者等の有無を確認し、応急処置・医療機関への搬送等の対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員とはぐれた場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡をとる。 ■引率教職員と連絡がとれない場合は、現地の警察や公的機関等に行くなど安全を確保した上で、学校・保護者へ連絡する。
被害への対応、現地との連絡、保護者への連絡、関係機関との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。 ■テレビ・ラジオ等で現地の被害情報を収集する。 ■状況により応援教職員を派遣する。 ■保護者へ状況を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校と連絡をとり、状況を報告し、指示を受ける。 ■必要に応じて現地の消防等の関係機関へ救助要請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員の指示に従い行動する。
<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会へ被害状況を報告する。 			
帰校・帰宅への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■交通機関の状況や現地の安全状況を確認の上、帰校・帰宅か現地待機などの対応を行う。 		

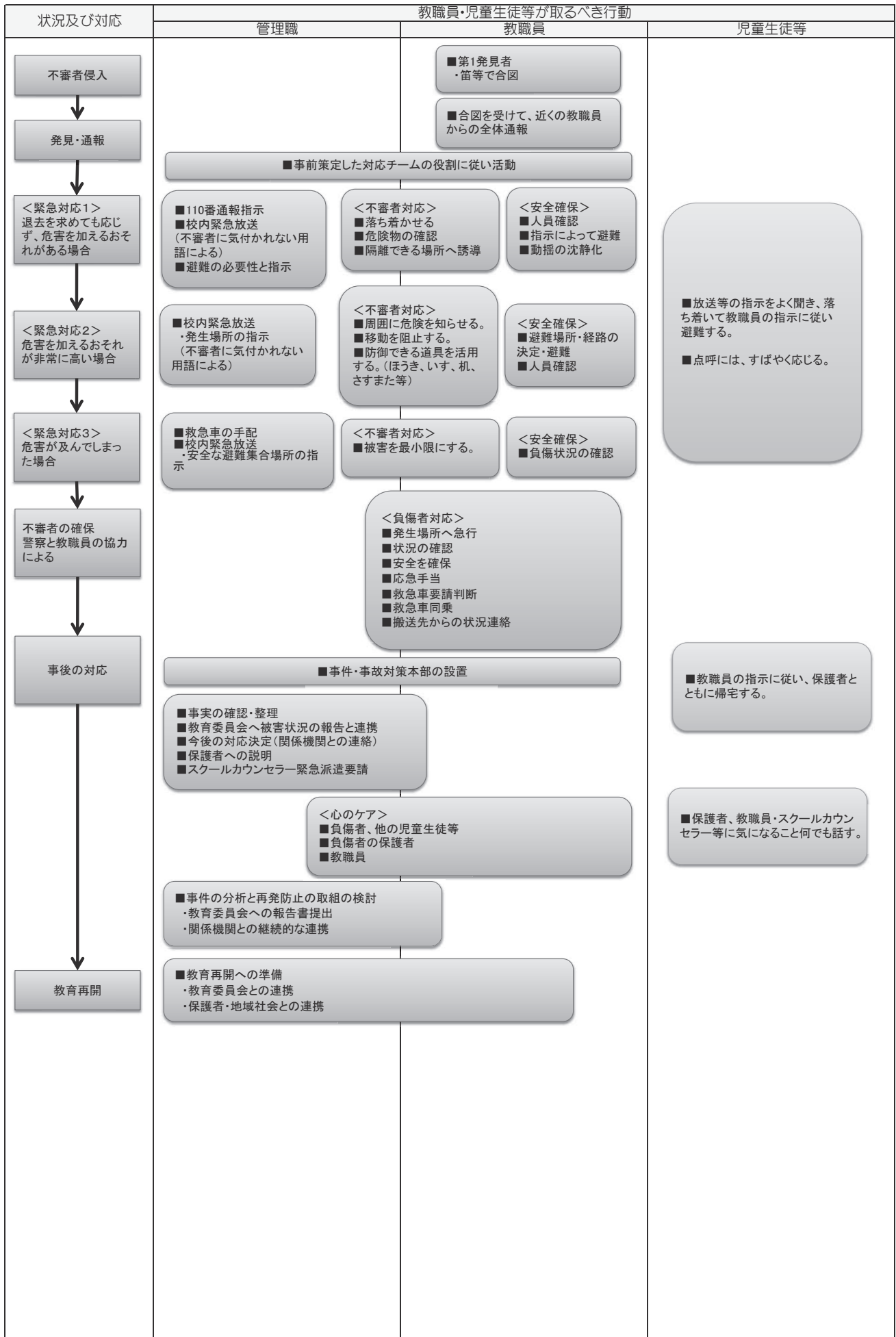
5 地震発生時における対応フロー（登下校中）



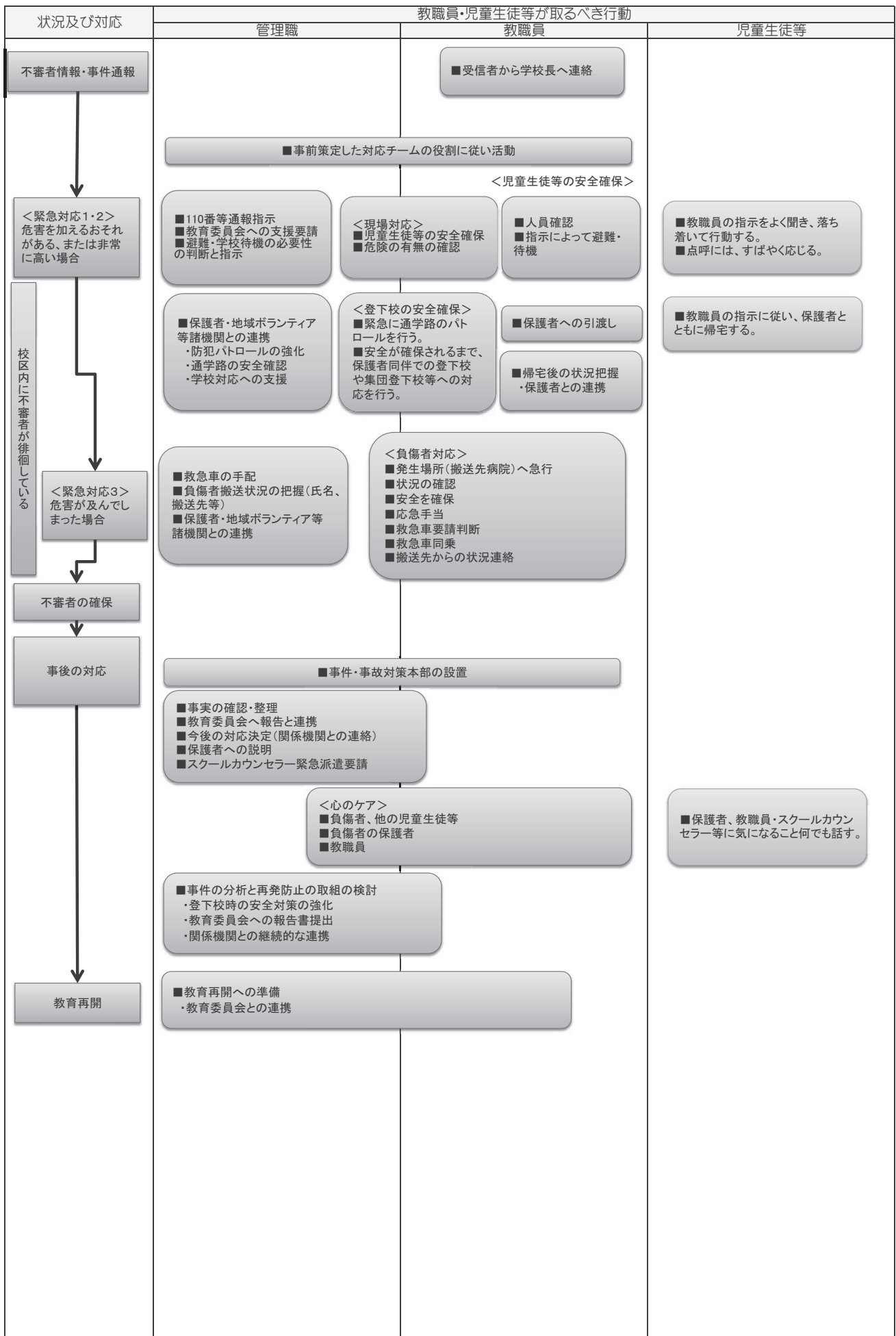
6 原子力災害発生時における対応フロー（在校中）



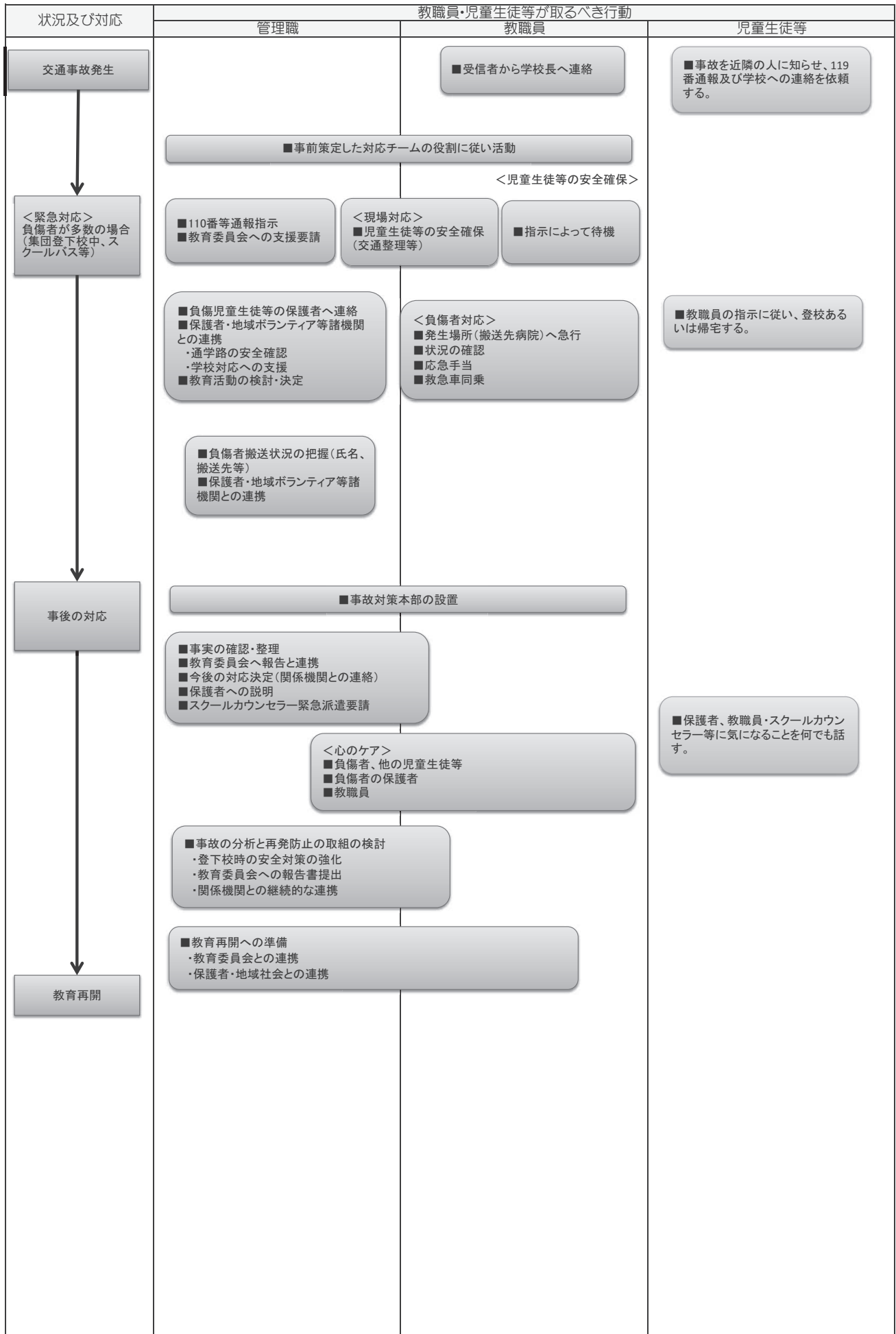
7 不審者侵入時における対応フロー



8 登下校中の不審者情報・事件対応フロー



9 登下校中の交通事故対応フロー



VI 防災に関する取組の見直しのためのチェックシート

「学校安全における防災に関する取組の見直しについて」(平成23年6月 京都府教育委員会)掲載

- ・それぞれの項目で示した内容について各学校での取組を見直す際に使用してください。
- ・すべての欄を網羅することが主目的ではなく、自校に必要な取組に見落としがないかチェックしていただくものです。
- ・チェックは1度だけで済ませるのではなく、学期ごとなど定期的に行うことが有効です。

チェックシート

1 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施

視点：災害の種類			
地震（津波）	沿岸地域は津波も含む 災害レベルごとによる避難方法の検討		設定している
風水（雪）害	学校が直接被害に遭った状況の訓練		設定している
	警報等発令時の下校に関する訓練		設定している
火災	校内で火災発生の危険性が高い場所を適宜想定しての訓練 火災の規模も考慮		設定している
原子力災害	屋内退避、指定避難場所への移動訓練		設定している
視点：発生の時間帯			
授業中	教員の指導のもと活動している状況		設定している
休み時間	児童生徒等が教室を含む学校敷地内に分散し、教職員が近くにいない状態		設定している
放課後	児童生徒等が学校敷地内外に分散し、教職員が近くにいない状態		設定している
登下校時	教職員が速やかに児童生徒等を保護、指導できない状態		設定している
校外活動時	教員の引率のもと、学校を離れて活動している状況		設定している
視点：避難場所の設定			
学校内での避難	被災状況に応じた校内の避難場所		設定している
学校外（二次避難場所）への避難	災害の種類に応じて設定		設定している
学校内の避難経路	混乱が生じないように児童生徒等にも周知		設定している
二次避難場所への避難経路	複数の経路の設定		設定している
視点：災害の規模			
甚大なレベル	広域的に被災し、交通機関、通信機器が不通 緊急な救援等が困難な状態		設定している
重大なレベル	被害は発生しているが、ある程度の緊急な救援等は求められる状態		設定している
警戒レベル	被害発生には至っていないが、これから被害が予想される状態		設定している
注意レベル	積雪、強風、雷雨などで行動に注意が必要な状態		設定している

チェックシート	2 訓練方法の工夫
----------------	------------------

視点：訓練の工夫			
通常訓練	一般的な訓練		設定している
緊急訓練	予告なしで実施し、対応を検証する訓練		設定している
机上訓練	教職員による机上演習		設定している
	児童生徒等を含めた机上演習		設定している
<small>地域の関係機関・消防署・自主防災組織等と連携した訓練</small>	関係機関・団体との合同訓練		設定している
集合・点呼訓練	全校集会等の児童生徒等が集合するときを利用した訓練		設定している
関係諸機関・家庭への緊急連絡訓練	電話連絡、電話連絡網、電子メールの一斉配信などの訓練		設定している

チェックシート	3 訓練後の検証
----------------	-----------------

視点：訓練実施後の検証（自校の評価項目の設定）			
避難の迅速性	目標とする時間等を設定しているか		設定している
人数確認の方法と迅速性	人数確認の正確性・迅速性等の目標を設定しているか		設定している
設備、器材等の点検	緊急時の放送機器は正常に機能しているか		機能している
	指示伝達手段は使用できる状態で整備されているか		整備されている
	情報収集機器は整備されているか		整備されている
	避難設備（救助袋、避難ばしご等）に不備はないか		不備はない
体制の円滑な運用	教職員は役割分担に沿って行動できていたか		行動できた
	不明児童生徒等・教職員の救助体制は確立されているか		確立されている
	負傷者の救護体制は確立されているか		確立されている

チェックシート	4 対応チームの編成
----------------	-------------------

視点：危機管理マニュアルにおける対応チームの編成			
明確な役割分担	分担が錯綜することなく、明確になっているか。		明確である
同系統の役割への配置（固定化）	同系統の役割を配置しているか。		配置している
教職員の熟知	役割を熟知し、円滑に行動できるか。		行動できる
役割のカバー体制	不在教職員がいる場合等のカバー体制がとれているか。		体制がとれている

視点：危険等発生直後

教職員の対処行動	教職員自身が役割を理解し、即応できる		できる
	担任不在学級が一目でわかる工夫をしている		している
	本部の指示内容が一覧にしてある		してある
	緊急放送設備の使用が可能である(定期的に点検しているか)		使用可能である
	危険等の情報・状況の共有の方法が確立されているか		されている
行動のフロー図	フロー図を作成しているか		作成している
	掲示・携帯しているか		掲示・携帯している

視点：在校中の避難

避難方法の共通理解	毎年確認しているか		している
下校判断	発生事案や状況別に下校体制を構築し、保護者と共通理解がとれているか		とれている
保護者への連絡	通常の通信機器が機能をしていない場合の連絡体制を複数確立しているか		している
備蓄品	学校待機が長引いた時の備蓄品を準備しているか		している

〈参考〉必要とされるもの

飲料水、非常食、生活用品(使い捨て食器等)、衛生用品(ウエットティッシュ、トイレトペーパー、マスク、簡易トイレ等)

保温器材(毛布、使い捨てカイロ、新聞紙等)、その他(ブルーシート等)

※学校が避難場所となることも含め、当該市町村防災機関と調整して備蓄

視点：被災場所別の避難方法の指導

教室	机の下への避難の際の注意(机の脚の対角線を保持)		指導している
理科室・家庭科室	薬品・調理器具・火の取扱いの注意 机など身を隠す場所がない場合の注意		指導している
音楽室	机など身を隠す場所がない場合の注意 重量のあるピアノの危険性の注意		指導している
保健室	ベッドで休養している場合の注意		指導している
図書室	本棚の転倒、本の落下への注意		指導している
廊下・階段	窓ガラスからの安全な距離の保持 上階からの落下物の回避		指導している
運動場	遊具等の転倒に対する注意		指導している
体育館	落下物や窓ガラスに対する注意		指導している
トイレ	出口の確保に対する注意		指導している

チェックシート		6 登下校時、在宅時に発生する災害における対応	
視点：児童生徒等への指導			
安全指導	在宅時の避難方法を指導(避難場所の確認、家族との連絡方法等)しているか		している
	登下校時の避難方法を指導しているか(自宅・学校・地域の避難場所への避難の選択 等)		している
	定期的に地域の避難場所を確認しているか		している
視点：教職員の対応			
勤務時間外の対応	教職員の自宅から学校(避難場所)への距離等を考慮した集合体制を確立しているか		している
	学校(避難場所)への未到着教職員の状況確認と在校教職員による対応チーム編成ができる体制を確立しているか		している
教職員の地域分担	児童生徒等の安全確認のための地域分担を設定しているか		している
安全確認の方法	児童生徒等の安全確認の方法・体制を多重に確立しているか		している
避難場等の設置	学校が避難場所になった際の対応をしているか		している
視点：保護者等との連絡			
安全確認の方法	安全確認の方法を複数設定し、保護者に周知できているか		できている
被害発生後の連絡体制	通常の通信機器が機能しない場合、他の複数の連絡体制を確立しているか		している

V 学校安全計画例

1 幼稚園

月	4	5	6	7・8	9	
行事	入園式・始業式 定期健康診断	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	短縮保育 終業式	始業式、プール納め 園外保育・遠足	
安全 生活 安全	<ul style="list-style-type: none"> ○園内の安全な生活の仕方 ・登降園の仕方 ・遊びの場や遊具(固定遊具を含む)、用具の使い方 ・小動物のかかわり方 ・困った時の対応の仕方 ※5歳児:新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子ども110番のいえ ・園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や遊びの中で必要な遊具や用具の使い方(いす、はさみ、箸等) ・小動物の世話の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○家に帰ってから ・一人で遊ばない ・知らない人についていけない ・乗り物に関する約束 ・車中での過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業中の生活について安全で楽しい過ごし方 ・花火の遊び方 ・外出時の約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園時の約束、遊具・用具・固定遊具の安全な使い方 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ ・集合の合図・友達との歩行 	
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の安全な歩き方 ・標識、標示(とまれ等)の意味 ・安全確認(左右を見る)の仕方 ※5歳児:交通公園で体験を通しての安全指導(信号の見方) 	<ul style="list-style-type: none"> ○雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全に関する約束を再確認 ・飛び出し ・道路で遊ばない ・自転車に乗るときの約束(保護者の付き添い) ・自動車の前後の横断 	<ul style="list-style-type: none"> ○4歳児:園外保育(交通公園)を利用、信号の見方 ○遠足、園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	災害安全	<ul style="list-style-type: none"> ○避難(防災)訓練の意味や必要性 ○避難の仕方 ・避難訓練の合図(サイレン、放送等) ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾のかぶり方 	<ul style="list-style-type: none"> 〈火災:サイレン、放送で伝達〉 ※3・4歳児:集合場面 ・火災時は靴を履きかえない ※5歳児:自由に活動している場面 ・教職員の指示を聞いての避難 ○消防署の指導による煙体験(姿勢を低く保つ) ○光化学スモッグに対する注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 〈地震:サイレン、放送で伝達〉 ○地震の時の避難の仕方 ・机の下に潜る ・避難時は靴を履く ○園庭にて保護者への引き渡し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 〈火災:火災報知器・放送にて伝達〉 ○放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる ・持っているものは置いて避難 	<ul style="list-style-type: none"> 〈地震:警戒宣言発令〉 ○大地震が起きたときの避難の仕方 ・保育室にて保護者への引渡し訓練(保護者は徒歩)
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の道具、用具の点検、整備、清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ○園外保育、遠足等の目的地の実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児の動線を考え、室内での安全な遊び場作りの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検 ○プールの水質、温度の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底 ○危険な行動に対する、教職員同士で共通理解、指導の徹底 	
家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会、園だよりで ○園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡(登降園の仕方、園児引渡しの仕方出欠の連絡、怪我、病気にに関する連絡方法、災害時の対応) ○通園状況の把握 ○緊急家庭連絡網の作成 ○家庭訪問 ○春の交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会、園だよりで ○定期健康診断の結果の連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ○緊急家庭連絡網を使い、電話連絡の練習 ○光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方を連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会、園だよりで ○水遊びのための健康管理 ○夏の生活に必要な安全 ・雨天時の歩行、登降園時に親子で注意 ・食中毒への配慮 ・熱射病、日射病への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会、園だよりで ○警察署より交通安全及び防犯(誘拐)について講話 ○夏季休業中の過ごし方(健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認) ○地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会、園だよりで ○通学路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ○生活リズムの調整、体調への十分な配慮 ○警戒宣言発令時の避難行動、引渡し訓練 ○秋の交通安全運動 	

10	11	12	1	2・3
<p>運動会 園外保育・遠足(バス)</p> <p>○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール(ける、投げる等)の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※5歳児:後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける</p>	<p>園外保育・遠足 作品展、焼きいも大会</p> <p>○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等</p>	<p>もちつき 終業式</p> <p>○体を動かして遊ぶ ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ・風邪の予防 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束</p>	<p>始業式 園外保育(風上げ)</p> <p>○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束 やきまりを自分から気付き、守る</p>	<p>節分豆まき、子ども会 ひな祭り、修了式・終業式</p> <p>○自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する ・担任以外の教職員の指示 ○違年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認</p>
			<p>○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方</p>	
<p>○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の補助いすの乗り降りの仕方、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方</p>	<p>○登降園時、園外保育時の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方</p>	<p>○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅している時の行動の仕方など</p>	<p>○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断</p>	<p>○交通安全のために、自分で判断して行動する ・降園後の生活 ※5歳児:小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方</p>
<p>〈火災:肉声で通報〉 ○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難</p>	<p>〈地震:サイレン、放送で伝達〉 ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※5歳児:起震車により大地震の揺れを体験、地震の時の基本動作(親子で体験)</p>	<p>〈地震、火災発生:サイレン、放送で伝達〉 ○第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾をかぶつての安全な歩行</p>	<p>〈火災:予告なし〉 ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発生時の適切な行動</p>	<p>〈地震・火災:予告なし〉 ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方</p>
<p>○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導</p>	<p>○電車を使つての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査</p>	<p>○暖房設備の点検、使用するための準備 ○風邪の流行等の情報の収集、手洗いうがいの励行</p>	<p>○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練(消防署の指導) ○積雪時の園庭、園舎の安全確認</p>	<p>○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の組織の防災組織の再編成</p>
<p>保護者会、園だよりで ○戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼 ○警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力</p>	<p>○消防署の指導により ・起震車で地震体験 ・家庭で地震が起こった場合の対処の仕方</p>	<p>保護者会、園だよりで ○手洗い、うがいの励行と習慣化 ○冬休み中の健康で安全な生活について ○年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える</p>	<p>保護者会、園だよりで ○登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ○降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼</p>	<p>保護者会、園だよりで ○就学に向けての心構え(危険な道路、場所を教える等) ○春休み中の生活について</p>

2 小学校

月		4	5	6	7・8	9	
項目		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう	
月の重点							
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	助け合い	郷土愛	
安全学習	生活	生	○移種べら、スコップの使い方	○道具の使い方		○はさみ、カッターナイフの使い方	
		交	○地域巡回時の交通安全	○野外観察の交通安全	○公園までの交通安全	○虫探し、お店探検時の交通安全	
	社会	生	○校区地図作り			○警察のはたらき	
		交	○校区地図作り			○警察のはたらき	
	理科	生	○アルコールランプ、虫めがね、移種ごての使い方	○カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	○スコップ、ナイフの使い方	○夜間観察の安全	○観察中の安全
		交	○野外観察時の交通安全			○試験管、ピーカーの使い方	○フラスコ、ガラス管の使い方
	図工	生	○はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	○写生場所の安全な選定	○のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	○木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	○プールでの船の安全な浮かべせ方
		交		○写生場所の安全な選定			
	家庭	生	○針、はさみの使い方	○アイロンの使い方	○食品の取扱い方	○包丁の使い方	○実習時の安全な服装の選び方
		交		○アイロンの使い方			
	体育	生	○固定施設の使い方	○鉄棒運動時の安全	○水泳前の健康観察	○水泳前の健康観察	○集団演技、行動時の安全
		交	○運動の場の安全確認		○水泳時の安全	○水泳時の安全	
総合的な学習の時間		「わが町探検」(3年)「交通安全マップづくり」(4年)「安全はかせになろう」(5年)「防災マップづくり」(6年)等安全にかかわる課題を年間活動計画に位置づける(20～35時間)					
安全指導	低学年	生	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番のいえ	●休み時間の約束 ●遠足時の安全	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●遊び場や行き帰りの安全	●夏休みの約束	●運動の時の約束 ◎校庭や屋上の使い方のきまり
		防犯	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●子ども110番のいえ	●遠足時の安全	●遊び場や行き帰りの安全	●夏休みの約束	
		交	●通学路の確認 ◎安全な登下校	●遠足時の安全	●雨天時の約束 ●遊び場や行き帰りの安全	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束	
		災	●通学路の確認 ◎安全な登下校	◎避難(防災)訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全		●夏休みの約束 ●落雷の危険	
	中学年	生	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	●休み時間の約束 ●遠足時の安全	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方	●夏休みの安全な過ごし方	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の安全な使い方
		防犯	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●誘拐の起こる場所	●遠足時の安全	●子ども110番のいえ	●夏休みの安全な過ごし方	
		交	●通学路の確認 ◎安全な登下校	●遠足時の安全	●雨天時の安全な過ごし方	●夏休みの安全な過ごし方 ●道踏での自転車乗車時のきまり	
		災	●通学路の確認 ◎安全な登下校	◎避難(防災)訓練への積極的な参加		●夏休みの安全な過ごし方 ●落雷の危険	
	高学年	生	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動	●休み時間の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法、着衣泳	●自転車の点検と整備の仕方 ●夏休みの事故と防止策 ●落雷の危険	●運動時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止
		防犯	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ◎身の回りの犯罪		●防犯にかかわる人たち		
		交	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ◎交通事故から身を守る	●交通機関利用時の安全	●雨天時の事故とけが		
		災	●通学路の確認 ◎安全な登下校	◎避難(防災)訓練の意義	◎救急法、着衣泳		
児童会活動	生	○児童による安全点検(毎月) ○新1年生紹介集会 ○前期委員会開始	○クラブ活動開始	○ユニセフ募金	○七夕集会	○運動会スローガン作成	
	交						
主な学校行事等	生	○始業式 ○入学式 ○健康診断	○遠足 ○体カテスト ○心肺蘇生法講習会	○プール開き	○終業式 ○七夕集会 ○林間学校 ○夏季水泳指導	○始業式 ○水泳記録会 ○移動教室	
	交	○春の交通安全運動 ◎避難(防災)訓練「火災」	○心肺蘇生法講習会 ○心肺蘇生法講習会	○避難(防災)訓練「地震車」	○交通安全教室 ○林間学校	○秋の交通安全運動	
安全管理	対人管理	生	○校門における不審者進入防止活動(毎月) ○安全な通学の仕方 ○安全のきまりの設定	○固定道具の安全な使い方	○校舎内での安全な過ごし方 ○プールでの安全のきまりの確認	○校庭や屋上での安全な過ごし方	
		交	○安全な通学の仕方 ○安全のきまりの設定			○自転車乗車時のきまり、点検・整備	
	対物管理	生	○施設・設備の安全点検 ○通学路の安全確認 ○安全点検年間計画の確認	○諸設備の点検及び整備	○学校環境の安全点検及び整備	○夏季休業前・中の校舎内外の点検	○校庭や屋上など校舎外の整備
		交	○通学路の安全確認 ○安全点検年間計画の確認				
学校安全に関する組織活動	生	○通学時の交通安全(毎月) ○地域による見守り隊	○校外における児童の安全、行動把握、情報交換	○学校安全(保健)委員会 ○地域の危険箇所点検	○国民安全の日(7月1日) ○地域パトロール	○学校安全(保健)委員会	
		防犯	○校外における児童の安全、行動把握、情報交換	○校外における児童の安全、行動把握、情報交換	○学校安全(保健)委員会 ○地域の危険箇所点検	○国民安全の日(7月1日) ○地域パトロール	○学校安全(保健)委員会
	交	○春の交通安全運動時の教職員・保護者の街頭指導	○校外における児童の安全、行動把握、情報交換	○学校安全(保健)委員会 ○地域の危険箇所点検	○国民安全の日(7月1日) ○地域パトロール	○学校安全(保健)委員会 ○秋の交通安全運動の啓発と街頭指導	
	災		○校外における児童の安全、行動把握、情報交換	○学校安全(保健)委員会 ○地域の危険箇所点検	○国民安全の日(7月1日) ○地域パトロール	○学校安全(保健)委員会	

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気を付けよう	災害に備えた生活をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり・親切	家庭愛	勇気	自然環境保全	友情	愛校心
○たけひご、つまようじの使い方	○郵便局見学時の安全	○はさみ、ステープラーの使い方	○カッターナイフの使い方	○ガスコンロの使い方	○移種ごての使い方
	○郵便局見学時の安全			○ガスコンロの使い方	
	○消防署のはたらき				
	○消防署のはたらき				
	○消防署のはたらき	災害復旧に関わる取組	防災のための国や都道府県が進めている対策や事業		
○太陽観察時の注意	○ポリ袋、ゴム風船の使い方	○鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	○バーナー、蒸発皿の使い方	○針金、プラスチックの使い方	○塩酸、水酸化ナトリウムの取扱い方
			○バーナー、蒸発皿の使い方		
○彫刻刀の管理の仕方と使い方	○ラッカー、シンナーの取扱い方	○竹ひご、細木の使い方	○小刀の管理の仕方と使い方	○陶器作成時の注意	○共同作品作成時の安全
○熱湯の安全な取扱い方	○ミシンの使い方	○油の安全な取扱い方	○ガスコンロの使い方	○調理用具の使い方	○調理器具の安全な使い方
			○ガスコンロの使い方		
○マット、跳び箱運動時の安全	○けがの防止(保健)	○ボール運動時の安全	○持久走時の安全	○跳躍運動時の安全	○固定施設利用時の安全
	○けがの防止(保健)				
	○けがの防止(保健)				

●廊下の安全な歩行の仕方		●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方 ●暖房器具の安全な使用	◎避難時の「おかしもの約束」 ●危ないものを見つけたとき		●1年間の反省 ◎けがをしないために
		◎冬休みの安全な過ごし方	◎避難時の「おかしもの約束」		●1年間の反省
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方		◎冬休みの安全な過ごし方 ●安全な服装	●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識	●1年間の反省 ◎けがをしないために
	◎災害時の正しい行動の仕方・安全な集団行動	◎冬休みの安全な過ごし方 ●雪道の歩き方 ●暖房器具の安全な使用	◎避難時の「おかしもの約束」 ●危ないものを見つけたとき		●1年間の反省 ◎けがをしないために
●校庭での安全な遊び方	●安全な集団行動	◎冬休みの安全な過ごし方 ●暖房器具の安全な使用	●避難時の「おかしもの約束」 ◎安全な身支度	●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
	●屋外への避難の仕方 ●安全な集団行動	◎冬休みの安全な過ごし方	●避難時の「おかしもの約束」 ◎安全な身支度		●1年間の反省
◎車内での安全な過ごし方		◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方	◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
	屋外への避難の仕方 ●安全な集団行動	◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方 ●暖房器具の安全な使用	●避難時の「おかしもの約束」 ◎安全な身支度	●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
●校庭の安全点検		●道路凍結時の事故とけが ◎冬休み中の事故とけが ●暖房器具の安全な使用	●安全な身支度、衣服の調整	●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
	●避難場所		●安全な身支度、衣服の調整		●1年間の反省
◎乗車時の事故とけが			●安全な身支度、衣服の調整	◎交通ルール	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
	◎火災防止 ●避難場所		◎災害時の携行品	●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
○運動会進行	○後期委員会開始	○学校まつりの準備	○学校のお誕生日集会(開校記念日)	○クラブ発表会	○6年生を送る会
○運動会 ○連合運動会	○学芸会 ○展覧会	○終業式 ○学校まつり	○始業式 ○連合学芸会 ○書き初め	○節分集会	○卒業式 ○修了式
		○避難(防災)訓練体験			
○電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	○安全な避難の仕方	○凍結路の安全な歩き方			○1年間の人的管理の評価・反省
○電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	○安全な避難の仕方				○1年間の人的管理の評価・反省
○電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方		○凍結路の安全な歩き方		○道路標識の種類と意味	○1年間の人的管理の評価・反省
	○安全な避難の仕方	○凍結路の安全な歩き方	○災害時の身の安全の守り方		○1年間の人的管理の評価・反省
○駅、バス停周辺の安全確認	○避難経路の確認	○学校内の危険箇所の確認		○学校内の安全施設の確認	○1年間の学校環境、安全点検の評価・反省
○駅、バス停周辺の安全確認	○避難経路の確認	○学校内の危険箇所の確認		○学校内の安全施設の確認	○1年間の学校環境、安全点検の評価・反省
○駅、バス停周辺の安全確認					○1年間の学校環境、安全点検の評価・反省
○駅、バス停周辺の安全確認	○避難経路の確認 ○防災設備の点検、整備	○学校内の危険箇所の確認	○防災用具の点検、整備	○学校内の安全施設の確認	○1年間の学校環境、安全点検の評価・反省
○地域生活指導情報交換会	○冬季の通学路点検		OPTA安全(保健)委員会	○学校保健委員会	
○地域生活指導情報交換会	○冬季の通学路点検		OPTA安全(保健)委員会	○学校保健委員会	
○地域生活指導情報交換会	○冬季の通学路点検	○年末年始の交通安全運動の啓発	OPTA安全(保健)委員会	○学校保健委員会	○地域交通安全パトロール
○地域生活指導情報交換会	○冬季の通学路点検	○地域防災訓練の啓発	OPTA安全(保健)委員会	○学校保健委員会	

3 中学校

項目	月	4	5	6	7・8	9	10	
月の重点		安全な登下校をしよう	施設設備の適切な使用方法を学ぼう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全に気を付けよう	体育祭を安全にやりぬこう	交通法規を理解し守ろう	
道徳		集団の意義	善意や支え	自然愛護	法の遵守	自主自律	友情の尊さ	
安全学習	理科	生	○理科室における一般的な注意 ○実験時の危険防止とふきだし服装	○薬品やガラス器具の使い方 ○加熱器具の使い方 ○備品の点検整備		○薬品検査	○電気についての知識	○電気器具の使い方
		交						
		災	○理科室における一般的な注意	○加熱器具の使い方 ○備品の点検整備	○地震発生時のメカニズムと震度 ○火山活動の様式とマグマの性質			
	美術	生	○教室での一般的な注意	○備品の点検整備	○彫刻刀の正しい使い方	○ニードル等の道具の使用の注意 ○備品検査	○印刷機具の使い方	○小型ナイフの使い方
		交						
		災	○教室での一般的な注意	○備品の点検整備				
	体育分野	生	○集団行動の徹底 ○施設、用具の使い方	○陸上競技の適切な場所の使い方と測定の方法 ○器械運動の特性 ○自己の運動能力を知る ○備品の点検整備	○水泳の事故防止について(自己健康管理)	○備品検査	○器械運動における場所や器具の安全 ○ダンスにおける安全な場所の使い方 ○集団行動と協力性	○器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方
		交						
		災		○備品の点検整備			○器械運動における場所や器具の安全	
	保健分野	生	○心身の発達と心の健康(1年) ○傷害の防止(3年)			○熱中症の予防	○疾病の予防(3年)	○健康と環境(2年) ○疾病と予防(3年)
		交						
		災					○自然災害(全学年)	○健康と環境(2年)
技術・家庭	生	○施設設備の使用上の注意	○切削加工時の安全 ○はんだづけによる火傷の注意 ○備品の点検整備	○電気器具の取扱い	○加熱と漏電 ○電機製品製作上の安全配慮 ○備品検査	○工作加工機械や工具の安全点検	○塗装時の換気や火気 ○家庭電気の安全な利用	
	交							
	生	○家庭科室の使用上の注意	○被服領域の一般的な注意 ○備品の点検整備	○アイロン、ミシンの適切な使い方	○備品検査	○食物領域についての一般的な注意	○ガスコロの使い方 ○換気について	
	災	○家庭科室の使用上の注意	○備品の点検整備	○アイロン、ミシンの適切な使い方			○ガスコロの使い方 ○換気について	
総合的な学習の時間		(活動例)「我が町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害と町づくり」など(20～35時間)						
安全指導	第1学年	生	●中学生になって ●通学路の確認 ●部活動での安全 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●清掃方法を確認しよう	●通学時の安全	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全	●体育祭の取組と安全	
		交	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検	●通学時の安全		◎夏休みの生活設計と安全		
		災	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●自分でできる安全点検	◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備えの仕方 ●通学時の安全	●校内での事故と安全な生活	●落雷の危険や風水害 ◎夏休みの生活設計と安全	◎地震による津波の危険と避難	
	第2学年	生	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●野外活動の安全	●雨天時の校舎内での事故原因 ◎水泳、水の事故と安全 ●中体連大会と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全	●体育祭の取組と安全	◎部活動の安全とリーダーの役割 ●新人戦について
		交	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検	◎交通事故の防止をしよう ●自転車点検 ◎野外活動の安全		◎夏休みの生活設計と安全		
		災	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検	●野外活動の安全	◎水泳、水の事故と安全	◎夏休みの生活設計と安全	◎地震による津波の危険と避難	
	第3学年	生	●登下校の安全 ◎心の安定と事故 ●自分でできる安全点検	◎修学旅行と安全	◎水泳、水の事故と安全 ●中体連大会と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全	●体育祭準備 ●下校指導	
		交	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ◎心の安定と事故 ●自分でできる安全点検	◎修学旅行と安全 ●自転車点検 ◎修学旅行と安全	●中体連大会と安全	◎夏休みの生活設計と安全	●体育祭準備 ●下校指導	◎交通事故の原因と事故の特性(停止距離・内輪差) ●自転車の正しい乗り方と選び方
		災	●登下校の安全 ●自分でできる安全点検			◎夏休みの生活設計と安全	◎地震による津波の危険と避難 ●下校指導	
	生徒会活動	生	○安全委員会	○安全テスト ○校区の安全点検活動	○安全委員会	○交通安全と生活安全の生徒集会	○体育祭	○文化祭準備 ○安全委員会
		交	○安全委員会	○安全テスト ○校区の安全点検活動	○安全委員会	○交通安全と生活安全の生徒集会		○文化祭準備 ○安全委員会
		災	○安全委員会	○安全テスト ○校区の安全点検活動	○安全委員会		○防災の日(1日)	○安全委員会
主な学校行事等	生	○始業式 ○入学式 ○健康診断	○通学(1年) ○野外活動(2年) ○新体力テスト ○修学旅行(3年)	○心臓蘇生法講習会	○終業式 ○夏休みの諸注意	○始業式	○新体力テスト	
	交	○春の交通安全運動			○交通安全教室 ○夏の交通安全運動	○秋の交通安全運動		
	災	○防災訓練(火災)		○防災訓練(地震)		○防災訓練(津波) ○避難訓練(津波)		
安全管理	生	○通学方法の決定 ○安全のきまりの設定	○自分でできる点検ポイントについて ○緊急体制の見直し ○熱中症の予防と対策	○校舎内での安全な過ごし方	○プールにおける安全管理について ○夏季休業中の部活動での安全と対応	○身体の安全について及びけがの予防	○自転車の正しい乗り方と危険防止(反射材の効果、無灯火や薄暮時の危険等)	
	交							
	災							
対物管理	生	○通学路の安全確認・安全点検(月1回、1日)	○諸設備の点検・整備	○学校環境の安全点検整備(階段、廊下)	○学校環境の安全点検整備(プール) ○夏季休業前・中の校舎内外の点検	○運動場や校庭など校舎外の整備	○学校環境の安全点検整備(体育館)	
	交	○通学路の安全確認・安全点検(月1回、1日)	○諸設備の点検・整備	○学校環境の安全点検整備(階段、廊下)	○学校環境の安全点検整備(プール) ○夏季休業前・中の校舎内外の点検	○運動場や校庭など校舎外の整備	○学校環境の安全点検整備(体育館)	
	災	○通学路の安全確認・安全点検(月1回、1日)	○諸設備の点検・整備	○学校環境の安全点検整備(階段、廊下)	○学校環境の安全点検整備(プール) ○夏季休業前・中の校舎内外の点検	○運動場や校庭など校舎外の整備	○学校環境の安全点検整備(体育館)	
学校安全に関する組織活動	生	○保護者の街頭指導	○校外における生徒の安全行動把握、情報交換	○学校安全(保健)委員会 ○地域の危険箇所点検	○国民安全の日(1日)の啓発 ○地域安全・パトロール		○学校安全(保健)委員会 ○校内の点検	
	交	○保護者の街頭指導	○校外における生徒の安全行動把握、情報交換	○学校安全(保健)委員会 ○地域の危険箇所点検	○国民安全の日(1日)の啓発 ○地域安全・パトロール		○学校安全(保健)委員会 ○校内の点検	
	災	○保護者の街頭指導	○校外における生徒の安全行動把握、情報交換	○学校安全(保健)委員会 ○地域の危険箇所点検	○国民安全の日(1日)の啓発 ○地域安全・パトロール	○府下一斉防災の日	○学校安全(保健)委員会 ○校内の点検	

11	12	1	2	3
危険を予測し安全な生活をしよう	事故災害から身を守り、適切な行動をしよう	自ら健康を維持していこう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
社会通帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕
○力学関係の実験器具の使い方	○薬品検査 ○理科室と準備室の整備			○備品点検 ○薬品点検(台帳管理)
○打ち出しの用具の使い方	○塗装の際の一般的な注意	○カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	○絵の具、用具の保管、管理の指導	○機具、用具点検
○長距離走行における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	○武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ ○武道における事故防止	○サッカーにおける適切な用具、場所の使い方(ゴール運搬や固定の仕方等)、ルールやマナーの徹底 ○ゲームの安全	○バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底 ○サッカーのゲームの安全	○バスケットボールのゲームの安全 ○器具、用具点検
	○武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ	○サッカーにおける適切な用具、場所の使い方(ゴール運搬や固定の仕方等)、ルールやマナーの徹底 ○健康と生活(3年)	○バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底	
○金属材料の性質と切断 ○日常での木製品の利用	○暖房と換気について	○工作機械の安全な利用 ○電子機器の利用と安全	○作業場所の確保と危険の回避	○機具点検整備 ○備品検査(台帳管理)
○調理実習における注意 ○日常食の調理	○暖房と換気について ○備品点検	○保育領域についての一般的な注意	○作業場所の確保と危険の回避 ○電気の安全な利用 ○食生活と健康	○器具点検整備 ○備品検査(台帳管理)

●文化祭の準備と安全	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎降雪時の安全	●自分の健康チェック ●持久走大会と安全 ●地域の安全	●施設の安全な利用の仕方 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●送別球技大会での安全
	●冬休みの生活設計と安全	●持久走大会と安全 ●地域の安全		●1年間の反省
●自転車の安全な乗り方 ◎交通事故の加害と被害	●冬休みの生活設計と安全 ◎降雪時の安全	●持久走大会と安全 ●地域の安全		●1年間の反省
●文化祭の準備と安全	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎降雪時の安全 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●地域の安全	●施設の安全な利用の仕方	●1年間の反省
	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎降雪時の安全	●自分の健康チェック ●持久走大会と安全 ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●送別球技大会での安全
◎交通事故の加害と被害	●冬休みの生活設計と安全 ◎降雪時の安全	●持久走大会と安全 ●地域の安全		●1年間の反省
	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎降雪時の安全 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●地域の安全		●1年間の反省
	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎降雪時の安全	●自分の健康チェック ●冬のスポーツと安全 ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止	●送別球技大会での安全 ●学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)
	●冬休みの生活設計と安全	●地域の安全		●学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)
◎交通事故の責任と補償	●冬休みの生活設計と安全 ◎降雪時の安全	●冬のスポーツと安全 ●地域の安全		●学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)
	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎降雪時の安全 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●冬のスポーツと安全 ●地域の安全		●学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)
○文化祭準備 ○自転車点検(ライト)		○登下校時の街頭呼びかけ	○安全委員会	○送別球技大会 ○安全委員会
○文化祭準備		○登下校時の街頭呼びかけ	○安全委員会	○安全委員会
○文化祭準備 ○自転車点検(ライト)		○登下校時の街頭呼びかけ	○安全委員会	○安全委員会
○文化祭	○終業式 ○冬休みの諸注意	○始業式 ○持久走大会		○卒業式 ○修了式 ○春休みの諸注意
	○防災訓練と防災学習		○防災訓練(積雪)	
○文化祭の準備と安全 ○電気の正しい使い方	○避難時の約束について	○通学路の見直し ○安全な登下校について	○施設設備等の安全な使い方について	○1年間の人的管理の評価・反省(けがの状況)
○避難経路の確認		○学校環境の安全点検整備(通学路)	○学校環境の安全点検整備(備品)	○1年間の学校環境安全点検の評価・反省
○避難経路の確認		○学校環境の安全点検整備(通学路)		○1年間の学校環境安全点検の評価・反省
		○学校環境の安全点検整備(通学路)		○1年間の学校環境安全点検の評価・反省
○避難経路の確認 ○防火設備・用具の点検整備	○避難所として開放する教室の点検	○学校環境の安全点検整備(通学路)	○学校環境の安全点検整備(備品)	○1年間の学校環境安全点検の評価・反省
○冬季の通学路点検			○学校安全(保健)委員会	
○冬季の通学路点検			○学校安全(保健)委員会	
○冬季の通学路点検	○年末年始の交通安全運動の啓発		○学校安全(保健)委員会	○地域交通安全パトロール
○冬季の通学路点検	○地域防災訓練の啓発	○阪神淡路大震災(17日)の想起啓発活動	○学校安全(保健)委員会	○東日本大震災(11日)の想起啓発活動

4 高等学校

項目	月		4	5	6	7-8	9	
			安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校内行事における安全	
安全学習	保健体育	生	○体育施設・用具の安全点検 ○既往症の把握	○定期健康診断の結果から運動不適生徒の発見とその指導	○雨季の体育部、グラウンド使用について(転倒防止) (保)応急手当	○水泳の安全指導 ○熱中症の予防指導 ○野外活動と安全 ○体育施設・用具の安全点検	○体育大会の準備 ○体育施設・用具の安全点検	
		交						
		災						
	公民	生	(現)青年期の問題	(現)青年期をどう過ごすか	(現)現代社会の特質	(現)都市問題		
		交						
		災						
	理科	生	○器具・器材の安全な扱い方 ○施設・設備・薬品管理等の点検	○実務上の一般的な注意及び危険防止の注意		(物)摩擦力、運動量、円運動等による車の安全運転の理解	(物)衝突・運動エネルギー及びエネルギー保存法則による車の衝突の理解	
		交						
		災					(物)振動の共振性の理解	
	総合的な学習の時間			○地域の安全と防災(30時間)(学習活動例)・防災ホームページの閲覧・防災壁新聞・ポスター・パンフレットの作成・災害時ボランティア活動体験・火災時における応急救護実習・非常食の作り方実習				
	実験・実習を伴う教科			○施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備、熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備、化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備				
	安全教育	1年 学級活動	生	○高校に入学して ●犯罪被害の防止	●部活動や休憩時の安全	●雨の日の安全行動	●夏休みの生活と安全 ●野外活動の安全	
交			●通学時の安全	○交通安全への参加 ●自転車の構造と点検整備	●通学路に潜む危険 ●雨の日の安全行動	●夏休みの生活と安全 ●野外活動の安全	○歩行者の安全と交通環境 ●通学路の安全	
災			●防災体制の確立		●地震と安全	●野外活動の安全	●地震災害対策について	
2年 学級活動		生	○2年生になって ●犯罪被害の防止	○高校生の心理や行動と事故の特徴 ●部活動と健康管理	●雨の日の安全行動	●夏休みの生活と安全 ●野外活動の安全		
		交	●通学時の安全	●自転車の安全な利用	●雨の日の安全行動	●夏休みの生活と安全 ●野外活動の安全	○交差点に潜む危険 ●通学路の安全	
		災	●防災体制の確立		●地震と安全	●野外活動の安全	●地震災害対策について	
3年 学級活動		生	○3年生になって ●犯罪被害の防止	○幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ●安全意識と行動	●雨の日の安全行動	●夏休みの生活と安全 ●野外活動の安全		
		交	●通学時の安全	●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	●運転者の心理と行動特性 ●雨の日の安全行動	●夏休みの生活と安全 ●野外活動の安全	○交差点に潜む危険 ●通学路の安全	
		災	●防災体制の確立		●地震と安全	●野外活動の安全	●地震災害対策について	
農業クラブ活動		生	○入部・入部調査 ○農業クラブ部構成 ○部活動年間計画作成	○農ク家ク総会		○部活動合宿 ○農ク指導者養成講座 ○農クリーダー研修会	○農業文化祭実行委員会	
		交						
		災						
主な学校行事	生	○入学式 ○始業式 ○定期健康診断 ○歓迎遠足 ○1年生・オリエンテーション	○遠足安全指導 ○救急法講習会 ○交通安全指導 ○1年生・オリエンテーション	○高校総体 ○保健委員会 ○2年生・生徒指導集会 ○衛生講話	○終業式 ○学校保健委員会 ○夏休みの諸注意 ○校内競技大会における安全指導 ○野外活動の安全	○始業式 ○入学式		
	交	○1年生・オリエンテーション	○遠足安全指導 ○救急法講習会 ○交通安全講話		○学校保健委員会 ○夏休みの諸注意 ○野外活動の安全			
	災	○春の交通安全指導 ○1年生・オリエンテーション	○救急法講習会	○避難(防災)訓練「火災」	○学校保健委員会 ○夏休みの諸注意 ○野外活動の安全	○避難(防災)訓練「地震」		
課外指導個別指導	生	○校門あいさつ指導		○健康診断結果の指導	○校外指導 ○生徒指導全体集会			
	交	○自転車、バイク通学許可 ○校門立番指導	○自転車、バイクの点検		○校外指導 ○生徒指導全体集会 ○自転車、バイクの実技指導 ○免許取得指導	○自転車、バイクの点検 ○新規免許取得指導		
	災							
部活動	生	○新入部員オリエンテーション	○用具の点検・整備	○部活動新旧部長会	○合宿・遠征の安全 ○合宿・遠征の安全 ○救急法実技講習会 ○合宿・遠征の安全 ○救急法実技講習会	○用具の点検・整備		
	交							
	災							
対人管理	学校生活の安全管理	生	○救急体制の確立 ○下宿、アルバイト、習事調査	○授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習)	○水泳指導者健康管理 ○梅雨期の健康管理 ○生徒引率の安全確認	○長期休業前の生活指導 ○大掃除時の安全確認 ○夏休みの健康管理		
		交	○登下校指導 ○安全計画の設定			○長期休業前の生活指導 ○避難訓練(不審者侵入)		
		交	○通学状況調査 ○登下校指導	○車に係る規則の徹底 ○事故調査と防止対策	○生徒引率の安全確認	○長期休業前の生活指導	○通学路の見直し	
		災	○防災体制の確立		○避難(防災)訓練「火災」の徹底	○長期休業前の生活指導 ○大掃除時の安全確認	○防災対策の徹底 ○避難(防災)訓練「地震」の徹底	
対物管理	学校環境の安全点検	生	○学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ○家用電気工作物保安点検 ○尿浄化槽消毒	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ○環境整備・美化作業 ○自家用電気工作物保安点検 ○尿浄化槽消毒	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技館、クラブ部室、運動器具) ○校内衛生検査(厨房、水質) ○プール掃除	○学校環境の安全点検整備(校庭、学校全般) ○通学路安全点検 ○プール水質管理 ○自家用電気工作物保安点検		
		交	○学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ○自転車置き場施設		○通学路安全点検			
		交	○学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路)					
		災	○学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ○防災設備の点検整備			○学校環境の安全点検整備(校庭、学校全般) ○消火器、消火栓、火災報知器の点検	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ○防災施設・設備の点検整備	
安全管理	学校安全に関する組織活動	生	○PTA総会	○保護者会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談 ○中高連絡会 ○PTA委員会	○安全に関する広報活動 ○学警連絡委員会 ○校外補導・危険箇所巡回		
		交	○春の全国交通安全運動 ○PTA総会	○交通安全(保健)委員会	○保護者面談 ○PTA委員会	○安全に関する広報活動 ○学警連絡委員会 ○校外補導・危険箇所巡回	○秋の全国交通安全運動 ○交通安全指導	
		交	○PTA総会	○保護者会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談 ○PTA委員会	○安全に関する広報活動 ○学警連絡委員会 ○校外補導・危険箇所巡回	○地域防災訓練	
		災	○PTA総会	○保護者会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談 ○PTA委員会	○安全に関する広報活動 ○校外補導・危険箇所巡回		

10	11	12	1	2	3
交通道徳の理解	安全な行動	事故・災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
○体育大会事故防止	○体力と体育について考える	○冬季スポーツの意義 ○体育施設・用具の安全点検	○生徒の健康状態把握 ○体育施設・用具の安全点検	(保)職業と健康	○安全に対する反省と評価 ○体育施設・用具の安全点検
(現)生存権・環境権	(現)地方自治と住民参加	(現)大気汚染・水質汚濁と公害	(現)日本の社会保障制度 (現)工業生産と公害問題	(倫)現代における自然観と人間観の問題	(倫)人間の原点の問題
	(現)交通安全と損害保険				
	(現)電気器具との取扱い上の注意				(化)炭化水素類の取扱い上の注意
(生)ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当					
・防災関連施設の見学・今年度総合学習のまとめ					
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	●火災の予防とストーブの取扱い	●冬休みの生活と安全	●校内マラソン大会の安全	◎幼児と老人の心理と行動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動のまとめと反省
◎事故災害時の応急手当	◎慣れない事故の責任	●冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当 ●校内マラソン大会の安全	●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全
◎事故災害時の応急手当	●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練		●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全
◎修学旅行の安全 ●体育大会の安全	●火災の予防とストーブの取扱い	●冬休みの生活と安全	◎交通行動の社会性とパートナーシップ ●校内マラソン大会の安全	●規則正しい生活	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動のまとめと反省
◎修学旅行の安全	◎危険予測訓練	●冬休みの生活と安全	●校内マラソン大会の安全	●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全
◎修学旅行の安全	◎危険予測訓練	●冬休みの生活と安全	◎交通行動の社会性とパートナーシップ ●校内マラソン大会の安全	◎休業日の交通事故防止 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全
◎修学旅行の安全	◎危険予測訓練 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●冬休みの生活と安全	●地域の安全活動	●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全		●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題 ●校内マラソン大会の安全	◎家庭学習について ●規則正しい生活	◎卒業に当たって ●今年度活動のまとめと反省
●地域の安全活動		●冬休みの生活と安全	●校内マラソン大会の安全		
◎事故災害時の応急手当 ●地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任	●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題 ●校内マラソン大会の安全		
◎事故災害時の応急手当 ●地域の安全活動	●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●冬休みの生活と安全			
○農業文化祭実行委 員会	○農業文化祭	○農く実技講習会		○校内意見発表会	○家く実技講習会
○修学旅行の安全指導 ○体育大会	○文化祭	○終業式 ○冬休みの諸注意	○始業式 ○校内マラソン大会	○学校保健委員会 ○1・2年生生徒指導集会	○卒業式 ○終業式 ○春休みの諸注意
		○冬休みの諸注意	○校内マラソン大会	○学校保健委員会 ○1・2年生生徒指導集会	○終業式 ○春休みの諸注意
	○交通講話	○冬休みの諸注意	○校内マラソン大会		○終業式 ○春休みの諸注意
		○避難(防災)訓練「火災」 ○冬休みの諸注意	○避難(防災)訓練「地震」		○終業式 ○春休みの諸注意
○校内巡回				○校内巡回 ○入社前指導	
○校内巡回	○校外巡回	○校外巡回	○校外巡回	○校内巡回	○校外巡回
○校内巡回	○第2回バイク通学許可 ○校外巡回	○バイク、自動車免許取得の手続き ○校外巡回	○免許取得の指導 ○校外巡回	○校内巡回	○校外巡回 ○バイク免許取得の手続き
○校内巡回				○校内巡回	
○活動場所の安全点検	○用具の点検・整備	○部室・クラブ部室の安全点検	○活動場所の安全点検	○応急手当実技講習	
○活動場所の安全点検		○部室・クラブ部室の安全点検	○活動場所の安全点検	○応急手当実技講習	
○活動場所の安全点検				○応急手当実技講習	
○活動場所の安全点検	○文化祭の安全対策	○部室・クラブ部室の安全点検	○活動場所の安全点検	○応急手当実技講習	
○体育大会・修学旅行の安全対策 ○授業時の安全見直し ○事故災害時の応急手当方法の徹底	○文化祭の安全対策	○長期休業前生活指導 ○冬休みの健康管理 ○校内競技大会の安全対策	○換気・採光設備の点検検査 ○校内マラソン大会安全対策		○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○長期休業前生活指導
○体育大会・修学旅行の安全対策 ○授業時の安全見直し ○事故災害時の応急手当方法の徹底	○文化祭の安全対策	○校内競技大会の安全対策	○校内マラソン大会安全対策		○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○長期休業前生活指導 ○本年度の事故発生のみとめ
○体育大会・修学旅行の安全対策 ○事故災害時の応急手当方法の徹底			○校内マラソン大会安全対策	○車に係る規則の徹底	○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○長期休業前生活指導 ○本年度の事故発生のみとめ
○体育大会・修学旅行の安全対策 ○授業時の安全見直し ○事故災害時の応急手当方法の徹底	○文化祭の安全対策	○避難(防災)訓練「火災」の徹底	○避難(防災)訓練「地震」の確認		○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○長期休業前生活指導
○学校環境の安全点検整備(体育館、クラブ部室、運動器具)	○学校環境の安全点検整備(校庭) ○ストーブの施設と取扱い方	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具)	○学校環境の安全点検整備(体育館、クラブ部室、運動器具) ○火気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(施設、設備)	○学校環境の安全点検整備(1年間の反省) ○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○生徒用いすの点検整備
○学校環境の安全点検整備(体育館、クラブ部室、運動器具)	○学校環境の安全点検整備(校庭) ○ストーブの施設と取扱い方	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具)	○学校環境の安全点検整備(体育館、クラブ部室、運動器具) ○火気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(施設、設備)	○学校環境の安全点検整備(1年間の反省) ○今年度活動の反省と次年度の計画立案
○中高連絡会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談週間 ○安全に関する広報活動	○学警連委員会	○PTA委員会 ○学校安全(保健)委員会	○中高連絡会	○今年度活動の反省と次年度の計画立案
○学校安全(保健)委員会	○安全に関する広報活動	○学警連委員会	○PTA委員会 ○学校安全(保健)委員会	○安全に関する広報活動	○今年度活動の反省と次年度の計画立案
	○保護者面談週間 ○安全に関する広報活動	○交通街頭指導 ○学警連委員会 ○年末の全国交通安全運動	○交通街頭指導 ○PTA委員会	○安全に関する広報活動	○今年度活動の反省と次年度の計画立案
○学校安全(保健)委員会	○保護者面談週間 ○安全に関する広報活動		○PTA委員会 ○学校安全(保健)委員会	○安全に関する広報活動	○今年度活動の反省と次年度の計画立案

5 特別支援学校高等部(知的障害)

項目		月	4	5	6	7・8	9	10	
月の重点			新しい環境に慣れよう	生活環境を把握しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に過ごそう	危険を予測し安全に過ごそう	実習時の安全に気を付けよう	
安全 学 習	教 科	技 術	生	技術室の使用	のこぎり等工具の使い方	電気工具の使い方	厚紙の裁断機の使い方	技術室の整理整頓	木工材料の取扱い(切断・研磨等)
			交						
		災							
		交							
	家 庭	生	家庭科室の使用	調理器具の使い方	電気器具の使い方	調理実習の衛生と安全	家庭科室の整理整頓	ガスコンロの使い方	
		交							
	体 育	生	体育施設の適切な使用	体育用具の安全な使い方	水泳の事故防止	器械運動における安全	体育祭練習時における安全	体育祭における安全	
		交							
	保 健	生	健全な男女交際	けが等の予防	救急法	1学期のまとめ	応急処置の仕方(消毒・包帯)	健康管理と運動の関係	
		交						応急処置の仕方(消毒・包帯)	
学 級 活 動	生		男女交際の在り方			性的被害の予防	命の尊厳		
	交	通学における交通安全							
災	生				火災時の避難の仕方				
	交						地震時の対応と避難の仕方		
全 教 育	通 学 指 導	交	<ul style="list-style-type: none"> ・通学指導と通学観察指導 ・寄宿舎生の帰省指導 ・駅からのバス通学指導 						
		交							
	学 級 活 動	1 年	生		避難経路を知る	校内実習時の安全			
			防	子ども110番のいえ・誘拐等の防止	宿泊生活訓練における安全	水泳の安全		夏休みの生活と安全	
		交	通学の安全			火災の防止・校内実習時の安全		交通事故の予防	地震への対応
	2 年	生	2年生になって	避難経路を知る	作業現場等における実習の安全			熱中症予防と応急手当	産業現場等における実習の安全
		防	子ども110番のいえ	宿泊生活訓練における安全			夏休みの生活と安全		
	交	通学の安全		火災の予防				地震への対応	
	3 年	生	3年生になって	避難経路を知る					
		防	子ども110番のいえ	宿泊生活訓練における安全			夏休みの生活と安全	けがをしたときの応急手当	
交	通学の安全		火災の予防				地震への対応		
学 校 行 事 等	生	入学式	健康診断	火災避難(防災)訓練(消防署招来)			地震避難(防災)訓練	体育祭	
	交		宿泊生活訓練	産業現場等における実習			産業現場等における実習		
			部活動を週3日、放課後に40～70分間活動、安全に配慮し、知、徳、体を身に付ける						
安 全 管 理	対 人 管 理		疾病のある生徒の把握(発作・運動制限)	救急体制の見直し	健康観察の徹底 心肺蘇生法の確認	夏休み中の事故防止	健康観察の徹底		
	対 物 管 理		施設・設備点検 机・いすの点検	便所・洗面所の衛生 管理・点検 避難経路の点検	プール水質検査	期末大掃除 安全点検・修理報告	飲料水検査 掃除 防災関係設備点検	照度検査 掃除	
			安全点検(通年)						
学 校 安 全 に 関 する 組 織 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全(保健)委員会 ・職員研修会(救急救命法) ・学校安全(保健)委員会 								
	保健安全部会(毎月)PTA・地域との連携								

11	12	1	2	3	到達目標
火災を予防し安全に過ごそう	冬休みを安全に過ごそう	快適な環境を維持しよう	教室環境の管理をしよう	春休みを安全に過ごそう	安全で健康な生活を送る
	塗料の使用と暖房と換気	金属材料の取扱い(切断・研磨等)		塗料の使用と換気	安全な器具の使い方や塗料の使用の仕方を身に付ける
調理実習の衛生と安全	電磁調理器等の使い方	調理実習の衛生と安全	もちつきにおける衛生と安全	家庭における調理器具の確認	
ミニホッケーにおける安全	サッカーにおける安全	マラソン練習時の安全	マラソン大会における安全	バスケットボールにおける安全	自分を含め、周囲の安全に気を付ける
校外における異性との接し方	2学期のまとめ	健康管理と運動の関係	一人で行動するときの心構え	3学期のまとめ	性被害を防止するとともに健全な性の在り方を理解する 災害への対応を身に付ける
校外における異性との接し方					
助け合って生きる		知らない人からの誘いへの対応		自転車の安全な乗り方	
	火災への対応(初期消火)		地震火災時における避難の仕方		
					自分の判断で安全に配慮し、交通ルールを守る態度を育成する。
校内実習の安全	冬休みの生活と安全	冬の安全対策	教室の整理整頓	1年生の反省	健康や事故防止について理解する
				避難訓練の徹底	
火災予防と安全		冬の安全対策	避難訓練の徹底		
	冬休みの生活と安全		冬の安全な生活	2年生の反省	健康で安全な生活を送る力を身に付ける
				避難訓練の徹底	
火災予防と安全		タバコと火災	避難訓練の徹底		
修学旅行における安全	冬休みの生活と安全	日常生活と健康管理	社会に出るに当たって	卒業を控えて	社会人として、自覚を持って行動する
				避難訓練の徹底	
火災予防と安全・タバコの害			避難訓練の徹底		
修学旅行(3年)	文化祭	防災の日	地震火災避難(防災)訓練 マラソン大会	卒業式	学校行事における安全の徹底
	冬休み中の事故防止	健康観察の徹底		健康管理の反省 春休み中の事故防止	健康状態の的確な把握 健康維持と健康の増進 事故の防止
飲料水検査	期末大掃除 安全点検・修理報告	教室の自然換気・CO2濃度検査 掃除	照度検査	健康管理の反省 期末大掃除 防災関係設備点検	安全で快適な学校環境 学校薬剤師との連携 学校施設・設備の安全管理

本校の危険等発生時対処要領

平成24年4月時点

(注) この対処要領の中の人数・時間・回数等については、標準（基準）として示すものではないので、学校の実態に合わせて設定してください。

〇〇市立〇〇小学校

＊ ＊ ○○市立○○小学校の設定 ＊ ＊

<p>教職員数 22名</p> <p>児童数 400名</p>	<p>校長 1名、 教頭 1名、 教諭・講師 16名、 養護教諭 1名、 事務職員 1名、 栄養教諭 1名、 学校用務員 1名</p> <p>各学年2学級、 特別支援学級1学級、 計 13学級</p>
<p>施設・設備</p>	<p>◎ 門扉があり、登下校時以外は校門を閉めるなどして、敷地や校舎への入口を、管理可能なものに限定している。</p>
<p>教職員の組織活動</p>	<p>◎ 教職員は、「教職員カード（名札）」を付け、緊急時の情報伝達のため、「笛」を常時携帯することになっている。</p> <p>◎ 学期に1回「学校安全の日」として、PTAの協力を得て、不審者侵入を防ぐことを着眼とした校内巡回と安全点検を行っている。</p> <p>◎ 毎月15日を「安全点検の日」と定め、校内各所の安全点検を行い、改善が必要な場合は速やかに改善する。</p> <p>◎ 保護者には、年度当初に「保護者カード(名札)」を配布している。</p> <p>◎ 登下校の安全確保を図るため、保護者、ボランティアの協力を得て見守り活動を行っている。</p>

本校の危険等発生時対処要領

目 次

1	本校の危機管理の基本方針	199
2	危機管理体制・役割分担	200
3	危険等発生時の連絡体制・下校の判断基準	202
4	施設面における安全確保	203
5	安全教育・避難訓練	204
6	定期的な巡回	205
7	日常の来校者等への対応	206
8	関係者以外の立入りに対する対応	207
9	危険度に応じた対応（緊急対応1～3）	208
10	学校行事の受付体制（参観日・運動会）	211
11	学校行事の危険等発生時の対応（参観日・運動会）	212
12	学校行事の体制等（校外活動）	213
13	危険等発生時の対応図	214
14	危険等発生時の連絡先一覧表	220
15	避難経路図	221
16	状況記録用紙	223
17	児童負傷者状況記録用紙	224
18	緊急下校確認カード・引渡し確認表	225
19	報告文	226
20	登下校時における危険等発生時の対応	227
21	登下校時における危険等発生時対応フロー	228
22	避難所の運営	231
23	事後の対応・報道関係機関への対応	234
24	心のケア	235
25	京都府学校危機支援チーム（CCST）の派遣	236

1 本校の危機管理の基本方針

危機管理の必要性

◎ 学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故災害が発生する。そのようなときに備えて学校独自の危険等発生時対処要領の改善を行うとともに、適切かつ確実な危機管理体制を整備する。

また、校内研修会で教職員の共通理解を図り、訓練等を実施して対処要領を見直し、より実効性の高いものへと改善する。

危機管理の目的

- 1 児童や教職員の命を守る。
- 2 危険をいち早く発見して、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。
- 3 万一、事件・事故災害が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 4 事件・事故災害の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

本校の課題・発生が予想される危険等

- 1 火災や地震を想定し、低学年が逃げやすいよう、下の階に低学年の教室配置をしているので、不審者侵入の場合は、危険度が増す。
- 2 体育館の裏は、死角になりやすい。
- 3 地域社会の人間関係が希薄であり、学校に対する保護者の関心も薄い。
- 4 校区が広く、単独で登下校する区間が長い児童がいる。
- 5 雨量が増えると〇〇川の氾濫が予想される。
- 6 雨量が増えると裏山が崩れる可能性がある。
- 7 〇〇断層上に立地しているため、直下型地震発生が予想される。〇〇校舎は耐震化されているが、体育館は耐震構造になっていない。
- 8 車歩道の区別がない通学路を利用する児童がいるので、交通事故防止に努めなければならない。

課題を補う危機管理体制

- 1 不審者に対する施設上の弱点に対しては、教職員の巡視等を行うことによって、危険をいち早く発見するなど、日常の危機管理意識を高めることにより、被害を最小限に抑える。
- 2 職員室に在室しているときには、来訪者について注意を払う。
- 3 対処要領に従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割が変更できるよう、各担当者の業務内容も熟知し、危険等発生時に備える。
- 4 登下校の課題に対しては、保護者、学校安全ボランティアの協力を得て見守り活動を行う。

保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- 1 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- 2 学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- 3 危険等発生時、保護者や地域の人に快く協力してもらえるよう、地域社会の行事等にも参加するよう心がける。

2 危機管理体制・役割分担

危機管理体制組織表と教職員の役割分担

◎（日常）

担当者	活 動 内 容
管理職 校長・教頭	全体の統括 ◇ 安全教育に関する事項（安全教育、避難訓練、校外学習の事前指導など） ◇ 安全管理に関する事項（施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検など） ◇ 安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修(*1)や訓練、学校安全委員会(*2)など）及び学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、掌握 ◇ PTA、地域、関係機関との連携
安全部	◇ 施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検 ◇ 避難訓練の計画と実施 ◇ 教職員対象の研修の計画と実施 ◇ 学校安全委員会の企画・運営
担 任	◇ 児童に対する安全教育の実施（災害の発生及び復旧、通学路での安全、こども110番のいえ、校内・校外で不審者と遭遇した場合の対応、避難訓練、防犯訓練等）
救 護 養護教諭	◇ 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 ◇ 応急手当、心肺蘇生法についての講習会資料作成 ◇ 救急病院の掌握 ◇ 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

(*1) 教職員研修

PTA・保護者・関係機関の連携のもと、次のとおり開催する。

- ◎ 不審者侵入時・災害発生時の対処要領に基づいたに基づいた教職員研修

（年度当初の職員会議で実施）

- ◎ 不審者侵入・大規模災害を想定したシミュレーション訓練を複数回実施
- ◎ 応急手当、心肺蘇生法講習会の実施
- ◎ 危機対応能力等の向上や児童への安全教育を充実させるための研修会の実施

安全教育を担当する教職員及び管理職が京都府総合教育センター及び京都府教育委員会等が行う安全研修会に参加し、伝達講習を実施する。

(*2) 学校安全委員会（学校保健安全委員会）

- 1 構成員 校長、教頭、安全教育を担当する教職員、学年主任、保健主事、養護教諭、地域の関係機関（警察、消防、PTA、ボランティア）等
- 2 会議開催回数・・・3回開催する。
- 3 開催時期とテーマ
 - (1) 4月上旬（本年度の計画）
 - (2) 7月下旬（児童の安全確保の現状と課題の改善）
 - (3) 2月下旬（本年度の総括と来年度の方向性）

◎災害発生時、不審者侵入時の役割を同じにする。

◎（緊急時）出張等で不在者がある場合、臨機応変に役割を分担する。

	災害発生時・不審者発見時	児童生徒等避難後
対策本部チーム	<p>校内緊急放送</p> <p>情報収集、整理</p> <p>関係機関へ連絡(消防・警察等)</p> <p>避難の判断(避難場所、下校の判断)</p> <p>児童への行動の連絡(放送等)</p> <p>新たに発生する事案への対応と指示</p> <p>負傷者の保護者への連絡</p>	<p>情報収集</p> <p>下校の指示</p> <p>児童・教職員の安否の確認</p> <p>搬送先への付添いの指示、把握</p> <p>関係機関へ連絡(教育委員会等)</p>
不審者・災害対応チーム	<p>児童へ指示後、災害発生場所に急行</p> <p>初期消火・不審者対応</p> <p>校内巡回(災害発生場所、不審者対応)</p> <p>状況報告(携帯電話・インターホン・伝令による)</p>	<p>消火活動</p> <p>救護、救助へ移行</p> <p>不審者対応(警察へ引き渡すまで)</p>
児童対応チーム	<p>児童へ指示</p> <p>避難経路を判断・指示</p> <p>避難誘導</p>	<p>安全確認</p> <p>負傷者対応</p> <p>児童の観察</p> <p>心のケア</p> <p>保護者への緊急連絡</p>
救助チーム	<p>児童へ指示後、校内巡回</p> <p>→負傷者への応急手当・救護所へ搬出</p> <p>行方不明児童、教職員の搜索</p> <p>情報収集と状況報告</p>	<p>状況報告</p> <p>救急車へ同乗</p>
救護チーム	<p>救護体制の確立(救急用品準備、救護所設置)</p> <p>負傷者の全体把握</p> <p>救急、医療機関への連絡</p> <p>心のケア</p>	<p>負傷者搬送先確認</p> <p>負傷者の保護者へ連絡</p>

3 危険等発生時の連絡体制・下校の判断基準

連絡体制の構築

保護者への連絡

- ◇ 全家庭へ連絡できるように電子メール配信の登録をよびかける。
- ◇ 登録していない家庭を把握し、電話連絡ができるようにまとめておく。
(電話下金庫に保管)
- ◇ 学校ホームページ、学校ツイッターに連絡事項を掲載

緊急の対応が必要な場合(通学路の安全確保等を要請)

- ◇ P T A会長、役員へ依頼
- ◇ 役員から学級委員等へ依頼
- ◇ 役員相互の連絡体制を構築
- ◇ 個人情報保護と目的外使用禁止を徹底

※緊急連絡先カードの保管場所・・・校長室、職員室(教頭管理)、事務室

下校の判断基準

下校の判断基準を定め、保護者と共通理解しておく。

レベル	災害の大きさ	児童	教職員	保護者
4 甚大なレベル	当該地域を中心に震度6弱以上の地震が発生 校区内で広域的な火災が発生 通信機能、交通機関が不通 原子力災害発生 校内で凶悪事件発生 校区内で凶器を所持した不審人物が徘徊	学校待機 場合により 二次避難場 所へ避難	児童の保護	学校(二次避 難場所)まで 迎え 学校(二次避 難場所)まで 迎え あるいは 事前に学校待 機を申請して いる場合は速 やかに迎え
3 重大なレベル	当該地域を中心に震度5弱以上の地震が発生 交通機関は乱れがあるが、運行を維持 台風などの自然災害により警報が発令 校区内の河川が氾濫 地震等で土砂災害が発生 校内で火災が発生 近隣地域で凶器を所持した不審人物が徘徊	学校待機 あるいは 地域別一斉 下校 場合により 二次避難場 所へ避難	児童の保護 学校待機児 童の保護あ るいは地域 別引率	学校(二次避 難場所)まで 迎え あるいは 事前に学校待 機を申請して いる場合は速 やかに迎え
2 警戒レベル	河川の氾濫等を警戒(警報未発令) 地震等による土砂災害を警戒 校区内で気象条件等によりなだれを警戒 地域の警察署管内で不審人物の目撃情報	複数下校	下校引率	
1 注意レベル	その他警戒すべき事案が発生	複数下校	学校周辺の 巡回	

4 施設面における安全確保

門扉の管理

1 登校後

通常の授業時は、〇時〇〇分に門を閉めるが、児童の登校状況を勘案し、安全に十分に配慮する。遅刻した児童は、正門横の通用口から登校する。

2 授業時・休憩時

- (1) 校内からは正門横の通用口を開けて出入りすることを原則とする。
- (2) 来校者用に、正門付近に職員室（事務室）への案内掲示を設置しておく。
- (3) 来校者は、通用口を開けて職員室（事務室）に来るので用件を聞く。用件終了後、職員室（事務室）で退校チェック等を行い、通用口から退校するのを見届け、門扉を閉める。

3 下校時、放課後

- (1) 児童の下校の際には、教職員が全ての門を開けて下校させる。下校後は、直ちに門を閉めておく。
- (2) 来校者については、授業時・休憩時と同様に対応する。

安全点検

毎月〇〇日を、安全点検の日とし、校内巡回及び各自の点検場所の状況を把握し点検表に記入する。安全部は安全点検内容を確認し、点検状況について教頭に報告する。

教頭は改善の必要があれば、改善の措置を速やかに講じる。

* 施設設備の安全点検表

場 所	状 況	場 所	状 況
ブランク	○	正 門	○
鉄棒	○	北 門	格子破損
南校舎	壁にひび	体 育 館	○
1年2組	○	西北フェンス	金網破損

・異常なしは○、改善が必要な場合は簡潔に記述する。

5 安全教育・避難訓練

安全教育

1 安全教育にかかわる指導時間と内容

指 導 時 間	指 導 内 容
◎ 関連教科	◎ 不審者侵入・災害発生時の行動
◎ 特別活動	◎ 登下校時の安全
	◎ 校外学習時の安全
	◎ 帰宅後の行動
	◎ 長期休暇の過ごし方
	◎ 避難訓練
	◎ 安全マップ作成

2 児童への安全教育実施に際しての留意事項

- (1) 学校安全計画に基づき実施する。
- (2) 安全教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、理解と協力を得て実施する。その際、災害や犯罪が身近にあった児童については保護者やカウンセラーと連携をとり、適切な対応をする。
- (3) 通学路や在宅時の行動の仕方についても指導する。
- (4) 被害に遭ったり、遭いそうになった場合には、必ず家の人や学校の教職員に話すよう指導する。
- (5) 「こども110番のいえ」について指導する。
- (6) 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、来校者は必ず「来校者カード（名札）」等を着用しているため、着用していない者には近付かず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときは、すぐに逃げることなどについて指導する。
- (7) 災害の特性や避難行動について指導する。
- (8) 児童の手による安全マップの作成等を通して、危険予測・回避能力の育成を図る。

避難訓練

1 避難訓練実施に際しての留意事項

- (1) 通報訓練を含めた訓練を警察・消防機関と連携し実施する。
- (2) 児童を含めて実施する避難訓練は年2回以上実施し、児童が動揺しないよう配慮する。とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、児童が怖がることのないように注意する。
(恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。)
- (3) 事前に保護者に理解と協力を求め、緊急時の連絡体制により、PTA役員と連携を図り、保護者への連絡についても訓練を行う。
- (4) 教職員・児童に事前に避難訓練の実施を知らせない、緊急訓練を実施する。
- (5) 訓練であることについて、地域住民への周知理解の徹底を図る。

6 定期的な巡回

校内巡回

通常は、次にあげる体制で、始業前は正門指導、授業中・放課後は校内巡回を実施し、不測の事態に備える。

- 1 毎休憩時間は、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童の動きに注意を払う。
- 2 巡回中に来校者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声掛けを行う。
- 3 出勤後から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。
- 4 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「教職員カード（名札）」を着用する。
- 5 不審者に遭遇した場合は、暴力を阻止するために、身近な道具等を活用できるよう、日ごろから保管場所を把握しておく。
- 6 放課後の巡回は、毎月第〇〇曜日と第〇〇曜日に行う。

* 校内巡回当番表

- (1) 始業前 〇時〇〇分～ 〇時〇〇分（正門指導）
- (2) 授業中 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分（月・水・金）{毎月時間を変更}
〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分（火・木）
- (3) 放課後 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 {安全点検を含む}

	月	火	水	木	金
(1) 始業前	教頭	校長	教頭	校長	教頭
(2) 授業中					
(3) 放課後					

定期校外巡回等

- 1 通学路点検・・・・・・・・ 毎年〇月と〇月に、PTAと全教職員で実施後、安全マップを作成する。（防犯、交通、災害それぞれの観点を明確に）
- 2 地域への協力依頼・・・・ 毎年〇月に、学校から地域の人に「こども110番のいえ」への協力、登下校時の見守り活動及び登下校中の事故等に関する学校への情報提供等について依頼する。
- 3 校区内巡回・・・・・・・・ 毎年夏休み前と冬休み前に、PTA主催の校区内巡回を教職員とともに実施する。

7 日常の来校者等への対応

遅刻した児童の場合

正門横の通用口から入ってきた児童の学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示する。その際、児童と一緒に部外者が入ってこないように状況を確認しておく。

来校者の場合

- 職員室で、所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来校者カード（名札）」の着用をお願いする。
- 特に挙動が不審な場合には、すぐに校長（又は教頭）に連絡し、指示を仰ぐ。
- 保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」を着用してもらう。忘れた場合は、来校者カードを着用してもらう。
- 用件終了後、職員室で、受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、退校するのを見届け、門扉を閉める。

* 来訪者名簿（記入例）

月日	お名前	所属等	用 件	入・時間	退・時間	名札番号	
/	〇〇〇〇	△△△△				1 2 1 3	←保護者
/				:	:	1 4	←保護者以外

* 来校者用のカード（透明ホルダーに入れ、首からつるして使用する。）

「保護者カード（名札）」
保護者（事前に配布、□数字は年度、4桁の数字）

「来校者カード（名札）」
その他の来校者の場合（1～3桁の数字）

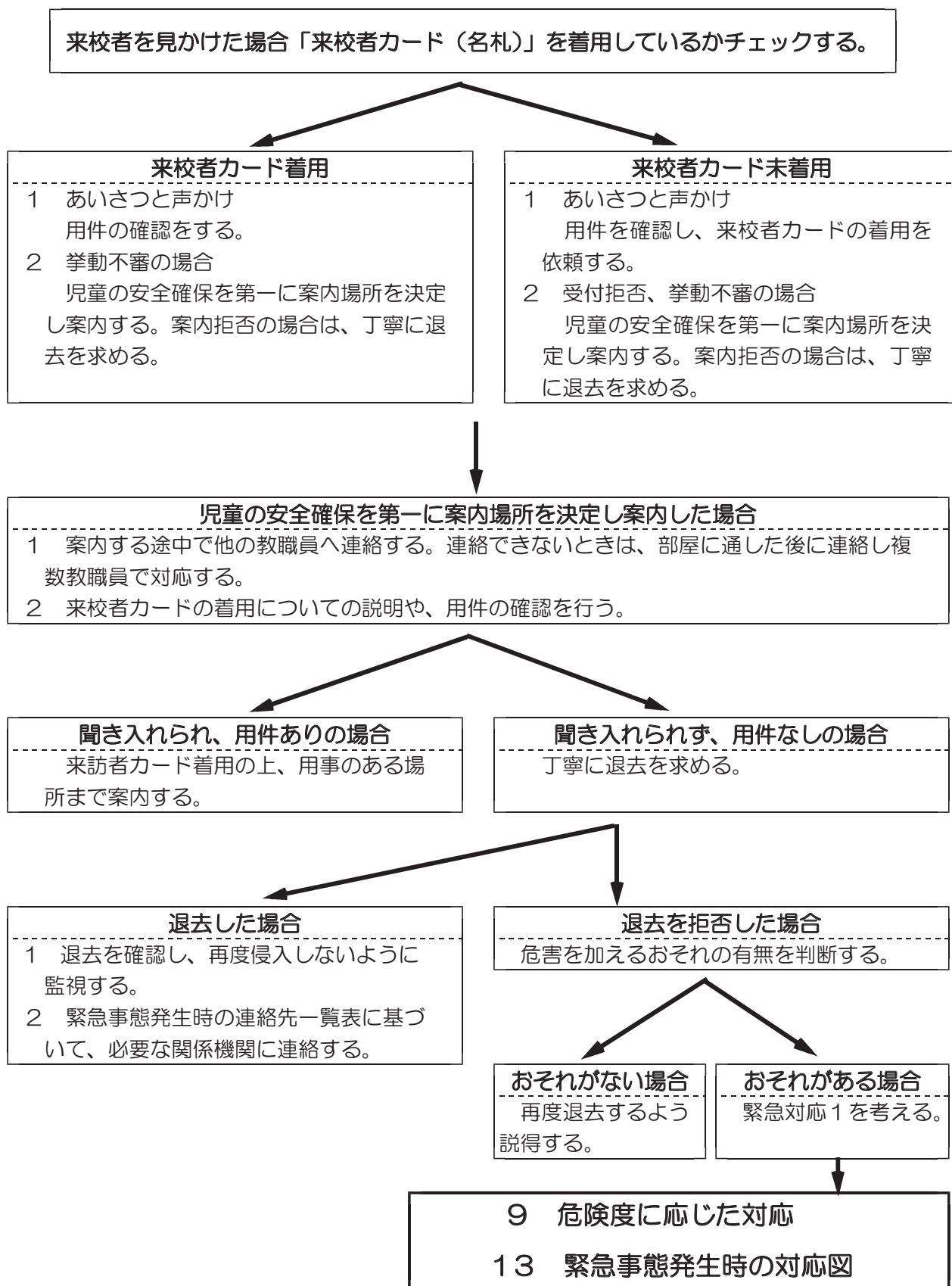
22		保護者	
1	2	1 3	
年	組	番号	
偽造され ないマーク など		〇〇小学校	

来 訪 者	
1	4
番号	
偽造され ないマーク など	
〇〇小学校	

近隣で不審者情報があった場合の対応

- ◇ 確認事項「内容」「情報提供者の名称・連絡先」
- ◇ 「校長・教頭・安全部等」に連絡
（集団下校等の実施について検討・対応）
（電子メール、ホームページ、ツイッター、文書等により速やかに保護者・地域の人に提供）

8 関係者以外の立入りに対する対応



9 危険度に応じた対応（緊急対応1～3）

	事件（不審者侵入）	災害
緊急対応1	退去を求めても応じず、危害を加える恐れがある場合	震度3以上の地震発生、交通機関は運行 校区の河川氾濫警戒、校区で土砂災害発生 等
緊急対応2	危害を加えるおそれが非常に高い場合	震度5弱以上の地震発生、交通機関は運行を維持（乱れている）、校区の河川氾濫、台風などの警報が発令 等
緊急対応3	危害が及んでしまった場合	震度6弱以上の地震発生、校区で広域的な火災発生 交通機関が不通、原子力災害発生 等

※ 地震が発生した際は各教室で一次避難の指示をする。

※ 集団下校をする際、教職員は地域の役割分担に基づいて引率または校区の巡回を行う。
（緊急対応1、場合によっては2）

緊急対応1		
	事件（不審者侵入）・災害（地震）発生	事件（不審者の確保）・災害（地震による揺れ）収束
対策本部チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況の変化に対応できるような統括と指揮 ○ 校長（教頭） 110番通報の指示 ○ 校内緊急放送で緊急対応1であることを全教職員、児童に連絡（暗号、決めた文例を使用） ○ 児童の避難の必要性の判断と指示 ○ 不審者逃亡の場合、近隣校への連絡を教育委員会に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、消防、教育委員会等への状況報告 ○ 保護者（PTA本部役員等）への連絡 ○ 当日の授業継続、下校方法等の決定 ○ 今後の登下校方法・授業についての決定 ○ 保護者説明会の準備と開催 ○ 保護者あて連絡文書の作成 ○ 近隣学校への情報提供（必要に応じて） ○ 報道機関への対応
不審者・災害対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者を落ち着かせるよう丁寧な対応 ○ 不審者の言動に注意 ○ 隔離できる場所へ連れて行く努力 ○ 所持品（凶器等危険物）の確認の努力 ○ 不審者との距離の確保(1.5m以上) ○ 警察が到着するまで児童に危害が及ばないように配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内を巡回し、他の不審者の有無の確認 ○ 逃げ遅れた児童や負傷者の有無の確認 ○ 児童の安全確保の応援 ○ 事件の情報収集、把握、整理 ○ 学校や地域の状況の把握
児童対応チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の人員確認と安全確保 ○ 教室で待機、避難についての放送等の指示を待つ。 <p>児童の安全確保確認後、可能な範囲で不審者対応の応援体制を編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下校方法決定後、全保護者と連絡をとり、児童の安全下校を確認 ○ 保護者あて連絡文書を児童へ配布
救助チーム		<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内巡回し、負傷者の有無を確認 ○ 校内の状況把握と報告
救護チーム		<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の応急手当

緊急対応2		
対策本部チーム	<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内緊急放送で緊急対応2であることを全教職員、児童に連絡 (暗号、決めた文例を使用) 	<p>対応1に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集(テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等)
不審者・災害対応チーム	<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険を周知 (笛、大声、大きな音、火災報知器) ○ 不審者の移動を阻止する努力 ○ 攻撃に備え防御できる身近な道具の活用 (ぼうき、いす、机、消火器、ものさし等) ○ 近くに児童がいる場合は逃げるように指示 ○ 児童から注意をそらさせ、不審者を児童に近づけない努力 ○ 児童が捕らわれている場合は、不審者を説得 	<p>対応1に同じ</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次避難(学校内)後、場合により安全な避難場所へ避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的な災害の予測 ○ 下校判断(学校待機か一斉下校か等) ○ 保護者へ連絡
児童対応チーム	<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所、経路の決定、避難 ○ 避難後の児童の人員確認と負傷状況等の確認 	<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急下校または、学校待機の準備
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次避難(学校内)後、場合により安全な避難場所へ避難 	<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急下校または、学校待機の準備
救助チーム		<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内を巡回し、避難できていない児童・教職員の確認及び不明児童・教職員の搜索 ○ 校内巡回し、被災箇所の有無を点検
救護チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 準備した救急用品、負傷者搬送時の学校との連絡方法を確保して避難場所、負傷者発生現場へ急行(お金、携帯電話、緊急連絡網等) ○ 負傷状況の確認と応急手当 ○ 救急車要請の判断 	<p>対応1に同じ</p>

		緊急対応3	
対策本部チーム	<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内緊急放送で緊急対応3であることを全教職員、児童に連絡 (暗号、決めた文例を使用) ○ 負傷者対応の要請で救急車手配(119番) 	対応1に同じ	
不審者・災害対応チーム	対応1、2に加えて	対応1に同じ	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一次避難後、より安全な避難場所へ避難 	<p>対応2に加えて</p> <p>避難所としての初期対応</p>	
児童対応チーム	<p>対応1、2に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所、経路の決定、避難 ○ 避難後の児童の人員確認と負傷状況等の確認 	<p>対応2に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次避難、三次避難場所での児童の健康観察 	
救助チーム		対応2に同じ	
救護チーム	<p>対応2に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者発生現場へ急行 ○ 負傷者の応急手当、搬送準備、救急車手配の要請 ○ 負傷者氏名等の確認とリスト作成 ○ 救急車同乗と搬送先からの連絡 	<p>対応1に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷児童と保護者等への対応 ○ 心のケア 	

10 学校行事の受付体制（参観日・運動会）

保護者参観

（P T Aの協力による不審者の侵入防止のための方策）

- 1 P T A役員に受付の応援を依頼する。担当者には、腕章、笛等を配布する。
- 2 「保護者カード（名札）」を着用している場合は、保護者名簿に記入（チェック）してもらう。
（保護者カードを忘れた保護者には、当日限りの「参観者カード（名札）」を配布する。）
- 3 「受付等の留意点」の内容
 - (1) 保護者カード着用者には、児童名簿にチェックしてもらう。
 - (2) 保護者カードを忘れた保護者には、児童名を確認の上、名簿にチェックをしてもらい、新たに「参観者カード」を配布する。
 - (3) 駐輪等整理担当者は、自転車等で来られる保護者に対して、駐輪場所の案内や整理を行う。
 - (4) 挙動不審な者が来校した場合は、担当者の中の一人に直ちに本校教職員に連絡してもらう。残り的人で不審者が教室等に近づかないよう、冷静に対応してもらう。
（相手を興奮させない。）
 - (5) 近くに児童がいる場合は、児童をそこから遠ざける。（**児童の安全が最優先**）
 - (6) 不審者が突然暴れ出した場合など緊急の場合は、すぐに笛を吹いて危険を知らせ、むやみに不審者に立ち向かわず、いす等で防御できる準備を整えておく。

運動会

保護者参観に準ずるが、次の点について追加又は変更し、臨機応変に対応する。

- 1 保護者カードを忘れた保護者や地域の人には、必要事項（児童の学年、組、来訪者名）を記入してもらい、当日限り有効の「運動会用カード（名札）」を配布する。
- 2 「受付等の留意点」の内容
 - (1) 保護者カードを忘れた保護者には、児童名を確認の上、名簿にチェックをしてもらい、新たに運動会用カードを配布する。
 - (2) 正門係は、招待状を持参した来賓を、「来賓受付」へ案内する。
 - (3) 警備巡回係は、不測の事態に備えて、防御できる用具等を身近に置いて準備しておく。

11 学校行事の危険等発生時の対応（参観日・運動会）

保護者参観

- 1 教職員、保護者等学校にいるものすべてが「カード（名札）」を着用する。
（着用のない場合は声をかけ、確認する。）
- 2 万一、不審者が侵入した場合は、危険度に応じて緊急対応1～3の行動をとる。
- 3 全校に緊急放送が流れた際は、各担任等教職員は、児童を動揺させないように、保護者に対し簡単に事情を説明し、教室等で児童を守ってもらうよう依頼する。その際、保護者や児童が動揺しないよう、落ち着いて対応する。

＊ 担任等の保護者への説明例

「皆さん、今の放送は、校内の〇〇でトラブルがあった場合の暗号による放送です。すでに、本校教職員が緊急体制に入っていますので、落ち着いて、この教室の子どもたちの安全を確保できるよう、協力してください。教室の中に入りドアを閉め、児童とともにドアから離れてください。私は、廊下に出て状況を確認しますので、お待ちください。」

- 4 教職員は、防御できる用具を持ち、保護者に対しても準備してもらうよう依頼する。
- 5 その後については、放送等の指示に従い、避難または待機する。
- 6 災害発生時は通常の対応を行い、保護者の安全確認には受付名簿を使用する。

運動会

保護者参観に準ずるが、次の点について追加又は変更し、臨機応変に対応する。

- 1 児童は運動場で活動しているので、それぞれの学年、組の児童を、担任を中心としてきっちりと掌握しておく。
- 2 昼食時は、教室を使用するので、事前に教室付近を巡回する。
- 3 運動場に不審者と思われる人物が現れた場合は、声を掛けて、正当な理由があるのかを尋ねる。また、近くにいる複数の教職員で取り囲み、児童に近づけないようにするとともに、防御できる用具を準備する。その際、近くにいる保護者にも協力を求める。また、児童をその場から遠ざけ、安全を確保する。
- 4 運動場以外で危険等が発生し、運動場の教職員等に不審者の状況が確認できない場合は、緊急放送を行い、状況を知らせる。その場合、まず児童の安全を確保し、また、保護者にも協力を求める。
- 5 児童は運動場で活動しているので、災害発生時はその場に座らせ、安全を確認する。保護者にも同様の指示をし、「子どものそばに駆け寄らない」等、落ち着くように声を掛ける。

1 2 学校行事の体制等(校外活動)

校外学習等、校外での活動時の留意事項

1 計画の作成

- (1) 場所等の選定については、地理的な状況や交通機関等、計画を作成する段階で、必ず下見を行い、危険箇所についてチェックする。
- (2) 経路や活動場所近くの公衆電話、救急病院及び警察署の場所、住所、電話番号を確認し、必要に応じて連絡するとともに、名称と電話番号は保護者への案内プリントやしおり等に明記する。

2 事前準備等

(1) 児童への事前指導

ア 児童に対して安全指導（交通安全、災害安全について）と防犯指導（知らない人がついてくる、声を掛けられた場合の対応等）を十分に行う。

イ 特に、防犯指導については、犯罪被害のおそれがある場合など、万一の際の対処のしかた（「助けを求める、逃げる、信頼できる大人に話す」など）についても指導する。

(2) 当日の対応

ア 緊急時は、学年主任が全体の指示を行い、それに従って担任は児童の安全を守る。

イ 万一の緊急事態に備えて、学校、保護者等にすぐ連絡できるよう、携帯電話（無い場合は小銭とテレホンカード）、保護者の連絡先一覧（緊急時の連絡網）、救急病院の連絡先等を持参する。

また、危険を知らせるための「笛」を忘れないこと。

(3) 活動場所についての確認

ア 活動場所の立地条件を確認する。（河川の状態、海岸近く、標高等）

イ 災害に応じた避難場所を確認する。

3 危険等発生時

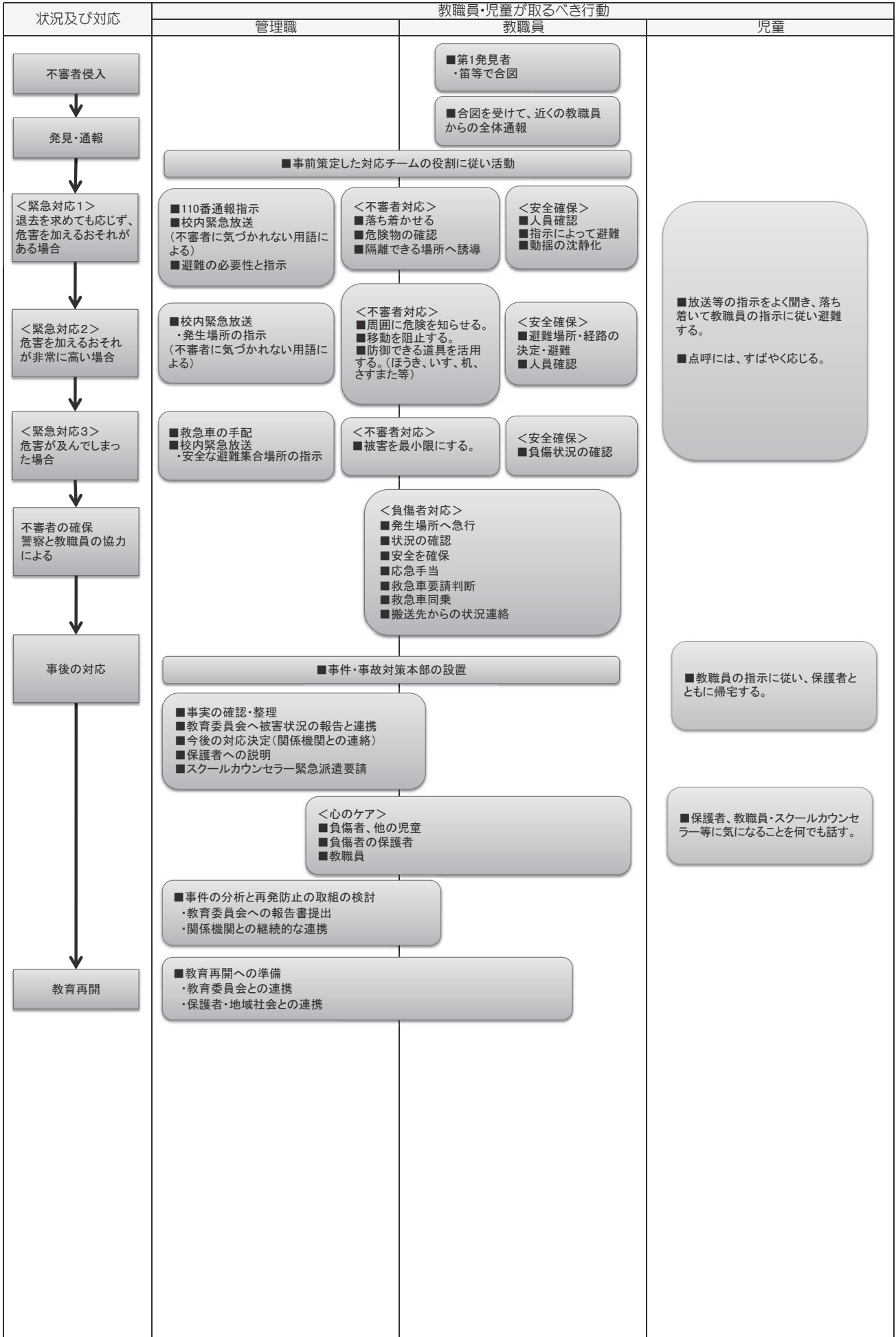
- (1) 直ちに、学校（〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）、警察（110番）、救急（119番）、保護者に連絡する。

- (2) 状況を把握し、他の児童の安全確保に十分留意する。

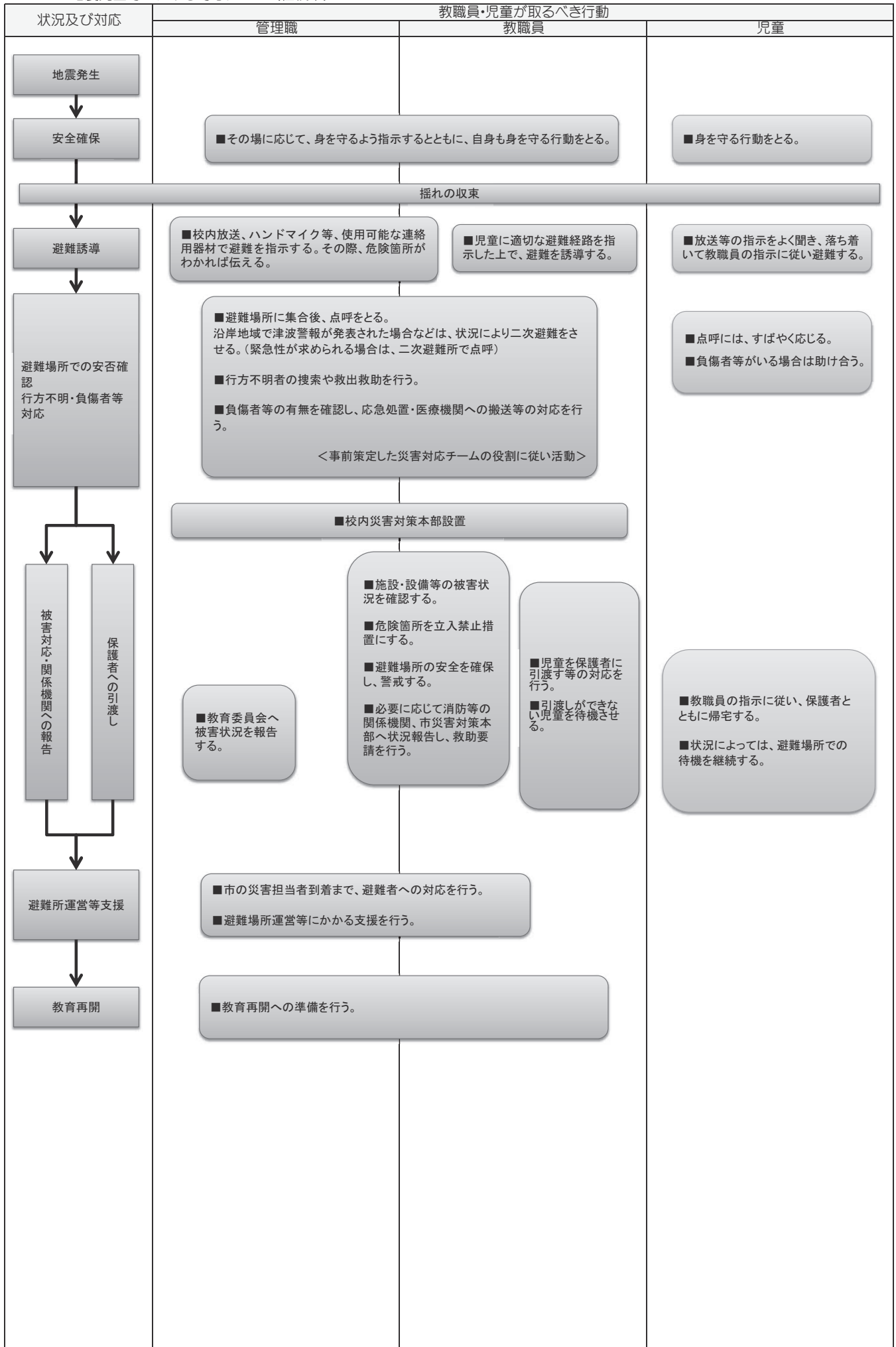
* 他の学校行事・PTA行事についても、児童等の安全を十分考慮して、これに準じて対応する。

13 危険等発生時の対応図

13-1 不審者侵入対応フロー



13-2 地震発生時における対応フロー（在校中）



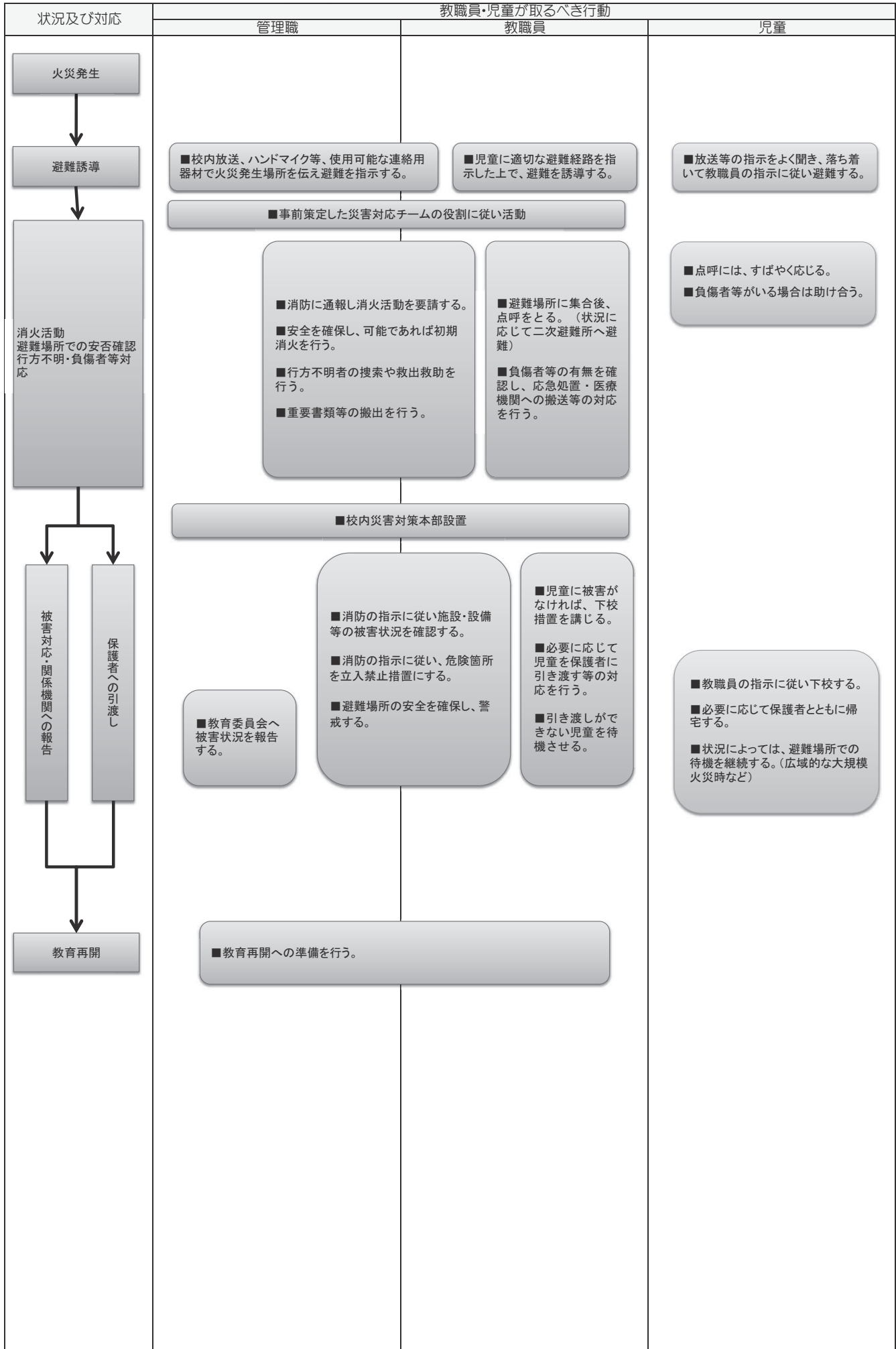
13-3 地震発生時における対応フロー（校外活動中）

状況及び対応	教職員・児童が取るべき行動		
	管理職(学校)	引率教職員	児童
地震発生		<ul style="list-style-type: none"> ■地形や周囲の状況に応じて、身を守るよう指示するとともに、自身も身を守る行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■身を守る行動をとる。
安全確保			
揺れの収束			
避難誘導		<ul style="list-style-type: none"> ■最寄りの安全な場所へ避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員の指示に従い避難する。
避難場所での安否確認 行方不明・負傷者等対応	<ul style="list-style-type: none"> ■あらかじめ決めておいた緊急用連絡方法で現地との連絡体制を確保するとともに、被害情報収集体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■安全な場所に集合後、点呼をとる。沿岸地域で津波警報が発表された場合などは、状況により二次避難をさせる。（緊急性が求められる場合は、二次避難所で確認） ■行方不明者の捜索や救出救助を行う。 ■負傷者等の有無を確認し、応急処置・医療機関への搬送等の対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員とはぐれた場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡をとる。 ■引率教員と連絡がとれない場合は、現地の警察や公的機関等に行くなど安全を確保した上で、学校・保護者へ連絡する。
被害への対応、現地との連絡、保護者への連絡、関係機関との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。 ■テレビ・ラジオ等で現地の被害情報を収集する。 ■状況により応援教職員を派遣する。 ■保護者へ状況を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校と連絡をとり、状況を報告し、指示を受ける。 ■必要に応じて現地の消防等の関係機関へ救助要請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■引率教員の指示に従い行動する。
■教育委員会へ被害状況を報告する。			
■交通機関の状況や現地の安全状況を確認の上、帰校・帰宅か現地待機などの対応を行う。			
帰校・帰宅への対応			

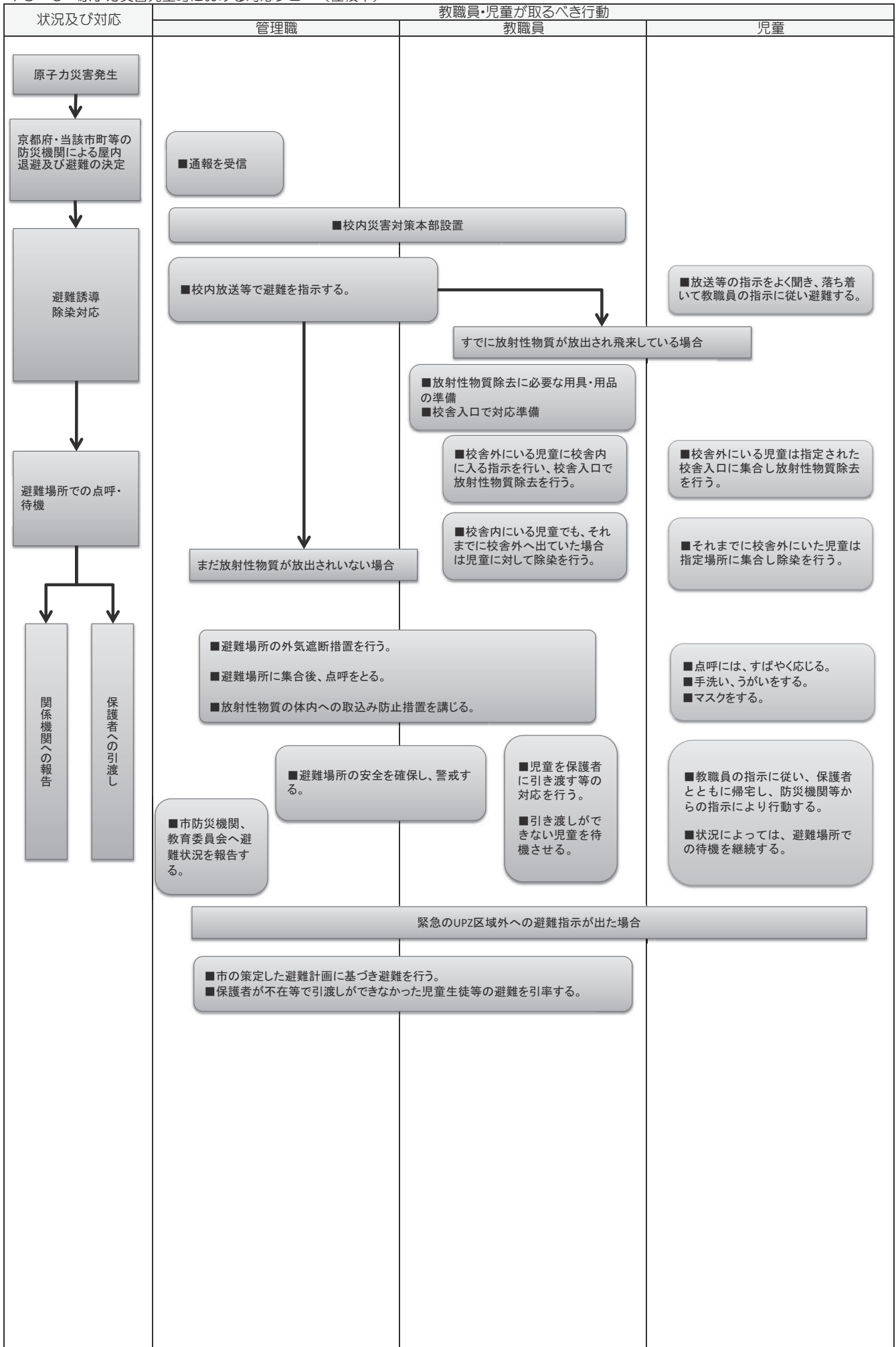
13-4 水害・土砂災害発生時におけるフロー（在校中）

状況及び対応	教職員・児童が取るべき行動		
	管理職	教職員	児童
大雨等	<p>■校内災害対策本部設置(警戒)</p> <p>■情報収集に努める。</p>		
避難誘導	<p>水害・土砂災害の発生</p>		
避難場所での安否確認 行方不明・負傷者 等対応	<p>■校内放送、ハンドマイク等、使用可能な連絡用 器材で避難を指示する。</p> <p>■児童に適切な避難経路を指示 した上で、避難を誘導する。</p>	<p>■放送等の指示をよく聞き、落ち着い て教職員の指示に従い避難する。</p>	<p>■放送等の指示をよく聞き、落ち着い て教職員の指示に従い避難する。</p>
被害対応・関係機関への報告 保護者への引渡し	<p>■避難場所に集合後、点呼をとる。 状況により二次避難をさせる。(緊急性が求められる場合は、二次避難 所で点呼)</p> <p>■行方不明者の捜索や救出救助を行う。</p> <p>■負傷者等の有無を確認し、応急処置・医療機関への搬送等の対応を 行う。</p> <p><事前策定した災害対応チームの役割に従い活動></p>	<p>■施設・設備等の被害状 況を確認する。</p> <p>■危険箇所を立入禁止措 置にする。</p> <p>■避難場所の安全を確保 し、警戒する。</p> <p>■必要に応じて消防等 の関係機関、市災害対策本 部へ状況報告し、救助要 請を行う。</p> <p>■児童を保護者 に引き渡す等 の対応を行う。</p> <p>■引渡しができ ない児童を待機 させる。</p>	<p>■点呼には、すばやく応じる。 ■負傷者等がいる場合は助け合う。</p>
避難所運営等支援	<p>■教育委員会へ 被害状況を報告 する。</p>	<p>■市の災害担当者到着まで、避難者への対応を行う。</p> <p>■避難場所運営等にかかる支援を行う。</p>	<p>■教職員の指示に従い下校する。 状況によっては教職員が引率す る。</p> <p>■必要に応じて保護者ととも に帰宅する。</p> <p>■状況によっては、避難場所 での待機を継続する。</p>
教育再開	<p>■教育再開への準備を行う。</p>		

13-5 火災発生時における対応フロー（在校中）



13-6 原子力災害発生時における対応フロー（在校中）



14 危険等発生時の連絡先一覧表

* 通報はあわてず落ち着いて		
連絡の要点	① 学校名	〇〇〇立〇〇小学校
	② 学校住所	〇〇〇〇〇 〇〇番地
	③ 電話番号	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
	④ 連絡者の氏名	〇〇 △△
	⑤ 概要の説明 (簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ ・どこで ・何があった ・今どうなっている (被害の状況等) ・不審者は (人相・車種・逃走方向等)

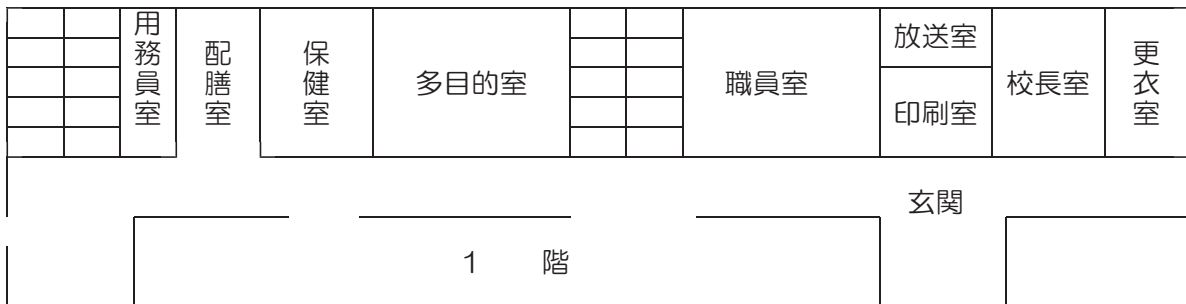
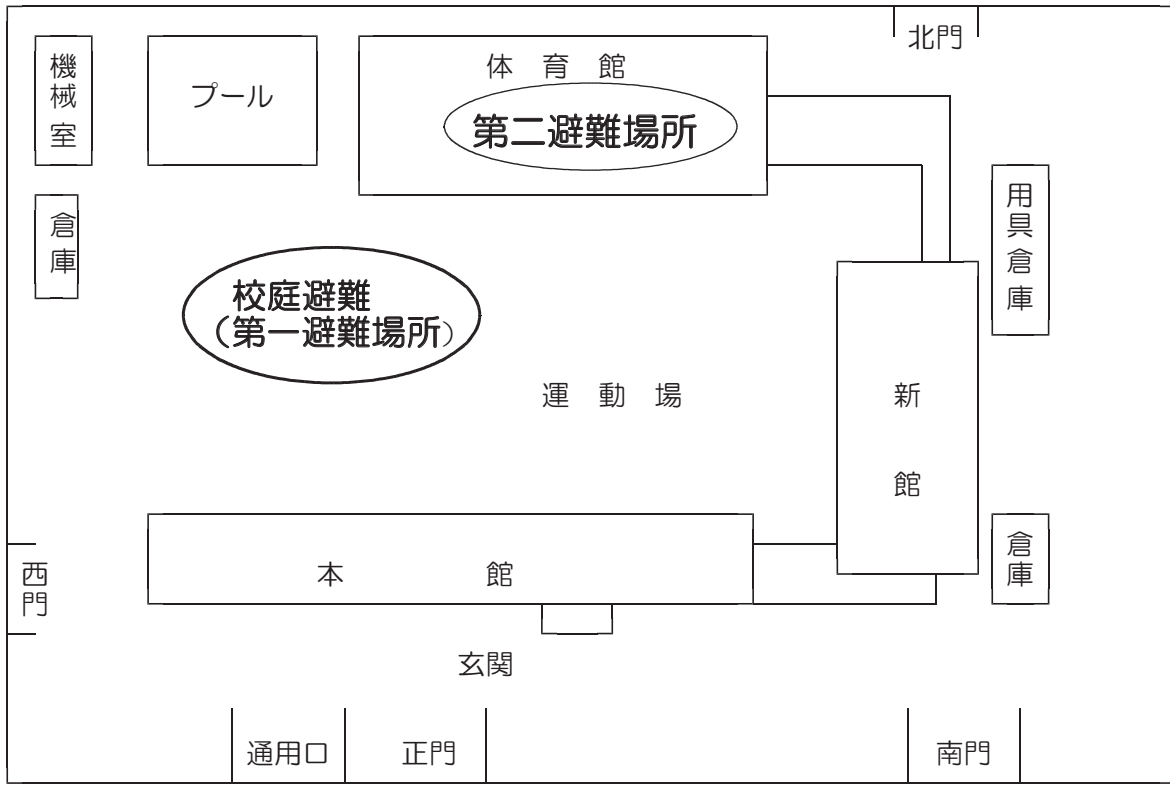
機 関 名	電 話 番 号
〇〇警察署 (緊急時 110番)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇消防署 (緊急時 119番)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇教育委員会△△課	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇病院 (内科)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇病院 (外科)	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
学校医 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
学校歯科医 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
学校薬剤師 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇保健所	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇

氏 名	電 話 番 号
校 長 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
教 頭 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
P T A会長 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
近隣の学校 〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
〇〇 △△	〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇

[掲示場所：校長室、職員室 (事務室)、保健室]

15 避難経路図

校内のあらゆる場所での事件・事故災害を想定して、その事案に対応した複数の避難経路を準備しておく。



- * 校内に複数の避難場所を設定しておく。
- * 避難場所は、災害や不審者侵入の状況によって判断し、本部が指示をする。
指示がない場合は教室にいる教職員が判断する。危険等から離れることを原則にする。
児童にも危険から離れることを指導しておく。
- * 避難したときには、教職員の役割分担に従って、児童の安全確認を行う。
- * 不審者侵入の際は、教室待機の場合もある。

校外の避難場所

災害に応じて、校外の避難場所を設定する。
避難場所に設定した場所とは事前に連携しておく。(市の防災担当部局と十分な協議が必要)

〇〇川の氾濫	国道〇号線を通して□□高等学校の体育館へ避難する。
--------	---------------------------

16 状況記録用紙

※状況に応じて、模造紙やホワイトボード、黒板に記入する。

(時刻)	(事象・内容)	(対応者)	(記入者)

(記入例)

(時刻)	(事象・内容)	(対応者)	(記入者)
14:00	地震発生 運動場へ避難指示	本部(教頭)	本部(事務山下)
14:05	避難終了 不明児童確認 2-3(女、山田) 5-2(男、田中)	救助班搜索	山下
14:08	給食室、理科室より出火確認 初期消火 消防署連絡	災害対応班 本部(山下)	山下 山下
14:12	不明児童山田2-3教室で発見 負傷・意識あり 応急手当 救急車要請	救護班 山下	山下 教頭
14:15	消防車到着		
14:17	負傷児童3名 1-1(女、鈴木) 3-1(男、佐藤) 4-2(男、山本) 救護所で応急手当	救護班 同乗者(高橋)	山下 山下
14:18	負傷児童(山田)搬送		
14:20	不明児童5-2(男、田中) 図書室机の下で発見	救助班3名図書室へ	山下
14:30	山田搬送先決定 京都病院へ		山下
14:30	山田保護者へ連絡		教頭
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.

18 緊急下校確認カード

引渡し確認表

年度初めに担任は「緊急下校確認カード」を作成（保護者が記入）し、電話下の棚に保管する。

平成〇〇年度 緊急時下校確認カード	
〇〇市立〇〇小学校	
年 組 番 氏名	
保護者の緊急連絡先 <	>
緊急時の下校先(該当する番号に○)	
1 自宅へ	
2 校区内の自宅以外へ()宅	
地域名 _____	
続柄 ()	
3 学校待機	
4 学童保育	
5 在校兄弟姉妹	年 組 氏名
	年 組 氏名

担任は引渡し確認表に児童氏名を記入しておく。引渡しの際は、児童、引取り者、教職員で必ず確認する。

1年1組		引渡し場所	引渡し時刻	引取り者 確認サイン	続柄	確認に立ち 会った教職員	下校後の連絡先
1	京都太郎	体育館	10:30	京都	母	山田	自宅
2	京都花子	体育館	10:45	佐藤	祖父	山田	祖父宅 〇〇-△△△△
3	田中京子	体育館	10:50	田中	父	山田	〇〇小学校避難所
4	・						
5	・						
6	・						

■年度当初に準備

■引渡しの際は児童生徒等、引取り者、教職員で確認

19 報 告 文

保護者向け報告文(例)

〇〇年〇月〇日

保護者 様

〇〇〇立〇〇〇学校
校 長 〇〇 〇〇

〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について

この度の〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について、取り急ぎ御報告させていただきます。

(事実概要)

(休校措置・再開の目途について)

(保護者説明会の開催について)

(心のケア等に関する取組)

保護者説明会の次第・内容等の一例

司会・進行(教務主任)

一、 学校長全体説明(校長)

一、 説明(教頭)

(一) 事件・事故の概要

発生日時、場所

加害者、被害者

人数、被害の程度

被害者への対応

応急手当、救急車

家庭訪問

(三) 今後の対応

見舞い、心のケア

安全対策、休校措置

関係機関との連携

協力依頼

防犯パトロール

不審者の情報提供

一、 質疑応答

終わる

20 登下校時における危険等発生時の対応

不審者情報・事件・事故災害の学校への第1報

* 緊急対応が必要か判断

緊急対応

<緊急対応を要しない場合>

状況に応じて、警察、教育委員会等関係機関に通報。地域住民・保護者・ボランティア等と連携を図り、対策を強化

被害者等の安全確保

<学校の対応>

- 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には110番通報を行う。
- ボランティア等の支援を得て、児童の安全確保を図る。
- 現場(病院等含む)に急行し、情報収集と整理を行う。
 - (1) 避難している児童の安全確保
 - (2) 不審者の現在の様子
 - (3) 現場での対応の様子
 - (4) 負傷者の搬送の状況
- 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 負傷者がいる場合には、119番通報や保護者への連絡を行う。

登下校の安全確保

(不審者が確保されていない場合)

<学校の対応>

- 1 安全確保までの児童の保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。
 - (1) 児童の現状の把握
 - (2) 下校前であれば、安全確保まで学校待機
 - (3) 保護者への引渡しや保護者同伴の集団登下校などを行う。
- 2 地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会等への支援要請を行う。
- 3 必要に応じて、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

事後の対応や措置

<学校の対応>

- ・情報の整理と提供
- ・児童への説明と指導
- ・保護者等への説明
- ・心のケア
- ・再発防止対策実施
- ・報告書の作成
- ・災害共済給付請求
- ・地域住民・保護者・ボランティア等に協力要請

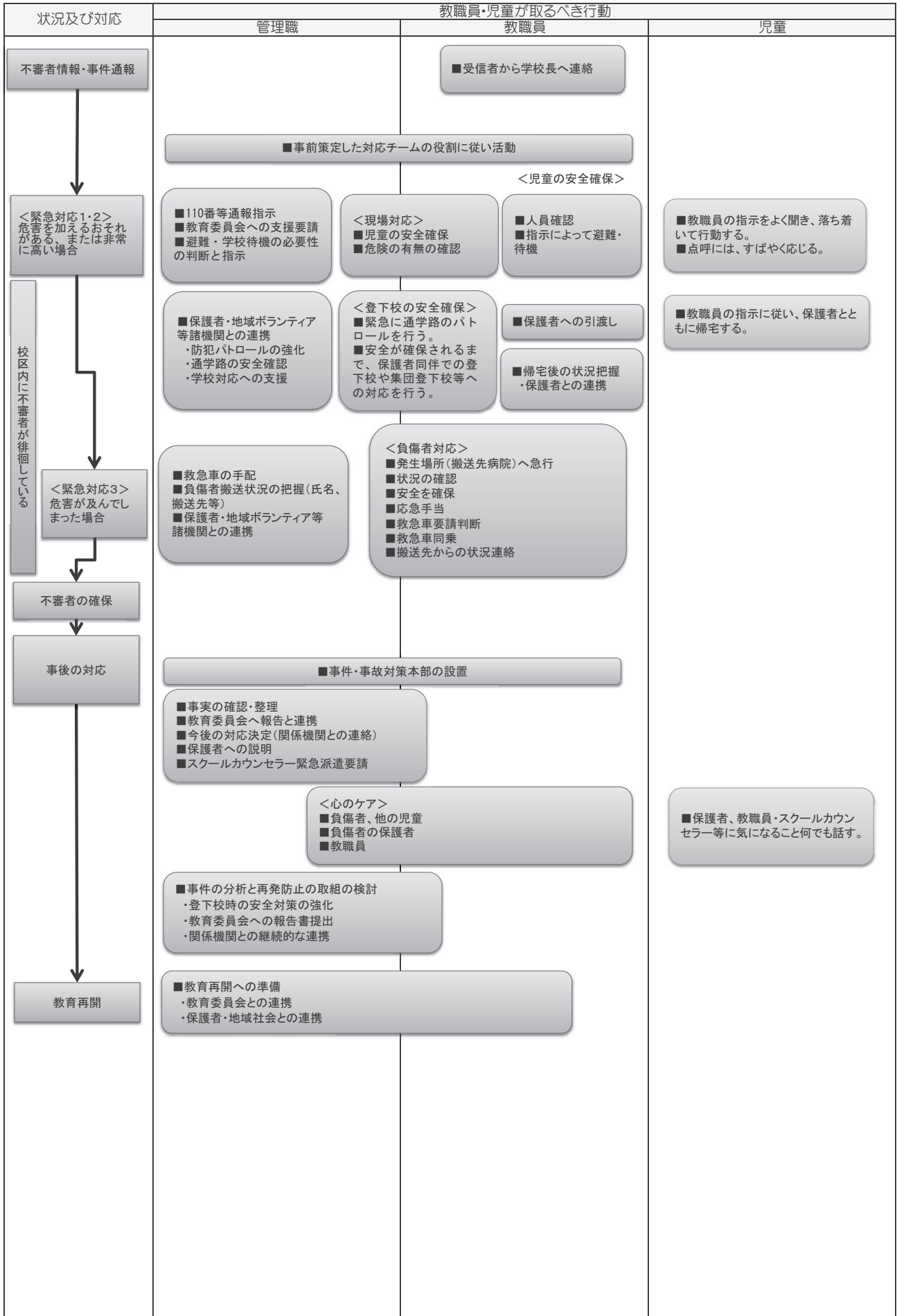
登下校時の安全対策の強化

<地域住民・保護者・ボランティア等の対応>

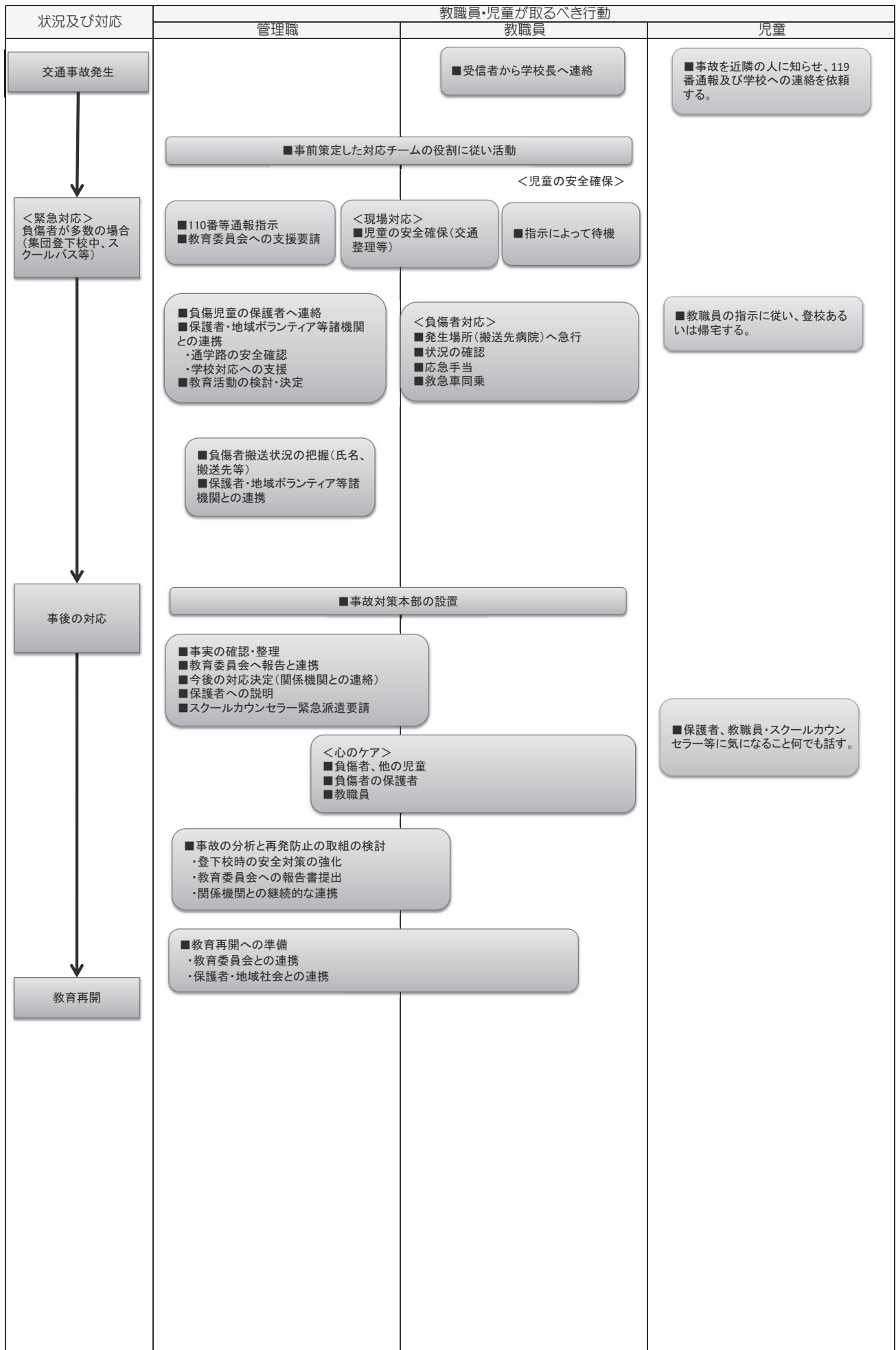
- ・防犯パトロールの強化
- ・保護者等による安全点検
- ・通学路の防犯施設・設備などの整備・充実
- ・不審者情報等の情報ネットワークの整備・充実
- ・ボランティア等の研修
- ・学校の事後対応への支援

21 登下校時における危険等発生時対応フロー

21-1 登下校時の不審者情報・事件対応フロー



21-2 登下校時の交通事故対応フロー



21-3 登下校時の地震発生時における対応フロー

状況及び対応	教職員・児童が取るべき行動		
	管理職	教職員	児童
地震発生			
安全確保	■身を守る行動をとる。		■身を守る行動をとる。
揺れの収束			
避難	■校内災害対策本部設置		
避難場所での安否確認、行方不明・負傷者等対応	■事前策定した災害対応チームの役割に従い活動 ・在校教職員で対応チームを編成し活動(不在教職員のカバーも確認) ・通勤途中の場合は、安全を確認しながら学校または児童が避難する避難場所で合流		
	<p>■児童の安否確認及び安全を確保する。 沿岸地域で津波警報が発表された場合などは、状況により二次避難をさせる。(緊急性が求められる場合は、二次避難所で確認)</p> <p>■行方不明者の捜索や救出救助を行う。</p> <p>■負傷者等の有無を確認し、応急処置・医療機関への搬送等の対応を行う。</p>		
被害対応・関係機関への報告	■施設・設備等の被害状況を確認する。		
	■危険箇所を立入禁止措置にする。		
保護者への引渡し	■避難場所の安全を確保し、警戒する。		
	■必要に応じて消防等の関係機関、市災害対策本部へ状況報告し、救助要請を行う。		
避難所運営等支援	■教育委員会へ被害状況を報告する。		
	■学校にいる児童を保護者に引き渡す等の対応を行う。		
教育再開	■引渡しができない児童を待機させる。		
	<p>■市の災害担当者到着まで、避難者への対応を行う。</p> <p>■避難場所運営等にかかる支援を行う。</p>		
	■教育再開への準備を行う。		
			<p>■原則として、自宅、学校、地域の避難場所のいずれかの安全で近い所へ向かう。</p> <p>■津波の危険があるときは、最寄りの安全な高台へ避難する。</p>
			<p>■登校した場合は、教職員の指示に従い避難する。</p> <p>■帰宅した場合は、学校へ連絡する。</p>
			<p><登校してきた児童></p> <p>■教職員の指示に従い、保護者とともに帰宅する。</p> <p>■状況によっては、避難場所での待機を継続する。</p>

22 避難所の運営

本校は広域避難場所になっている。市の防災担当部局の職員が配置されるまで、本校の教職員で避難所を運営する。

教育活動中	児童の安全確保と教育活動を最優先とする。 管理職及び担任外（授業担当教諭以外）の教職員で初期対応する。
教育活動外、 教育活動継続が 不可能な場合	児童の安全を優先しつつ、対応可能な教職員で初期体制をとり運営する。 広域的な大災害の場合、市の防災担当部局との連携が図れないことも考えられるので、教職員のみで運営する体制を整える。

役割分担表

対応可能な教職員で役割を分担し、避難所運営業務を行う。

災害種類や規模、季節、気候などによって対応を臨機応変にすること。

役割分担	最少人数	仕事内容
避難所運営本部	(1)	各分担を掌握し、適宜対応を検討しながら方針を決める。(管理職または準じる者)
避難所受入れ・ 区割り・ 名簿作成班	1	避難者を受け入れ、誘導、避難者の名簿を作成する。また、避難者の人数に応じて区割りを行い、避難所が共同生活しやすくなるよう支援する。
被害状況調査・ 情報収集・伝達班		校舎・避難所の建物、設備等の点検を行う。また、通信やライフライン、市広報等の情報収集、校区被害情報の収集を行う。
設備班	1	避難所で使用する設備(放送、トイレ、電源等)の設置を行う。
物資運搬・保管班		備蓄品の現有数を確認し、不足分等を運搬・保管する。支援物資の配給、設備保管庫の整理、物資管理等を行う。
食事班		基本的には朝食と夕食の準備支援を行う。
ごみ処理班		食事や避難所生活で出るごみの処理とごみ置き場管理を行う。
救護班	1	けが、病気等の応急処置、市や消防署への連絡を行う。
児童生徒管理・ 安全(否)確認班		保護者への引渡しを行いながら、欠席・早退者の安全(安否)確認を行う。夜間・休日の場合は、状況に応じて確認を行う。

避難者名簿

避難者名簿

	家族番号	氏名	よみがな	年齢	性別	住所	入所日	退所日	退所後連絡先	退所後住所
1	1									
2	1									
3	1									
4	2									
5										
6										
7										
8										
9										
10										

コンピュータが使用可能なら、表計算ソフトで作成し、検索しやすいようにデータベース化する。

同居していない家族や知人が避難所を訪ねてきても確認ができるように掲示用も作成する。掲示する際には、個人情報の保護に配慮する。

避難所運営のための事前準備

年度初めに必ず以下のことを確認する。

<p>市の防災課の避難所運営担当者の確認</p> <p>◇◇課 ○○ △△課長 連絡先 ○○○-△△-××××</p>
<p>避難所開設の際に市が準備してくれるもの</p> <p>非常食、水、毛布、懐中電灯、ビニールシート……………</p>
<p>備蓄品の確認(市の防災課、◇◇小、△△中と一緒に)</p> <p>△△中の備蓄倉庫の確認。</p> <p>非常食(児童数プラス100)、水、毛布……………</p>
<p>学校にある備蓄品</p> <p>保管場所 体育館下倉庫</p> <p>備蓄品 毛布、ビニールシート、新しい乾電池(毎年入れ替えること)、ラジオ、懐中電灯</p> <p>水、ゴミ袋……</p>

23 事後の対応・報道関係機関への対応

事後の対応

- 1 本部（管理職）
 - ◎ 再発防止、学校再開のための総括
 - ◎ 報告書の作成
 - ◎ 保護者、地域社会との連携方策等の改善
- 2 安全部・担任・救護
 - ◎ 負傷者に対するケア
 - ◎ 心のケア
 - ◎ 学校医等との連携体制の改善
 - ◎ 安全教育の内容、指導体制等の見直し
- 3 安全部・不審者対応
 - ◎ 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善
 - ◎ 危機管理体制、役割分担の見直し

報道関係機関への対応

基本的な対応

- (1) 教育委員会との連携
記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会と緊密な連携を図る。
- (2) 窓口の一本化
取材要請があった場合、窓口を一本化し、校長又は教頭で対応する。

京都府学校危機支援チーム（CCST）派遣依頼

- 1 派遣対象
学校だけでは解決困難であり子どもたちの多くが心に傷を受ける可能性がある事故・事件等（おおむねレベルⅡ以上）
- 2 依頼方法
学校長から市教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。
- 3 留意事項
「学校危機対応教職員ハンドブック（京都府教育委員会作成）」を参照に、校内チームの態勢を整える。
CCSTは、市教育委員会と連携し、校内チームの各班への指導・助言によって学校危機への支援を行う。

「25 京都府学校危機支援チーム（CCST）」参照

事件・事故・災害に遭遇

心のキズ

PTSDの主な症状

- 持続的な再体験
 - ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
 - ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）。等
- 体験を連想させるものからの回避や感情が麻痺したような症状
 - ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。
 - ・体験した出来事を思い出せない。
 - ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。等
- 感情・緊張が高まる
 - ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。
 - ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことで驚く。等

PTSDの予防・対応

- 普段の生活リズムを取り戻す。
- 症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。
- 子どもが嫌がることはしない。

心の健康状態の把握

- 保護者等の情報
- 保健室の来室状況
- 質問紙による調査
- 日常生活の健康観察

支援体制の確立

☆ 学校を中心とした専門家（精神科医、カウンセラー等）・地域の関係機関等との連携

日頃から教育相談活動や健康相談活動が学校の教育活動に位置づけられ円滑に運営されていることが大切です。

回復

25 京都府学校危機支援チーム（CCST）の派遣

派遣チームの概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 京都府学校危機支援チーム
略称CCST（Combined Crisis Support Team） |
| 2 | 目 的 | 学校危機へのサポート（緊急対応） |
| 3 | 対 象 | 京都府の公立（京都市立を除く）小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に所属する子どもたちの多くが心に傷を受ける可能性がある事故・事件等（おおむね参考資料表1レベルⅡ以上）。ただし、参考資料表2の事案についても派遣することがある。 |
| 4 | 依頼方法 | 校長から市町（組合）教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。（府立学校においては、校長から府教育委員会へ依頼する。） |
| 5 | 派遣隊員 | 京都府学校危機支援チームに登録されている隊員 |
| 6 | 派遣期間 | 3日間以内（その後の支援は従来のスクールカウンセラー活用事業の緊急配置によるものとする。） |
| 7 | 支援内容 | 二次被害の拡大防止と心の応急処置
① 被害評価とケアプラン策定の手助け
② 教職員への助言、サポート
③ 保護者への支援
④ 子どもと保護者への応急対応
⑤ その他（報道対応サポート） |
| 8 | そ の 他 | 京都府学校危機支援チーム（CCST）は、市町（組合）教育委員会と連携し、校内チームの各班に指導・助言を行う。 |

派遣チームの組織

	教育委員会主体指揮監督隊	⇄ 連携	専門家主体直接ケア隊（CST）
リーダー	サポートリーダー（教育委員会職員）		ケアリーダー（臨床心理士）
構 成	教育委員会職員 専門家（臨床心理士）		専門家（臨床心理士、看護師） 教育委員会職員
任 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの策定 ・遺族対応 ・保護者会対応 ・マスコミ対応 ・学校安全サポート 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのケア態勢 ・保護者へのケア態勢 ・教職員へのケア態勢

参考資料 表1 学校危機対応のレベル

●学校管理下 ○学校管理外

事件規模	レベル	事 案 例	京都府
大規模	VI	●北オセチア共和国学校テロ	
	V	●大阪池田小事件	
中規模	IV	●佐世保市の小6殺害事件（全国マスコミ殺到） ●寝屋川市教師殺害事件（〃） ●仙台ウォークラリー事故、3人死亡、20人以上重軽傷（〃） ●山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送（〃）	●日野小事件 ●宇治小事件
	III強	●校内での飛び降り自殺、目撃多数、学校に報道殺到 ●小学校のプールで水死、児童目撃多数、学校に報道殺到	
	III弱	●児童の列に車、1人死亡、2人怪我、目撃数名、学校に報道多数 ○親子心中事件、学校に報道多数	○宇治学習塾事件
小規模	II	○親子心中事件、学校に取材なし～僅か ○自宅での自殺、学校に取材なし～僅か ●体育中に児童が倒れ、搬送先の病院で死亡 ○夏休み中に川での水の事故、複数児童目撃	
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で児童死亡 ○自宅で家族の自殺を児童が目撃	

出典 全国CRT標準化委員会

参考資料 表2 学校危機支援チームの派遣を検討する事案

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模事案（レベルII以下）や個人被害事案 ◆ 単発的でない事案 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめなどの継続的トラウマ ・感染症による死亡などの事案 ・児童の行方不明 ◆ 背景の問題が重要となる事案 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での自殺 ・自殺未遂 ・子どもによる加害 ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不祥事 ・災害 ・時間が経ってからの派遣依頼
--

[参考文献]

文部科学省

- 小学校学習指導要領 平成 20 年 3 月
- 中学校学習指導要領 平成 20 年 3 月
- 高等学校学習指導要領 平成 11 年 3 月
平成 20 年 3 月
- 特別支援学校幼稚部教育要領 平成 21 年 3 月
- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 平成 22 年 3 月
- 防災教育のための参考資料「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 平成 10 年 3 月
- 学校等の防災体制の充実について（第二次報告） 平成 8 年 9 月

東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

- 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」 中間とりまとめ
平成 23 年 9 月

(財)全日本交通安全協会

- 自転車の交通安全ブック 平成 22 年 4 月

いのちを守る「知恵」をはぐくむために
～学校における安全教育の手引～ 東日本大震災の教訓を踏まえて

平成 24 年 1 月 発 行

京都府教育委員会

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話 (代表) 075-451-8111